

中間市 地域防災計画

【計画編】

令和5年度版

中間市 地域防災計画

目 次

第 1 章 総 則

第 1 節 目的	1 章 1 節-1
第 2 節 計画の方針、構成	1 章 2 節-1
第 3 節 防災関係機関の業務大綱	
第 1 項 実施責任及び処理すべき事項又は業務の大綱	1 章 3 節-1
第 2 項 市民の基本的責務	1 章 3 節-11
第 3 項 災害に関する調査研究の推進	1 章 3 節-11
第 4 節 市の現況	1 章 4 節-1
第 5 節 災害危険箇所	1 章 5 節-1
第 6 節 災害の想定	
第 1 項 既往災害の事例	1 章 6 節-1
第 2 項 災害の想定	1 章 6 節-23

一般災害対策計画

第 2 章 災害予防計画

第 1 節 市防災会議、災害対策本部運用計画	
第 1 項 市防災会議運用計画	2 章 1 節-1
第 2 項 市災害対策本部組織計画	2 章 1 節-3
第 2 節 自主防災組織整備計画	
第 1 項 自主防災組織育成計画	2 章 2 節-2
第 3 節 防災知識普及計画	
第 1 項 防災知識の普及計画	2 章 3 節-2
第 4 節 訓練計画	
第 1 項 総合防災訓練	2 章 4 節-1
第 5 節 防災施設、資機材等整備計画	
第 1 項 防災中枢機能等の確保・充実	2 章 5 節-2
第 2 項 情報通信施設等の整備	2 章 5 節-2
第 3 項 装備資機材等の整備充実	2 章 5 節-6
第 4 項 備蓄物資の整備	2 章 5 節-9
第 5 項 災害時用臨時ヘリポートの整備	2 章 5 節-10

第6項	避難所等整備	2章5節-11
第7項	業務継続計画	2章5節-13
第6節	広域応援体制整備計画	
第1項	市町村間の相互協力体制の整備	2章6節-3
第2項	防災関係機関の連携体制の整備	2章6節-3
第7節	要配慮者対策計画	
第1項	社会福祉施設、病院等の対策	2章7節-1
第2項	在宅の要配慮者対策	2章7節-2
第3項	要配慮者への防災教育・訓練等の実施	2章7節-3
第4項	避難行動要支援者に対する対応	2章7節-4
第8節	水害予防計画	
第1項	河川対策	2章8節-1
第9節	土砂災害予防計画	
第1項	急傾斜地・地すべり崩壊対策	2章9節-2
第2項	土石流災害対策	2章9節-3
第3項	山地災害対策	2章9節-4
第4項	土砂災害防止法の推進	2章9節-4
第10節	都市防災関連計画	
第1項	土地利用計画	2章10節-1
第2項	土地区画整理・市街地再開発事業計画	2章10節-2
第3項	公園・緑地整備計画	2章10節-3
第4項	宅地造成規則や建築不燃化等による防火対策	2章10節-4
第11節	建築物災害予防計画	
第1項	公共施設等災害予防対策	2章11節-1
第2項	文化財災害予防対策	2章11節-2
第12節	上水道、下水道施設災害予防計画	
第1項	上水道施設災害予防計画	2章12節-1
第2項	下水道施設災害予防計画	2章12節-2
第13節	交通施設災害予防計画	
第1項	道路整備計画	2章13節-1
第2項	法面崩壊対策	2章13節-3
第3項	鉄道施設	2章13節-4
第14節	農林業災害予防計画	
第1項	農業災害予防計画	2章14節-2
第2項	農作物災害予防計画	2章14節-3
第3項	災害予防に関する試験研究の推進	2章14節-4
第4項	防災思想の普及	2章14節-4
第5項	防災基盤の整備	2章14節-5

第6項	防災営農体制の整備-----	2章14節-5
第15節	火災予防計画	
第1項	消防力・消防施設等の整備強化対策-----	2章15節-2
第2項	火災危険区域等の防火対策-----	2章15節-3
第3項	防火防災管理体制の強化対策-----	2章15節-5
第4項	予防指導・査察計画-----	2章15節-5
第16節	林野火災予防計画	
第1項	予防体制等の強化-----	2章16節-1
第2項	予防施設等の整備-----	2章16節-2
第3項	防火思想の普及-----	2章16節-3
第17節	危険物災害予防計画	
第1項	危険物災害予防対策-----	2章17節-2
第2項	高圧ガス災害予防対策-----	2章17節-3
第3項	火薬類災害予防対策-----	2章17節-4
第4項	毒物劇物災害予防対策-----	2章17節-4
第5項	輸送対策-----	2章17節-4
第18節	公益事業等施設災害予防計画	
第1項	電気施設災害予防対策-----	2章18節-1
第2項	ガス施設災害予防対策-----	2章18節-2
第3項	通信施設災害予防対策-----	2章18節-3
第19節	中高層建築物災害予防計画	
第1項	中高層建築物災害予防計画-----	2章19節-1

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

- 第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画-----3章1節-1

第2節 動員配備計画

- 第1項 市の動員配備計画-----3章2節-1

- 第2項 指定地方行政機関等の動員配備体制-----3章2節-8

第3節 気象予報・警報等伝達計画

- 第1項 予報・警報等の種類・基準計画-----3章3節-1

- 第2項 注意報警報等の伝達系統-----3章3節-3

- 第3項 洪水予報・水防警報-----3章3節-4

第4節 被害情報等収集伝達計画

- 第1項 災害情報の収集-----3章4節-1

- 第2項 被害情報の調査要領、伝達-----3章4節-3

- 第3項 被害情報の報告基準-----3章4節-4

- 第4項 通信計画-----3章4節-8

第5節 災害広報計画

- 第1項 広報体制の整備-----3章5節-1

- 第2項 広報要領-----3章5節-2

第6節 自衛隊災害派遣要請要求計画

- 第1項 災害派遣要請要求の基準-----3章6節-1

- 第2項 災害派遣要請要求要領-----3章6節-2

- 第3項 派遣部隊等の受入れ体制-----3章6節-3

第7節 広域応援要請計画

- 第1項 縣市町村間等の応援要請-----3章7節-1

- 第2項 他市町村への応援の実施-----3章7節-2

- 第3項 協定に基づく応援派遣要請-----3章7節-3

第8節 避難計画

- 第1項 避難所及び避難地-----3章8節-1

- 第2項 避難指示等並びに伝達-----3章8節-5

- 第3項 避難誘導及び移送-----3章8節-14

- 第4項 避難所の開設-----3章8節-19

- 第5項 要配慮者等を考慮した避難対策-----3章8節-23

第9節 水防計画

- 第1項 水防法の措置-----3章9節-1

- 第2項 市の水防体制-----3章9節-5

第10節 消防計画

- 第1項 消防計画-----3章10節-1

第 11 節	土砂災害応急対策計画	
第 1 項	警戒体制の確立-----	3 章 11 節-1
第 2 項	災害発生時の報告-----	3 章 11 節-5
第 3 項	救助活動-----	3 章 11 節-5
第 12 節	救出計画	
第 1 項	救出対策-----	3 章 12 節-1
第 2 項	公安警備計画-----	3 章 12 節-2
第 13 節	医療救護計画	
第 1 項	医療体制-----	3 章 13 節-1
第 2 項	搬送体制の確保-----	3 章 13 節-5
第 3 項	情報収集・連絡体制-----	3 章 13 節-6
第 4 項	集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策-----	3 章 13 節-6
第 5 項	災害救助法に基づく措置-----	3 章 13 節-7
第 14 節	給水計画	
第 1 項	給水計画-----	3 章 14 節-1
第 15 節	食料供給計画	
第 1 項	食料供給計画-----	3 章 15 節-1
第 16 節	生活必需品等供給計画	
第 1 項	生活必需品等供給計画-----	3 章 16 節-1
第 17 節	義援金品配分計画	
第 1 項	義援金品配分計画-----	3 章 17 節-1
第 18 節	交通対策計画	
第 1 項	交通対策-----	3 章 18 節-1
第 19 節	緊急輸送計画	
第 1 項	輸送の確保-----	3 章 19 節-1
第 2 項	緊急輸送計画-----	3 章 19 節-4
第 20 節	防疫、清掃、食品衛生監視計画	
第 1 項	防疫対策-----	3 章 20 節-1
第 2 項	清掃対策-----	3 章 20 節-4
第 3 項	保健衛生対策-----	3 章 20 節-6
第 21 節	行方不明者の搜索、対策及び埋葬計画	
第 1 項	行方不明者の搜索、対策及び埋葬計画-----	3 章 21 節-1
第 22 節	障害物除去計画	
第 1 項	障害物除去計画-----	3 章 22 節-1
第 23 節	文教対策計画	
第 1 項	学校教育対策-----	3 章 23 節-1
第 24 節	応急仮設住宅提供等計画	
第 1 項	仮設住宅・住宅応急修理体制-----	3 章 24 節-1

第 25 節	要員確保計画	
第 1 項	要員確保計画-----	3 章 25 節-1
第 26 節	ボランティア応急活動計画	
第 1 項	災害ボランティア参加の受入れ-----	3 章 26 節-1
第 2 項	ボランティア活動支援-----	3 章 26 節-3
第 27 節	公共土木施設災害対策計画	
第 1 項	公共土木施設対策-----	3 章 27 節-1
第 2 項	鉄道施設対策-----	3 章 27 節-2
第 28 節	上水道、下水道施設災害対策計画	
第 1 項	上水道、下水道施設対策-----	3 章 28 節-1
第 29 節	公益事業等施設災害対策計画	
第 1 項	電力施設災害対策-----	3 章 29 節-1
第 2 項	ガス施設災害対策-----	3 章 29 節-3
第 3 項	通信施設災害対策-----	3 章 29 節-4
第 30 節	危険物等災害対策計画	
第 1 項	危険物等災害対策-----	3 章 30 節-1
第 2 項	高圧ガス災害対策-----	3 章 30 節-2
第 3 項	火薬類災害対策-----	3 章 30 節-4
第 4 項	毒物劇物災害対策-----	3 章 30 節-4
第 31 節	農林業災害対策計画	
第 1 項	農林業災害対策-----	3 章 31 節-1
第 32 節	林野火災対策計画	
第 1 項	火災通報等-----	3 章 32 節-1
第 2 項	火災通報等伝達系統-----	3 章 32 節-2
第 3 項	消火活動体制-----	3 章 32 節-3
第 33 節	中高層建築物災害応急対策計画	
第 1 項	救出対策等-----	3 章 33 節-1
第 2 項	消防活動-----	3 章 33 節-2
第 34 節	災害救助法適用計画	
第 1 項	災害救助法の適用基準-----	3 章 34 節-1
第 2 項	災害救助法の手続-----	3 章 34 節-7
第 3 項	救助の実施-----	3 章 34 節-9
第 4 項	災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 -----	3 章 34 節-9
第 5 項	基本法の定める応急処置-----	3 章 34 節-10

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第1項 災害復旧事業計画----- 4章1節-1

第2項 災害復旧事業に伴う財政援助----- 4章1節-3

第2節 被災者の生活確保計画

第1項 被災者の生活確保----- 4章2節-1

第2項 租税の徴収猶予及び減免----- 4章2節-2

第3節 災害復旧資金対策計画

第1項 災害弔慰金等の支給----- 4章3節-1

第2項 罹災証明の発行----- 4章3節-7

地震災害対策計画

第5章 地震災害予防計画

第1節 地震防災緊急事業整備計画

第1項 地震防災緊急事業整備計画----- 5章1節-1

第2節 地域の防災力の向上

第1項 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化----- 5章2節-1

第3節 地震防災活動体制の整備計画

第1項 災害応急体制の整備----- 5章3節-1

第2項 二次災害防止体制の整備----- 5章3節-3

第4節 防災施設、設備等の整備計画

第1項 情報の収集・連絡体制の整備----- 5章4節-1

第2項 避難収容体制の整備----- 5章4節-2

第3項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備----- 5章4節-3

第5節 地震に強いまちづくり計画

第1項 防災都市基盤整備計画----- 5章5節-1

第2項 地盤災害予防計画----- 5章5節-3

第3項 建築物災害予防計画----- 5章5節-4

第 6 章 地震災害応急対策計画

第 1 節 災害対策本部、災害警戒本部組織計画

第 1 項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画----- 6 章 1 節-1

第 2 節 動員配備計画

第 1 項 市の動員配備計画----- 6 章 2 節-1

第 3 節 情報収集伝達計画

第 1 項 情報収集伝達計画----- 6 章 3 節-1

第 2 項 災害広報計画-----6 章 3 節-4

第 4 節 避難収容計画

第 1 項 避難収容計画-----6 章 4 節-1

第 5 節 救出医療計画

第 1 項 救出医療計画-----6 章 5 節-1

第 6 節 被災地の救援活動計画

第 1 項 救護活動計画-----6 章 6 節-1

第 7 節 被災地の応急活動計画

第 1 項 応急活動計画-----6 章 7 節-1

第 2 項 応急住宅対策-----6 章 7 節-2

第 3 項 防疫、清掃計画-----6 章 7 節-3

第 4 項 公共施設対策-----6 章 7 節-4

第 7 章 地震災害復旧計画

第 1 節 災害復旧、復興計画

第 1 項 災害復興計画----- 7 章 1 節-1

第 2 項 激甚災害に伴う措置----- 7 章 1 節-2

第 2 節 被災者の生活確保計画

第 1 項 被災者の生活確保計画----- 7 章 2 節-1

その他の内容については、一般災害対策計画に準拠し参照する。

原子力災害対策計画

第 8 章 原子力災害対策計画

第 1 節 総則

第 1 項 総則 -----8 章 1 節-1

第 2 節 原子力災害事前対策

第 1 項 効果的な応急対策活動のための事前対策 -----8 章 2 節-1

第 2 項 市民などの防災力の向上 -----8 章 2 節-3

第 3 節 原子力災害応急対策

第 1 項 災害応急対策の概要 -----8 章 3 節-1

第 2 項 活動体制の確立 -----8 章 3 節-1

第 3 項 応急対策活動の実施 -----8 章 3 節-7

第 4 節 原子力災害復旧対策

第 1 項 被災者の生活再建等の支援 -----8 章 4 節-1

第 5 節 複合災害対策

第 1 項 複合災害事前対策 -----8 章 5 節-1

第 2 項 複合災害応急対策 -----8 章 5 節-1

第1章 総則

第1節 目的

中間市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、中間市防災会議が作成する計画であって、中間市、福岡県（以下「市」、「県」という。）、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に發揮して、市における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

この計画においてあげる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

- 市 : 中間市
- 県 : 福岡県
- 基本法 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- 救助法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）
- 市地域防災計画 : 災害対策基本法第42条に基づき中間市防災会議が作成する中間市地域防災計画
- 県地域防災計画 : 災害対策基本法第40条に基づき福岡県防災会議が作成する福岡県地域防災計画
- 市災対本部 : 災害対策基本法第23条の2に基づき設置する中間市災害対策本部
- 県災対本部 : 災害対策基本法第23条に基づき設置する福岡県災害対策本部
- 県地方本部 : 県地域防災計画に基づき地方に設置する福岡県災害対策地方本部
- 本部長 : 中間市災害対策本部長
- 県本部長 : 福岡県災害対策本部長
- 県地方本部長 : 福岡県災害対策地方本部長
- 消防本部 : 中間市消防本部
- 消防署 : 中間市消防署
- 消防団 : 中間市消防団
- 災害 : 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、高潮、崖崩れ、土石流、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（災害対策基本法第2条）

第2節 計画の方針、構成

1 基本方針

この計画は、市の防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに災害予防、災害応急対策、災害復旧及びそのほかの必要な災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり、計画の樹立並びに推進に当たっては、次の方針を基本とする。

(1) 各種防災対策の推進

災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を推進する。

(2) 防災活動体制の支援強化と防災活動拠点の整備

住民へ防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進し、防災上核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を積極的に支援する。

(3) 防災情報システムの確立及び住民への広報

防災情報システムの確立により、防災情報の収集及び伝達体制を構築し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるような体制を目指す。また、市内の危険箇所の把握に努め、ハザードマップ等を用いて地域住民のおかれた環境を周知し、防災意識の啓発を図る。

(4) 避難所の指定、誘導と収容体制の整備

自治公民館、小学校、中学校、公園、空き地等の指定避難所及び指定緊急避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難所の検討並びに整備体制の充実に努める。

(5) 防災関係機関相互の協力活動体制の整備

防災活動を的確かつ円滑に実施するために関係機関及び応援協力体制との緊密な連携を図れるように努める。

(6) 要配慮者（旧・災害時要援護者）対策及び救助体制の確立

地域ぐるみによる高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、外国人等の災害に際して特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の救助体制、避難所の周知及び誘導等要配慮者に対する防災体制の確立を図る。

(7) 防災意識の高揚と自主的組織の育成

住民に対する防災知識の普及や広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練の実施や自発的な防災活動への参加を促す等地域住民における防災意識の高揚を図る。

(8) 施設や設備の整備及び物資の備蓄、調達並びに輸送体制の確立

災害が発生し、又は発生が予想される場合、円滑な防災活動が遂行できるよう、施設、設備、物資の整備及び備蓄等を図る。また、民間事業者からの物資の供給支援体制及び緊急輸送体制を確立させる。

(9) 大規模施設の防災対策

人が多く集まる公共施設等の大規模施設については、点検整備を強化するとともに耐震性、耐火性を保つように配慮する。民間の施設については、防火対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導する。

(10) 地震対策

大規模地震に備え、人命損失を除去・軽減するための災害予防対策を重視し、総合的な防災対策の整備を推進する。

中間市地域防災計画

第1章 総則

危険箇所の現況、防災対策の基本方針、市及び関係する防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等を定める。

一般災害対策編

第2章 災害予防計画

防災組織や施設、災害危険箇所等に関する整備・改良・点検及び防災訓練や防災知識の普及等、災害の発生を未然に防止又は被害を最小限に防止するための措置についての計画を定める。

第3章 災害応急対策計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防止又は災害の拡大を防止するための組織、災害情報収集・伝達、災害予報・警報の発令・伝達、消防・水防活動、並びに被災者に対する応急的救助の措置等についての計画を定める。

第4章 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての事業計画等に関する基本的方針、生活の確保、財政支援等についての計画を定める。

地震災害対策編

第5章 地震災害予防計画

一般災害と異なる被害をもたらす地震災害に関する予防計画を定める。その他計画は一般災害に準ずる。

第6章 地震災害応急対策計画

大規模震災発生時における応急的措置の対策についての計画を定める。

第7章 地震災害復旧計画

大規模震災発生時における復旧についての計画を定める。

原子力災害対策編

第8章 原子力災害応急対策計画

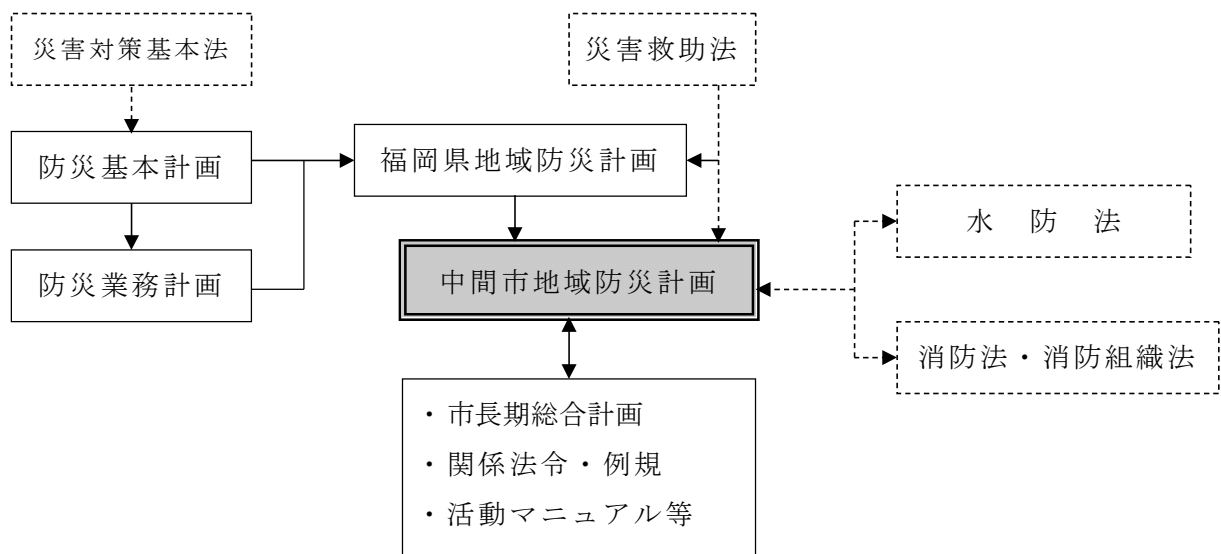
原子力災害発生時における対策についての計画を定める。

2 他計画との関係

この計画は、基本法第42条の規定により、防災業務計画又は県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「中間市水防計画」と十分な調整を図る。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される市基本構想及び市基本計画に矛盾することのないよう検討を行う。



3 計画の修正

この計画は、基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3節 防災関係機関の業務大綱

第1項 実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱

防災関係機関は、その施策が直接的なものであると間接的なものであるものとの間を問わず、一体となって災害の防止に配慮しなければならない。

市、県、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 中間市

市は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。

(1) 中間市

【災害予防】

- ・市防災会議に係る事務に関する事。
- ・市災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。
- ・防災施設の整備に関する事。
- ・防災に係る教育、訓練に関する事。
- ・県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。
- ・防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。
- ・生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。
- ・給水体制の整備に関する事。
- ・管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。
- ・災害危険区域の把握に関する事。
- ・各種災害予防事業の推進に関する事。
- ・防災知識の普及に関する事。
- ・要配慮者の安全確保に関する事。
- ・企業等の防災対策の促進に関する事。
- ・災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関する事。
- ・帰宅困難者対策の推進に関する事。

【災害応急対策】

- ・水防、消防等応急対策に関する事。
- ・災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。
- ・避難の準備情報、指示等及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。
- ・災害時における文教、保健衛生に関する事。
- ・災害広報に関する事。
- ・被災者の救難、救助その他の保護に関する事。
- ・復旧資機材の確保に関する事。
- ・災害対策要員の確保、動員に関する事。
- ・災害時における交通、輸送の確保に関する事。
- ・被災建築物の応急危険度判定の実施に関する事。
- ・関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。
- ・災害ボランティアの活動支援に関する事。
- ・市町村所管施設の被災状況調査に関する事。

【災害復旧】

- ・ 公共土木施設、農地及び農林用施設等の新設、改良及び災害復旧に関すること。
- ・ 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関すること。
- ・ 市民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関すること。

2 福岡県

県は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びほかの地方公共団体等の防災関係機関の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

(1) 福岡県

【災害予防】

- ・ 県防災会議に係る事務に関すること。
- ・ 県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること。
- ・ 防災施設の整備に関すること。
- ・ 防災に係る教育、訓練に関すること。
- ・ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- ・ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること。
- ・ 生活必需品、応急食料等の備蓄に関すること。
- ・ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること。
- ・ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること。
- ・ 防災知識の普及に関すること。
- ・ 要配慮者の安全確保に関すること。
- ・ 緊急消防援助隊調整本部に関すること。
- ・ 企業等の防災対策の促進に関すること。
- ・ 災害ボランティアの受け入れ体制の整備に関すること。
- ・ 保健衛生・防疫体制の整備に関すること。
- ・ 帰宅困難者対策の推進に関すること。

【災害応急対策】

- ・ 災害予警報等情報の収集、伝達に関すること。
- ・ 市の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること。
- ・ 被災児童、生徒等に対する応急教育の実施に関すること。
- ・ 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。
- ・ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること。
- ・ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること。
- ・ 公共土木施設、農地及び農林用施設等に対する応急措置に関すること。
- ・ 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置に関すること。
- ・ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること。
- ・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- ・ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること。
- ・ 被災建築物の応急危険度判定の実施、支援、調整に関すること。
- ・ 災害ボランティアの活動支援に関すること。
- ・ 県所管施設の被災状況調査に関すること。

【災害復旧】

- ・ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関するこ

と。

- ・物価の安定に関する事。
- ・義援金品の受領、配分に関する事。
- ・災害復旧資材の確保に関する事。
- ・災害融資等に関する事。

(2) 福岡県警察本部（折尾警察署）

【災害予防】

- ・災害警備計画に関する事。
- ・警察通信確保に関する事。
- ・関係機関との連絡調整に関する事。
- ・災害装備資機材の整備に関する事。
- ・危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- ・地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。
- ・防災知識の普及に関する事。

【災害応急対策】

- ・災害情報の収集及び伝達に関する事。
- ・被害実態の把握に関する事。
- ・被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事。
- ・行方不明者の調査に関する事。
- ・危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事。
- ・不法事案等の予防及び取締りに関する事。
- ・被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事。
- ・避難路及び緊急交通路の確保に関する事。
- ・交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事。
- ・広報活動に関する事。
- ・死体の見分、検視に関する事。

3 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局

【災害予防】

- ・広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事。
- ・広域的な交通規制の指導調整に関する事。
- ・他の管区警察局との連携に関する事。
- ・管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事。
- ・警察通信の運用に関する事。
- ・津波警報・注意報の伝達に関する事。

(2) 福岡財務支局

【災害応急対策】

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指示、調整に関する事。
- ・国有財産の無償貸付等の措置に関する事。

【災害復旧】

- ・地方公共団体に対する災害融資に関する事。
- ・災害復旧事業の査定立会い等に関する事。

(3) 九州厚生局

【災害応急対策】

- ・ 災害状況の情報収集、通報に関する事。
- ・ 関係職員の前地派遣に関する事。
- ・ 関係機関との連絡調整に関する事。

(4) 九州農政局

【災害予防】

- ・ 米穀の備蓄に関する事。
- ・ 防災体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事。
- ・ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事。

【災害応急対策】

- ・ 応急用食料（米穀及び乾パンを除く。）の調達、供給に関する事。
- ・ 農業関係被害の調査、報告に関する事。
- ・ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事。
- ・ 種子及び飼料の調達、供給に関する事。

【災害復旧】

- ・ 被害農業者等に対する融資等に関する事。
- ・ 農地、施設の復旧対策の指導に関する事。
- ・ 農地、施設の復旧事業費の査定に関する事。
- ・ 土地改良機械の緊急貸付に関する事。
- ・ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関する事。
- ・ 技術者の応援派遣等に関する事。

(九州農政局福岡地域センター)

【災害応急対策】

- ・ 災害時における政府所有米穀の供給に関する事。

(5) 九州森林管理局（福岡森林管理署）

【災害予防】

- ・ 国有保安林、治山施設の整備に関する事。
- ・ 林野火災予防体制の整備に関する事。

【災害復旧】

- ・ 復旧対策用材の供給に関する事

(6) 九州経済産業局

【災害予防】

- ・ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関する事。

【災害応急対策】

- ・ 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関する事。
- ・ 災事業者の業務の正常な運営確保に関する事。
- ・ 電気、ガス、石油製品等の円滑な供給確保に関する事。

【災害復旧】

- ・ 生活必需品、復旧資材等の供給の円滑な確保に関する事。
- ・ 被災中小企業の復旧資金の確保、あつ旋に関する事。

(7) 九州産業保安監督部

【災害予防】

- ・ 鉱山の保安に関する監督指導に関すること。
- ・ 火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保対策の推進に関すること。

【災害応急対策】

- ・ 鉱山における応急対策の監督指導に関すること。
- ・ 災害時における火薬、高圧ガス、都市ガス及び電気施設等の保安確保に関すること。

(8) 九州運輸局（福岡運輸支局）

【災害予防】

- ・ 交通施設及び設備の整備に関すること。
- ・ 宿泊施設等の防災設備に関すること。

【災害応急対策】

- ・ 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。
- ・ 災害時における所管事業者に関する情報の収集に関すること。
- ・ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。
- ・ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。
- ・ 緊急輸送命令に関すること。

(9) 福岡管区気象台

【災害予防】

- ・ 地震・津波に関する観測施設を整備すること。
- ・ 地震・津波等に関する防災知識の普及に努めること。
- ・ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表し、伝達すること。

【災害応急対策】

- ・ 緊急地震速報、津波警報・注意報及び地震・津波情報を発表伝達すること。
- ・ 二次災害防止のため、気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象等に関する警報・注意報及び情報を発表し、伝達すること。
- ・ 災害発生時における気象・地象・水象等に関する観測資料を提供すること。

(10) 九州総合通信局

【災害予防】

- ・ 非常通信体制の整備に関すること。
- ・ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。
- ・ 災害時における通信機器の貸し出しに関すること。

【災害応急対策】

- ・ 災害時における電気通信の確保に関すること。
- ・ 非常通信の統制、管理に関すること。
- ・ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。

(11) 福岡労働局

【災害予防】

- ・ 事業場における災害防止のための指導監督に関すること。
- ・ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及高揚に関すること。

【災害応急対策】

- ・ 労働者の業務上の災害補償に関すること。

- ・被災地域内の事業所への雇用継続の要請、被災による離職者の再就職のあっ旋等に関する事。

(12) 九州地方整備局（国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所）

- ・国土交通大臣が直接管理する河川・道路・公園・官庁施設等について下記の措置をとる。また、緊急を要すると認められる場合、協定書に基づく適切な緊急対応を実施する。

【災害予防】

- ・気象観測通報についての協力に関する事。
- ・防災上必要な教育及び訓練等に関する事。
- ・防災資機材の備蓄、整備に関する事。
- ・雨量、水位等の観測体制の整備に関する事。
- ・道路、橋梁等の耐震性の向上に関する事。
- ・水防警報等の発表及び伝達に関する事。

【災害応急対策】

- ・洪水予警報の発表及び伝達に関する事。
- ・水防活動の指導に関する事。
- ・災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事。
- ・災害広報に関する事。
- ・緊急物資及び人員輸送活動に関する事。
- ・監視カメラ及び災害調査用ヘリコプターによる被災地映像提供に関する事。
- ・災害対策用車両（照明車、排水ポンプ車等）の貸与に関する事。
- ・国土交通省所管施設の被災状況調査に関する事。
- ・通信途絶時における地方公共団体との通信確保（ホットライン確保）に関する事。
- ・市町村その他の防災関係機関との協定に基づく、災害応急対策の支援、協力に関する事。

【災害復旧】

- ・被災公共土木施設の復旧事業の推進に関する事。

4 自衛隊

(1) 自衛隊（陸上自衛隊第40普通科連隊）

【災害予防】

- ・災害派遣計画の作成に関する事。
- ・地域防災計画に係る訓練の参加協力に関する事。

【災害応急対策】

- ・災害派遣による県、市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。

5 指定公共機関

(1) 九州旅客鉄道株式会社（JR 新飯塚駅）

【災害予防】

- ・鉄道施設の防火管理に関する事。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に関する事。

【災害応急対策】

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。

【災害復旧】

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。

(2) 西日本電信電話株式会社（九州支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ（九州支社）、KDDI株式会社

【災害予防】

- ・電気通信設備の整備と防災管理に関すること。
- ・応急復旧通信施設の整備に関すること。

【災害応急対策】

- ・津波警報、気象警報の伝達に関すること。
- ・災害時における重要通信に関すること。
- ・災害関係電報、電話料金の免除に関すること。

(3) 日本銀行（北九州支店）

【災害予防】【災害応急対策】

- ・災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること。

(4) 日本赤十字社（福岡県支部）

【災害予防】

- ・災害医療体制の整備に関すること。
- ・災害医療用薬品等の備蓄に関すること。

【災害応急対策】

- ・災害時における医療助産等の実施に関すること。
- ・避難所奉仕、義援金品の募集、配分等の協力に関すること。

(5) 日本放送協会（北九州放送局）

【災害予防】

- ・防災知識の普及に関すること。
- ・災害時における放送の確保対策に関すること。

【災害応急対策】

- ・気象・地象予警報等の放送周知に関すること。
- ・避難所等における災害情報収集のための放送受信の確保に関すること。
- ・社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関すること。
- ・災害時における広報に関すること。

【災害復旧】

- ・被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。

(6) 日本通運株式会社（福岡支店）

【災害予防】

- ・緊急輸送体制の整備に関すること。

【災害応急対策】

- ・災害時における救助物資の緊急輸送の協力に関すること。

【災害復旧】

- ・復旧資材等の輸送協力に關すること。

(7)九州電力株式会社（北九州支店）

【災害予防】

- ・電力施設の整備と防災管理に關すること。

【災害応急対策】

- ・災害時における電力の供給確保に關すること。

【災害復旧】

- ・被災電力施設の復旧事業の推進に關すること。

(8)日本郵便株式会社（中間郵便局）

【災害応急対策】

- ・災害時における郵便事業運営の確保に關すること。
- ・災害救助法適用時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及びその窓口業務の確保に關すること。

6 指定地方公共機関

(1) 筑豊電気鉄道株式会社

【災害予防】

- ・鉄道施設の防火管理に關すること。
- ・輸送施設の整備等安全輸送の確保に關すること。
- ・災害時における緊急輸送体制の整備に關すること。

【災害応急対策】

- ・災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に關すること。
- ・災害時における鉄道通信施設の利用に關すること。

【災害復旧】

- ・被災鉄道施設の復旧事業の推進に關すること。

(2) 西部瓦斯株式会社

【災害予防】

- ・ガス施設の整備と防災管理に關すること。
- ・導管の耐震化の確保に關すること。

【災害応急対策】

- ・災害時におけるガスの供給確保に關すること。

【災害復旧】

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に關すること。

(3) 西日本新聞社、朝日新聞西部本社、毎日新聞西部本社、読売新聞西部本社、時事通信社福岡支社、共同通信社福岡支社、日刊工業新聞社西部支社

【災害予防】

- ・防災知識の普及に關すること。
- ・災害時における報道の確保対策に關すること。

【災害応急対策】

- ・ 気象予警報等の報道周知に関する事。
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
- ・ 災害時における広報に関する事。

【災害復旧】

- ・ 被災報道施設の復旧事業の推進に関する事。

(4) RKB毎日放送株式会社、株式会社テレビ西日本、九州朝日放送株式会社、株式会社福岡放送、株式会社エフエム福岡、株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送、株式会社 CROSS FM、ラブエフエム国際放送株式会社

【災害予防】

- ・ 防災知識の普及に関する事。
- ・ 災害時における放送の確保対策に関する事。

【災害応急対策】

- ・ 気象・地象予警報等の放送周知に関する事。
- ・ 避難所等への受信機の貸与に関する事。
- ・ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
- ・ 災害時における広報に関する事。

【災害復旧】

- ・ 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事。

(4) 福岡県医師会

【災害予防】【災害応急対策】

- ・ 災害時における医療救護の活動に関する事。
- ・ 負傷者に対する医療活動に関する事。
- ・ 防災会議における行政関係機関及び都市医師会・医療機関間との連絡調整に関する事。

(5) 福岡県歯科医師会

【災害予防】

- ・ 歯科医療救護活動体制の整備に関する事。

【災害応急対策】

- ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する事。

(6) 福岡県トラック協会

【災害予防】

- ・ 緊急、救援輸送即応体制の整備に関する事。

【災害応急対策】

- ・ 緊急、救援物資の輸送協力に関する事。

(7) 福岡県LPガス協会

【災害予防】

- ・ LPガス施設の整備と防災管理に関する事。
- ・ LPガス供給設備の耐震化の確保に関する事。

【災害応急対策】

- ・ 災害時におけるLPガスの供給確保に関する事。

【災害復旧】

- ・被災ガス施設の復旧事業の推進に関すること。

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 農業協同組合

- ・ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施
- ・ 農林関係の県、市の実施する被害調査、応急対策に対する協力
- ・ 被災農業者に対する融資及びその斡旋
- ・ 被災農業者に対する生産資材の確保斡旋

(2) 市商工会

- ・ 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及びあっ旋等
- ・ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっ旋

(3) 危険物関係施設の管理者、ガス事業者等

- ・ 災害時における危険物等の保安措置及び燃料の供給
- ・ 被災ガス施設の復旧事業の推進

(4) 各種社会福祉施設、青年団等文化教育事業団体、自治会地域住民組織、そのほか公共的な活動を営むもの

- ・ 市の行う防災活動に対して公共的業務に応じたの協力

(5) 社会福祉法人等

- ・ 避難施設の整備と避難等の訓練
- ・ 被災時における収容者保護
- ・ 要配慮者の収容協力

(6) 学校法人等

- ・ 避難施設の整備と避難等の訓練
- ・ 被災時における教育対策

(7) 病院等医療施設の管理者

- ・ 避難施設の整備と避難訓練及び被災時における収容者保護
- ・ 災害時における負傷者等の医療、助産救助

(8) 市災害対策協力会

- ・ 土木建築工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力
- ・ 電気工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力

(9) 市指定工事店

- ・ 管工事に関わる災害応急及び復旧対策についての協力

(10) 市社会福祉協議会

- ・ 災害ボランティアセンターの運営に関すること。
- ・ 災害ボランティア活動の支援に関すること。

第2項 市民の基本的責務

基本法（災害対策基本法第7条第3項）には、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。」と定められている。

住民は、「自分たちのまちは自分たちで守る。」という防災の原点に立ち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加等防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

第3項 災害に関する調査研究の推進

市は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的、計画的な防災対策を推進するため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、被害想定及び防災体制等についての関連資料等の取得に努める。

第4節 市の現況

1 地勢

市は、県の北部に位置し、市の総面積は15.96km²で、東西6.98 km²、南北4.45 km²に及ぶ。周辺市町村は、東側及び南側に北九州八幡西区、西側に鞍手町及び遠賀町、また、北側に水巻町の1市3町と隣接している。

市域は、ほぼ中心部を南北に貫流する一級河川の遠賀川によって東西に二分される。このうち東部地域では、北九州との市境に沿った山林丘陵地帯とそれを背景とした台地がおよそ半分を占めている。これらの地域は住宅地として発展している。また、残りの平坦地は主として市街地と住宅地よりなる。人口の90%が、この東部に集中している。

一方、西部地域では、沖積平野が広がり、所々に低い台地地形を形成している。この地域の大部分は農耕地であり、一部には市の振興方針によって工場団地及び公共施設が立地している。

◆市の自然的防災上の特徴

- ①遠賀川流域に発達する低地
- ②台地地形
- ③新生代古第三紀特有の丘陵地（起伏量100m以下）

2 地形

本市の地形は、概ね新生代古第三紀特有の丘陵地、台地地形、遠賀川流域に発達する低地に区分される。

丘陵地は、起伏量100m以下と比較的小さく、本市東部地域に発達する。この丘陵地では、かつて多量の石炭を採炭していたが、昭和30年代の石炭産業衰退とともに、宅地開発が進み、今日では人口改変地として広がっている。石炭採掘に伴うボタ（廃石）山が数箇所残存する。

台地部は、丘陵地の突端あるいはそれを背景とした部分に広がり、丘陵地を侵食平坦化した円礫層を乗せている。地表面は傾斜15°以下と緩やかで、しかも標高30m程度の一段低い台地地形となっている。このほかに、西部地域の北方等に広がる三角州性の平地がみられる。この平地には、湿地や遠賀川沿いに広がる自然堤防がみられる。

3 地質

本市に分布する地質は、概ね未固結堆積物（砂・礫粘土及び埋土）、ボタ山、固結堆積岩（砂岩・頁岩及び礫岩・凝灰岩・石炭層を含む）、固結堆積岩（主として砂岩）、に区分される。

固結堆積岩は、筑豊炭田中部地域にみられる新生代の古第三紀層であり、東部地域の市境付近の丘陵地では砂岩を主体とするが、ほかの丘陵地では砂岩・頁岩互層を主体とし、間に礫岩や凝灰岩・石炭層を挟んでいる。これらの地層は、筑豊炭田の大辻層郡に属するが、本層郡は上部の遠賀層と下部の出山層とに二分されている。両者ともに、砂岩・頁岩を主体としているが、出山層は礫岩層をやや多く挟み、一方遠賀層はアルコーズ質砂岩が多く、頁岩はしばしばベントナイト化している。これらの筑豊炭田の地層は、地表部においてはほとんどが風化をうけて軟質化しており、一部ではかなり粘土化している。

ボタ山は、前述の砂岩や頁岩の主構成物としているが、一部には石灰を含んでいる。この石灰を含んでいるものは、自然発火によって燃焼したものがあり、これによりシャモットが形成されたものもある。多くのボタ山では、原岩が風化し軟質化している。未固結堆積物は、砂・礫・粘土及び埋土を主体とするいわゆる沖積層であり、河川沿いの平野部や丘陵地内の谷底平野に広く分布している。

◆市の地質区分

時 代		地 層	層 相
新生代 第四紀	沖積世	未固結堆積物 ・ 沖積層 ・ 崖錐堆積物	砂・礫・泥 碎屑物
	洪積世	・ 段丘層	砂・礫・火山灰
新生代 第三紀		固結堆積物	砂岩・頁岩・礫岩
			凝灰岩・石炭

4 気象

本市の気象概況は、山陰型気候と西九州内陸型気候の接点に位置しており、冬季は北西の季節風が吹き、最低気温が0℃を下回ることもあるが、平成25年の平均気温は16.8℃と比較的穏やかな温暖地である。

年間降水量は1,680mmであるが冬季は月平均72.2mmと少なく、近年積雪を観測することは少なくなっている。

5 社会条件

◆市の社会的防災上の特徴

- ① 東部地区の宅地開発が進み、住宅が密集している。
- ② 炭鉱のまちから住宅都市へ変遷し40年が経過しようとしている。
- ③ 人口は減少傾向にあり、少子高齢化の進行による要配慮者の増加が顕著である。
- ④ 県文化財に指定されている場所が数多くある。

(1) 市の沿革

市は、明治22年5月の市町村制施行の実施により中間村と岩瀬村が合併して長津村が誕生した。さらに大正11年11月に長津町、また、大正13年9月には長津町を中間町と改称した。さらに、昭和7年に底井野村と合併して、現在の市域を形成するに至っている。

人口は、市制施行後の昭和35年に44,912人とピークを迎えたが、その後石炭産業の衰退に伴い人口は減少し、昭和42年の34,118人を最低とし、昭和40年から43年頃までは横ばいのまま推移した。しかし、東部丘陵地域の宅地開発によって北九州市の衛星都市へ変貌した後は、再び人口増に転じ、昭和50年代後半からは50,000人前後で推移していた。近年は減少傾向にあり、平成29年1月31日現在の人口は42,190人となっている。

(2) 交通体系

交通網は、JR福北ゆたか線・筑豊電気鉄道が整備されており、北九州市、福岡市等を結ぶ県道が貫通していることから、通勤・通学、産業面に大きく寄与している。

(3) 産業

市の産業の主体であった石炭産業は、同産業の合理化、石油化学への変遷に伴い、昭和39年の大正鉱業を最後に閉山し、社会・経済に大きな変革をもたらすこととなった。その後、旧産炭地の脱却を目指し、工業団地の誘致や住宅団地の開発をはじめ産業振興、定住政策等により、市の産業や都市構造は大きな変貌を遂げてきた。

6 建築物、危険物等

市は、北九州市の住宅都市として発展していることに関連して、東部地区の大半が第1種・第2種の住居専用地域や第1種住居地域として指定されおり、宅地化が著しく進んでいる。しかし、これらの住宅地は、建築から一定の時間が経過しており一部家屋の老朽化が進んでいる。特に東部地域では、沖積低地が広がる西部地域と異なり、土砂災害の危険箇所への住宅の隣接が増加し、土地利用の問題から新たな防災面において課題を残している。また、大規模集合住宅や大規模商業施設に対する災害対策の充実が必要となっている。

危険物施設は、工業専用地域や準工業地域を控える西部地域に集中し、製造所、一般取扱所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所等の施設が多数を占める。第四類の第1石油類（ガソリン）・第2石油類（灯油・軽油）等を取扱う給油取扱所（ガソリンスタンド）は、ほぼ市内一円に分布しており、道路整備と交通量の増加に伴って、危険物輸送、特殊建築物への災害対応が重要な課題となっている。

第5節 災害危険箇所

1 水害危険箇所

本市には国土交通省遠賀川河川事務所管理の遠賀川と、その支流である黒川、笹尾川、曲川等が流れている。これらの河川の堤防より居住地側には住宅が密集しており、過去に浸水害が発生した箇所がある。

これらの河川には、国土交通大臣管理の重要水防箇所 16 箇所、重要水防構造物 8 箇所が存在する。

(1) 重要水防箇所

	A ランク	B ランク	重点区間	計
遠賀川	—	2	—	2
黒川	4	7	2	13
笹尾川	—	1	—	1
計	4	10	2	16

(2) 重要水防構造物

	A ランク	B ランク	要注意箇所	計
遠賀川	—	3	—	3
黒川	1	3	—	4
笹尾川	0	1	—	1
計	1	7	—	8

国土交通省では想定氾濫区域として資料編に示す地域を指定している。

2 土砂災害危険箇所

市には、北部の丘陵地に土石流危険渓流が 5 箇所（土石流危険渓流Ⅰ：1 箇所、土石流危険渓流Ⅱ：3 箇所、土石流危険渓流Ⅲ：1 箇所）あり、保全対象となる人家戸数は 60 戸、急傾斜地崩壊危険箇所が自然斜面 24 箇所、人工斜面 5 箇所の合計 29 箇所が存在する。また、この危険箇所を基本にして、土砂災害警戒区域を 81 箇所、土砂災害特別警戒区域を 75 箇所指定しており、保全対象となる人家戸数は 494 戸となっている。

3 山地災害危険箇所

市には、八幡農林事務所で選定している山地災害危険箇所である山腹崩壊危険地区が4箇所存在する。保全対象である総人家戸数は272、公共建築物数は3となっている。

これらの危険箇所では、急傾斜地崩壊危険箇所と同様、豪雨時における崩壊発生の危険性が想定される。

山地災害危険地区 概要

	山腹崩壊 危険地区	崩壊土砂流 出危険地区	地すべり 危険地区	計
危険箇所	4	0	0	4
人家	272	0	0	272
公共建築物	3	0	0	3

4 道路危険箇所

道路危険箇所として、市道については、対策が必要とされていた2箇所については対策済みであり、今後は点検を含めた維持管理を行う。県道については、主要地方道も含め13箇所でカルテが作成されている。

第6節 災害の想定

第1項 既往災害の事例

1 既往災害事例

県内では昭和30年代後半からの治山治水事業対策の進展、基本法による防災体制の充実、気象観測施設の整備、情報伝達手段の発達や普及等により、昭和28年の大水害以後、全般的に被害は減少している。しかし、都市化の進展と土地利用の変化に伴い、中小河川の損壊、道路冠水、崖崩れ等大雨による災害が発生している。

市においても最近では平成22年の集中豪雨による被害をはじめとして内水位の上昇等により道路冠水等の被害が発生している。

本市において過去に発生した災害は、集中豪雨や台風による道路冠水又は土砂災害がほとんどであり、本市における過去の主な災害事例や、福岡県内で発生した災害事例を列挙すると以下のとおりである。

(1) 過去の主な風水害事例

ア	昭和28年	6月25日	～	6月29日	(梅雨前線による大雨)
イ	昭和38年	6月29日	～	7月2日	(梅雨前線による大雨)
ウ	昭和48年	7月30日	～	7月31日	(寒冷前線による大雨洪水)
エ	昭和51年	9月7日	～	9月13日	(台風17号による強風・大雨・強雨)
オ	昭和53年	9月15日			(台風18号による強風・波浪・大雨)
カ	昭和54年	6月26日	～	7月3日	(梅雨前線による大雨・強雨)
キ	昭和55年	7月1日	～	7月2日	(梅雨前線による大雨・強雨)
ク	昭和56年	7月6日	～	7月7日	(寒冷前線による大雨)
ケ	昭和60年	6月21日	～	6月29日	(梅雨前線による大雨・強風)
コ	平成3年	9月25日	～	9月28日	(台風19号による暴風)
サ	平成11年	6月29日			(梅雨前線による大雨)
シ	平成21年	7月24日	～	7月26日	(平成21年7月中国・九州北部豪雨)
セ	平成22年	7月13日	～	7月15日	(梅雨前線による大雨)
ソ	平成24年	7月11日	～	7月14日	(平成24年7月九州北部豪雨)
タ	平成29年	7月5日			(平成29年7月九州北部豪雨)
チ	平成30年	7月5日	～	7月8日	(平成30年7月豪雨)

(2) 近年における被災状況

N0	区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
1	住家破損（土砂崩れ）											
2	崩壊（がけ崩れ等）		1						1	3		
3	道路損壊・冠水											
4	浸水流出（田畑他）											
5	溢水（その他）											
6	床上・床下浸水		1				3					1
7	河川氾濫・浸食による被害											
8	その他	2									1	
合 計		2	2				3		1	3	1	1

このように、昭和28年以降の災害事例をみると、災害は6月から9月頃の梅雨期や台風シーズンに大半が集中している。また、被害状況をみると人的被害は比較的少なく、河川の氾濫による家屋への被害が最も多く、耕地への被害もでていいる。更に、大雨による土砂災害も発生しており、家屋の損壊や交通機関への影響がでていいる。

本市では、過去にこのような災害が発生し、その対策のため河川改修や砂防えん堤の整備又は急傾斜地における法面保護工事等の対策が施されている。しかし、近年の降雨の傾向として予測困難な突発的で局地的な集中豪雨が頻発するようになり、その対応が求められている。

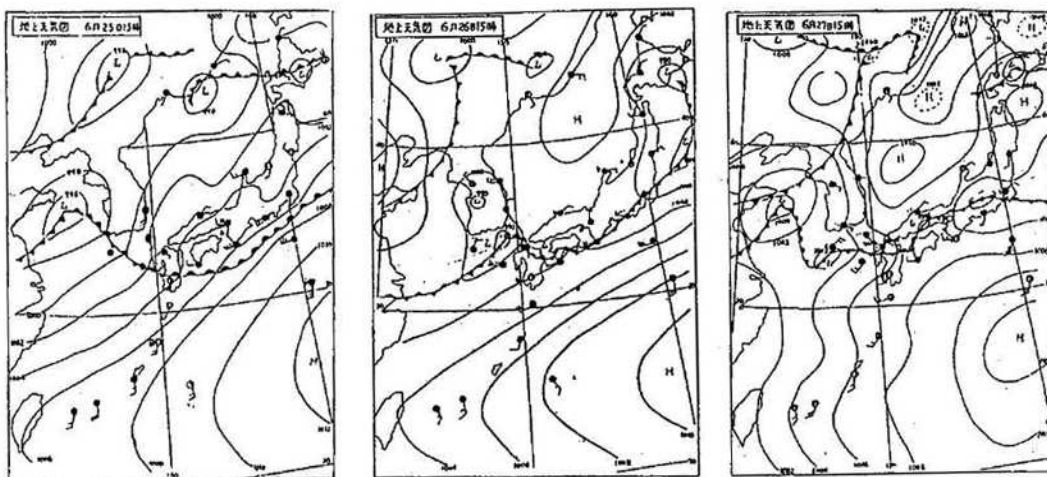
そこで、過去の災害時の気象現象の特徴と被害状況について整理し、今後の気象情報の収集及び伝達による防災活動の基礎資料とする。

(3) 昭和28年6月25日～29日（梅雨前線による大雨）

ア 気象概況

6月下旬の九州の中部以北に豪雨をもたらした梅雨前線は、奄美大島まで南下し九州では梅雨の中休み状態であった。しかし、6月17日から20日にかけて低気圧が通過したため、前線は次第にその勢力を増しながら九州中部まで北上し、大雨を降らせた。前線は、その後北進し、対馬海峡にでたが、再び南下し始めその後また北上した。このように、前線は北上・南下を繰り返す、特に25日から29日にわたる4日間は九州本土を南北に移動し、梅雨初期から南九州を素通りして、中部又は北部九州に停滞しては活動するという、例年とはかなりその様相を異にしていた。

降水量は、北九州地方では28日が最も多く、小倉で279mm、八幡で263mmであり、時間雨量としては八幡で51.4mmを記録している。また、24日から29日にかけての降水量は、小倉で543.0mm、八幡で500.2mmとなっている。しかし、遠賀川上流に位置する飯塚地方では、25日が最も多く236mmもの雨が降っている。



イ 被害状況

中間市周辺では、28日に日最大雨量を記録しているが、遠賀川上流の飯塚地方等では25日に集中して雨が降ったため、26日午前10時40分頃鞍手郡植木町の遠賀川左岸堤防が約30m決壊し、その幅は逐次拡大して150mに達した。この堤防決壊後約10数分にして、下大隈、上底井野では北流する濁流のため陸上交通は不通となり、垣生、砂山、中底井野は浸水した。

次いで、28日には中間市周辺での豪雨により再び濁流は水量水勢ともに激甚を極め、水位も今次水害の最高に達した。そのため、中底井野では遠隔の地点に全く孤立し、連絡も途絶して住民の安否が憂慮された。

また中間市東部地区では、堀川、曲川の氾濫とともに鉾害（地盤沈下）による低地化のため商店街はもちろん住宅地まで浸水の被害を受けた。

本市の被害状況は、次のとおりである。

- (ア) 人的被害 死者1人 重傷者3人 軽傷者1人
- (イ) 住家被害 全壊6戸 流失2戸 半壊18戸
 床上浸水845戸 床下浸水1,010戸
- (ウ) 河川の氾濫、決壊等
 - 西川 中底井野常貞控堤
 - 笹尾川 下大隈新日鉄水道橋上流右岸

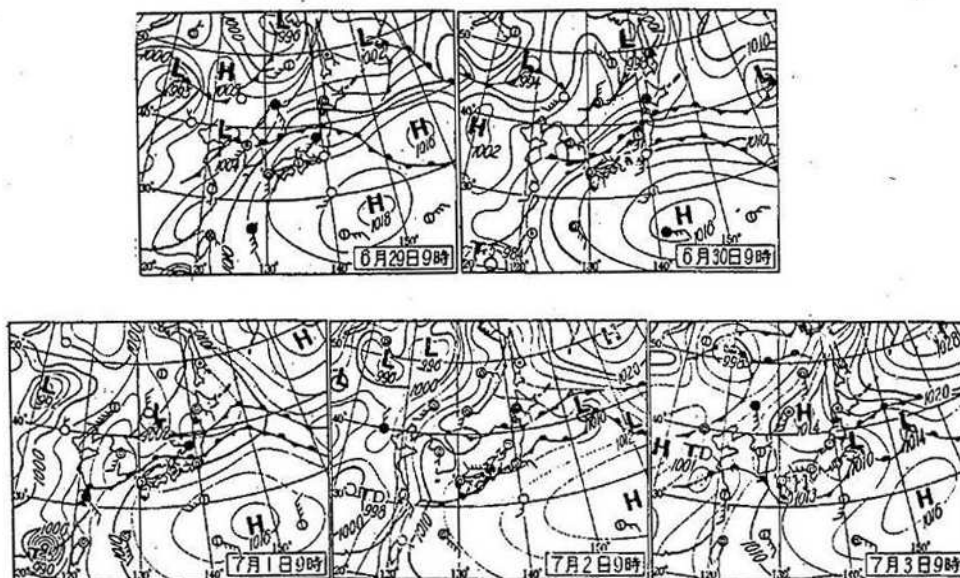
(4) 昭和38年6月29日～7月2日（梅雨前線による大雨）

ア 気象概況

九州地方では、6月28日までは太平洋高気圧に覆われていたが、29日には弱い低気圧が黄海から日本海へでるとともに、前線が南下して15時には対馬海峡に達した。このころから九州北部では、所々にわか雨が降り始めた。その後前線は、更に南下して30日0時には九州北岸に達するとともに、その活動が活発となり雷を伴った激しい豪雨が始まった。

30日3時には、佐賀県南部と福岡県南部を結ぶ線まで下がり、30日夕方まで停滞した。この間で、前線が最も盛んであったのは30日の0時から9時までで、佐賀県北東部の山間部から福岡県中部及び福岡市を含む北西部では、1時間雨量が30～70mmという集中豪雨に見舞われた。30日の日中は断続的な強雨となり、夕方には一応雨は止んだ。29日9時から30日9時までの雨量は福岡で229mm、小倉で122mm、八幡では89mmであった。しかし、30日夜には熊本付近まで南下し停滞したため、30日9時から7月1日9時までの雨量は、福岡で73mm、小倉で33mm、八幡では29mmとなった。

この一連の豪雨は、大気の下層部に湿った暖気が流入しているところへ、上層に強い寒気の移動があったため、大気が著しく不安定となったのが原因とみられ、各地で大きな被害がでている。



イ 被害状況

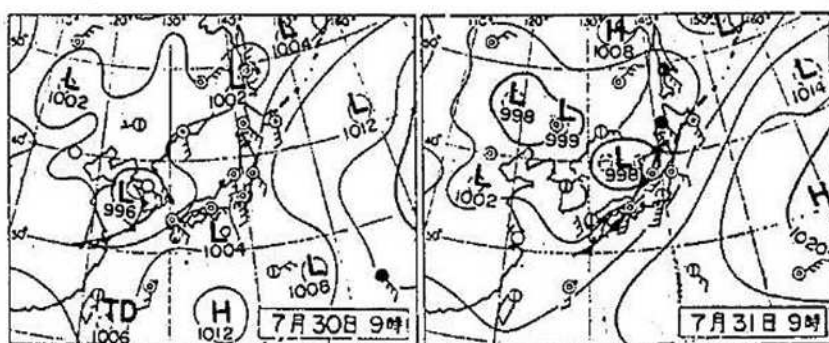
この梅雨前線の活動で最も被害が大きかった福岡県では、福岡市付近や堤防決壊が頻発した小郡町、及び筑紫野町で大きな水害が発生した。中間市での被害状況の詳細は不明であるが、北九州市での被害状況をまとめると次のとおりである。

(ア) 住家被害	全壊1戸	半壊1戸	一部破損1戸
	床上浸水324戸	床下浸水1,830戸	
(イ) そのほか	崖崩れ19件	道路損壊7件	
	田畑冠水143ha		

(5) 昭和48年7月30日～31日（寒冷前線による大雨洪水）

ア 気象概況

7月30日21時に朝鮮東岸に996mbの低気圧があり、この中心から南南西に延びる寒冷前線が東シナ海北部に達していた。この低気圧は31日3時には日本海へ入り、顕著な寒冷前線が九州北部沿岸に達し強い雨が降り始めた。この寒冷前線の南下とともに雨域も南下し、春日市を中心に雷を伴った集中豪雨となった。春日市では31日13時45分から14時45分の時間雨量が115mmという強い雨を観測し、福岡県内の降水量の極値を記録した。したがって、県内では昭和28年以来の大水害となり、各地で大きな被害をもたらした。



イ 被害状況

被害は、主に福岡市や筑紫野市等で発生しているが、飯塚地方でも被害が発生している。中間市においては不明であるが、福岡県内の被害状況をまとめると以下のとおりである。

(ア) 人的被害	死者 24 人	行方不明 4 人	負傷者 9 人
(イ) 住家被害	全壊 51 棟	半壊 46 棟	流失 11 棟
	床上浸 9,250 棟		床下浸水 28,175 棟
	一部破損 15 棟		非住家被害 9 棟
(ウ) そのほか	崖崩れ 66 箇所		堤防決壊 26 箇所
	道路損壊 47 箇所		橋梁流失 40 箇所
	鉄軌道被害 3 箇所		通信施設被害 50 回線
	水田流失 3ha		水田冠水 171ha

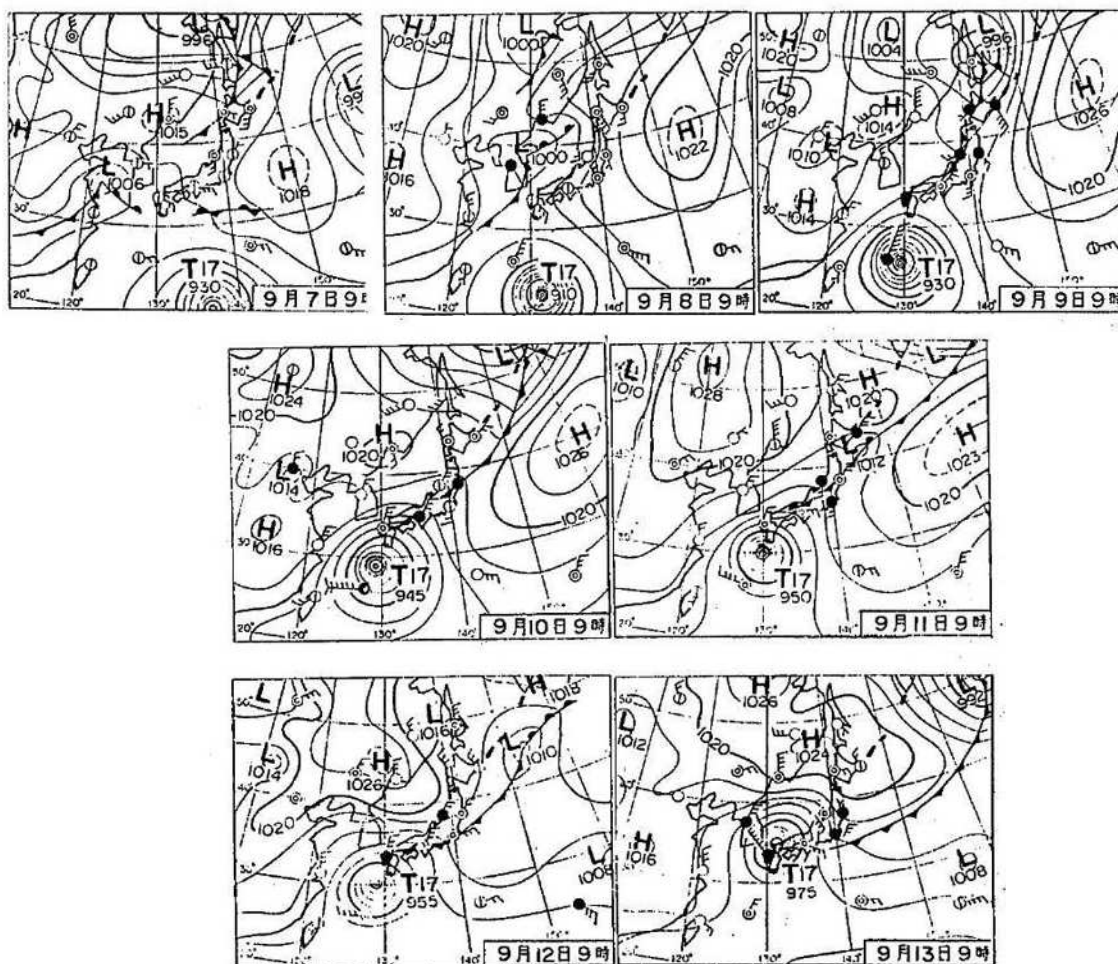
(6) 昭和51年9月7日～13日(台風17号による強風・大雨・強雨)

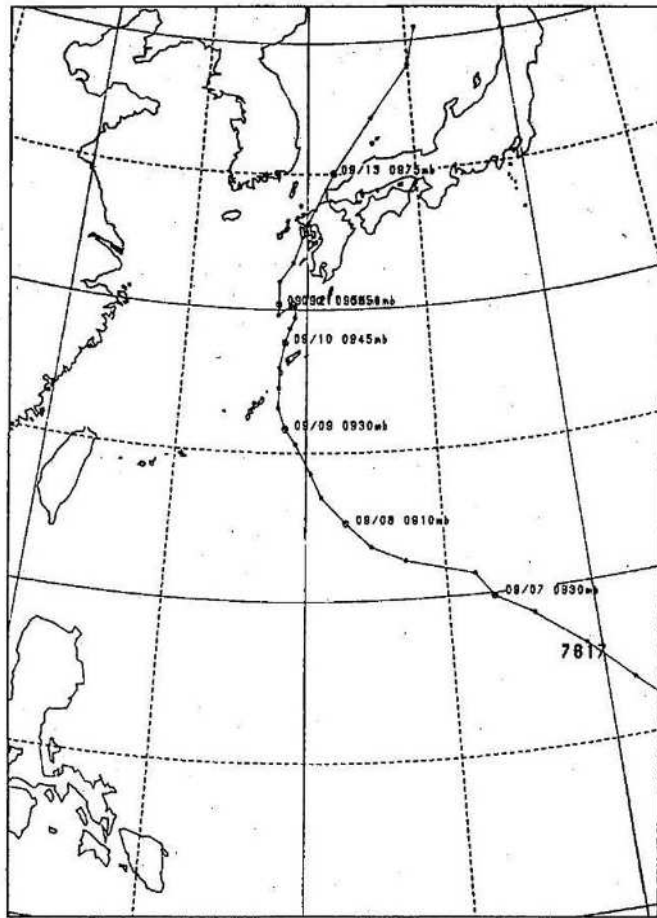
ア 気象概況

台風17号は、7日9時には本州のはるか南の海上にあって950mbを示し、1時間に25km程度の速さで西北西に進んでいた。8日9時には南大東島の南およそ300kmの海上に達し、中心の気圧は910mbと発達し、中心付近の最大風速は60m/sとなった。このころから南西諸島では風雨が強くなってきたが、少しずつ衰えながらゆっくりと北よりの進路に変えて北上し続け、11日には屋久島の南西海上で停滞状態になり、12日朝になってやっと北東に動き始めた。13日の1時40分頃長崎付近に上陸した後、佐賀・福岡両県をとおり5時には玄海灘に抜けた。この間、8日から9日にかけて寒冷前線の影響で山口県や九州全域で大きな被害がでた。

台風17号の異常気象値は、飯塚測候所の観測記録によると次のとおりである。

- (ア) 日最低海面気圧 975.2mb (13日5時20分)
- (イ) 日最大風速 SSW 14.8m/s (13日6時40分)
- (ウ) 日最大瞬間風速 S 0.8m/s (13日5時10分)
- (エ) 総降水量 169.0mm (7日18時30分～13日22時40分)
- (オ) 日最大降水量 84.0mm (13日24時まで)
- (カ) 日最大1時間降水量 45.5mm (13日4時35分まで)
- (キ) 日最大10分間降雨水量 13.5mm (13日4時18分まで)





イ 被害状況

中間市での被害状況は、主次のとおりである。

- (ア) 中間市災害対策本部設置 9月13日 3時
解散 9月13日 19時40分
- (イ) 災害救助法の適用 無
- (ウ) 水防等出動人員(延)消防職員9人 消防団員50人
- (エ) 住家被害 半壊 1棟 一部破損 46棟
床上浸水8棟 床下浸水203棟
非住家 2棟
- (オ) そのほか 崖崩れ7箇所 河川2箇所 道路19箇所

(7) 昭和53年9月15日(台風18号による強風・波浪・大雨)

ア 気象概況

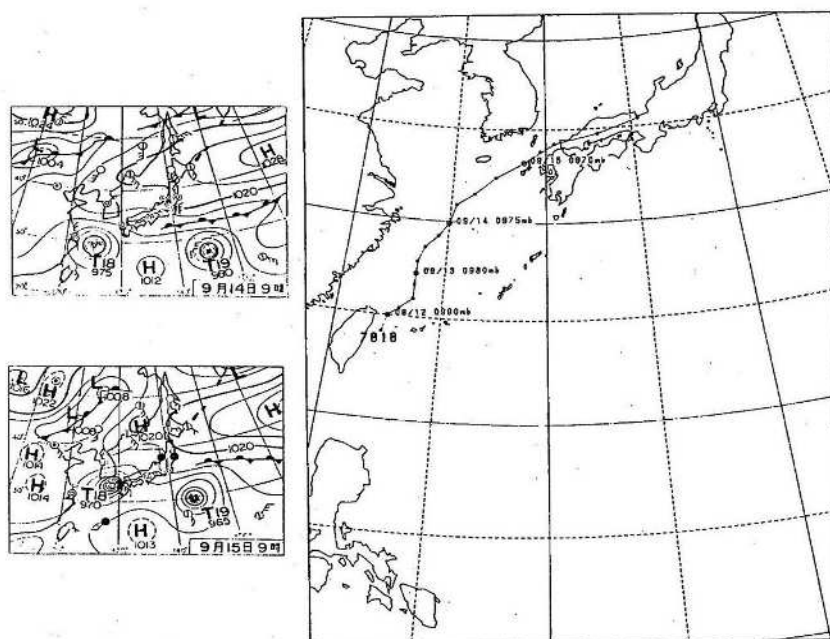
台風18号は、12日3時に発生した当初は中心気圧994mb、中心付近の最大風速は25m/sという小さく弱い台風であった。しかし、12日18時には980mbに発達し20時には小型で並の台風となった。13日には太平洋高気圧の西縁部を発達しながらゆっくり北上し、13日正午には中心気圧が975mbとなり、午後には進路を北から北東ないし北北東に転じ、九州北部に接近するおそれが強くなった。

台風は、13日夜から14日にかけても東シナ海中部を北東に進み、速度をやや速め九州の西方海上に達した。14日夜半すぎから15日未明にかけては、さらに発達して最盛期となり、中心気圧が970mb、中心付近の最大風速35m/s、25m/s以上の暴風雨圏は120km、15m/s以上の強風域も南東側320km、北西側260kmと広がり、明け方には時速が25kmと加速した。

15日10時から11時頃には長崎県五島列島の北をかすめたが、このころから佐賀、福岡県地方でも次第に暴風雨となった。13時には壱岐を通過し、中心気圧は975mbと衰えながら玄海灘を北東に進み、福岡県北部を暴雨風域に巻き込んだ。この影響で福岡県北部地方は、100～120kmの暴風雨圏内に入り、数時間の強風と3時間程度の暴風雨となった。しかし、雨は内側降雨帯に限られたため、日雨量としては多いところで70～90mm、平均的には30～50mm程度であった。

福岡での台風の極値は、次のとおりである。

- (ア) 最低気圧 984.0mb (15日13時30分)
- (イ) 最大風速 SSE 24.4m/s (15日13時)
- (ウ) 最大瞬間風速 SSE 45.0mm (14日13時15分～15日22時20分)
- (エ) 降水量 46.0mm (14日13時15分～15日22時20分)
- (オ) 日最大降水量 46.0mm (15日)
- (カ) 最大1時間降水量 21.0mm (15日12時10分)



イ 被害状況

中間市における被害状況は、次のとおりである。

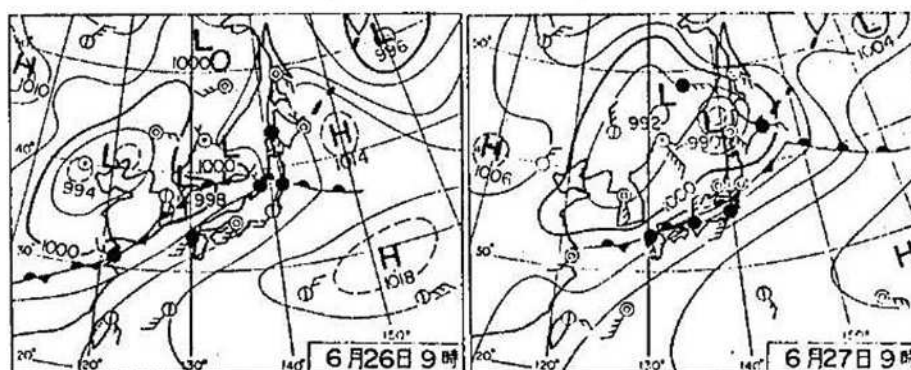
- (ア) 中間市災害対策本部設置 9月15日 13時
解散 9月16日 17時
- (イ) 災害救助法の適用 無
- (ウ) 水防等出動人員(延) 消防職員35人 消防団員105人
- (エ) 人的被害 死者1人(水巻町において)
重傷2人 軽症1人
- (オ) 住家被害 半壊16棟 一部破損1,779棟
非住家129棟(公共建物9棟、そのほか120棟)
- (カ) そのほか 文教施設8箇所

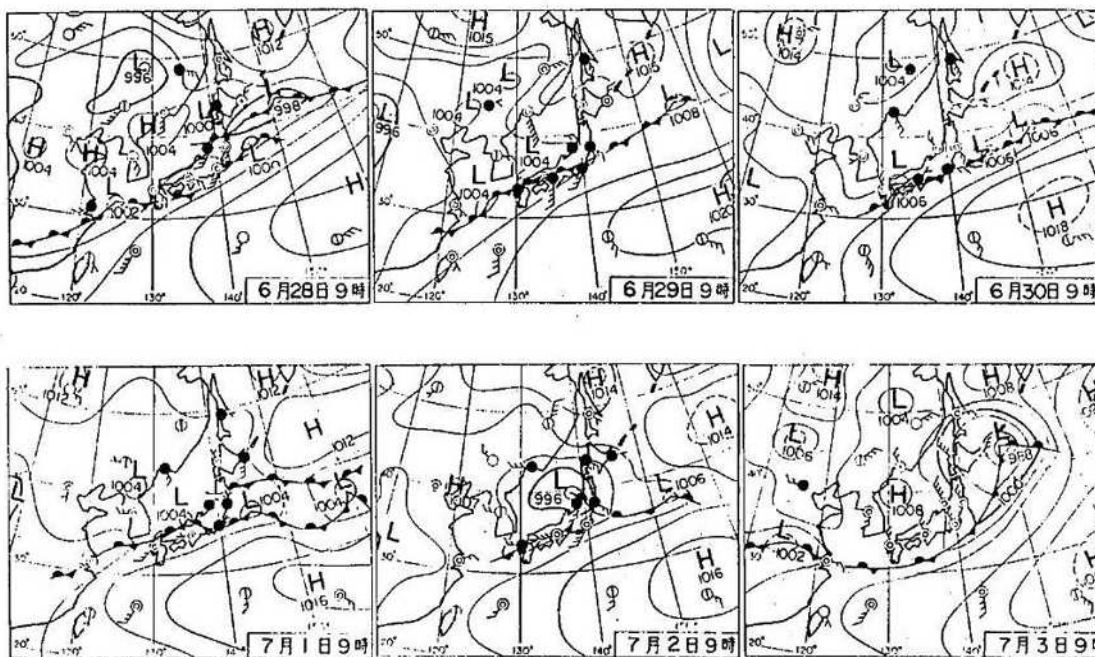
(8) 昭和54年6月26日～7月3日(梅雨前線による大雨・強雨)

ア 気象概況

6月は梅雨前線の活動が活発で、20日から21日には熊本県北部や天草地方で大雨が降り大きな被害がでた。特に、26日以降は日本海西部にあった低気圧から南西に延びる梅雨前線が南下して、26日夜には山陰の沿岸から九州北部にかけて停滞、30日夜まで九州北部と南部の間を上下して活発な活動を繰り返した。その後も、九州北部から対馬海峡付近に前線が停滞し雨が降ったり止んだりした。九州南部では、7月4日まで大雨が降り続いた。このため、山口県から九州全域に大きな被害がでた。

飯塚測候所の観測記録では、6月26日5時40分から7月2日12時までの総降水量は726.0mmを記録した。また、日最大降水量、1時間最大降水量、及び10分間最大降水量は、それぞれ226.5mm(30日)、58.0mm(30日8時20分まで)17.0mm(27日6時まで)を記録している。





イ 被害状況

福岡県地方は、26日夜から大雨に見舞われ27日も降り続いた。このため、各地に床上、床下浸水や田畑の冠水、崖崩れ、道路の損壊等が続出した。

中間市における被害状況は次のとおりである。

- (ア) 中間市災害対策本部 設置 6月29日10時
解散 7月2日17時
- (イ) 災害救助法の適用 発動 7月2日15時
- (ウ) 水防等出動人員(延) 消防職員114人 消防団員261人
- (エ) 住家被害 一部破損9棟 床上浸水361棟 床下浸水675棟
非住家2棟
- (オ) そのほか 崖崩れ12箇所 河川3箇所 道路63箇所
通信被害1回線
田流出・埋没0.3ha 田冠水488ha
畑冠水7ha

(9) 昭和55年7月1日～2日(梅雨前線による大雨・強雨)

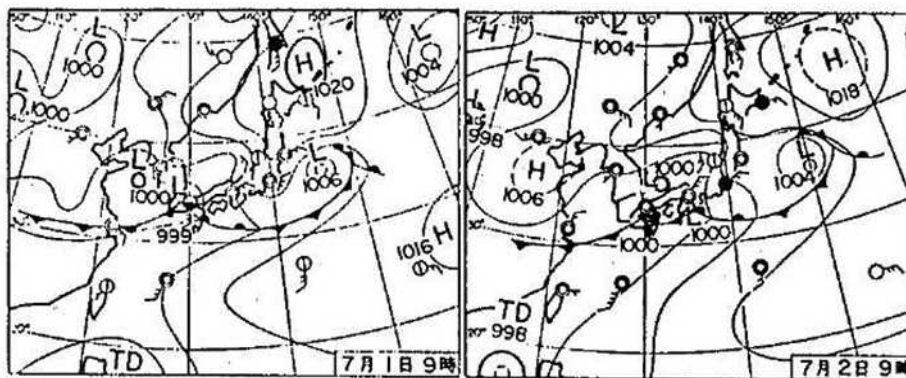
ア 気象概況

7月は、月間を通じて前線が九州付近に停滞し、活動が活発でほとんど毎日のように雨が降った。このため、一旦18日に九州南部で、19日に九州北部で梅雨があけたが、夏型の気圧配置になってきたのはその後数日だけであった。特に、1日～2日、8日～13日、25日～30日には各地で大雨が降っているが、1日～2日には、東シナ海北部から九州北部を発達低気圧が通ったため、九州中部以北では大雨となった。この大雨と長雨のため、崖崩れ等が多発し大きな被害がでた。

福岡管区気象台の観測記録による降水量は、以下のとおりである。

- (ア) 総降水量 118.0mm (1日0時0分～2日24時0分)
- (イ) 日最大降水量 117.5mm (1日)
- (ウ) 日最大1時間降水量 25.5mm (1日10時50分まで)
- (エ) 日最大10分間降雨水量 9.0mm (1日10時20分まで)

また、中間市での降水量は、中間市消防署の観測記録によると、7月1日0時から17時までの降水量は162.5mmであり、最大時間雨量は35.5mm(1日9時～10時)を記録している。ただし、この雨は6月26日から降り続いており、6月26日16時から7月1日17時までの総雨量は522.1mmとなっており、6月30日には降水量145.0mmと30日から1日の2日間にわたって大雨が降っている。



イ 被害状況

中間市での主な被害状況は、次のとおりである。

- (ア) 中間市災害対策本部 設置 7月1日11時
解散 7月2日15時
 - (イ) 災害救助法の適用 無
 - (ウ) 水防等出動人員(延) 消防職員38人 消防団員104人
 - (エ) 住家被害 床下浸水288棟
非住家1棟(公共建物)
 - (オ) そのほか 崖崩れ5箇所 道路冠水19箇所
- (10) 昭和56年7月6日～7月7日(寒冷前線による大雨)

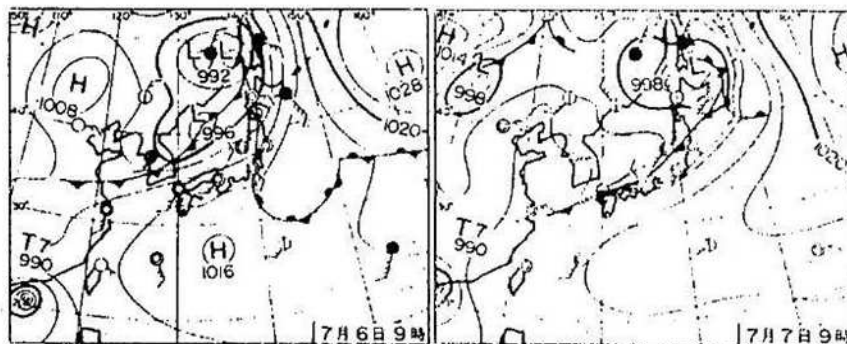
ア 気象概況

7月1日から2日は太平洋高気圧に覆われ夏型の天気であったが、3日から4日は前線が南下し、九州中部以北で強い雨が降った。特に3日には、大分県の北西部で3時間に100mm前後の大雨が降り被害がでた。5日から6日は夏型の天気になったが、7日から8日は日本海の低気圧から南西に延びた寒冷前線が次第に南下し、7日0時には山口県まで南下してきた。このため、山口県では6日の夜から強い雨が降り始めた。その後、前線はさらに南下して9時には九州中部にまで達し、九州北部から中部で大雨が降り山口県や福岡県で大きな被害がでた。

〈第1章 第6節 災害の想定〉

福岡県八幡観測所の観測記録による降水量は、以下に示すとおりである。

- (ア) 総降水量 225.0mm (6日23時～7日12時)
- (イ) 日最大降水量 218mm (7日)
- (ウ) 1時間最大降水量 57mm (7日4時まで)



イ 被害状況

6日から7日の大雨による被害は、北九州地方でも大きな被害が発生しており、7日午前4時から9時頃の間、中間市、八幡西区、若松区を中心に小倉南区、宗像郡等で住家被害が多く発生した。

中間市での主な被害状況は、次のとおりである。

- (ア) 中間市水防対策本部 設置 7月7日3時30分
解散 7月8日9時
- (イ) 災害救助法の適用 発動 7月7日9時
- (ウ) 防等出動人員 (延) 消防職員100人 消防団員160人
- (エ) 人的被害死者 1人
- (オ) 住家被害 床上浸水256棟 床下浸水491棟
非住家4棟 (公共建物2棟、そのほか2棟)
- (カ) そのほか 崖崩れ10箇所 道路41箇所
田冠水91.7ha 畑冠水1.9ha

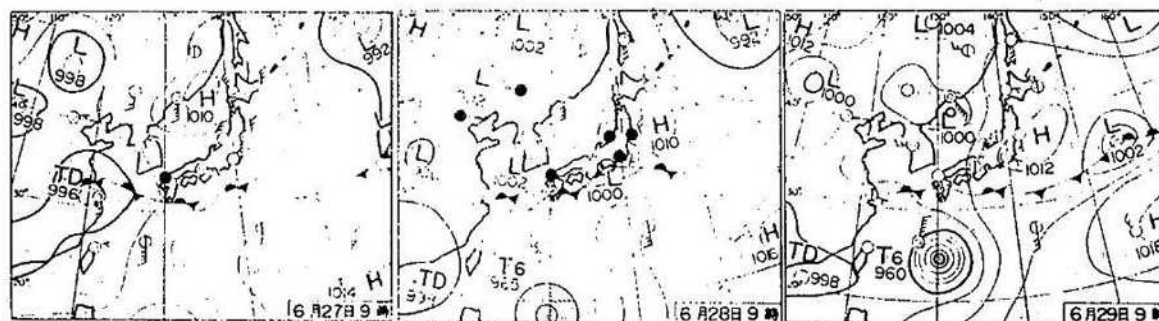
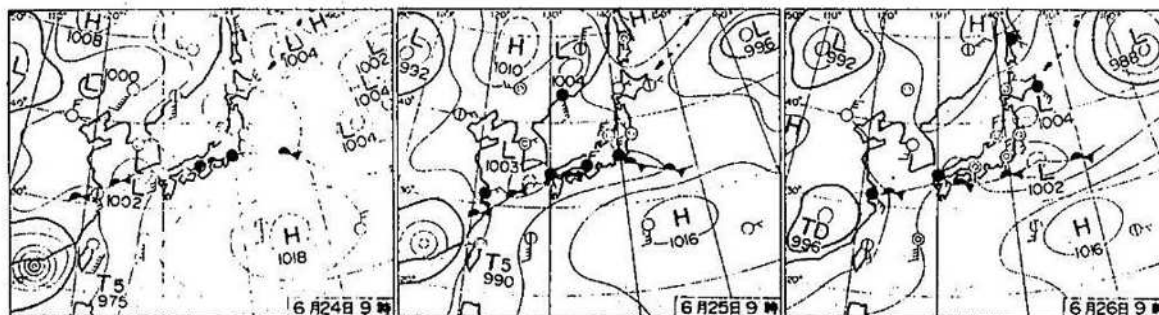
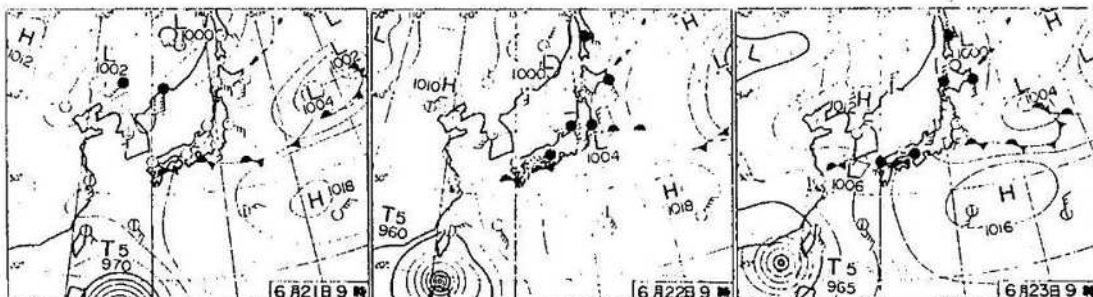
(11) 昭和60年6月21日～29日 (梅雨前線による大雨・強風)

ア 被害状況

6月上旬に九州は空梅雨が続いていたが、18日頃から九州南海上にあった梅雨前線が次第に北上し、九州南部では梅雨が本格化し各地で大雨となった。更に梅雨前線は北上し、この前線上を熱帯低気圧崩れの低気圧等が東進し、南西からの暖気流の移流等で前線活動が活発となり、しかも大気不安定が重なり福岡県内全域で断続的な大雨となった。特に6月28日の大雨は、福岡管区气象台では24時間最大降水量が212.5mmを記録し、6月の24時間最大降水量としては過去最大の記録となった。また、飯塚測候所では、次のような観測記録となっている。

〈第1章 第6節 災害の想定〉

- (ア) 総降水量 606.5mm (21日13時10分～29日8時)
- (イ) 日最大降水量 177.0mm (25日)
- (ウ) 24時間最大降水量 234.5mm (25日17時まで)
- (エ) 1時間最大降水量 44.5mm (25日11時50分まで)
- (オ) 10分間最大降水量 4.0mm (25日11時30分まで)



イ 被害状況

中間市での主な被害状況は、次のとおりである。

- (ア) 中間市災害対策本部 設置 6月23日18時
解散 6月29日12時15分
- (イ) 災害救助法の適用 無
- (ウ) 水防等出動人員(延) 消防職員56人 消防団員21人
- (エ) 住家被害 床下浸水18棟
- (オ) そのほか 崖崩れ5箇所 道路冠水14箇所 水道1箇所
ブロック塀倒壊2箇所 文教施設3箇所
田流失・埋没10ha 田冠水5ha
畑冠水1ha

(12) 平成 3 年 9 月 25 日～28 日（台風 19 号による暴風）

ア 気象概況

台風 19 号は、9 月 16 日にマーシャル諸島の西海上で発生して発達しながら北上し、26 日に宮古島の東海上で北東に向きを変え、27 日 16 時過ぎ非常に強い勢力で長崎県佐世保市の南に上陸した。その後、加速しながら日本海を北東に進み、強い勢力で北海道渡島半島に再上陸し、28 日千島近海で温帯低気圧に変わった。

台風が非常に強い勢力で上陸し、勢力をほぼ維持したまま速い速度で北上したため、沖縄から北海道まで全国で猛烈な風となった。最大風速は、那覇で 29.1m/s（最大瞬間風速 50.1m/s）、野母崎（長崎県野母崎町）で 45m/s、長崎で 25.6m/s（同 54.3m/s）などを観測した。このため全国で、暴風により多数の死者、家屋の倒壊等があった。また青森県などで収穫前のリンゴの落果、西日本を中心に塩風による果樹等の枯死、全国で森林の倒木被害など農林水産業に甚大な被害があった。

イ 被害状況

中間市での主な被害状況は、次のとおりである。

(ア) 人的被害 軽傷 1 人

(イ) 住家被害

- a 全壊 2 棟 2 世帯 7 人
- b 半壊 6 棟 9 世帯 25 人
- c 一部破損 37 棟 40 世帯 151 人

(ウ) 公共施設の被害

- a 文教施設 16 箇所
- b 道路 4 箇所

(エ) 被害額

- a 公共文教施設 20,556 千円
- b 公共土木施設 4,000 千円
- c その他の公共施設 9,382 千円
- d 農産被害 28,804 千円
- e 商工被害 5,500 千円

(オ) 災害救助法の適用なし

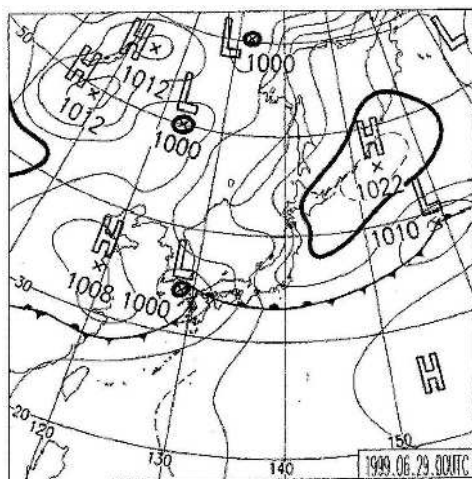
(13) 平成 11 年 6 月 29 日（梅雨前線による大雨）

ア 気象概況

平成 11 年 6 月 29 日は、梅雨前線上の九州の西海上の低気圧が東北東に進んだことに伴い活発化した前線が西日本や中部地方に激しい雨をもたらした。29 日朝、九州地方北部で強い雨が降り出し、降雨域は幅 50～100km で北東から南西に伸びるライン状となり東進した。佐賀県唐津市和多田で 77mm（7～8 時）、福岡県篠栗町で 100mm（8～9 時）、太宰府市で 77mm（9～10 時）等の猛烈な雨を観測した。福岡管区地方気象台が観測した 1 時間降水量 79.5mm（～8 時 43 分）は同気象台の 6 月の記録として最大値を更新した。八幡観測所における観測記録は下記のとおりである。

〈第1章 第6節 災害の想定〉

- (ア) 総降水量 169.0mm (28日19時00分～29日13時59分まで)
- (イ) 日最大降水量 162.0mm (29日)
- (ウ) 24時間最大降水量 170.0mm (29日19時まで)
- (エ) 1時間最大降水量 64.0mm (29日11時00分まで)



イ 被害状況

中間市での主な被害状況は、次のとおりである。

- (ア) 中間市災害対策本部 設置 6月29日10時30分
解散 6月29日20時30分
設置 7月2日14時50分
解散 7月3日8時15分
- (イ) 災害救助法の適用 無
- (ウ) 水防等出動人員(延) 消防職員56人 消防団員47人 市職員111人
- (エ) 住家被害 床下浸水200棟
- (オ) そのほか 崖崩れ7箇所 道路冠水100箇所
道路陥没1箇所 そのほか被害2箇所

(14) 平成21年7月中国・九州北部豪雨

【気象の状況】

24日は、対馬海峡に停滞する梅雨前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活動が非常に活発化した。

25日には、梅雨前線の活動がやや弱まったが、26日には九州北部地方に停滞する前線上に低気圧が発生し、再び活動が活発化した。

【大雨の状況】

福岡県では、24日の夕方から夜のはじめ頃を中心に大雨となり、19時25分までの1時間に博多(福岡空港)で116.0ミリの記録的な雨が降るなど、19時頃から21時頃にかけて福岡地方、筑豊地方の各地で1時間110ミリ以上の記録的短時間大雨が発生した。また、17時から21時までの4時間に飯塚で243.5ミリ、小倉南区頂吉で220.0ミリ、篠栗で213.5ミリ、博多(福岡空港)で205.0ミリなど、200ミリを超える大雨となった。

25日の昼前には一旦雨も弱まったが、26日朝から昼過ぎにかけて再び非常に激しい雨が降り、1時間に80ミリを超える猛烈な雨となった所もあった。

24日から26日までの総雨量は、太宰府で618.0ミリ、飯塚で568.0ミリ、那珂川町九千部山で562.0ミリ、篠栗で517.5ミリ、博多（福岡空港）で517.0ミリとなっており、7月の平年の月降水量の2倍近く降った所もあった。

(15) 平成22年7月13日～7月15日（梅雨前線による大雨）

【気象の状況】

7月10日九州南部に停滞していた梅雨前線が、11日にかけて朝鮮半島南岸まで北上し、その後12日から14日にかけて九州北部付近に停滞した。

14日は、梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、未明から朝にかけて前線の活動が活発となった。

【大雨の状況】

14日は、明け方から朝にかけて大雨となり、早良区付近では7時までの1時間におよそ100ミリの猛烈な雨が降ったほか、小倉南区頂吉（かぐめよし）では5時54分までの1時間に73.5ミリの非常に激しい雨を観測した。

10日から14日までの総雨量は、小倉南区頂吉で565.0ミリ、早良区早良脇山で530.5ミリ、行橋で507.5ミリ、飯塚で495.5ミリとなり、行橋と飯塚では7月の平年の月降水量の1.5倍を超える大雨となった。

(16) 平成24年7月11日～7月14日（平成24年7月九州北部豪雨）

【気象の状況】

7月11日から14日にかけて、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって南から非常に湿った空気が流れ込み、九州北部を中心に大雨となった。

【大雨の状況】

熊本県阿蘇市阿蘇乙姫（アソトビメ）では、7月11日0時から14日24時までに観測された最大1時間降水量が108.0ミリ、最大24時間降水量が507.5ミリとなり、それぞれ観測史上1位の値を更新した。これらを含め、統計期間が10年以上の観測地点のうち、最大1時間降水量で計7地点、最大24時間降水量で計8地点が観測史上1位の値を更新した。

(17) 平成29年7月5日（平成29年7月九州北部豪雨）

【気象の状況】

7月5日から6日にかけて、対馬海峡付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響等により、線状降水帯が形成・維持され、同じ場所に猛烈な雨を継続して降らせたことから、九州北部地方で記録的な大雨となった。

【大雨の状況】

九州北部地方では、7月5日から6日までの総降水量が多いところで500ミリを超え、7月の月降水量平均値を超える大雨となったところがあった。また、福岡県朝倉市や大分県日田市等で24時間降水量の値が観測史上1位の値を更新するなど、これまでの観測記録を更新する大雨となった。

(18) 平成30年7月5日～7月8日（平成30年7月豪雨）

【気象の状況】

東シナ海から対馬海峡を通過し日本海に進んだ台風第7号の影響で、九州付近には7月4日から暖かく湿った空気が流入していた。

梅雨前線は、5日から6日にかけて九州北部地方に停滞し、7日夜に一旦九州南部まで南下したあと、8日夜には対馬海峡まで北上した。この間、梅雨前線の南側では、南から温かく湿った空気が流入して長時間にわたり大気の状態が非常に不安定となり記録的な大雨となった。

【大雨の状況】

福岡県では、7月5日は昼前から局地的に激しい雨が降り、すでに台風第7号の大雨で地盤が緩んでいた地域などに大雨警報や土砂災害警戒情報を発表した。

6日は、明け方から非常に激しい雨が降り、6日夜まで継続し5日0時から6日17時までの降雨量は、多いところで400ミリ以上となった。このため、6日17時10分に数十年に一度の降雨量となる大雨が予想されたため大雨特別警報を発表した。

7日は、未明まで局地的に非常に激しい雨となったが、激しい雨の降る地域が九州南部に次第に移ったため、大雨特別警報は7日8時10分に大雨警報・注意報に切り替えた。

8日は、明け方から九州南部で局地的に非常に激しい雨となったが、梅雨前線は活動を弱めながら九州を北上したため、福岡県では断続的な弱い降水となった。

5日から8日にかけての総降雨量は、県内の多い所で、添田541.0ミリ、早良脇山517.0ミリ、英彦山464.5ミリとなり、添田や英彦山では平年の7月の月降水量を上回るなど記録的な大雨となった。空港北町では、6日08時28分までの1時間に観測史上第1位となるなど、これまでの観測記録を更新する大雨となった。

近年の水害から次のような市の特性が判断できる。

- ① 毎年、市内または近郊の市町村で浸水等の被害が発生している。
- ② 被害区域は、山麓地及び台地段丘と平野部との境界面で被害を受け、河川又は道路沿線において頻繁する。
- ③ 降雨を要因とした水害が多数であり、大規模な堤防の決壊等の危険性や短時間に雨量が流下する等、近年の地球温暖化に伴う気象状況の変動による影響が推定される。
- ④ 崖崩れを伴う土砂流出、又は床下浸水の発生件数が多くを占める。

以上、本市における過去の災害発生時の気象概況や被害状況についてまとめたが、これらはすべて集中的に雨が降った時に災害が発生しており、特に床下浸水が頻発している他、河川の氾濫や決壊等による住家被害及び、崖崩れ等の土砂災害のおそれも発生している。

これらの河川の氾濫や土砂災害と降雨との間には密接な関係にあり、大雨が降れば何らかの災害が発生するおそれがある。

本市では、一級河川の遠賀川や黒川、堀川、曲川等の中小河川が流れているが、一般に河川は本流と支流にわかれており、大雨が降ると本流、支流ともに河川の水量は増加し、本流の水位は支流から流れ込んでくる水量によって上昇していく。このような増水によって河川の洪水が起こり、降雨の規模と強さによっては支流で本流からの逆流による洪水が発生することもある。

河川が洪水を起こすかどうかは、その流域に降った雨の量に関係しており、河川の決壊等による浸水害を未然に防ぐためには、当該地域における気象情報の収集はもちろんのこと、河川の上流に位置する地域の気象情報を迅速に収集することも重要である。

また、土砂災害は、一様な強さでしかも断続的な雨よりも、集中的に降る大雨の場合の方が災害は発生し易く、被害も大きくなるようである。一般的には、1日雨量が200mm、3時間雨量100～120mm、1時間雨量50mm以上になれば土砂災害等が発生し易いといわれているが、福岡県では1日雨量が150mm、1時間雨量50mmの雨で災害発生の危険性が高くなるといわれている。ただし、同じ福岡県でも、ところによっては1日雨量100mm、1時間雨量30mmの雨で危険となる場合があり、地域によってもその特性は異なっている。

したがって、こうした災害を未然に防ぐためには災害危険箇所の点検や対策、災害の誘因となる気象情報（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量及び土壌雨量指数）の迅速な収集及び伝達を的確に行える体制を整備することが重要である。今後も、水害（特に前線による大雨）について、気象現象の特徴を整理するとともに、気象情報の収集（雨の降り方、特に時間雨量や日雨量及び土壌雨量指数）及び伝達を的確に把握できる体制の整備に努め、防災活動の基礎資料とすることが重要である。

2 火災

市において過去5年間（平成30年～令和4年）の出火状況は、建物、林野火災や車両火災等を含めて累計59件、建物火災は過去5年間33件である。林野火災は1件で、車両火災2件、その他の火災23件となっている。

また、これら火災による死傷者数は、死者6人、負傷者14人となっている。

《 近年における火災発生件数 》

区 分	H30	R1	R2	R3	R4	合計	平均
建物火災	9	7	4	8	5	33	6.6
林野火災					1	1	0.2
車両火災		1			1	2	0.4
その他の火災	3	9	3	2	6	23	4.6
火災件数	12	17	7	10	13	59	11.8
死 者	1	2		2	1	6	1.2
負傷者	2	5	3	3	1	14	2.8

（中間市消防本部 消防年報 令和5年版）

3 地震災害

(1) 地震の履歴

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないと言われてきたが、2005年3月に福岡県西方沖(福岡市の北西約30km)を震源とする最大震度6弱の地震(深さ9km、マグニチュード7.0)が発生した。

福岡管区気象台での有感地震記録によると、1904年に近代的地震観測が開始されて以降これまでの間、福岡県内では震度5以上を観測したことは一度もなく、最大のものは震度4であった。福岡県周辺の地震としては、1941年の日向灘の地震、1968年の愛媛県西方沖の地震、1991年の周防灘の地震、1996年の日向灘の地震、1997年の山口県北部の地震及び2016年の熊本地震である。

過去における福岡県での地震被害については、1898年8月に発生した糸島半島の地震で糸島半島の付け根付近で負傷者3名、家屋破損58件の被害があったが、これが福岡県における近年の最大規模のものであった。遡って、679年には県南部でマグニチュード7クラスの地震が発生し、家屋倒壊や地割れが発生したことが記録されている。

発生している主な被害地震(M5.0以上)について列挙すると次のとおりである。

(「新編 日本被害地震総覧」による)

◆県の大規模地震発生の概要

No.	年代	名称・地域	震源規模
No. 1	679年12月	筑紫	M6.5-7.5
No. 2	1706年11月26日	筑紫	
No. 3	1831年11月14日	佐賀	M 6.1
No. 4	1848年 1月10日	筑紫	M 5.9
No. 5	1872[明治 5]年 3月14日	浜田地震	M 7.1
No. 6	1898[明治31]年 8月10日	糸島地震	M 6.0
No. 7	1898[明治31]年 8月12日	糸島地震	M 5.8
No. 8	1929[昭和 4]年 8月 8日	福岡県	M 5.1
No. 9	1930[昭和 5]年 2月 5日	福岡市西部	M 5.0
No. 10	1941[昭和16]年11月19日	日向灘	M 7.2
No. 11	1966[昭和41]年11月12日	有明海	M 5.5
No. 12	1968[昭和43]年 8月 6日	愛媛県西部	M 6.6
No. 13	1991[平成 3]年10月28日	周防灘沖	M 6.0
No. 14	1996[平成 8]年10月19日	日向灘	M 6.6
No. 15	1997[平成 9]年 6月25日	山口県・島根県境	M 6.3
No. 16	2005[平成17]年 3月20日	福岡県西方沖	M 7.0
No. 17	2016[平成28]年 4月16日	熊本地震	M 7.3

(2) 活断層の分布

県内の活断層としては「新編日本の活断層(1991)」等によると、主なものとしては①小倉東断層、②福智山断層、③西山断層系、④警固断層系、⑤水縄断層系、⑥宇美断層の6断層(系)をあげることができる。

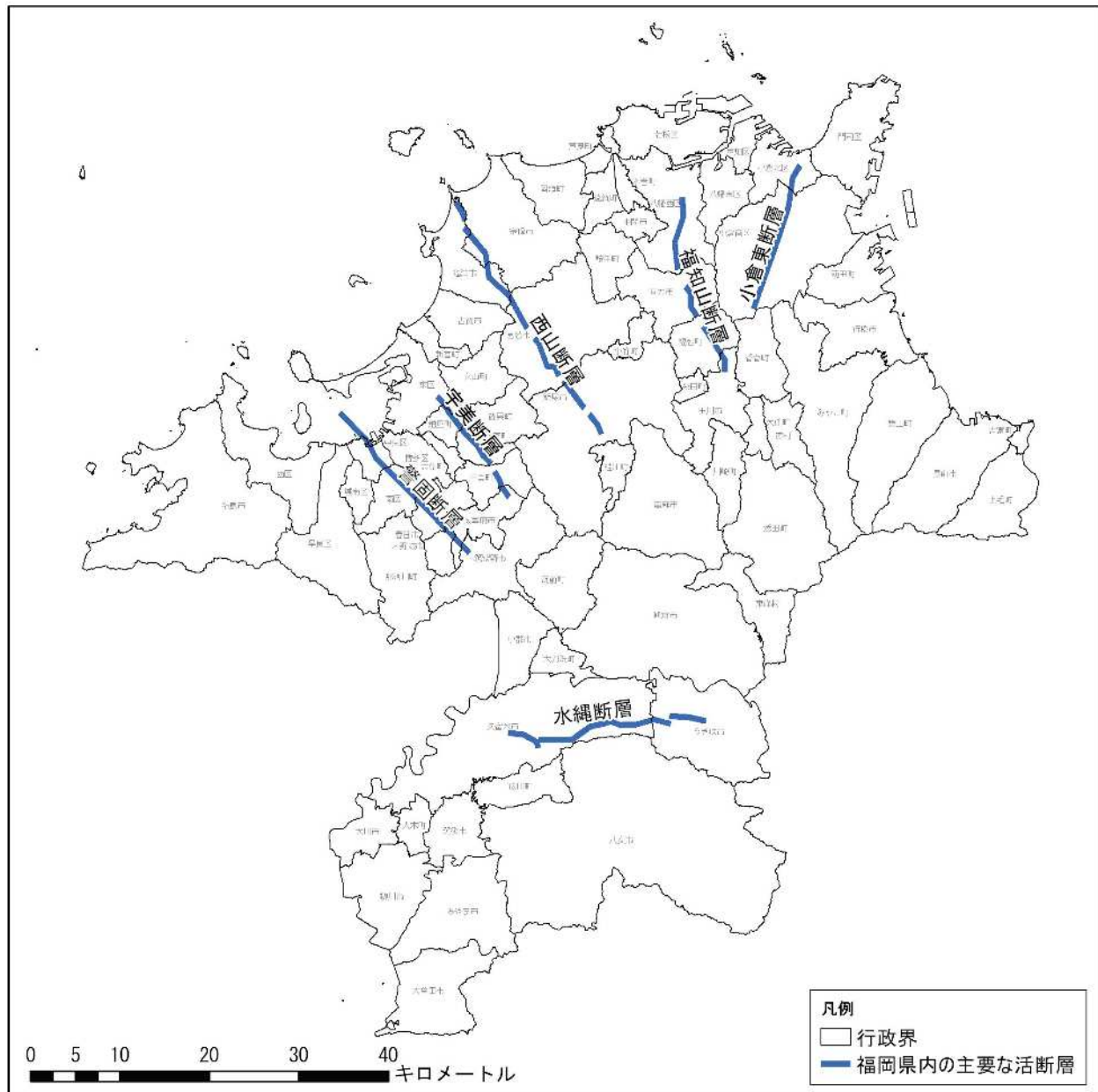
〈第1章 第6節 災害の想定〉

◇県内に存在する活断層の国等における評価（福岡県地域防災計画から）

	断層系	断層の長さ	マグニチュード	平均的な活動間隔	最新の活動時期	今後30年以内に地震が発生する確率
1	小倉東断層	17km	6.9	8,500年	2,200年前	0.005%
2	福智山断層	20km	7.0	25,000年	11,000年前から数千年遡る期間	0.6%
3	西山断層	31km	7.3	不明	12,000年前以後、概ね2,000年前以前	不明
4	警固断層(南東部)	27km	7.2	3,100年～5,500年	4,300年前以後、3,400年以前	0.3～6%
5	警固断層(北西部)	25km	7.0	不明	2005年福岡県西方沖地震	不明
6	水縄断層	26km	7.2	14,000年	1,300年前	ほぼ0%
7	宇美断層	18km	6.9	15,000年以下	4,300年前以降	不明

活断層とは、最近の地質時代（第四紀：約200万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから将来も活動すると推定されている断層をいう。

福岡県内における主な活断層（福岡県地震に関する防災アセスメント調査報告書から抜粋）



〈第1章 第6節 災害の想定〉

(1) 1868 (明治元) 年まで

(日本被害地震総覧より)

年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要
679	12. -	夜	筑紫	130° 30'	33° 30'		6.5 - 7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ
1706	11.26	夜	筑紫					7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す。
1848	1.10		筑紫	130° 24'	33° 30'		5.9	柳川で家屋倒壊あり

(2) 1868 (明治元) 年以降

(日本被害地震総覧より)

年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要
1872	3.14	17時頃	浜田地震	132° 30'	35° 09'		7.1	久留米で液状化による被害
1898	8.10	21:57	福岡市付近(糸島半島)	132° 30'				糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡老岐、金部村で土蔵被害
1929	8.8	22:33	福岡県	130° 19'	33° 37'		5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ 震度Ⅲ 福岡、佐賀、厳原
1930	2.5	22:28	福岡市西部	130° 09'	33° 30'	30	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度Ⅲ 福岡、佐賀、厳原
1941	11.19	1:46	日向灘	132° 05'	32° 01'		7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度Ⅴ 宮崎、人吉 震度Ⅳ 福岡、熊本、大分 震度Ⅲ 飯塚
1966	11.12	21:01	有明海	130° 16'	33° 04'	20	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度Ⅲ 福岡、熊本、佐賀、雲仙、日田
1968	8.6	1:17	愛媛県西部	132° 23'	33° 18'	40	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度Ⅴ 大分 震度Ⅳ 福岡、山口、宮崎、延岡、熊本、阿蘇山、鹿児島 震度Ⅲ 飯塚、下関、佐賀、日田、都城
1991	10.28	10:09	周防灘沖	131° 10'	33° 55'	19	6.0	文教施設等に若干の被害 震度Ⅳ 福岡 震度Ⅲ 飯塚、大分、佐賀、下関、山口、萩
1996	10.19	23:44	日向灘	132° 00.6'	31° 47.7'	34	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のもの落下程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度Ⅴ 宮崎、鹿児島 震度Ⅳ 福岡
1997	6.25	18:50	山口・島根県境	131° 40.1'	34° 47.7'	8	6.3	軽症2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度Ⅵ強 益田市 震度Ⅳ 福岡

〈第1章 第6節 災害の想定〉

(3) 直近の福岡県の地震

(福岡県西方沖調査点検委員会報告書より)

年	月日	時分	震源	東経	北緯	深さ	M	被害の概要
2005	3.20	10:53	福岡県西方沖	130° 10.5'	33° 44.3'	9	7.0	<p>玄海島をはじめ、福岡市近郊で甚大な被害。また、平成17年4月20日6時11分頃、震度V弱 (M5.8) の余震発生。死者1名、負傷者1000名を超す。全壊家屋138棟、半壊、一部損壊は9000棟強にのぼる。</p> <p>震度VI弱 福岡市中央区、東区、前原市他</p> <p>震度V強 福岡市西区、早良区、春日市他</p> <p>震度V弱 中間市、大野城市他</p>

第2項 災害の想定

1 災害の想定

人命や家屋等の財産、農産物や農林水産業施設等に大きい影響を与える主要な災害としては、集中豪雨や台風等を誘因とする土砂災害や河川の氾濫等の風水害と火災、交通事故等の予知できない災害、あるいは都市災害やライフラインの被害を招く地震災害に大別できる。

災害の特性として、地質的に表層地質において風化の進んだ新生代古第三紀層に属する砂岩、頁岩が分布しており、大雨や地震に対してもろく、崖崩れ等を被りやすい傾向がある。このような地質、地盤状況や地形的要素、過去の災害事例等を考慮した上で、地域における災害を想定する。

(1) 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因とする水害が多く、過去の災害事例を見ても例外ではない。水害には、低地での浸水被害や溪流での鉄砲水等による土石流、急傾斜地や地すべり地での法面崩壊、山腹崩壊がある。

ア 水害

市には、過去の災害からも大雨時の溢水や河川等への被害が発生する等、水防上重要な地点が存在する。これら重要水防箇所等の河川における浸水、溢水等の水害を想定する。

イ 土砂災害

〈土石流災害〉

市内に数箇所分布する土石流発生危険箇所における住宅や道路等への被害を想定する。

〈急傾斜地崩壊〉

丘陵地に住宅等を建設した場合等は、その周辺に急傾斜地を伴う場合が多い。地形条件で制約される上に、母岩が表層部において風化しており、弱い土質が表面を覆っているため、急斜面は全体的に崩壊の危険性をはらんでいる。そのため、市内に多数分布する急傾斜地崩壊危険箇所及び山腹崩壊危険地区等の斜面崩壊による住宅や道路等への被害を想定する。

〈地すべり災害〉

地すべりは、梅雨期や台風期の降雨によって動きが活発になる場合が多い。市内には地すべり危険箇所が存在しないものの、ボタ山を整地する等して造成された改変地があり、これら造成地における斜面等で地すべりが発生することが考えられることから、地すべり災害による住宅、道路等への被害を想定する。

(2) 火災及び危険物災害

市では、木造住宅の密集地、消防自動車進入困難地域、危険物の集積及び取扱品目の危険性が大きい地域等での火災を想定する。又、危険物施設、毒劇物、特殊化学薬品の事故等における被害を想定する。

(3) 地震災害

地震は予知が難しい現象であり、地震が誘因となる災害として地すべりや山腹崩壊、地盤の液状化現象、火災、建物倒壊、ライフラインの寸断等様々な大災害が考えられる。

県内では2005年に福岡市北西約40km沖を震源とするM7.0の福岡県西方沖地震、1898年に糸島地方でM6.0の糸島地震、1930年（昭和5年）に糸島市（旧・前原市）の雷山付近においてM5.1とM5.0の地震が発生している。

想定地震に関しては、県が実施した「地震に関する防災アセスメント調査報告書（平成24年3月）」に基づき、次の震源を基に地震被害を想定する。

ア 活断層に着目した想定震源

県内の6つの活断層を震源として、M6.7～8.0、想定断層の上端の深さ2km、下端の深さ10.5～17kmの想定断層のモデルを設定した。

イ 想定地震の震源断層パラメーター一覧と地震動の予測

想定地震の震源断層パラメーター一覧と地震動の予測

震源断層		小倉東断層	福智山断層	西山断層	西山断層海上部への延長	警固断層北西部	警固断層南東部	水縄断層	宇美断層
パラメータ									
震源断層の長さL(km)		17	20	31	80	25	27	26	18
震源断層の幅W(km)		8.5	10	15	15	15	15	15	9
マグニチュードM		6.9	7.0	7.3	8.0	7.0	7.2	7.2	6.9
震源断層の深さd(km)	上端	2	2	2	2	2	2	2	2
	下端	10.5	12	17	17	17	17	17	11
市において想定される震度		5強	6弱	6弱	6弱	5強	5弱	5弱	5強

ウ 地表での地盤特性に応じた地震動に基づく方法による場合

県内一様にM6.9、深さ10kmに地震動を設定し、台地、丘陵地等の良好な地盤上で震度6弱程度となる震度モデルで想定する。

以上の災害を想定し、次章からの災害予防計画及び災害応急対策への基礎とする。

第2章 災害予防計画

第1節 市防災会議、災害対策本部運用計画

第1項 市防災会議運用計画	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課
第2項 市災害対策本部組織計画	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課

第1項 市防災会議運用計画

1 市防災会議運用計画

(1) 基本方針

基本法第16条の規定に基づき市防災会議を設置し、防災計画の作成及びその実施の推進を図る。同様に、中間市防災会議条例（昭和38年中間市条例第3号）に基づくものとする。

(2) 組織

市防災会議は、会長及び委員で組織する。

ア 会長：中間市長

イ 委員：

(ア) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(イ) 県の知事部局の職員のうちから市長が委嘱する者

(ウ) 県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(エ) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(オ) 教育長

(カ) 消防長、消防署長及び消防団長

(キ) 指定公共機関、指定地方公共機関又は他の地方公共団体の職員のうちから市長が委嘱する者

(ク) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

(ケ) その他市長が必要であると認める者

(3) 所掌事務

- ア 防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- イ 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第1項に規定する水防計画に関し調査審議すること。
- ウ 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- エ 地域に係る防災に関する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- オ 法律又はこれに基づく政令に定められた権限に属する事務

〈中間市防災会議委員構成〉

	機 関 名	
会 長	中 間 市	市 長
指定地方行政機関	遠賀川河川事務所中間出張所	所 長
自衛隊	陸上自衛隊第40普通科連隊	第2中隊長
福岡県	北九州県土整備事務所	所 長
〃	折尾警察署	署 長
〃	八幡農林事務所	所 長
〃	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	所 長
中 間 市	中 間 市	副市長
〃	〃	教育委員会教育長
〃	〃	総務部長
〃	〃	建設産業部長
〃	〃	市民部長
〃	〃	保健福祉部長
〃	〃	環境上下水道部長
〃	〃	教育部長
〃	〃	議会事務局長
〃	〃	総務部参事
〃	〃	教育部参事
〃	〃	保健センター所長
〃	〃	保健師
〃	〃 消防本部	消防長
〃	〃 消防署	消防署長
〃	〃 消防団	消防団長
指定公共機関	九州旅客鉄道(株)新飯塚駅	駅 長
〃	西日本電信電話(株)九州支店	設備部災害対策室室長
〃	九州電力送配電(株)八幡配電事業所	所 長
〃	中間市社会福祉協議会	会 長
そ の 他	中間市自治会連合会	会 長
〃	中間市民生委員児童委員協議会	会 長
〃	中間市婦人会	会 長
〃	中間市ボランティア連絡協議会もやいの会	会 長

第 2 項 市災害対策本部組織計画

1 市災害対策本部の概要

市災対本部は、中間市災害対策本部条例（昭和 38 年条例第 4 号）及び中間市災害対策本部条例施行規則（昭和 38 年規則第 2 号）に基づき、市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に市長がこれを設置する。

市災害対策本部は、市長を本部長とし、そのもとに副本部長として副市長、教育長、消防長及び消防団長を、各班長として各部局の所属長を配置し、市地域防災計画に基づき災害予防及び災害応急対策を実施する。

具体的な組織計画については、第 3 章 第 1 節「災害対策本部及び災害警戒本部組織計画」に記載する。

第2節 自主防災組織整備計画

第1項 自主防災組織整備計画

- 安全安心まちづくり課
- 市民課
- 教育委員会 消防本部

《 基本方針 》

災害時においては、住民の自主的な初期防災活動により被害の拡大を防止するため、市は、地域住民による自主防災組織の育成を図り、協力体制の確立に努める。

自主防災組織としては、地域住民を中心とした自治会及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や文化財、福祉施設等を管理する機関・組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成・強化を図る。

〈関係法令〉 自主防災組織の基本方針

災害対策基本法 第5条第2項

市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

中間市の自主防災組織は、自治会及び学校区単位の「地域自主防災組織」と、危険物や文化財、福祉施設等を管理する機関、組織単位での「職域自主防災組織」とに分けて育成と強化を図り、住民の自主防災組織への積極的参加を促す。

《 現況/課題 》

中間市では平成23年度から平成26年度にかけて61自治会すべてにおいて、自主防災組織が結成されている。また、次が組織されている。

○中間市婦人防火クラブ

これらの組織は防災、防火の知識普及と啓蒙を図り、併せて地域防災の協力体制に寄与することを目的として組織されている。

しかしながら、市外就業者増加等による昼間人口の減少、職域自主防災に関しても未だ不十分な状況にある。したがって、今後以下の計画に沿って自主防災組織の育成強化を図るものとする。

第1項 自主防災組織育成計画

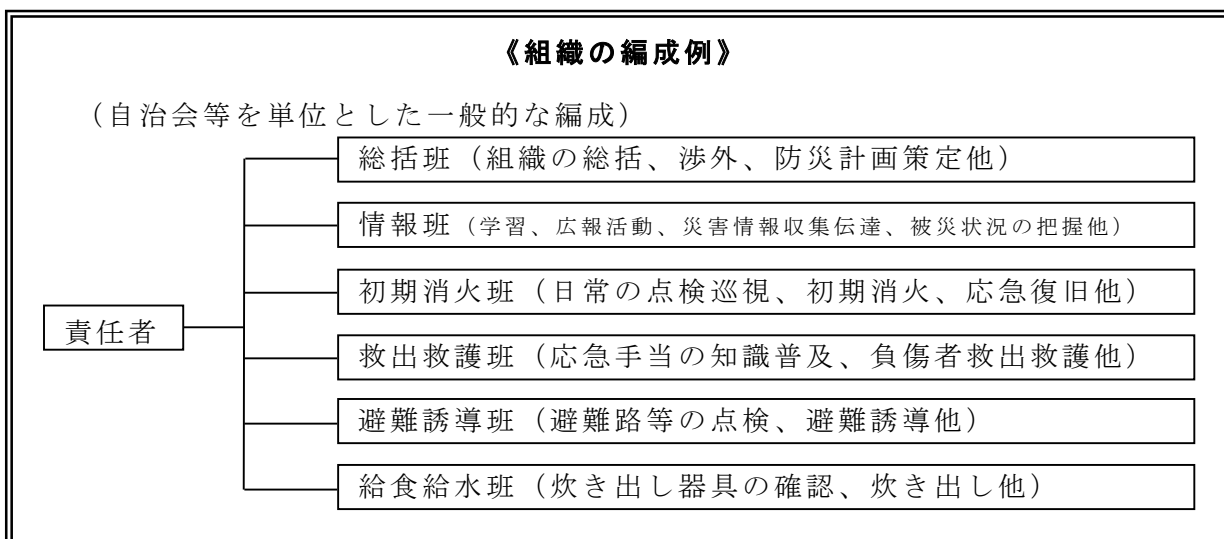
《 計画目標 》

1 自主防災組織育成計画

(1) 地域自主防災組織の育成計画

次の計画に基づき、地域自主防災組織の育成を推進する。

自主防災組織結成後は、日常及び災害時の組織運営や活動が円滑に進むよう、学習会や広報活動、防災訓練等の自主防災活動や防災資機材の整備、班編成等について指導及び助言を行い、組織の充実、活性化を図る。



(2) 職域自主防災組織計画

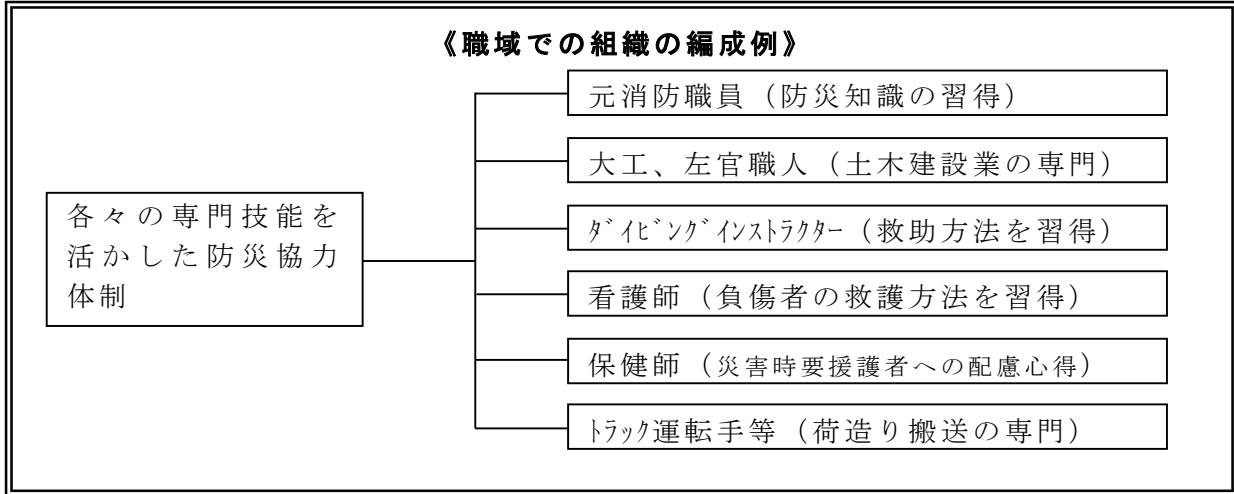
次の計画に基づき、職域自主防災組織の結成と育成を推進する。

ア 学校、公共施設等多数の者が出入りし、又は利用する施設、石油、ガス等の危険物製造、若しくは貯蔵する施設における被害の防止と軽減を図るため、事業所や施設の規模、形態等の実態に応じ、組織や施設の代表者及び責任者を中心とした職域防災組織の育成を推進する。

対象施設としては、次の施設があげられる。

- (ア) 映画館、病院、興行場、量販店等多数の者が出入し、勤務する施設
- (イ) 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設
- (ウ) 危険物、高圧ガス、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設
- (エ) 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け災害防止にあたる
ことが効果的であると認められる施設
- (オ) 複合用途施設
利用 (入居) 事業所が共同である施設

イ 各職域自主防災組織に対しては、その組織に適応した規約及び防災計画、活動計画、体制等を確立しておくよう指導、助言する。



2 自主防災組織の活動計画

地域自主防災組織の活動としては、次に示すような項目があげられるが、実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

《自主防災組織の活動内容例》		
活動項目	活動内容	
日常活動	学習活動	ア. 地域災害史や体験談の掘り起こし イ. 災害についての学習 ウ. 学習会や講演会の開催 エ. 応急手当知識の普及
	広報活動	ア. ミニコミ誌やパンフレット類の発行 イ. 防災啓発用ビデオや防災訓練記録ビデオの作成 ウ. 情報伝達経路の確立
	点検活動	ア. 地域内の危険箇所、施設、危険物等の点検及び巡視 イ. 避難路、避難施設の点検整備 ウ. 避難行動要支援者等の把握
	資機材整備	ア. 防災資機材の整備、点検 イ. 各家庭での防災用具整備の指導
	防災訓練	ア. 自主防災組織単位での防災訓練の実施 イ. 校区等の単位での指導者防災訓練への参加 ウ. 市町村等が主催する防災訓練への参加
災害時活動	情報収集伝達	ア. 災害、被害情報の収集伝達 イ. 避難指示等の伝達 ウ. 防災関係機関への災害状況の通報
	初期消火活動	ア. 危険箇所の巡視並びに予防対策 イ. 被害箇所の応急復旧 ウ. 初期消火活動
	避難誘導活動	ア. 避難路、避難場所の安全確認 イ. 避難路、避難場所の指示 ウ. 要援護者、子供の避難補助 エ. 避難誘導
	救出救護活動	ア. 負傷者等の救出 イ. 負傷者等の応急手当
	給食給水活動	ア. 食料、飲料水等の確保 イ. 炊き出し等の給食活動 ウ. 給水活動 エ. その他の生活必需品等の配給
	そのほかの活動	ア. 避難所の運営または運営協力 イ. 文化財等の安全確保

備考：自主防災組織単位での防災訓練においては、「情報の収集伝達」、「初期消火」、「水防」、「避難誘導」、「負傷者の救出救護」、「給食給水」訓練等を重視して重点的に行う。

第3節 防災知識普及計画

第1項 防災知識の普及計画

- 安全安心まちづくり課
- 市民課 □消防本部
- 学校教育課

《 基本方針 》

1 市及び防災関係機関は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して、住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

2 次の基本方針に基づき防災教育、訓練、調査等を行う。

防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努める。

- (1) 地域、職場、学校等と連携した防災訓練の実施
- (2) 防災関係職員に対する防災教育の実施
- (3) 地域、事業所等における防災リーダーの育成
- (4) 自主防災組織の育成及びそれを通じた防災教育の推進
- (5) 学校での防災教育の推進 資料編 2.3.5
- (6) 災害危険箇所等の調査、点検

《 現況/課題 》

市では、広報なかまや市ホームページ等により災害の被災地域、避難所、気象警報等の防災情報を周知している。また、災害防止月間等での大雨、台風時の対応等の防災に関する各種の情報の提供を行っていく必要がある。

第1項 防災知識の普及計画

《 計画目標 》

1 防災知識普及計画

次の防災教育や防災広報等により、防災関係職員や住民に対しての防災知識の普及を図る。

《 対象別の防災教育内容例 》		
対象	内 容	方 法、媒 体
防災関係者	1) 災害に関する知識 2) 災害危険区域に関する知識 3) 動員体制及び職員が果たすべき役割 4) 避難誘導方法	1) 研修会、講習会 2) 訓練 3) 防災計画書
住民	1) 災害に関する知識 2) 災害危険箇所に関する知識 3) 家族への連絡方法 4) 情報収集伝達体制 5) 避難路、避難場所等、避難時の知識 6) 初期消火方法 7) 4日分の家庭内備蓄	1) 自治会等における指導、訓練 2) 自主防災組織の育成強化 3) 防災パンフレット、ビデオ等の広報資料
児童・生徒	1) 災害時の危険に関する知識 2) 火災予防及び初期消火に関する知識 3) 安全な避難場所、避難方法等の知識 4) 災害時の安全な行動方法 5) 地域の防災対策と避難計画	1) 授業 2) 避難訓練 3) 映画会、講演会 4) 防災副読本 5) ビデオ等

2 職員に対する防災知識普及

(1) 防災教育の方法

- ア 市、県及び関係機関の実施する防災訓練並びに防災知識普及活動への協力や参加
- イ 関係各部署への防災計画の配布及び説明会等の開催による計画の周知徹底
- ウ 市職員の研修内容として防災に関する事項を取り入れるほか、気象情報伝達体制、なかまコミュニティ無線、非常無線通信の運用方法、所掌事務等に関する講習会等の開催

(2) 災害対策実施要領（活動マニュアル）の習熟

災害時の応急対策を想定し、災害対策本部組織における対応、職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、実情に応じた活動内容を基に初動マニュアルや対策マニュアルを整備し、防災訓練を実施する等災害対策要領の習熟を図る。

3 住民に対する防災知識普及

(1) 住民に対する防災知識普及

ア 防災リーダー育成のための防災セミナー、研修会開催

イ 避難ルートマップ作成や非常持出品等を掲載したパンフレットの配布

ウ 防災講話、防災行政無線、広報紙、広報車及びインターネットを利用した防災知識の普及

エ 防災知識の普及内容

広報紙、ホームページ、防災関連行事等を通じ、住民に4日分の食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策、家庭での予防、安全対策、様々な条件下で災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等の防災知識の普及、啓発を図る。また、災害時における家族内での連絡体制の確保を促す。

《 防 災 知 識 の 普 及 内 容 》

- ア. 災害危険箇所、危険区域
- イ. 食料、飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ウ. 非常持ち出し品の準備
- エ. 家具等転倒防止対策、安全対策
- オ. 災害発生時にとるべき行動
- カ. 避難所での行動
- キ. 災害時の連絡体制の確保
- ク. 気象及び予報、警報に関すること
- ケ. 過去の災害の紹介
- コ. その他の必要事項

オ ボランティアの登録

市は、災害時における被災者の救援活動等の人員を確保するため、中間市社会福祉協議会と締結した協定書に基づき、同協議会と協力し、希望者の氏名や活動内容等を把握し、災害時のボランティアの事前登録を推進する。

カ ボランティアの育成

市は、災害時のボランティアの積極的な活動を推進するため、ボランティア制度の普及と啓発に努める。

(2) 学校における防災知識普及

ア 教材の一部として、災害の種類、原因、被害又は立地条件と災害の関係等について取り上げる。

イ 職員と児童、生徒が一体となった防災組織を確立する。

ウ 災害時の行動計画の策定及び周知徹底をする。

エ 防災訓練を実施する。

オ 防災に関する作文、絵画のコンクール、講演会等を開催する。

カ 防災関係団体と連携しての関係行事へ参加する。

キ 映画、ビデオ等による防災知識の普及、徹底を図る。

ク 地域ごとの連絡網及び児童、生徒等の引き取り体制を確立する。

(3) 避難者心得の周知徹底

避難のための立ち退きに万全を期するため、河川のはん濫、地すべり等の危険予想区域内の住民に避難者心得を周知しておく。

ア ラジオ、テレビ等の気象予報、災害情報及び市の広報紙等による防災上の注意事項に留意する。

イ 停電に備えて、懐中電灯、ラジオ等を用意する。

ウ 避難所、避難経路を確認しておく。

エ 家族及び隣近所の人と連絡方法を定めておく。

オ 洪水警報、崖崩れ等による避難指示等の伝達経路をよく確認しておく。

カ 非常袋を準備しておく。

4 防災に関する調査研究計画

災害を未然に防ぐとともに、より効率的な災害予防及び応急対策等を実施するため、次のような調査研究を行う。

(1) 防災パトロールの実施

市長が責任者となり、関係機関と協力して災害発生が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

(2) 対策会議の開催

防災パトロールの結果に基づき、災害発生が予想される箇所の応急対策を具体化するために対策会議等を開催する。

(3) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員の適宜参加を促し、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

第4節 訓練計画

第1項 総合防災訓練

- 市（安全安心まちづくり課、
消防本部）
- 防災関係機関

《 基本方針 》

市及び防災関係機関は、基本法第48条及び水防法第32条の2に基づき、地域防災計画、防災業務計画等の習熟、関係機関の連携体制を強化し、住民の防災思想の高揚を図るため、住民、その他関係団体の協力を得て、防災訓練を実施する。

第1項 総合防災訓練

《 計画目標 》

1 総合防災訓練計画

災害応急対策の完全遂行を期すため、市（安全安心まちづくり課）は関係機関との緊密な連携の下に計画的に単独又は共同で防災訓練を実施する。

（1）実施時期

毎年、防災週間のほか随時に行う。

（2）訓練の種目

- ア 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- イ 災害による被害状況の把握
- ウ 救出、救護訓練
- エ 給水、炊き出し訓練
- オ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- カ 避難所の開設、運営訓練
- キ 救援物資の供給（受領、集積、配分、輸送）訓練
- ケ 防疫訓練
- コ 通信訓練（電話、無線、伝達）
- サ 輸送訓練（資材、機材、人員）
- シ 初期消火訓練
- セ 水防訓練
- ソ 観測（水位、雨量等）、樋門等操作訓練
- タ 工法訓練（各水防工法）
- チ その他

2 各種防災訓練計画

(1) 初動対応訓練

ア 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

イ 非常通信訓練

災害時において、通常使用する通信手段が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

(2) 水防訓練

水防技術の向上、水防思想及び河川愛護思想の普及、出水時の水防活動を的確かつ迅速に遂行するため、机上又は実地において総合的かつ計画的に水防訓練を実施する。また、必要に応じて広域洪水等を想定し、隣接消防団、県、その他の関係機関と共同で訓練を実施する。

≪水防訓練実施要領≫	
参加機関	県水防地方本部（北九州市土整備事務所）、 消防本部、消防団、その他関係機関
想定訓練	ア 気象状況 イ 水位及び降雨の状況 ウ 洪水予報（水位、雨量の通報訓練を兼ねる） エ 危険箇所 オ 状況変化
作業訓練	ア 水防作業員の招集出動 イ 状況の把握と作業指示 ウ 水防広報の選定及び実習 エ 必要資機材の種類及び数量の判定 オ 資機材運搬の状況 カ 作業開始から終了までの動作と出来上がりの判定 キ 状況変化による次期作業についての判定

(3) 消防訓練

消防機能を十分に発揮させるため、関係機関と協力して消防活動についての訓練を実施する。また、必要に応じて大火災を想定し、市、消防本部、消防団及び福岡県消防相互応援協定に基づく他市町村消防本部が共同で訓練を実施する。

《 消 防 訓 練 実 施 要 領 》	
実施時期	火災予防運動期間中他随時
参加機関	市、消防本部、消防団、その他関係機関
訓練項目	ア 消防機械器具操法訓練 イ 機械運用及び放水演習 ウ 操縦訓練 エ 通信連絡訓練 オ 非常招集訓練 カ 出動訓練 キ 救助・救急訓練 ク 飛び火警戒訓練 ケ 破壊消防訓練 コ 林野火災防ぎょ訓練 サ 車両火災防ぎょ訓練 シ 危険物等特殊火災防ぎょ訓練 ス 自衛消防教育訓練 セ 災害応急対策訓練

(4) 地域避難救助訓練

ア 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、自治体や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を水防、消防等の救出活動と複合で、又は単独で実施する。

イ 職員の防災研修並びに警戒巡視員及び避難誘導員の教育訓練
 防災専門知識の教育及び訓練を実施し、防災技術の習得に努める。

ウ 校区ごとの住民による避難訓練等の実施
 地域の実情に応じて、各種の気象状況及び夜間等並びに洪水や土砂災害等の災害の状況を想定した避難訓練及び避難所の開設・運営訓練を行う。

避難所の開設・運営訓練に当たっては、実員による訓練の他、HUG（避難所運営ゲーム）等を活用した軽易な訓練を活用する。

《 避難救助訓練内容 》	
実施時期	随時
参加機関	市、消防本部、消防団 自治会、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	(ア) 情報連絡訓練 (イ) 避難所開設訓練 (ウ) 要配慮者避難訓練 (エ) 避難誘導訓練 (オ) 救出、救護訓練 (カ) 給食、給水訓練 (キ) 初期消火、水防訓練
《 総合防災訓練実施要領 》	
実施時期	随時
参加機関	市、消防本部、消防団 自治体、自主防災組織、その他関係機関
訓練項目	(ア) 気象情報の伝達 (イ) 災害・被害情報の収集伝達 (ウ) 災害広報計画 (エ) 関係機関の招集・動員 (オ) 通信連絡活動 (カ) 水防広報 (キ) 救出・救護・救急活動 (ク) 避難所の開設、運営 (ケ) 救援物資の供給（受領、集積、配分、 輸送） (コ) 車両動員 (サ) 資機材の輸送 (シ) 給食・給水活動 (ス) 自衛隊派遣要請要求

(5) 学校避難訓練

各学校は、概ね次の方法によって避難訓練等を実施する。

- ア 避難訓練の実施時期については、学期始め、災害多発時、火災予防運動中等に年2回以上の避難訓練を実施する。
- イ 避難訓練に際しては、関係機関の協力を得て実施し、児童、生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。
- ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ各学校において立地条件そのほかを勘案の上定める。

第5節 防災施設、資機材等整備計画

第1項 防災中枢機能等の確保・充実	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 教育委員会
第2項 情報通信施設等整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 情報連絡班 <input type="checkbox"/> 衛生救護班
第3項 装備資材等の整備充実	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 産業振興課 <input type="checkbox"/> 環境上下水道部 <input type="checkbox"/> 建設課
第4項 備蓄物資の整備計画	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 産業振興課 <input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 教育委員会
第5項 災害時用ヘリポートの整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 教育委員会
第6項 避難場所等整備計画	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 教育委員会 <input type="checkbox"/> 環境上下水道部
第7項 業務継続計画の策定	<input type="checkbox"/> 各課

《 基本方針 》

市、防災関係機関は、応急対策の円滑な実施のために、必要な施設及び資機材等の整備、充実に努める。

- 1 現在、整備されている防災施設、設備や資機材の現況を把握しておく。
- 2 その機能がいつでも有効に発揮できるよう、定期的に防災施設、設備や資機材を点検し、整備補強を図る。
- 3 未整備あるいは不足している防災施設、設備や資機材の計画的な整備を推進する。
- 4 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- 5 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ定めておく。

第1項 防災中枢機能等の確保・充実

《 計画目標 》

1 防災中枢機能等の整備計画

(1) 防災中枢機能の拡充

公共施設は、災害時に地域の災害対策活動の拠点となり得るため、防災中枢としての機能整備に努める。

特に、市庁舎については、大規模災害にも対応できる耐震強度、通信能力、非常用発電能力、給・排水能力等を整備する。

非常用発電機 仕様

出力	100kVA/80kw	使用燃料	A重油	容量	2000L
稼働時間	72時間	設置場所	屋外	浸水対策	対策済
地震対策	対策済				

(2) 組織体制（初動体制）の確立

ア 災害発生時に職員が迅速に対応できるよう、平素から配備基準等を確認し、毎年各課において災害応急対策連絡網を確認しておく。この際、複数手段を用いて、連絡の迅速化及び万全に努める。

イ 交通の途絶、職員の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、参集訓練等を行い、災害応急対策実施の円滑化に努める。

(3) 職員の役割

各機関・部署の必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的な訓練により、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について徹底を図る。

第2項 情報通信施設等の整備

《 計画目標 》

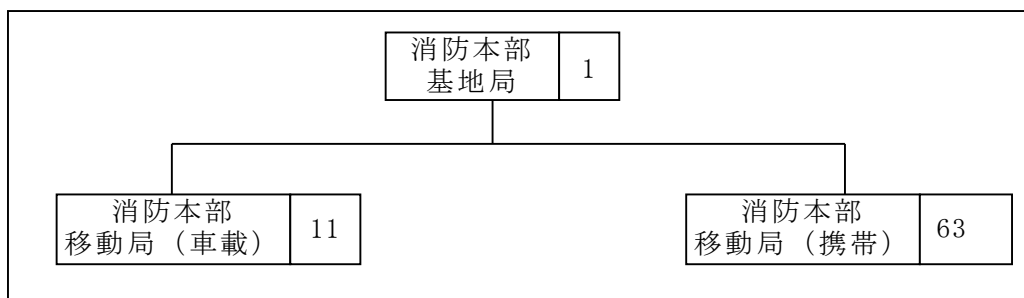
1 無線通信施設整備計画

なかまコミュニティ無線による住民等への情報伝達を確実にを行うため、定期的な点検等を実施する。

《 なかまコミュニティ無線構成図 》



《 消防無線構成図 》



(1) なかまコミュニティ無線

《 なかまコミュニティ無線 》

なかまコミュニティ無線とは、自然災害などから住民の皆様の生命、身体及び財産を守るため、いち早く災害情報や避難指示などの重要な情報を一斉に伝える手段として設置した無線通信設備をいい、次の計画を推進する。

- ア なかまコミュニティ無線を有効に機能させるため、夜間等運用体制の確立を図る。
- イ 災害を未然に防ぐため各無線局の施設及び機器の機能について、定期的に保守点検を行う。

(2) 消防無線

《 消防無線 》

消防無線とは、「消防本部が他市及び市内における消防、救急活動を円滑に実施するため消防本部において設置した無線通信設備」をいい、次の整備を推進する。

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、平成27年4月1日をもって消防救急業務用無線をデジタル方式に移行した。

(3) 福岡県防災・行政情報通信施設

防災行政情報通信施設としては、県の「防災・行政情報通信ネットワーク」を整備し、その運用を図っている。

- ア 衛星回線と地上回線による災害に強い通信網を活かし、県、各市町村、消防本部相互間の通信の確保を図る。
- イ 防災情報システム、災害現場の映像情報機能の活用を図る。

2 災害時優先扱いの電話（有線通信設備）整備計画

《 災害時優先電話 》

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに收容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能となる。

災害時優先電話の使用については、西日本電信電話㈱へ依頼する。

(1) 市は、災害時優先扱いの電話等の有効的な活動体制の整備を行う。

災害時優先電話の登録（12回線）

	電話設置場所	電話番号		電話設置場所	電話番号
1	市役所（代表）	244-1111	7	消防署	245-0902
2	市役所（代表）	244-1181	8	消防署	
3	市役所（代表）	244-1114	9	消防署	
4	市役所（総務課 FAX）	245-5598	10	消防署（携帯）	
5	市役所（上水道課 FAX）	245-0542	11	消防署（携帯）	
6	地域交流センター FAX	244-1113	12	消防署（携帯）	

(2) 防災関係機関は、災害時優先扱いの電話を有効に活用できるよう西日本電信電話（株）の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。

(3) 市は、電気通信設備の整備と防災管理に努め、有線通信設備を効果的に活用できるよう、電話網運営体制の整備検討を行う。

(4) 優先電話の機能周知、設置場所の適正化と災害時における運用体制を整備推進する。

(5) これらを補完するため、IP無線、衛生電話等の整備に努める。

3 特設公衆電話の整備

《 特設公衆電話 》

大規模災害等が発生した際に、指定避難所及び福祉避難所にて、通常の電話よりも繋がりやすく被災者の安否確認に活用できる災害時発信専用回線を整備する。

災害時優先電話の使用については、西日本電信電話㈱へ依頼する。

特設公衆電話設置一覧（15回線）

	電話設置場所	設置個所	回線数		電話設置場所	設置個所	回線数
1	中間中学校	事務室内	1	8	中間南中学校	校舎玄関左	1
2	体育文化センター	事務室内	2	9	中間南小学校	校舎玄関右	1
3	中間小学校	校舎玄関左	1	10	中間西小学校	校舎 2F 玄関左	1
4	中間北中学校	事務室内	1	11	地域交流センター	玄関右	1
5	中間北小学校	校舎玄関右	1	12	ハピネスなかま	1F エントランスホール	2
6	中間東小学校	校舎玄関左	1	13	底井野小学校		1
7	中間東中学校	校舎玄関左	1				

4 各種防災情報システムの整備

(1) 防災情報の一元化

防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を行う。

ア 災害時の膨大な情報通信を円滑に処理し、市災対本部が的確な指示等を行うための防災情報システムの検討を行う。

イ 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により応急復旧作業の効率化を検討する。

(ア) 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

(イ) り災証明情報（建物被災程度等）

(ウ) 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

(2) 多様な情報メディアの活用方策の検討

通信事業者が提供する緊急エリアメールを活用し、緊急性が高い災害情報の伝達方法をより多様化する。

(3) 広報、広聴体制の確立

ア 住民への広報、広聴体制、ホームページの開設

災害時に住民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供し、住民からの要望・相談を広聴する体制、方法を確立し、防災情報のホームページを開設する。

イ プレスルームの整備

(ア) 報道機関を通じての広報については、県へ依頼を行い、プレスルームを設置する等情報を迅速・的確に発信する。

(イ) 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(ウ) パソコン通信・インターネットを通じた情報交換

情報化の進展に伴い、パソコン通信・インターネットといった情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(エ) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対しても的確に広報を行えるよう、市内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。また、福岡県災害対策本部が設置された時に設置される「災害時多言語センター」を活用する。

(オ) 点字等による情報伝達

視覚障がい者に的確に情報を伝達するため点字等を活用する。

第3項 装備資機材等の整備充実

《 計画目標 》

1 主な整備資機材

応急対策を円滑に実施するため、災害用装備資機材等をあらかじめ整備し、随時点検を行い保管に万全を期する。また、食料、飲料水、資機材等の確保のため民間事業者等との協定締結を推進する。

項 目	資 機 材 名 称
救助用備蓄資機材	1) 気象観測施設 2) 救急車、特殊消防車 3) 通信機及び資機材 4) 給水資機材 5) その他救助用資機材
水防用資機材	1) 救助艇、ビニールシート 2) 土のう、ロープ
消防用資機材	1) 消火薬剤 2) 消火器
医療助産及び防疫に要する資機材	1) 発電機等救急機材 2) 医療薬品、防疫用薬剤
食料及び飲料水	1) ペットボトル、ろ過器 2) レトルト食品、缶詰
流出油処理資機材	1) 吸着マット 2) 中和剤
その他	1) 電気、ガス、上下水道等復旧に必要な資機材

2 気象観測施設、設備整備計画

(1) 現況

土砂災害や河川のはん濫の危険性は、集中豪雨等によって引き起こされるもので、降雨量のデータ蓄積が非常に重要となる。気象データは福岡管区气象台や県から気象予報、警報として伝達されている。

◆ 中間市の雨量・水位観測所

《 雨量観測所 》		
区分	設置場所/測定管理者	種別
雨量	消防本部	自記
水位	遠賀川 (中間水位観測所)	自記
水位	山田川 (山田川水利組合)	目視
水位	堀川 (消防本部)	目視
水位	曲川 (鳴王寺橋)	自記
水位	黒川 (黒川 0k650)	自記

◆中間市の地震計

《 計測震度計 》		
区分	設置場所/測定管理者	種別
計測震度計	消防本部	自記
計測震度計	長津 1-25-1/防災科学技術研究所	自記

(2) 整備計画

ア 河川はん濫、土砂災害等の危険性が高い地区での雨量計の新設を検討する。

イ 市全域あるいは災害危険地域周辺の気象データを速やかに収集できる施設の整備を推進する。

3 医療救護施設、設備の整備計画

(1) 拠点となる医療施設の強化

拠点となる医療施設については、応急的な診療機能を確保するため、ライフラインの機能停止に備え、貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療資機材、備蓄物資等の確保が迅速に行えるよう、支援体制強化を推進する。

(2) 救急医療情報ネットワークの整備

医療活動等に必要な情報収集・連絡体制を確保するため、医療機関と連携して救急医療情報システム等の情報ネットワーク化を検討推進する。

ア 初動医療体制の確立

市と各医療機関は相互に連携し、早期に応急医療体制を確立する。また、トリアージ（負傷者選別）の基準に基づき、実践的な訓練の実施を検討する。

イ 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。

ウ 医療体制の整備充実

(ア) 必要な医療サービスを確保するため、医療機関相互の連携を図り、幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。

(イ) 医師会等の協力を得て、休日や夜間の24時間救急医療システムの充実に努める。

4 給水体制の整備

災害時において、被災者1人当たり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、給水車、ポリ容器、応急給水用資機材等の整備を検討する。

(1) 整備項目

ア 指定避難所への飲料水兼用耐震性貯水槽、貯水型給水管等の設置、飲料水（ペットボトル等）の備蓄

イ 学校等のプール施設の活用

- ウ ろ過器の配備
- エ 給水車、ポリ容器の配備
- オ 応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄

5 水防施設、設備整備計画

速やかな水防活動が行えるよう、水防資機材や防災倉庫等の整備、拡充を図る。

(1) 整備、点検計画

- ア 防災倉庫、水防資機材の整備、拡充を図る。
- イ 毎年5月中に点検、整備を行い、梅雨期までに不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- ウ 資機材が不足する場合は予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。

6 消防施設、設備整備計画

(1) 整備方針

近年の火災や施設の状況等を考慮して、次の方針で消防施設、設備の整備を図る。

- ア 消防団員の減少や高齢化等を補うための消防設備の近代化
- イ 中高層建築物火災や特殊火災に対応できる消防力の整備
- ウ 所要基準に適合した消防水利の整備

(2) 整備、点検計画

- ア 消防団員の確保のため、魅力ある消防行政の活性化を図る等の対策を検討し、団員の補充に努める。
- イ 消防施設については、年次計画により整備、買い替えを行っていくとともに、機械等の近代化、軽量化を図る。
- ウ 「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」等に基づき、増強及び更新を年次計画により整備していく。そのため、消火栓は水道管理設時に随時設置するとともに、防火水槽の整備を推進する。
- エ 毎年定期的に資機材の点検、整備を行い、不良品の交換や不足品の補充等を行う。
- オ 資機材の不足する場合は予想して、あらかじめ調達方法や調達場所を検討しておく。
- カ 消防防災体制を充実し、消防署の機能強化を図る。

7 点検、調達計画

(1) 点検整備

- ア 災害を未然に防ぐため各防災無線局の施設及び各機器の機能について、梅雨期前等に定期保守点検を行う。
- イ 長期にわたる停電に備え、自家発電機の設置を推進する。バッテリーの充電不足ほか予期せぬ停電時に備えて、非常用発電設備の選定及び増設を検討する。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

第4項 備蓄物資の整備

《 計画目標 》

1 備蓄物資計画

災害発生直後は交通途絶等により住民生活に必要な物資が著しく不足することが予想される。食料、生活必需品等の備蓄及び調達体制の確保のため、民間業者との協定の締結を推進する。また、自助として、1人当たり4日分の食料、飲料水などを準備するよう啓発する。

2 段階的な備蓄

(1) 備蓄計画（段階的な備蓄の方法）

ア 市は、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の確保を推進するほか、次の段階的な備蓄を推進する。

(ア) 事業所、住民等による備蓄

(イ) 指定避難所等における備蓄

(ウ) 流通在庫備蓄

(エ) 協定の締結による備蓄、調達

(2) 事業所、住民等での備蓄

事業所及び住民（職員を含む。）は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、概ね4日以上に相当する量を目標として備える。また、市ホームページ、広報紙や防災マップ等を通じて住民の備蓄に対する役割を周知する。

(3) 指定避難所等における備蓄

市内の指定避難所等に備蓄倉庫を整備して、中間市人口の約7分の1（約6,000人）の1日分（2食分）の食料、飲料水その他生活必需品を分散して計画的に備蓄する。細部については、「大規模災害時における中間市物資供給マニュアル」内「備蓄品等整備計画」による。

(4) 流通在庫備蓄

ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、市は公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定を締結する等の流通在庫備蓄に努める。

イ 市は、市内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料及び生活必需品等の確保に努めるとともに、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者への対応も考慮する。

3 備蓄物資の運用

(1) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所、車中泊及び在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。また、物資の配給は画一的なものだけでなく、要配慮者へ配慮されたものとする。

このため、大規模災害時に設置する物資集積センター（生涯学習センター）から指定避難所への物資供給要領の基準となる「物資供給マニュアル」を整備する。

また、応急対策従事者のための物資供給は、物資供給体制確立後に、避難者等への物資供給に接続させて実施する。

(2) 別冊第1「大規模災害時における中間市物資供給マニュアル」

第5項 災害時用臨時ヘリポートの整備

《現況》

市には、災害時における臨時ヘリポートとして11箇所が指定されている。

番号	ヘリポート名	所在地	管理者	広さ(m) 巾×長さ
1	中間西小学校グラウンド	弥生2-1-1	中間市教育委員会	120×80
2	中間小学校グラウンド	長津1-26-1	中間市教育委員会	110×80
3	中間東小学校グラウンド	中尾4-2-1	中間市教育委員会	100×70
4	底井野小学校グラウンド	上底井野825	中間市教育委員会	99×50
5	中間北中学校グラウンド	岩瀬3-4-1	中間市教育委員会	110×90
6	中間中学校グラウンド	垣生510	中間市教育委員会	120×60
7	中間南小学校グラウンド	通谷5-14-1	中間市教育委員会	80×50
8	仰木彬記念球場	垣生670-1	中間市生涯学習課	100×80
9	中央市民広場（中鶴グラウンド）	大字中間 7813-2	中間市生涯学習課	100×60
10	多目的広場（市役所前）	大字中間 8194	中間市生涯学習課	100×50
11	第1市民広場（消防本部前）	大字中間 10018	中間市生涯学習課	60×60

《計画目標》

1 臨時ヘリポートの選定基準等

市は、災害時の救助・救護活動、緊急物資の輸送等にヘリコプターの機動性を活かした応急活動を円滑に実施するため、ヘリコプターが離着陸できるヘリポートの選定、整備に努める。

(1) 臨時ヘリポートの選定基準

臨時ヘリポートの選定場所として、学校の校庭、公共の運動場、河川敷等から次の基準に留意して選定する。

ア 臨時ヘリポートの標示

(ア) 市災対本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(イ) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を書き、中にHの文字を標示する。

(ウ) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

(2) 危険防止上の留意事項

ア ヘリコプターの離着陸は、風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。

イ 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。

ウ 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講じる。

エ 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

(3) ヘリポートの管理

市は、選定したヘリポートの管理について、平素から当該指定地の管理者と連絡を保ち現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう留意する。

2 県への報告

市は、新たにヘリポートを選定した場合、本計画に定めるとともに、県に次の事項を報告（略図を添付）する。

また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

(1) ヘリポート番号

(2) 所在地及び名称

(3) 施設等の管理者及び電話番号

(4) 発着場面積

(5) 付近の障害物等の状況

(6) 離着陸可能な機種

第6項 避難所等整備

1 避難施設、設備整備計画

(1) 避難施設の選定条件

災害から住民の生命等を守る避難施設には、次の条件が必要である。

- ア 避難の原因となる一次災害に対して絶対安全であるとともに、それによって引き起こされる二次災害やそのほかの災害に対しても安全であること。
- イ 高齢者や子ども等の避難を考慮して、避難施設はなるべく居住地の近辺にあること。
- ウ 避難施設への通路となる避難路も、安全性が確保されている必要があるとともに、非常時でも容易に避難施設に到達できること。

2 指定緊急避難場所、指定避難所等の指定

災害対策基本法（平成25年法律54号）において、切迫した災害の危険から逃れるための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための避難所が明確に区別されたことから、本市で従来選定していた一次避難所、二次避難所を元に指定するものとする。

なお、指定に当たっては、災害対策基本法施行令を満たすこととする。

(1) 指定緊急避難場所の指定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるために、災害の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定緊急避難場所として指定する。

(2) 指定避難所の指定

市長は、災害の危険があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設を指定避難所として指定する。

(3) 福祉避難所の指定

市長は、要配慮者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）とその支援者が相談等必要な生活支援を受けられる等、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定するとともに、民間の社会福祉施設との応援協定を締結する。

(4) 整備計画

- ア 指定避難所及び福祉避難所（以下「指定避難所等」という。）に必要な設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画にしたがって逐次整備していく。また、不足設備等の緊急調達方法や場所について、事前に検討しておく。
- イ 老朽化した指定避難所等については、指定避難所等の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について検討する。

ウ 一人当たりの避難所面積は、原則として2㎡/人以上とし、実際の避難所等内の備品の配地状況等を勘案してこの基準により算定される収容人員が、白紙的な収容人員より大幅に少ない場合には、指定避難所等の新設や民間施設の借上げによる増設等について検討する。

エ 指定避難所等が近辺にない地区については、適当な指定避難所等の設定に向け検討する。

オ 地域住民が指定避難所等へ安全かつ速やかに到達できるよう、避難ルートマップの作成を進める。

カ 指定避難所等を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効なヘリポートの整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を推進する。

(5) 避難の実施に関する整備

過去における主な災害又は地域的条件を考慮し、自治会ごとに具体的な避難場所、避難経路等を、あらかじめ住民に周知しておき、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め整備しておく。

ア 各指定避難所等の責任者をあらかじめ定めておき、収容予定自治会等のリストを平常時において作成しておく等、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むようにしておく。

イ 学校、病院、宿泊所等多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、警察、消防団等と協力し、要配慮者に十分考慮した避難訓練等を行い、有事に備える。

第7項 業務継続計画

1 業務継続計画の策定

大規模災害が発生した際の緊急時においては、災害応急対策業務の着実な推進と継続する必要性が高い通常業務の機能停止・低下を最小限に抑え、可能な限り速やかな復旧・復興に努め、市民生活の回復を図る必要があることから、市は、重要要素を主体に次のとおり、災害時の業務継続計画（BCP）を定める。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しなど計画の評価・検証等を行い、見直しを図る。

2 中間市業務継続計画

「市町村のための業務計画作成ガイド」が定める「重要6要素」については、次のとおりとする。

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

ア 意思決定者（本部長代理）順位は、本部長→副本部長（副市長→教育長→総務部長→消防長）→指揮班長であり、細部については、第3章第2節第1項による。

イ 異常現象等により災害発生のおそれがある場合又は災害が発生し、直ちに応急対策を実施する必要がある場合、災害対策本部を設置し、最も早い方法で配備体制を指令する。また、市近郊に震度6弱の地震が発生した場合、職員は自主参集し第3配備体制を確保する。

細部については、第3章第2節第1・第2項及び第6章第2節第1項による。

(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

中間市消防本部庁舎又はハピネスなかまを活用する。

細部については、第3章第1節第1項による。

(3) 電気、水、食料等の確保

ア 停電時の必要な防災中枢機能維持のための非常用電源を整備し、十分な期間（72時間以上）の発電が可能となるような燃料の備蓄に努める。

細部については、第2章第5節第3項による。

イ 応急対策従事者への物資供給は、物資供給体制確立後に避難者への物資供給に接続して実施する。

細部については、第2章第5節第4項による。

(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

なかまコミュニティ無線、県防災無線の他、IP無線、携帯電話、SNS等の活用により通信を確保する。

細部については、第3章第4節第4項による。

(5) 重要な行政データのバックアップ

災害時の安否状況確認及び被災者支援のために必要なデータ並びに復旧後の行政のために必要なデータは、平素から各部署でバックアップを作成しておく。また、データの管理については、同時被災しないため、情報システムのクラウド化や委託管理等に努める。

(6) 非常時優先業務の整理

ア 優先業務については、次のとおり。

(ア) 命を守るための行方不明者、避難者等の状況把握

(イ) 命を繋ぐための避難所運営及び避難者等への物資供給に係る業務

(ウ) 被災者の生活再建のための家屋被害調査及びり災証明の発行に係る業務

(エ) これらを補完する応援者等の受援に係る業務

イ 非常時優先業務内容は、次のとおり。

〈第2章 第5節 防災施設、設備等の整備計画〉

非常時優先業務内容									
No	業務の内容		支援要請時期(☆)と主な活動期間(→) (対応の開始・終了時期は、災害の規模などにより前後します。)						備考
			～3時間	～1日	～3日	～2週間	～1ヶ月	1ヶ月～	
1	人命救助	行方不明者等の 捜索及び救出	☆	→					
2		負傷者等の救急 医療	☆	→					
3	医療活動	医療救護所の開 設、運営、増設	☆	→					
4		後方医療機関へ の搬送	☆	→					
5		県の医療救護班 の派遣要請 ※	☆	→					
6	広域応援	自衛隊の派遣要 請	☆	→					
7		広域緊急援助隊 の派遣要請	☆	→					
8		緊急消防援助隊 の派遣要請	☆	→					
9	避難人員・生活状況の実態把握			☆	→				
10	避難者対策	避難所運営		☆	→				
11		応急給水(給水 車、給水要員)		☆	→				
12		避難所への生活 必需品の供給		☆	→				
13		仮設トイレ等の設 置及び衛生管理		☆	→				
14		生活衛生対策(災 害廃棄物(し尿) の処理)			☆	→			
15		生活衛生対策(災 害廃棄物(生活ご み)の処理)			☆	→			
16		特設公衆電話の 増設			☆	→			
17		健康対策(保健 師、管理栄養士 等)			☆	→			
18		メンタルケア (DPAT)※			☆	→			
19		愛護動物の救護 等(被災動物の受 入れ)		☆	→				
20	災害ボランティア の活動促進	ボランティア、ボラ ンティアコーディ ネーター			☆	→			

〈第2章 第5節 防災施設、設備等の整備計画〉

No	業務の内容		支援要請時期(☆)と主な活動期間(→) (対応の開始・終了時期は、災害の規模などにより前後します。)						備考
			～3時間	～1日	～3日	～2週間	～1ヶ月	1ヶ月～	
21	罹災証明(災害による火災)				☆	→			
22	被災者の生活再 建支援	家屋被害調査			☆	→			
23		罹災証明書の発行			☆	→			
24		市町村税の免税事務				☆	→		
25		災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付				☆	→		
26		義援金の募集・配分				☆	→		
27		被災者生活再建支援金の支給				☆	→		
28	学校教育機能の回復	教育支援要員(教員、心のケア専門家等)				☆	→		
29		公立学校施設復旧支援要員			☆	→			
30	文化財の緊急保護	文化財緊急保護要員				☆	→		
31	応急仮設住宅の建設	建築職員等				☆	→		
32	応急仮設住宅の整備・確保(みなし仮設住宅の供与)	建築職員等				☆	→		
33	危険度判定	被災建築物応急危険度判定士		☆					
34		被災宅地危険度判定士		☆					
35	災害廃棄物の処理	災害廃棄物(がれき等)の処理		☆					
36	社会基盤の施設の緊急対策	土木職員等(道路、河川、農地等)		☆					
37	社会基盤の施設の応急復旧	土木職員等(道路、河川、農地等)			☆				
38		水道の応急復旧(専門職員)		☆					
39		下水道の応急復旧(専門職員)		☆					
40	社会基盤施設の復旧	土木職員等(道路、河川、農地等)			☆				
41		用地職員			☆				

第6節 広域応援体制整備計画

第1項	市町村間の相互協力体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	防災関係機関の連携体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 警察

《 基本方針 》

大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から体制を整備しておく。

《 現況/課題 》

中間市では、大規模な災害が発生した場合に備え、その被害を最小限に防止するため、次の応援協定等を締結している。

- ①北九州市、中間市消防相互応援協定（昭和40年12月1日締結）
- ②中間市、鞍手町消防相互応援協定書（昭和40年4月1日締結）
- ③中間市、水巻町消防相互協力協定書（昭和40年12月1日締結）
- ④中間市、遠賀町消防相互協力協定書（昭和42年7月12日締結）
- ⑤福岡県消防相互応援協定（令和2年3月11日締結）
- ⑥災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定
（平成17年4月1日締結）
- ⑦中間市メッセージボード搭載災害対応型自動販売機設置に関する協定書
（平成18年1月30日締結）【コカコーラボトラーズジャパンベンディング株式会社】
- ⑧災害時における応急対策業務に関する協定書
（平成20年6月19日締結）【中間市災害対策協力会】
- ⑨福岡県中間市における大規模な災害時時の応援に関する協定書
（平成23年10月3日締結）【国土交通省九州地方整備局】
- ⑩災害時におけるボランティア活動に関する協定書
（平成24年8月1日締結）【中間市社会福祉協議会】
- ⑪災害時における物資の供給に関する協定書
（平成25年2月1日締結）【株式会社ハローデイ】
- ⑫災害に係る情報発信等に関する協定書
（平成25年2月15日締結）【ヤフー株式会社】
- ⑬災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
（平成25年3月8日締結）【株式会社優希苑】

【 一般災害対策編 】
〈第2章 第6節 広域応援体制整備計画〉

- ⑭災害時における物資の供給に関する協定書
（平成25年3月11日締結）【嘉穂無線株式会社】（グッデイ）
- ⑮災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
（平成25年3月12日締結）【社会福祉法人東筑紫会（第2智美園）】
- ⑯災害時における物資の供給に関する協定書
（平成25年3月25日締結）【イオンストア九州株式会社】
（平成27年9月1日相手方経営主体変更に伴い再締結）
- ⑰災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書
（平成25年4月2日締結）【株式会社西日本医療福祉総合センター】
- ⑱災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定書
（平成25年10月1日締結）【福岡県北九州地区LPガス協会遠賀・中間部会】
- ⑲災害時における飲料水等の提供に関する協定書
（平成25年12月10日締結）【アクアクララ株式会社】
- ⑳中間市地域防災計画に基づく災害時医療救護活動に関する協定書
（平成25年12月16日締結）【社団法人遠賀中間医師会】
- ㉑遠賀川河川管理用光ファイバー網の相互接続等に関する協定書
（平成26年3月19日締結）【国土交通省九州地方整備局】
- ㉒避難所施設利用に関する協定書
（平成26年8月4日締結）【福岡県建築都市部下水道課】
- ㉓水道事業に関する応援協定書
（平成26年12月19日締結）【北九州市水道事業管理者・岡垣町】
- ㉔災害時における放送等に関する協定書
（平成27年3月2日締結）【株式会社ジェイコム九州】
- ㉕災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書
（平成28年2月15日締結）【福岡県石油商業・協同組合 北九州支部遠賀中間石油部会】
- ㉖浸水時における応急対策業務に関する協定書
（平成28年4月1日締結）【（株）砂山営農組合】
- ㉗浸水時における応急対策業務に関する協定書
（平成28年4月1日締結）【（有）清光社】
- ㉘浸水時における応急対策業務に関する協定書
（平成28年4月1日締結）【（有）美浄社】
- ㉙特設公衆電話の設置・利用等に関する協定書
（平成29年5月9日締結）【西日本電信電話株式会社】
- ㉚大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書
（平成29年5月15日締結）【九州地方知事会・九州市長会】
- ㉛災害時における地図製品等の供給等に関する協定
（平成29年8月17日締結）【株式会社ゼンリン】

【 一般災害対策編 】
〈第2章 第6節 広域応援体制整備計画〉

- ⑳ 災害時における復旧支援協力に関する協定
（平成29年8月23日締結）【公益社団法人日本下水道管路管理業協会】
- ㉑ 災害時における応急対策業務に関する協定書
（平成29年9月1日締結）【中間市管工事協同組合】
- ㉒ 中間地区災害復旧に関する覚書
（平成30年5月8日締結）【九州電力株式会社 八幡配電事業所】
- ㉓ 災害時の指定緊急避難場所等利用に関する協定書
（平成30年9月13日締結）【学校法人 九州電気工業学園 希望が丘高等学校】
- ㉔ 防災パートナーシップに関する協定書
（平成31年3月13日締結）【九州朝日放送株式会社】
- ㉕ 災害発生時における中間市と中間市関係郵便局の協力に関する協定
（令和元年6月11日締結）【中間市関係郵便局】
- ㉖ 福岡県防災・行政情報通信ネットワークの管理運営に関する協定書
（令和2年3月30日締結）【福岡県】
- ㉗ 災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書
（令和2年8月26日締結）【株式会社アクティオ】
- ㉘ 災害時における物資供給に関する協定
（令和3年3月16日締結）【株式会社ナフコ】
- ㉙ 緊急時解放備蓄型自販機に関する協定
（令和3年4月1日締結）【大塚ウエルネスベンディング株式会社
・ 高原ミネラル株式会社】
- ㉚ 災害時における応援派遣に関する協定書
（令和3年4月28日締結）【ヤマト運輸株式会社】
- ㉛ 水害による緊急時の避難先としての県営住宅の空き住戸活用に関する基本協定書
（令和3年6月7日締結）【福岡県】
- ㉜ 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書
（令和3年7月15日締結）【三協フロンテア株式会社】
- ㉝ 災害時における消毒液類の調達及び供給に関する協定書
（令和4年6月30日締結）【株式会社ラジカルラボ九州】
- ㉞ 災害時における避難所としての施設等の使用に関する協定書
（令和4年9月12日締結）【ロハス・ライフ株式会社】
- ㉟ 災害時等における応援派遣に関する協定書
（令和5年3月7日締結）【九州福山通運株式会社北九州南支店】
- ㊱ 安全安心なまちづくりと地域活性化のための包括連携協定
（令和5年4月1日締結）【佐川急便株式会社】

第1項 市町村間の相互協力体制の整備

《 計画目標 》

1 相互応援の体制整備

市は、平素から締結している消防相互応援の体制整備を推進するとともに、このほか、近隣市町と大規模災害時に備えた相互応援協定を締結するように努める。

第2項 防災関係機関の連携体制の整備

《 計画目標 》

1 関係機関の体制整備

(1) 警察（折尾警察署）

市は、平素から警察署及び交番との緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう応援体制の整備を推進する。

(2) 消防機関（他市（隣接）消防本部）

市は、中間市消防本部と緊密な連絡を取り、他市（隣接）消防機関との「消防相互応援協定」等を通じて、人命救助活動等の応援体制の充実に努める。

2 自衛隊との連携体制整備

市、県と自衛隊は「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱（平成7年8月設置）」における協議や防災訓練の実施等を通じ、平常時から連携体制を構築しその強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

3 応援活動のための体制整備

(1) 支援活動の準備

ア 被災市町村及び各関係機関から応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられるよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等について準備しておく。

イ 職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることがないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

(2) ボランティアとの連携体制の充実

ア 医療業務、介護業務、被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録及び活動拠点等の整備を促進する。

イ 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施される日本赤十字社福岡県支部やボランティア活動に関して協定を締結している市社会福祉協議会等と連携して、災害時のボランティアのあり方、活動の支援・調整等について研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。

第7節 要配慮者対策計画

第1項 社会福祉施設、病院等の対策	<input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 福祉支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項 在宅の要配慮者対策	<input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施	<input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 福祉支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第4項 避難行動要支援者に対する対応	<input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 介護保険課 <input type="checkbox"/> 福祉支援課 <input type="checkbox"/> 消防本部

《 基本方針 》

高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、外国人等は、災害発生時に迅速な行動に移れなかったり、情報や言葉の壁があったり、避難生活を送る上で困難を伴ったりと、様々な理由から配慮が必要な「要配慮者」（旧・災害時要援護者）とされている。

災害時に要配慮者が犠牲となるケースも見受けられることから、特に要配慮者が利用することが多い社会福祉施設、病院等の管理者は、災害からの安全確保に一層努めるものとする。

《 現況/課題 》

高齢化の進展に伴う高齢者等の要配慮者は増加しており、特に寝たきりの者などの避難対策も求められている。

また、障がい者への周知等についても、日ごろから障がいの種別に応じた防災情報の提供手段を構築しておく必要がある。

第1項 社会福祉施設、病院等の対策

《 計画目標 》

1 組織体制の整備

(1) 組織体制

社会福祉施設、病院等の管理者に、災害時における要配慮者の安全確保のための組織、体制の整備を充実するよう要請する。

(2) 社会福祉施設、病院等の体制

ア 市、施設相互間、自主防災組織及び近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。特に、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の災害の発生が予想される要配慮者利用施設に対しては避難確保計画の作成及び避難訓練の実施等を指導し、確実な作成及び実施を促す。

イ 社会福祉施設、病院等の管理者は、あらかじめ自衛水防組織を設置し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の整備を図るとともに、避難確保計画等を作成して職員に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

また、災害の発生時及び予想される場合の利用者の避難にあたっては、同管理者は、関連施設の利用及び管理者相互の協力を努める。

ウ 夜間における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

(3) 連絡体制の整備等

地域防災計画に定められた洪水浸水想定区域内の要配慮者施設及び同計画に定められた土砂災害警戒区域等の要配慮者施設については、緊密な連絡を取り、緊急時に情報の速達を図れるよう伝達連絡体制を整備する。

2 防災設備等の整備

(1) 社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全を確保するための防災設備等の整備拡充を推進する。

(2) 社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後も施設入所者の生活を維持するため、物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

(3) 災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導のための防災設備及び体制の整備を推進する。

(4) ハピネスなかまの機能を充実する。

3 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

(1) 要配慮者自身の災害対応能力や、社会福祉施設、病院等の立地条件を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

(2) ハピネスなかまを有効に利用し、地域福祉の拠点としての機能の充実に努める。また、高齢者や障がい者等の多様なニーズに対応した保健、医療、福祉の連携をはじめとした総合的な拠点機能施設の整備についても検討する。

第2項 在宅の要配慮者対策

《 計画目標 》

1 在宅の要配慮者対策

(1) 施設設備の整備

ア 災害時に備えて、要配慮者の台帳や位置図等を整備することによって地域における要配慮者の把握に努める。

イ 一人暮らしや寝たきりの高齢者等の安全を確保するため、緊急通報システム等の整備をさらに進める。また、聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うためのファクシミリ装置及び文字放送受信装置の普及に努める。さらに、在宅者の安全性を高めるため住宅用スプリンクラー設備及び住宅用火災警報器の設置を推進する。

(2) 支援体制の整備

ア 一人暮らしや寝たきりの高齢者等の要配慮者の現状を把握し、自主防災組織や事業所の防災組織等の整備及び指導を通じ、災害時に地域全体で要配慮者をバックアップする情報伝達、救助等の体制づくりを促進する。

イ 要配慮者自身の災害対応能力及び状況等を考慮し、危険箇所及び避難所等の周知・啓発を推進する。

ウ 地域包括支援センターや福祉ボランティアと連携して、災害時に在宅の要配慮者の安否確認を行える体制を整備し、平常時から災害対応能力の向上を目指す。

エ 人工透析患者に対しては、福岡県透析医会等との協力を得ながら、水の確保も含めて災害時の透析医療体制の確立を目指す。

第3項 要配慮者への防災教育・訓練等の実施

《 計画目標 》

1 要配慮者への防災教育、訓練等の実施

(1) 要配慮者に対する防災教育・訓練の実施

要配慮者及びその家族に対し、パンフレット、チラシ等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

2 要配慮者に対する住民の役割

(1) 要配慮者に対する避難措置

学校、病院等の多数の者を収容する施設では、平素から避難計画を策定し、消防署、警察、消防団、地域住民等と協力し、要配慮者に応じた避難措置を検討しておく。

(2) 要配慮者に対する住民の役割

要配慮者の存在を知るとともに、ヘルパーやボランティアを含め各家庭において要配慮者支援に努める。

- ア 防災に関する基礎知識の習得（危険箇所、避難所、搬送用機材等の確認）
- イ 支援者の確保
- ウ 通信手段の確認（支援者との緊急用通信手段の確認）
- エ 要配慮者に応じた支援方法の確認
- オ 地域ボランティアの組織づくりの推進

第4項 避難行動要支援者に対する対応

1 基本方針

(1) 支援体制の整備

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命、身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成し、自主防災組織、校区まちづくり協議会、消防本部、消防団、警察、民生委員児童委員、社会福祉協議会その他避難行動要支援者の避難支援等の実施に関わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に情報を提供することにより、災害発生時に迅速な対応がとれるよう備える。

また、平成25年の災害対策基本法の改正に基づき内閣府が策定し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、避難行動要支援者の安全確保体制の整備を図るものとする。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 避難行動要支援者の範囲

- ア 介護保険における要介護認定者3以上の在宅生活者
- イ 障がい者のうち次に掲げる在宅生活者
 - (ア) 身体障がい者（身体障がい者程度等級表1級及び2級の者）
 - (イ) 知的障がい者（療育判定基準A判定の者）
 - (ウ) 精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の者）
- ウ 上記以外で、市長又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援が必要な理由
- キ その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(3) 情報の収集

- ア 市長は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- イ 市長は、避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対し、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。
- ウ 避難行動要支援者名簿の作成に当たっては、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、保健福祉部で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報の集約に努め、要介護状態区分や障がい種別、支援区分別に把握する。

3 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

市は、災害に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意が得られた場合について、平常時から避難支援等関係者に対し名簿情報を提供するものとする。

なお、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるときは、その同意の意思に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供するものとする。

また、災害の危険が過ぎ去った場合、提供した名簿情報の内、同意を得ていない名簿情報は回収する。

4 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

市は、避難行動要支援者名簿の定期更新を行い、名簿情報の最新管理に努める。

また、名簿の更新が行われた場合、市は名簿情報の提供に同意した要支援者の情報について、避難支援等関係者に提供し、情報の共有を図る。

5 避難行動要支援者名簿の情報漏えいの防止

市及び避難支援等関係者は、事前に提供を受けた名簿情報若しくは、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において知り得た名簿情報を厳重に保管するとともに外部漏えいの未然防止に十分注意する。

6 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市は、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくものとする。

7 避難支援者等関係者の安全確保

市及び災害応急対策の実施機関等は、避難行動要支援者の避難行動に携わる避難支援等関係者の安全確保を十分配慮し、避難支援行動計画の策定を行う。

第8節 水害予防計画

第1項 河川対策

- 建設課
- 上水道課
- 下水道課

《 基本方針 》

市及び関係機関は、洪水による災害を未然に防止し、治水総合対策を推進するため、危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止対策を実施する。

《 現況/課題 》

市を流れる河川としては、一級河川の遠賀川及びその支流となる黒川、笹尾川、曲川等があり、重要水防箇所15箇所ならびに重要水防構造物7箇所が指定を受けている。近年、国や県により河川改修が進められ、豪雨のたびに発生していた被害は減少している。しかしながら、道路の舗装や山林の宅地化により、降雨水は一時に集中して河川に流出するため、下流では思わぬ箇所で水禍を招くことが予想される。特に、改修の進んでいない流域や大きな住宅地から流出する水路等では、その危険性がより高いものと考えられる。したがって、今後とも計画的に小河川や水路等の改修、公共下水道（雨水）の整備に併せて排水路の整備を行い水害の発生を防止する必要がある。

第1項 河川対策

1 河川の改修、整備計画

(1) 河川の改修計画

- ア 洪水量を調整するため、調整池の検討と計画流量の見直し等による河川改修を推進する。
- イ 森林保全事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水を防止する。
- ウ 宅地開発等の進行に伴う雨水流出量の増加を考慮した、改修計画の見直しの必要性等について検討する。
- エ 橋脚の塵芥の排除及び補修、橋台、石積の洗堀箇所への補強等、河川管理の充実を積極的に促進する。
- オ 災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため浸水、溢水、その他異気象により災害が発生するおそれがある区域について、その実態の把握に努める。
- カ 河川の総合開発事業
 - (ア) 飲料水、農業用水、工業用水等の貯留確保及び治水対策事業の推進を検討する。
 - (イ) 農地、農業施設の洪水による被害を防止するため、砂防・治山・治水等の関係事業を促進する。
 - (ウ) 流木被害防止のため、伐採時期、流失防止箇所の選定等指導強化を図る。

第9節 土砂災害予防計画

第1項 急傾斜地・ 地すべり崩壊対策	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 産業振興課 <input type="checkbox"/> 教育総務課
第2項 土石流災害対策	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 産業振興課
第3項 山地災害対策	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第4項 土砂災害防止法の推進	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 産業振興課 <input type="checkbox"/> 教育総務課

《 基本方針 》

市及び関係機関は、土砂災害を未然に防止するため、危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止対策を実施するとともに、必要な区域の指定を受ける。

また、土砂災害危険箇所マップ（洪水ハザードマップ）により、住民への周知を図り、土砂災害防止計画の一助とする。

市には、新生代古第三紀の砂岩・頁岩が分布するが、これらの地層はその表層部が全般に軟質化していることが多く、丘陵地や台地部では宅地開発による人為的な切土や盛土により危険性を助長させている。これまでも砂防堰堤や流路工等の整備、擁壁や法面工の整備といった砂防・急傾斜崩壊防止事業等が県により逐次進められてきた。

土砂災害に関し、次の方針に基づき必要な措置を推進する。

- (1) 県が行う事業の円滑な進行に協力するとともに、積極的な推進を関係機関に要請する。
また、緊急性を要するような場合には、必要に応じ市単独の事業としても実施する。
- (2) 住民におかれた環境を知らせるため、市の災害危険箇所の周知と啓発を図る。
- (3) 防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるよう、必要な警戒・避難体制の整備を推進する。
- (4) 自治公民館、小・中学校等、避難所の確保と、管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難方法の検討並びに整備体制の充実に努める。

《 現況 》

市には、福岡県地域防災計画により土石流危険渓流 5 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所 30 箇所、山地災害危険箇所 4 箇所、土砂災害警戒区域 81 箇所、土砂災害特別警戒区域 74 箇所が指定されている。これら箇所では地形・地質的な要因、社会環境の変化に伴う宅地開発などといった社会的要因に集中豪雨などの異常気象の発生が重なり合うことにより、土砂災害による甚大な被害が生じることがある。そのため、砂防、治山、急傾斜地崩壊対策事業等が逐次進められてきた。今後も被害の防止を図るため、これら事業の推進を図る必要がある。

第1項 急傾斜地・地すべり崩壊対策

《 計画目標 》

1 急傾斜地崩壊防止対策

(1) 危険箇所の実態調査及び急傾斜地崩壊危険区域の指定を推進

- ア 斜面崩壊の危険性のある箇所について、実態調査を行って現況を把握し、今後の対策等について検討する。
- イ 危険性の高い箇所については、急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け防止対策が実施されるよう、地元との調整を促進する。
- ウ 継続的な追跡調査が実施できるよう、危険斜面等の台帳を作成する。

(2) 排水、崖面対策等の実施

- 必要に応じて次の排水対策や崖面対策等を実施する。
- ア 表水が崖面と反対側に流下するよう排水溝を設置し、又は既設の擁壁や石垣背後の排水状況を調査する等排水対策を実施する。
 - イ 崖地や台地端部の大きな樹木を伐採する。
 - ウ 亀裂や割れ目の生じている斜面や浮き石の不安定な箇所について、ビニールシート及びコンクリート等で整備補強する。
 - エ 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。

(3) 点検パトロールの実施

梅雨時期前等に危険箇所のパトロールを行い、災害を未然に防止するため、適切な対策を講じる。

(4) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発に際しては、宅地造成等規制法、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の措置についての指導や監督を強化する。

2 地すべり防止対策

(1) 地すべり面対策等の実施

必要に応じて次のような抑制工や抑止工対策を実施する。

ア 地すべりの発生における最大の誘因である地下水状況の変化を抑えるために、地表水や地下水の排除を促す排水対策として抑制工を実施する。

イ 発生している地すべりを抑えるために、くい工、シャフト工、アンカー工、擁壁工等の抑止工法を用いてその抑止を図る。

ウ 二次災害防止のためシート、杭等を購入保管し、住民から要望があった場合、シートを設置する等の応急対策計画を検討する。

(2) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した地すべり等の土砂災害発生時の時間雨量、地下水位の変動量、地盤の変動量、研究機関の成果等を参考として、避難の基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

第2項 土石流災害対策

1 土石流災害防止対策

(1) 土石流危険渓流の実態調査及び砂防指定地編入の推進

ア 土石流危険渓流について、実態調査及びパトロールを実施し現状把握に努める。

イ 危険性の高い未指定渓流については、砂防指定地に編入され、防止対策が実施されるよう要請する。

(2) 砂防事業の推進

ア 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。

イ 災害予防対策の実施

ウ 土石流危険渓流や崖地の付近において災害防止対策工事の施工に協力し、災害予防に努める。

エ 過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、近隣の通行規制基準としての雨量、研究機関の成果等を参考にして、土石流警戒・避難基準雨量を協議、設定するための調査の実施を検討する。

オ 既設工作物の点検を実施し、亀裂や洗堀部に対し早急に補修を実施する。

(3) 警戒・避難体制の整備

過去に発生した土石流等の土砂災害発生時の時間雨量、道路の通行規制の基準雨量、研究機関の成果等から協議設定された土石流警戒・避難基準雨量等を参考として、避難の雨量基準を検討し警戒・避難体制の整備を行う。

第3項 山地災害対策

《 計画目標 》

1 山地災害防止対策

(1) 危険地区調査

危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに、必要に応じ山地災害を防止するため適切な対策を講じる。

(2) 治山事業の推進

ア 崩壊、土砂流出等を防止するため、治山事業を推進する。

イ 復旧治山、予防治山について関係機関に協力を要請し、土地所有者の理解を得て事業を推進する。

ウ 保安林整備の充実を図るとともに、地域住民の協力を得てこれの拡大に努める。

第4項 土砂災害防止法の推進

《 現況 》

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、県知事より土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が平成26年2月に指定された。また、平成27年4月に1箇所が追加指定され、市の土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）計81箇所、土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）計74箇所となっている。

《 定義 》

1 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に被害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を整備する必要がある土地の区域。

2 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、一定の開発行為制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。

《 計画目標 》

1 警戒避難体制の整備

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域が指定された場合には、市地域防災計画において警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他の必要な措置を講じるものとする。

2 土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知

土砂災害警戒区域においては、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所に関する事項その他、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民に周知する。

3 要配慮者施設に対する情報伝達整備

指定を受けた区域内に主として障がい者等の要配慮者が利用する施設がある場合は、当該施設の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

第10節 都市防災関連計画

第1項 土地利用計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 産業振興課
第2項 土地区画整理・ 市街地再開発事業計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課
第3項 公園・緑地整備計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課
第4項 宅地造成規制・建築物不燃化等 による防火対策	<input type="checkbox"/> 都市計画課

《 基本方針 》

市及び関係機関は、建築物の不燃化、市街地再開発事業等により防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、避難所、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策を推進する。

《 現況/課題 》

平成25年における土地利用状況をみると、都市的な土地利用は68%でそのうち住宅用地は42%を占めている。自然的な土地利用は32%で、そのうち田が17%、山林が6%などとなっている。東部地区の市街化区域では農地の宅地転用が進展している。中部地区では中層マンションの建設が見られるも、旧態依然とした街並みもある。西部地区の市街化区域及び市街化調整区域には、良好な形で農地や山林が保全されている。こうした中で、宅地化や旧市街の高齢化、農地山林の荒廃といった課題も発生しており、都市防災面からの検討が必要な状況にある。

第1項 土地利用計画

《 計画目標 》

1 土地利用計画

(1) 土地利用に関しては、都市計画法をはじめ建築基準法、国土利用計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。

- (2) 用途地域の再検討に当たっては、国土利用計画法の趣旨を十分に尊重し、市域を広域的にとらえた住環境の保全という観点に立って、土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発を防止する。
- (3) 地域発展と自然保護との調和を基調として地域社会の環境管理を行い、快適な環境・社会資本の向上に努める。したがって、住・商・工分離、緑地の保全・活用等のため美観地区や風致地区、緑地保全地区の指定等効果的な土地利用を検討し、市勢の均衡ある発展に資する土地利用計画の確立に努める。
- 「都市計画法」に基づく開発許可制度により一定規模以上の開発行為に対しては、開発許可の基準に基づき、開発行為に対する指導を行う。

第2項 土地区画整理・市街地再開発事業計画

《 計画目標 》

1 土地区画整理・市街地再開発事業計画

(1) 土地区画整理

既成市街地及び周辺地域において、土地区画整理事業等の推進を検討し、老朽木造住宅密集市街地等、防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共・公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

ほかに、スプロール現象が進んでいる地域において、土地区画整理事業による開発を促進し、環境の改善を図る。

(2) 市街地再開発

最近における都市化の進展に伴い、都市部及びその周辺地域において環境の悪化、災害の危険性の増大、これらの事態に対処するため市街地再開発事業を推進し、建築物の共同化、不燃化等を行うとともに、これと併せて延焼阻止能力を持つ幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて都市災害の防止に努める。

(3) 都市災害の防止

既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の 新設、変更等を行う際、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善と併せて都市災害の防止に努める。

(4) 住民との合意形成

都市計画マスタープラン（平成22年3月策定）に基づき、地元関係者との合意形成を図りながら、計画的な土地利用の推進と災害に強い市街地を形成する。

第3項 公園・緑地整備計画

《 計画目標 》

1 公園・緑地の整備

(1) 緑化の推進

都市計画マスタープラン等の策定により緑地整備計画と併せ、緑化推進条例の制定や緑化基金制度の創設を図り、住民参加による緑の保全と育成を通じた、総合的な緑化推進を図る。

(2) 公園・緑地の確保

ア 公園は、火災延焼及び建物倒壊等から避難者の生命を保護する機能を有する。災害時の緊急避難場所として整備拡充を行う。

イ 公園の未整備地区は、その整備促進に努める。

防災拠点や避難場所となる緑地等の整備を推進するとともに、災害応急対策設備を確保し、公園の防災機能の充実を推進する。

(3) 延焼遮断帯

ア 避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

イ 延焼遮断を目的として、緑地、道路、公園等に緑の配置を検討する。また、狭幅員道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

2 避難場所の整備

(1) 避難場所の検討

大規模な公園は、避難場所として指定し、小規模なものは一時集合場所や防災活動拠点とする等の公園の整備を検討する。

＜指定緊急避難場所の選定＞

指定緊急避難場所は、避難者の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(2) 広域避難場所の整備

次の設置基準にしたがって広域避難場所の選定・整備を検討する。

ア 広域避難場所は、大火による輻射熱や火粉、煙等による被害から安全な面積を確保する。

イ 大規模な崖崩れや浸水等の危険のないこと、付近に多量の危険物等が蓄積されていないこと等を考慮する。

ウ 到達距離は2 km以内とし、主要道路・鉄道・河川等を横断して避難することをできるだけ避ける。

第4項 宅地造成規制や建築物不燃化等による防火対策

《 計画目標 》

1 宅地造成規制や建築物不燃化等による防火対策

経済の安定成長の定着及び生活水準の向上に伴い、住民のニーズには価値観の高度化・多様化がみられ、住民の安全性に対する要請が強まるとともに快適な環境が求められている。しかし、スプロール現象が進展しているようなところでは、防災の面からの対策が必要となる。

また、旧市街地では、火災防ぎょ困難地域として選定されているように防災上問題がある。したがって、都市化の進展により市街地が進むなかで、開発に対する十分な指導体制を強化するとともに、旧市街地での防火協力が必要である。

(1) 計画目標

ア 住環境の整備を図るため、開発行為に伴う関連公共施設の整備に関する指導要綱の運用をより一層強化しながら、秩序ある開発行為を促進する。

イ 家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による緩衝帯や緑地帯、避難所等の防災空間の設置、道路拡幅等を促進する。

ウ 効果的な土地利用を促進するため、地域地区指定の実施を検討する。

第11節 建築物災害予防計画

第1項 公共施設等災害予防対策

- 安全安心まちづくり課
- 各管理担当課
- 建設課 消防本部

第2項 文化財災害予防対策

- 消防本部 生涯学習課

《 基本方針 》

市は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する防災点検等を強化するとともに、耐震性、耐火性を保つように配慮する。特に公立学校等の公共建築物については、不燃化・耐震化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を推進する。

また、民間の施設及び一般建築物については、防災対策の重要性の周知徹底に努め、防災診断などを奨励する。

- 1 防災管理体制の確立
- 2 避難体制の確立
- 3 防災施設の整備、拡充

《 現況/課題 》

市内の公共施設（社会教育施設、学校教育施設、社会・児童福祉施設）の現況は、大半が東部地域に位置しており、しかも住居地域や商業地域等の密集地に存在する。市及び消防本部は、これらの公共施設に対して、建物の不燃化・耐震化、消防用設備等の整備点検等を促進するとともに、学校では年1回以上の避難訓練を実施している。

第1項 公共施設災害予防対策

《 計画目標 》

1 公共施設災害予防計画

(1) 防災管理体制の確立

ア 防火管理者の選任・消防計画の作成

イ 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化（防災組織の確立）

ウ 避難体制の確立

職員及び入所者に対し避難経路を周知徹底し、定期的に避難訓練を実施する等自主防災管理体制の整備に努めるものとする。さらに関係機関との連絡体制も整備する。

エ 防災施設、設備の整備

(ア) 不燃化、耐震化の促進

(イ) 消火設備、警報設備、避難設備等

(ウ) 防災施設、設備の点検整備

(2) 避難体制の確立

ア 避難確保計画（避難所、避難路、責任者等）の作成

イ 保護者への連絡、児童・生徒の引渡し計画の作成

ウ 避難訓練の実施

(3) 避難所となる公共施設の建築

公共建築物にあっては、災害時に有効な避難救護施設となり得るような改築等を検討する。

2 一般建築物対策

(1) 建築物の不燃化対策

家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、市街地再開発等による火災延焼防止のための緩衝帯や緑地帯、避難所等の防災空間の設置、道路拡幅等を検討する。

(2) 建築物防災診断の実施

必要に応じて市及び消防機関等と協力して個々の建築物防災診断の実施を推進する。

第2項 文化財災害予防対策

《 計画目標 》

1 文化財災害予防計画

市及び消防本部は、平素から管理者・住民への火災等への災害対応について、啓発・助言を行い、文化財の持ち出し等の災害体制を整えておくことが重要である。

(1) 市指定文化財の指定

市は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚と市指定文化財への指定の促進を図るとともに、県の指定する文化財については、防災設備の整備を必要に応じて要請する。

(2) 文化財に対する住民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため、「文化財防火デー（毎年1月26日）」等を活用した広報活動を行う。

(3) 防災管理体制の確立

ア 災害予防及び災害発生時の責任、役割区分の明確化

イ 自主防災組織の編成

ウ 避難体制の確立

(ア) 文化財の避難計画（避難場所、避難路、責任者等）の作成

(イ) 見学者、来館者等の避難誘導計画の作成

(ウ) 避難訓練の実施

エ 防災施設、設備の整備

(ア) 消火設備の整備促進

(イ) 避雷針、警報装置、防火用水の整備促進

(ウ) 電気設備の点検整備

(エ) 指定物周辺の火気禁止地帯の設定

(4) 貴重な自然、天然記念物、史跡を市指定の文化財として保存・保護し、積極的に活用していく。

第12節 上水道、下水道施設災害予防計画

第1項 上水道、下水道施設災害予防計画

上水道課
 下水道課

《 基本方針 》

市は、上水道及び下水道施設の被害を最小限にとどめ、かつ可及的速やかに被害施設の普及を可能にするために、必要な施策を実施するものとする。

上水道は災害による被害を最小限にとどめ、速やかに給水を確保するため、体制の設備及び施設の整備増強を推進する。

公共下水道は、進展する市街化に対応し浸水災害等の被害を防止するため、雨水、下水の迅速な排除が行えるよう、施設の整備増強に努める。

《 現況/課題 》

上水道については、西部浄水場、唐戸浄水場（計32,600m³/日）により安定した給水を行っている。今後は計画的に経年老朽管などの設備更新に併せ耐震化を促進し、災害時の給水体制を確立する必要がある。

下水道については、現在、流域下水道、公共下水道、合併浄化槽により処理が行われている。公共下水道については計画的な整備をすすめている。合併浄化槽については公共下水道の普及に伴い減少傾向となると思われる。

第1項 上水道施設災害予防計画

《 計画目標 》

1 上水道施設災害予防計画

(1) 防災対策

施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、取水制限等の措置を検討する。

イ 埋設管が敷設されている地理的条件をチェックし、好ましくない条件の下にある施設の被害軽減に努める。

ウ 災害時応急体制の確立

災害時に備えて緊急措置の方法、分担、連絡体制の確立及び動員計画等の整備に努め、関係者と連携してその体制をとる。

エ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について確認しておく。

オ 広域応援・受援体制

震災時及び渇水期の水不足並びに大寒波による宅内給水管の破裂を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進し、応援・受援の体制を整備する。

(ア) 水資源の確保・配給体制

(イ) 災害時の応急復旧体制

(ウ) 資機材の確保体制

(エ) 災害時の職員及び工事関係者の対応マニュアルを作成する。

(オ) 広域的水源対策の活用

(2) 渇水対策

ア 渇水期の水不足を防止し安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携のもと新たな水源の確保及び非常用電源の確保を推進する。

イ 安全な飲料水を安定的に供給していくため、老朽化した配水管等の更新をはじめ、水道施設全般の整備を推進する。この際、指定避難所施設内に一時貯水機能を有する配水設備の整備を検討する。

ウ 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の調達確保について検討する。

2 下水道施設災害予防計画

(1) 防災対策

- ア 中間市下水道事業業務継続計画（「下水道BCP」平成28年3月に制定）により、災害時における下水道施設の機能維持及び早期回復可能な体制を整える。
- イ 緊急復旧措置の方法、連絡体制及び動員計画の情報共有を図り、災害時における復旧支援協力団体と連携した体制を整える。
- ウ 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所及び使用方法について、情報の共有を図る。
- エ 被災時は上水道などライフラインの遮断等の影響により下水処理が不能となることを想定し、地理的条件に応じた仮設トイレの準備方針を整える。
- オ 被災時にマンホールポンプの運転に支障が出ないように維持管理を委託している事業者と連携し、予備電力の確保や強力吸引車の手配をするなどの対策を整える。
- カ 気象予報を注視し、災害が予想されるときは、緊急的に各マンホールポンプの稼働状況を確認し、必要な対策を整える。
- キ 経年劣化による老朽化した下水道管路の更新を計画的に進める。
- ク 下水道管網の現状を把握し、毎年度下水道台帳を適正に更新する。

(2) 水害対策

- ア 応急復旧工事に必要な資機材を点検整備し、その保管場所、方法について検討する。
- イ 停電時に備え、予備動力等の整備点検を行い、また、その運転方法について関係者によく熟知させる。
- ウ 気象台の気象予報・警報に対処し、災害が予想されるときは、各施設の点検整備を行うとともに、各家庭における用水の確保、排水制限等の措置を検討する。
- エ 宅地開発の進行に対応した整備計画の見直しを適宜行う。

第13節 交通施設災害予防計画

第1項 道路整備計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課
第2項 法面崩壊対策	<input type="checkbox"/> 建設課
第3項 鉄道施設	<input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社 <input type="checkbox"/> 筑豊電気鉄道株式会社

《 基本方針 》

道路等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

《 現況/課題 》

大規模災害発生時には道路の被害が即時に表面化し、被災者の避難行動や災害応急対策の障害となって現れることが想定される。そのため、災害時の交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策を十分に検討する必要がある。

現在、道路、鉄道などの施設管理者は施設の点検、整備等を適宜実施しており、交通機能が安全かつ有効に発揮するように施設の維持補修に努めている。

第1項 道路整備計画

《 計画目標 》

1 交通安全普及対策

(1) 交通安全施設の整備拡充

- ア 事故多発地域予防対策を推進する。
- イ 交通事故防止施設の整備拡充を図る。

(2) 交通安全意識の高揚に努める。

- ア 講習会、研究会、作文、ポスター等による啓発に努める。
- イ 学校での安全教育の普及徹底を図る。

2 道路整備対策

道路管理者は、災害が予想される箇所から優先的に施設の整備を行う。

- (1) 土砂崩壊、落石等の危険箇所については、現況調査を行い法面防護工等の設置を検討する。
- (2) 道路、橋梁等の被害を防止し、また、被害の誘因となるものを排除するため、パトロールを強化し道路の維持補修に努める。
- (3) 災害時の避難、災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、架け替えや拡幅等を検討する。
- (4) 通過交通量の分散・緩和と災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急輸送道路の指定等の事前対策も十分検討する。
- (5) 幅員の狭い生活道路については、建築時におけるセットバック指導に併せて道路拡幅を図る。
- (6) 道路整備計画

ア 道路の新設、改良

道路の新設、改良に当たっては、避難路・延焼遮断帯となることを考慮した歩道の整備を実施する。

イ 道路の新設により、排水系統が変わる場合の対策の検討

ウ 道路本体の雨水処理及び排水先の流下能力の検討

エ 道路新設により、新たな危険箇所が発生する場合の対策

オ 交通安全確保のため、歩道の整備、防護柵、街路灯、カーブミラー等の設置を交通事情に対応して計画的に行う。

3 道路施設等の点検、整備計画

台風、大雨等の異常気象時における道路機能の確保のため、所管道路について、次の改修、改良工事等を実施する。

- (1) 路面排水の継続的な排水整備を図るとともに、既設暗渠の改修を行う。
- (2) 地盤の軟弱箇所及び湧水の伴う箇所について、路盤の改良を実施する。
- (3) 側溝等の機能が有効に発揮されるよう、土砂、じん芥等の滞留や破損状況について点検し、災害防止のための適切な処置を講じる。
- (4) 台風、大雨等の異常気象時における橋梁の機能確保のため、事前調査を実施し、出水時において余裕高のない箇所の整備を推進する。
- (5) 幅員の狭い道路や橋梁等について、拡幅や架け替え等の改良を検討する。

4 緊急輸送道路整備計画

あらかじめ風水害及び大規模災害発生時における緊急輸送を確保すべき道路（以下「緊急輸送道路」という。）について、選定緊急輸送道路を重点に道路及び施設等の耐震性、安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に供する。

選定される緊急輸送道路は、優先的道路整備を推進し、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急輸送道路の指定と併せて相互の連絡体制を確保できるようにする。

◆緊急輸送道路線

区分	路線名	起点	終点
県道	直方水巻線	直方市	遠賀郡水巻町
	中間引野線	中間市	北九州市八幡西区
	小倉中間線	北九州市小倉南区	中間市
	中間宮田線	中間市	宮若市

第2項 法面崩壊対策

《 計画目標 》

1 法面崩壊等防止対策

(1) 関係機関への要請

県道等における危険箇所に対する対策工事の早期完成を県に要請するとともに、実施が円滑に進むよう地元調整等について協力する。

(2) 危険箇所の対策

市道に面した法面については、点検調査を実施し、法面保護工等の災害防止対策について危険度に応じた検討を推進する。

(3) 危険箇所の監視

パトロールを適宜実施し、危険箇所の状況を監視するとともに、法面中の浮石等落石のおそれがあるものの除去等を行う。

第3項 鉄道施設

《 計画目標 》

1 九州旅客鉄道株式会社及び筑豊電気鉄道株式会社

(1) 防災訓練

事故、災害発生時に、適切な措置がとれるよう、防災訓練を適宜実施する。

ア 非常呼出訓練

イ 情報伝達訓練

ウ 避難誘導訓練

エ 復旧訓練

(2) 防災関係資材の点検整備

復旧資機材等を常に整備し、使用可能な状態にしておく。

(3) 避難誘導體制等の周知

ア 異常発生時に旅客の避難誘導が円滑に実施できるように訓練を実施する。

イ 重機械類については、民間企業から緊急に協力が得られるように要請しておく。

第14節 農林業災害予防計画

第1項 農業災害予防計画	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第2項 農作物災害予防計画	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第3項 災害予防に関する試験研究の推進	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第4項 防災思想の普及	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第5項 防災基盤の整備	<input type="checkbox"/> 産業振興課
第6項 防災営農体制の整備	<input type="checkbox"/> 産業振興課

《 基本方針 》

市は、暴風、豪雨等による農作物等への災害を未然に防止するため、所要の予防措置を講じる。農業施設等については農業従事者により維持管理がなされ、農業災害予防のためには農業従事者等の住民に頼るところが大きい。整備計画に当たっては協力依頼を要請するとともに、市と住民による相互協力体制のもと計画を推進する。

《 現況/課題 》

市の農業は、北九州市に隣接した都市近郊農業地帯であり、従来から稲作経営が主体となっている。しかし、水田利用再編対策の推進により、用排水路改良工事や暗きょ排水対策工事が進み、他作物への転換が図られているが、兼業化や就労者の高齢化が進んでおり、土地利用率の低下や土地基盤整備の遅れといった問題が生じている。こうしたことから、農地の転用による宅地化が進んでいる地域もみられる。

また、農道の未舗装及び老朽化による排水路等の損壊による農道への土砂崩れ等のおそれがあり随時改修していく必要がある。

第1項 農業災害予防計画

《 計画目標 》

1 農業施設災害予防計画

(1) ため池整備計画

- ア 巡視による異常の早期発見と報告、草刈りの励行
- イ 斜樋、底樋の排水施設の点検整備
- ウ 堤体の応急補強と通行規制
- エ 余水吐及び下流放水路障害物の除去
- オ 不用貯水の排除及び事前放流
- カ 老朽ため池等整備事業の積極的活用

(2) 用排水路

- ア 浚渫、除草、障害物の除去、破損個所の修理
- イ 水路中の各種ゲートの整備点検、操作を確実にを行うこと。
- ウ 湛水防除施設の整備点検、操作を確実にを行うこと。

(3) 農道

- ア 側溝、暗渠、溜桝、排水管等、排水施設の浚渫、清掃
- イ 農業機械の大型化に対応しての農道の拡幅、整備

2 林業災害予防計画

(1) 市は、関係機関、団体等と連携しながら森林のもつ機能の維持向上を図る。

(2) 保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。また、森林の荒廃を防止するために保安林指定地域の拡大を図り、森林施業を推進する。

(3) 緑地の保全

市街地をとりまく山林や農地の本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視し、緑地として積極的な保全を図る。

(4) 小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

第2項 農作物災害予防計画

1 農作物災害予防計画

(1) 水稻

- ア 災害常襲地帯においては、災害の種類に応じた倒伏抵抗性品種等の採用と適期移植により、災害の軽減、回復を図る。
- イ 災害に対し抵抗性の強い健苗を育成する。
- ウ 応急対策予備苗を共同育苗（苗代）施設の利用により確保する。
- エ 干ばつ時には計画的配水、灌がいと麦稈、山草、堆肥等により蒸発を防止する。また、作期の分散等により被害の発生を防止する。
- オ 風害に伴い発生する白葉枯病等の病虫害予防措置、事後措置を講ずる。
- カ 気象情報に即応した予防措置を講ずる。

(2) 果樹

- ア 干害対策としては深耕、排水等によって根群分布を深めるとともに、土壤水分の蒸発抑制のため敷藁、敷草等を行い、雑草管理を適正にし、作物との水分競争をさける。また、灌水用の水源を確保する。
- イ 風害に対しては、防風樹、防風垣等を設置し、果樹棚、ハウス施設等とともに、その補修、補強を図る。
- ウ 水害に対してはテラス溝、排水溝等を整備し、また、敷藁、敷草等により土壤の流失を防止し、園地の損壊を予防する。
- エ 凍霜害対策としては適地を選ぶほか、予報や天候に注意し、被覆、燃焼法等によって防除を行う。

(3) そ菜

- ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害又は水害に対する排水溝等の整備を図る。
- ウ 台風に対する防風垣等の整備補強を図る。
- エ 倒伏防止のための支柱を補強する。

(4) 花き

- ア 干害対策として灌水施設を整備し、敷藁、敷草を実施する。
- イ 風水害に対する温室、ビニールハウス等の補強を図る。
- ウ 倒伏防止のための支柱を補強する。
- エ 苗床、ハウス等に対する防風垣、防風網を整備する。
- オ 水害に対しては排水溝等の整備、敷藁、敷草を実施する。

第3項 災害予防に関する試験研究の推進

《 計画目標 》

市は、災害予防の効果的な推進を図るため、干ばつや霜害等の気象災害に関する次の県及び関係機関の技術開発や農用地の保全等に関する試験研究成果の入手に努める。

- 1 気象情報や気象観測衛星データを活用した災害予防に関すること。
- 2 耐干性、耐湿性等を持った農作物の開発に関すること。
- 3 簡易施設栽培や被覆資材及び蒸散抑制剤等の利用による気象災害防止技術の開発に関すること。
- 4 土壌汚染、土壌流失防止等に関すること。

第4項 防災思想の普及

《 計画目標 》

災害が発生した場合、又はそのおそれがある場合において災害応急対策を迅速かつ的確に実施して被害の拡大防止、住民生活の安定等を図るため、防災思想の普及に努めるものとする。

第5項 防災基盤の整備

《 計画目標 》

市は農地及び農業用施設災害の防止を図るため、次の事業を計画的に実施する。

1 農地防災事業

洪水、土砂崩壊、湛水等に対して農地農業用施設を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について総合的に事業を推進し、災害の防止を図る。

2 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び緊急時に消防用水を取水することができる農業用排水施設等の整備を推進する。

第6項 防災営農体制の整備

《 計画目標 》

1 農地防災事業計画

農地防災事業を計画的に推進し営農基盤を整備するとともに、農地保全施設等の管理体制の強化及び防災的見地に基づく営農指導を実施し、防災営農体制の確立に資する。

2 農地保全施設の管理

堤防、排水機、水門、樋門等の農地保全施設又は農業水利用施設の管理について、各管理主体が維持管理計画を定めるに当たって考慮すべき防災上の事項について指導し、管理の徹底に努める。

3 営農指導の実施

気象、地形、土壌等の自然的条件を考慮し、防災上の観点に基づく耕種、土壌保全、そのほかの営農指導に努めるとともに、農作物等に被害を与えるおそれのある気象の変化が起きた場合、又は予想される場合は、これに対応するために必要な技術対策を検討し、県と協力して指導を行う。

第15節 火災予防計画

第1項 消防力・消防施設等の整備協力対策	<input type="checkbox"/> 消防本部
第2項 火災危険区域等の防火対策	<input type="checkbox"/> 消防本部
第3項 防火管理体制の強化対策	<input type="checkbox"/> 消防本部
第4項 予防指導・査察計画	<input type="checkbox"/> 消防本部

《 基本方針 》

市、県及び消防機関は、火災の予防に関し、基本的な重要事項として、出火防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止等の多角的な対策を実施するものとする。

特に、生活の変化から建築物の高層化や構造・用途の多様化に対応した特殊消防車両が必要不可欠な状況である。これら社会の情勢に対応した消防活動と効率的な火災予防が行えるよう、次の方針のもとに火災予防施策を推進する。

- 1 消防力、消防施設の整備強化
- 2 火災危険地区等における防火対策の強化
- 3 林野火災の防止
- 4 防火防災管理体制の強化
- 5 予防査察制度の活用

《 現況/課題 》

消防体制は、消防組織法（昭和22年法律第226号）に基づき、常備消防機関として中間市消防本部（署）と、非常備消防機関として5分団からなる中間市消防団の2機関を設置している。また、それぞれの機関が保有する消防力では対応できない事態になったとき、互いに応援を求めて災害の防止を行う必要があるため、北九州都市圏及び福岡県全域を一体とした消防救急活動に対処するための消防相互応援協定を締結している。

中間市の消防力や消防施設等については、次のような問題点を抱えている。

- 1 消防機構
消防団員数の不足
- 2 消防水利施設

消火栓は、市内の集落をほぼ網羅するように整備されているが、防火水槽については、年次計画により整備を進める必要がある。

第1項 消防力・消防施設等の整備強化対策

《 計画目標 》

1 消防力の整備、強化対策

(1) 消防団の強化

ア 消防団の各分団相互間による消防活動の協力体制強化を図る。

イ 緊急伝達網を通じての招集、参集訓練等消防団員に対する訓練を強化する。

ウ 消防団活性化対策の推進

消防団を魅力あるものとし、団員の確保を図るためソフト面、ハード面からの活性化総合計画を推進する。

(ア) 安全装備（防火衣等）の整備拡充

(イ) 消防団PR用の映画、ポスター、リーフレットの積極的な活用

(ウ) 教養研修、レクリエーション活動の整備充実

エ 消防団と自主防災組織の合同訓練の推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、地域の自主防災組織の牽引者的存在である消防団員や消防団OBは、その立場を生かした消防訓練を指導する。

(2) 消防設備の整備

ア 年次計画により消防機械の整備、買い換えを行っていくとともに、機械の近代化、軽量化を図る。

イ 林野火災に対処できる機械、設備の整備を推進する。

ウ 消防水利施設の整備

(ア) 消防水利は人工水利（消火栓、防火水槽、プール）と自然水利（河川、池）とに分けられるが、市街化の進行につれ自然水利の利用が困難になりつつあるため、人工水利を消防水利の主体として整備を進める。

(イ) 現有水利の保全に努めるとともに、未整備区域を中心に、消防水利を年次計画により整備していく。

(ウ) 消火栓については、水道管理設時に随時設置する。

(エ) 防火水槽については、計画的に整備を進めていく。

(3) 火災予防活動の強化

ア 消防法（昭和23年法律第186号）を基本とした予防行政の充実、強化を図る。

イ 火災予防の広報を活発に行うとともに、消防訓練（通報、消火、避難訓練）を通して、住民の防火意識の高揚を図る。

ウ 建築物に対する消火設備、警報設備、避難設備等の整備を推進する。

エ 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求め、防災活動を強化する。

オ 消防本部の予防査察、講習会等を通じ、防火防災管理、消防用設備等の維持管理、避難誘導訓練の徹底を図る。

第2項 火災危険区域等の防火対策

《 計画目標 》

1 危険地域火災予防対策

(1) 防火対策

ア 人命危険及び延焼拡大のおそれのある地域を指定し、あらかじめ出動部隊数、消防機関よりの順路、水利、爆発物件、引火物件、そのほか危険物件の所在、避難誘導等の人命救助の方法等を策定しておく。

イ 建物や道路の現況を把握し、総合的、系統的な火災危険区域や延焼危険区域を想定し、それに対応した防災対策を検討する。

ウ 消防車の進入が困難な地区においては、特に、初期消火が重要となるので、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及高揚を図るとともに消火訓練等を実施する。

なお、市消防署では、管内の火災危険区域等について以下のように指定している。

(ア) 火災危険区域

- a 長津一丁目 12 番
- b 長津二丁目 3 番・4 番

(イ) 火災防ぎょ困難地域

- a 下大隈 2・3・4 組
- b 下大隈 8 組
- c 砂山 8 組
- d 垣生 3～8 組
- e 垣生 18・19 組
- f 岩瀬西町 54 番
- g 岩瀬四丁目 2・3 番

(ウ) 断水時警防計画地域

- a 鍋山町

上記の火災危険地区等は、飲食店街や住宅等の密集地域であり、消防車の進入が困難な狭い道が多いこと、消火栓等の設置が困難なため消防水利が不十分な地域ということにより選定されている地域である。

(2) 住民への啓発

ア 講習会や防災訓練により住民の防火意識の高揚を図り、自主防災組織等を育成指導し、自主的な地域防災体制の確立を図る。

イ 毎年、火災多発期である11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防思想の普及向上に努める。

ウ 初期消火の徹底

地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに家庭及び職場での徹底を図るため消火器の設置を要望する。

エ 住宅用火災警報器を設置推進することにより、就寝中の火災を早期感知し、住宅火災による死傷者を減少させることに努める。

2 特殊火災予防対策

(1) 防火対象物の範囲

劇場、映画館、遊技場、飲食店、料理店、ホテル、大規模小売店舗、共同住宅、病院、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、学校、工場、危険物貯蔵庫その他これらに類する用途に供する建築物である。

(2) 計画目標

ア 防火対象物の安全性を確保し、災害を防止するため、定期的な検査の実施、保守状況の報告を促進する。

イ 防火対象物のうち、劇場、映画館、遊技場、飲食店、学校、病院、工場、事業所、大規模小売店舗その他多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物については、必要な消防用設備等の整備、防火管理者の選任を促進し、あわせて予防査察を実施し、火災予防の徹底を図る。また、防災性能を有するカーテン、暗幕、じゅうたん、布製ブラインド等の使用を義務づけ、火災が発生した場合の火災拡大の危険性を排除する。

3 車両火災予防対策

一般的予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、付近建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

第3項 防火防災管理体制の強化対策

1 防火管理体制の強化対策

防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、次の措置をとる。

(1) 管理権原者は、防火管理者に消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の取り扱いに関する監督等を行わせなければならない。

- (2) 消防長又は消防署長は、防火管理上必要な業務が行われていないと認める場合は、防火対象物の権原を有する者に対し、法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- (3) 消防用設備等の届出及び検査並びに防火対象物使用開始の届出の際に指導を行う。

2 消防同意制度の効果的な運用

建築物の規模、構造、用途に応じ、それぞれ適応した消防用設備等をはじめ、防火に関する規定に違反していない条件として建築主事が行う建築確認の消防同意を行い、完成後の検査と維持管理の指導を実施して都市防災を推進する。

3 火災予防条例の運用

市は、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を運用し、火災の発生を未然に防止する。また、不特定多数の者が出入する施設は、火を使用する設備の維持管理や避難施設等の適切な管理を確保するため、予防査察や各種広報手段により啓発や指導を行う。

第4項 予防指導・査察計画

《 計画目標 》

1 予防指導、査察計画

(1) 予防査察

消防本部は、消防法等に基づき学校、病院、事業所等多数の者が出入りし、勤務し、若しくは居住する防火対象物について防火防災管理の徹底を期するため、予防査察を実施し、消防用設備等の設置維持の指導、また、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火・通報・避難の訓練の実施の指導を行う。

(2) 定期査察

春季及び秋季火災予防運動時に行う査察をいう。

(3) 特別査察（次のア又はイに掲げる査察）

ア 突発的災害等により、緊急的に又は期間を限定して、消防長が行う査察をいう。

イ アに掲げるもののほか、次長又は予防課長が特に必要があると認める場合に行う査察をいう。

(4) 防火診断

一般家庭を対象に、必要に応じて火の元検査を主とした防火診断を行う。

2 消防計画の見直し

市長は、火災の予防に関する事項、火災以外の災害の防ぎよ、被害の軽減に関する事項及び救急業務に関する事項等について、必要に応じ計画の検討を推進する。

第16節 林野火災予防計画

第1項 予防体制等の強化	<input type="checkbox"/> 産業振興課	<input type="checkbox"/> 消防本部
第2項 予防施設等の整備	<input type="checkbox"/> 産業振興課	<input type="checkbox"/> 消防本部
第3項 防火思想の普及	<input type="checkbox"/> 産業振興課	<input type="checkbox"/> 消防本部

《 基本方針 》

市は森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性にかんがみ、積極的に予防対策を推進するものとする。

- 1 予防体制及び巡視・監視の強化
- 2 自衛消防体制の組織化、相互応援協定等による広域的な消防体制の確立
- 3 入山者の防火意識の高揚

《 現況 》

市及び消防機関は、近隣市町と林野火災等の広域火災の場合を想定して相互消防応援協定を結んでいる。

第1項 予防体制等の強化

《 計画目標 》

1 予防措置

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

(1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講じる。

(2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、広報車による巡回広報等を通じ徹底を図る。

2 消防体制の整備

市及び消防機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的消防体制を確立する。

また、消防機関における相互応援協定等により広域的な消防体制の確立を図る。

第2項 予防施設等の整備

《 計画目標 》

1 予防施設等の整備

林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用設備を重点的に配備する等の検討を行う。

また、11月～3月までの火災多発期間には、予防対策を強化する。

- (1) 防火水槽の増強
- (2) 防火看板の増設
- (3) ヘリポート・補給基地の整備
- (4) 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備

2 資機材の整備と備蓄

消防機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、小型動力ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

(2) 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム（map）、第二リン酸アンモニウム（dap）、展着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

第3項 防火思想の普及

《 計画目標 》

消防機関は火災発生期を重点的に、予防広報を積極的に推進する。

1 火災予防運動の実施

春季・秋季の年2回の全国火災予防運動に併せ、ホームページ、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

火災予防運動	時 期
春季火災予防運動	3月1日～ 3月7日
秋季火災予防運動	11月9日～ 11月15日

2 ポスター、標識板等の設置

登山口、林道、樹木、駅、交通機関等に掲示し注意を喚起する。

3 ラジオ、テレビ等の活用

報道機関、学校等の協力を得て、防火思想の普及、啓発を図る。

4 啓発活動

予防標識等による入山者や林野周辺住民の予防措置の周知徹底を図る。また、林野火災予防運動の推進により広報活動等で、広く住民の林野火災防止意識の向上に努める。

第17節 危険物災害予防計画

第1項 危険物災害予防対策	<input type="checkbox"/> 消防本部
第2項 高圧ガス災害予防対策	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> ガス事業者
第3項 火薬類災害予防対策	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 警察
第4項 毒薬劇物災害予防対策	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 関係事業者
第5項 輸送対策	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 九州旅客鉄道株式会社

《 基本方針 》

市及び消防機関は、危険物（消防法 第2条第7項）等による災害の発生及び拡大を未然に防止するため、消防法及び関係法令に基づく規制、保安意識の高揚、自主保安体制の確立を図る。

これらの危険物施設に対しては、次の方針により消防本部、警察署等の関係機関と協力して災害発生及び拡大の防止を図る。

- 1 関係法令の遵守
- 2 消防法に基づく保安監督の強化
- 3 保安体制の確立及び教育の徹底
- 4 車両火災の予防
- 5 危険物施設における自主防災組織の育成

《 現況/課題 》

危険物施設の設置に当たっては、消防法の規定に基づいて検査し、又は許可する。また、貯蔵、取扱い及び維持管理についても法令の基準に適合するよう指導を行う。危険物施設の大半が西部地域に集中しており、取り扱う危険物の種類は、第4類の第1石油類から同第4石油類が中心となっている。

【 一般災害対策編 】
 〈第2章 第17節 危険物災害予防計画〉

危険物施設	製造所	貯蔵所							取扱所				合計	事業所	少量危険物
		屋外貯蔵所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	一般取扱所			
数量	2	1	10	7	2	/	7	7	10	/	/	11	57	32	62

【令和4年12月31現在】

第1項 危険物災害予防対策

《 計画目標 》

1 危険物施設保安対策

- (1) 消防法に定める危険物施設の所有者に対し、保安監督について指導監督を行う。
- (2) 必要に応じ危険物施設の所有者に対し、資料の提出及び報告、立入検査等、危険物に対する規制と指導を行う。

2 危険物災害予防対策

- (1) 危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物保安統括管理者及び危険物施設保安員の責任体制の確立を指導する。
- (2) 危険物取扱者に対し、保安教育の徹底を図る。
- (3) 危険物取扱者が立ち会わない危険物の取扱いを禁止する。
- (4) 基準に適合しない施設又は無許可施設等による危険物の貯蔵、取扱い等を禁止する。
- (5) 各危険物施設における自主防災組織の育成を推進するため、各種防災活動への参画を依頼する。
- (6) 関係事業所は、緊急時の応急対策の実施に備え、災害用装備資機材等をあらかじめ整備充実しておく。また、備蓄（保有）資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。
 - ア 中和剤
 - イ 吸着マット
 - ウ 水質汚濁防止のための資機材等

第2項 高圧ガス災害予防対策

《 計画目標 》

1 自主保安体制の確立

高圧ガスは、その取扱いを誤れば爆発や火災の原因となり、大きな災害を招く危険性がある。このため、法令に基づく規制（高圧ガス取締法等）、保安意識の高揚、取締の強化及び自主保安体制については関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努めるものとする。

- (1) 高圧ガス関係事業者に対し保安教育の実行、自主検査の徹底を指導する。
- (2) 高圧ガス関係事業者の自主的な防災組織である「高圧ガス地域防災協議会」や高圧ガス関係団体が実施する自主保安活動を要請する。

2 規制、指導

(1) 保安指導

保安管理体制や安全な運転操作に関する事項等を定める危害予防規程の整備や従業員に対する保安教育計画の策定、実施等を指導する。

- (2) 製造・販売・貯蔵施設等に対し定期的に保安検査を実施する一方、随時に立入検査を実施して施設の維持管理状況が適正であるか確認し、さらに、ソフト面に関する保安確保の指導を行う。
- (3) 販売、消費事業所に対し、巡回保安指導を行い、保安の確保を図る。
- (4) 高圧ガス積載車両等の違反に対しては、関係機関と緊密に連携して、随時、一斉取締りを行う。

3 保安意識の高揚

- (1) 高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の周知徹底を図る。
- (2) 関係事業所の製造保安係員や販売主任者又は消費者等に対し、保安確保を図るため関係機関等と連携して講習会等を実施する。

第3項 火薬類災害予防対策

《 計画目標 》

火薬類は、土木・建築・採石事業等に関連して活用され、一旦その取扱いを誤れば爆発や火災等から重大な災害を引き起こすおそれがある。

このため、法令に基づく規制、保安意識の高揚、取締り、自主保安体制等については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努める。

第4項 毒物劇物災害予防対策

《 計画目標 》

毒物劇物に関する製造、販売、使用のあらゆる段階における規制、指導、災害予防対策については、周辺関係機関の要請に応じ、これに協力して災害防ぎよに努める。

第5項 輸送対策

《 計画目標 》

1 危険物輸送対策

- (1) 容器、積載方法等についての基準厳守を指導、強化する。
- (2) 車両火災の予防、安全運転の励行等について指導するとともに、予防査察を行う。

2 消火薬剤の緊急輸送対策

- (1) 特殊火災における近隣市町村との消防相互応援体制の強化を図る。
- (2) 消防機関、関係事業所等における消火剤の保有状況、化学消防設備の実態を把握し、緊急輸送体制の確立を図る。

第18節 公益事業等施設災害予防計画

第1項 電気施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 九州電力送配電㈱
第2項 ガス施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> ガス事業者
第3項 通信施設災害予防対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話㈱ <input type="checkbox"/> 日本放送協会

《 基本方針 》

電気、ガス、通信は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであり、万一、災害によりこれらの施設設備が被害を受けた場合その供給は緊急を要するため、電気、ガス及び通信事業者はこれらの供給を円滑に実施するための措置を講じるものとする。

《 現況/課題 》

電気施設、ガス施設及び通信施設の防災については、それぞれ九州電力株式会社、各ガス事業者、西日本電信電話株式会社、日本放送協会（NHK）において平常時から保安規程をはじめ関係諸規程、規則等に基づき施設の管理、維持改良を行っている。

第1項 電気施設災害予防対策

《 計画目標 》

1 九州電力送配電株式会社

(1) 基本方針

大規模地震や台風等の災害時に電力施設の災害を防止し、また、発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

(2) 整備計画

九州電力送配電株式会社では、変電、送電設備、配電設備や通信設備の防災について、保安規程、災害等対策規程等に基づき次のような予防対策を行っている。

- ア 防災組織の確立
- イ 情報連絡及び動員体制の確立
- ウ 応急対策用資機材の備蓄
- エ 関係設備の点検及び防護措置の実施
- オ 災害危険箇所や要注意箇所における予防工事の推進
- カ 災害時における通信回線の確保、強化

- キ 受容者に対する災害予防のための点検、広報活動の推進
- ク 他電力会社との相互応援体制の確立、強化

第2項 ガス施設災害予防対策

《 計画目標 》

1 ガス事業者

(1) 整備計画

ガス施設において、災害発生を未然に防止することはもちろんのことであり、発災時は被害を最小限とするために、また、震災発生地域でのガスによる二次災害防止と供給継続及び保安確保を図るために、今後整備するガスの製造、供給に係る設備の整備、体制及び運用について総合的な災害防止対策を講じる。

(2) 防災体制（西部ガス、LPガス協会）

ア 体制の整備

地震発生時においては、二次災害の防止、供給停止地域の極小化及び円滑な復旧体制を確立する。

イ 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

(3) 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対しあらゆる機会をとらえてガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

第3項 通信施設災害予防対策

《 計画目標 》

1 西日本電信電話株式会社

(1) 整備計画

西日本電信電話株式会社は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

(2) 電信電話施設の防災計画

日本電信電話株式会社においては、電信電話施設の防災について、次のような施策により施設の補強等の予防対策を行っている。

- ア 情報収集、連絡体制の強化
- イ 関係設備の点検整備
- ウ 応急措置計画の点検、確認
- エ 災害関係回線の点検、確認及び応急措置の準備
- オ 災害対策用資機材等の点検、確認及び事前処理
- カ 災害発生危険設備の補強及び防護
- キ 無駐在局への出動体制の強化
- ク 職員等の非常呼出等動員体制の確立

2 日本放送協会

(1) 放送施設等の防災計画

日本放送協会においては、次のような災害予防対策を行っている。

- ア 消耗品、資機材等の定量常備
- イ 無線中継状態の把握
- ウ 移動無線機等の伝搬試験
- エ 仮演奏所及び仮設送信所用場所の調査選定
- オ 電力会社、警察、国土交通省等の利用し得る通信回路の調査
- カ その他警戒時に必要と認められる事項

第19節 中高層建築物災害予防計画

第1項 中高層建築物災害予防計画

- 都市計画課
- 消防本部
- ガス事業者

《 基本方針 》

近年の建築物は土地の有効利用、効率化を図るために高層化、大規模化が進んでいる。このような建築物は一般の建築物と比べ、使用形態が多様化した建築物が多く、よりきめ細かな防災対策が必要である。

中高層建築物の所有者、管理者、占有者（以下「所有者等」という。）、建築行政機関、消防機関及び警察等は、次に掲げる各事項の推進を図り、もって中高層建築物等における災害を未然に防止するものとする。

《 現況/課題 》

市においては近年、高層住宅の建設や大型商業施設の進出があり、中高層建築物に対する防災対策は重要となっている。

市における中高層建築物の現況は以下のとおりである。

区 分	中層建築物（3階以上）								高層建築物	棟数
	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	10階	11階以上	合 計
中間市	72	53	63	7	8	4	3	3	3	216

資料；中間市消防年報（令和4年3月31日現在）

第1項 中高層建築物災害予防計画

《 計画目標 》

1 高層建築物

高層建築物とは、高さが31mを超える建築物をいう（消防法第8条の2第1項）。

2 消防機関による予防措置

消防機関は、中高層建築物等における災害を未然に防止するよう努める。

(1) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備消防計画の整備充実

- ア 消防計画の整備充実
- イ 自衛消防組織の整備充実
- ウ 防火対象物の管理権原者、防火管理者、火元責任者等の防火に関する知識の向上
- エ 共同防火管理体制の確立
- オ 消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- カ 工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- キ 非常用進入口の確保
- ク その他防災上必要な事項

(2) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常警報設備及び消防機関へ通報する設備の整備充実を図る。

(3) 利用者への周知等

利用者に対し、平素から避難口、非常階段、避難設備の設置場所等の周知に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って利用者の避難誘導體制に万全を期する。

(4) 査察の強化

消防法の規定に基づく査察を強化し、消防用設備等の設置、維持状況及び防火管理の適否について検査を行い、消防関係法令の規定に適合しないもの及び火災が発生した場合に人命に危険があると認められるものについては、その所有者等に対し必要な改善を行わせ、又はその施設の使用停止等の必要な措置を命じ、災害の予防に万全を期する。

(5) ガス事業者との連携強化

ガス事業者と連絡通報体制、出動体制及び現場における連携体制等その強化に努める。

(6) 消防施設の整備、充実

中高層建築物等の災害に対処するため「消防力の整備指針」及び各地域の実情に基づき次の消防施設の整備、充実に努める。

- ア はしご車
- イ 照明電源車
- ウ 救急車、救助工作車
- エ 救助用資機材

3 管理者等の措置

(1) 管理者等

関係機関の指導に基づき、次の事項について積極的に推進する。

- ア 防火、避難設備の点検整備
- イ 耐火構造、防火構造、防火区画並びに耐震構造の点検整備
- ウ 内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- エ 避難設備等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備
- オ 自衛消防組織の整備充実
- カ 防火対象物の管理権原者、防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- キ 非常用の電源及び水の確保、復旧対策等
- ク その他防災上必要な事項

(2) ガス事業者

中高層建築物等には、ガス漏れ警報設備の安全設備の普及促進を図る。

- ア 燃焼器を設置した場合には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- イ 燃焼器は金属可撓管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガス栓と接続する。
- ウ 管理人室等から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置等を設置検討する。
- エ 導管は1年に1回以上漏洩検査を実施するほか1年に1回以上安全使用の特別周知を行う。
- オ ガスによる事故を想定し、管理者、消防機関、警察署の協力を得て、事業所毎に年1回以上防災訓練を実施する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

第1項 市災害対策本部及び災害警戒本部組織計画 □指揮班

第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置、廃止基準

本市の地域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき「中間市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）及び「中間市災害警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）を市庁舎に設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。ただし、地震等により市庁舎が被災し、市災対本部の機能が低下した場合には、中間市消防庁舎又はハピネスなかまを活用し体制確保に努める。

(1) 市災対本部及び市警戒本部の設置者

- ア 市災対本部は、市長の権限において設置する。
- イ 市災対本部に市災対本部長（以下「本部長」という。）を置く。
- ウ 市警戒本部は、総務部長、総務部参事の権限において設置する。
- エ 市警戒本部に市警戒本部長（以下「本部長」という。）を置く。

(2) 市災害対策準備室体制

ア 準備室の組織

気象台から大雨・洪水注意報が発表される等、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が市警戒本部等を設置するに至らないときは、安全安心まちづくり課及び所要の関係課職員等により、市災害対策準備室体制（市災害対策準備室長は安全安心まちづくり課長とする。）をとる。なお、市災害対策準備室長が、必要と認めた場合は、同準備室に職員を増員することができる。

イ 被害状況調査区域職員及び水防作業班の運用

市災害対策準備室長が必要と認めた場合は、水防警戒本部設置基準に示す被害状況調査区域職員及び水防作業班を組織し、併せ運用する。

(3) 市災対本部及び市警戒本部の設置及び廃止基準

《 市災対本部及び市警戒本部の設置基準 》		
	市災対本部設置基準	市警戒本部設置基準
本部長	市 長	総務部長・総務部参事
設置基準	ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、大雨、洪水等の警報が発令され、総合的な対策を必要とするとき。 イ 大規模な地震、火災、爆発そのほかの重大な災害が発生し、総合的な応急対策を必要とするとき。 ウ そのほかの災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であって特にその対策の必要があるとき。	ア 気象情報等により災害の発生が予想される時。 イ 比較的軽微な規模の災害、若しくは局地的な災害が発生した場合

《 市 災 対 本 部 の 廃 止 基 準 》
本部の廃止は、本部長の判断に基づき、 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">市内において災害発生のおそれが解消したとき。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">災害応急対策が概ね完了したとき。</div>

(4) 市災対本部及び市警戒本部設置又は廃止の通知

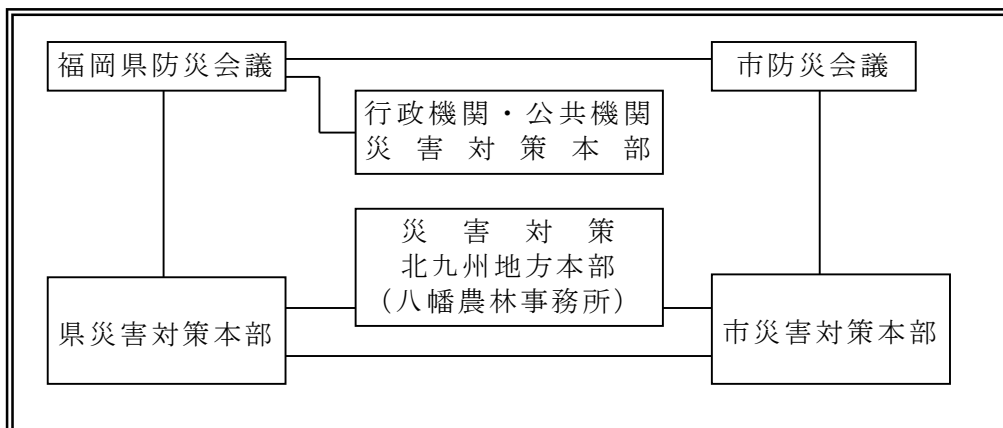
本部長は、市災対本部若しくは市警戒本部を設置し、又は廃止したときは、速やかに関係機関に通知及び公表する。

(5) 本部会議の開催

本部会議は、市災対本部会議構成員及び必要な防災会議委員によって構成し、災害対策に関する重要な事項を協議する。この際、必要な重要事項担当班員を参加させる。

2 市災対本部の組織及び分掌事務

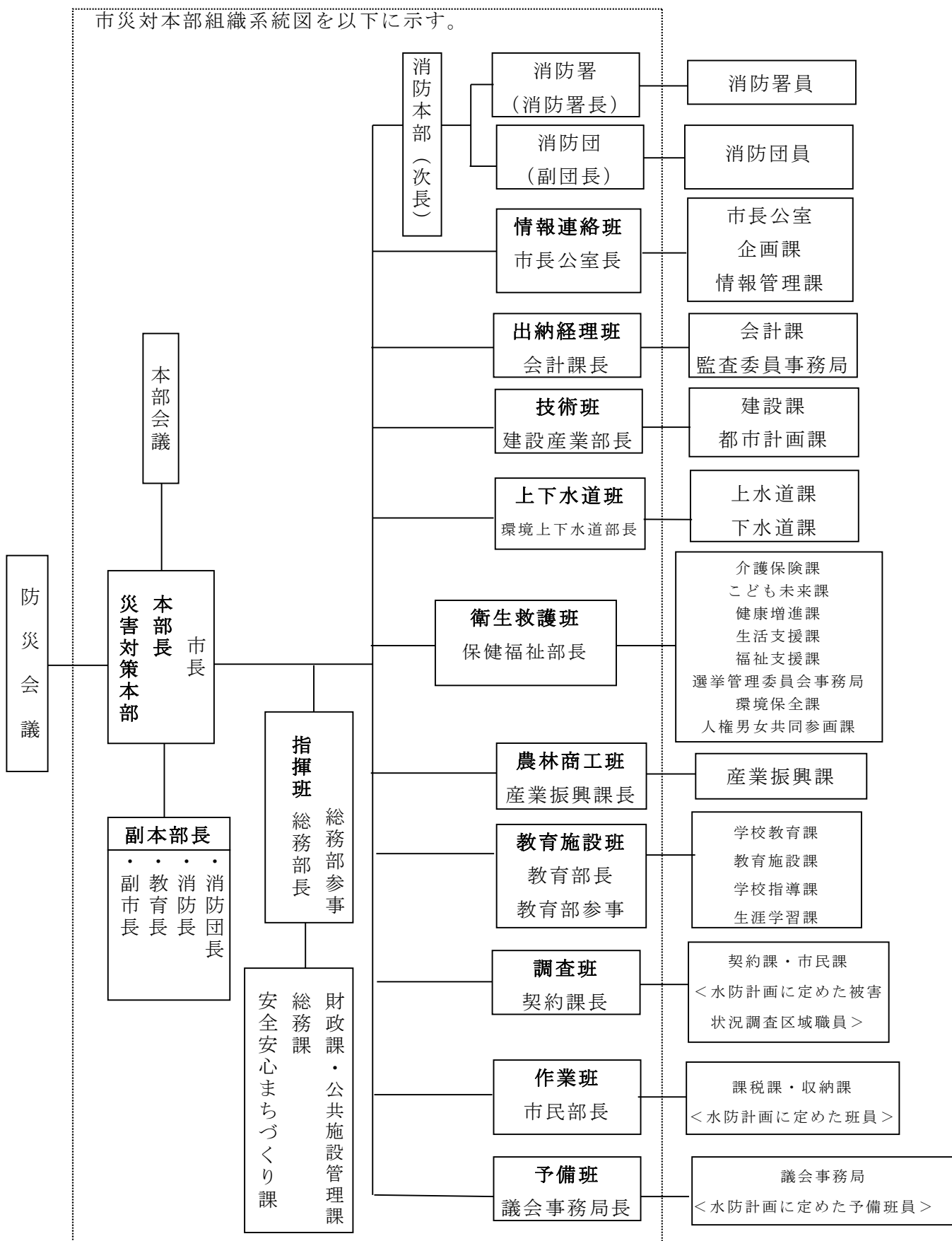
(1) 系統



市防災会議：会長・市長、委員「中間市防災会議条例」による。

(2) 組織

市災対本部組織系統図を以下に示す。



は、本部会議構成員

< >員は、発災当初に編成、応急救助・応急救援等の進捗に伴い別命により原組織へ復帰

【 一般災害対策編 】

〈第3章 第1節 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画〉

(3) 市災対本部の分掌事務

市災対本部の分掌事務を次表に示す。

班別	班長	副班長	班員	事務分掌
指揮班	総務部長・総務部参事	公共施設管理課長 財政課長 総務課長 安全安心まちづくり課長	公共施設管理課員 財政課員 総務課員 安全安心まちづくり課員	ア. 災害対策本部の設置及び廃止に関する事 イ. 気象及び災害状況の迅速な把握 ウ. 災害の予防及び災害応急対策の総合調整、各班との連絡調整 エ. 防災会議に関する事 オ. 配備体制、動員状況に関する事 カ. 自衛隊の派遣要請に関する事 キ. 自主防災組織との連絡、防災体制及び活動の調整 ク. 応援、受援に関する事 ケ. 避難行動要支援者名簿の管理、運用に関する事 コ. 必要車両等の確保及び調整に関する事 サ. 渉外事務の処理に関する事 シ. 気象予報の連絡に関する事 ス. 被害状況の把握に関する事 セ. 他市町村及び関係機関との情報連絡調整に関する事 ソ. その他他班の所管に属さない事項
情報連絡班	市長公室長	情報管理課長 企画課長	情報管理課員 企画課員 市長公室員	ア. 気象情報の収集、連絡調整に関する事 イ. 現地での被害情報の収集、連絡に関する事 ウ. 広報に関する事 エ. 被害状況の記録、集計及び災害写真撮影に関する事 オ. 外国人に対する言語支援に関する事
出納経理班	会計課長	監査委員 事務局長	監査委員 事務局員 会計課員	ア. 災害応急対策物資の購入支払 イ. 災害救助費の出納に関する事 ウ. 義援金（見舞金）の受付、配分に関する事 エ. その他応急対策に関する諸経費の出納・経理
技術班	建設産業部長	都市計画課長 建設課長	都市計画課員 建設課員	ア. 河川・公共土木施設・道路・橋梁の被害状況調査及び応急処置に関する事 イ. 公営住宅の被害状況調査及び応急処置に関する事 ウ. 建物の応急危険度判定に関する事 エ. 応急仮設住宅の提供に関する事 オ. 水門・開門・えん堤等の操作 カ. 水防活動に関する事 キ. 交通対策に関する事 ク. 土のうに関する事 ケ. 土砂災害に関する事
上下水道班	環境上下水道部長	下水道課長 上水道課長	下水道課員 上水道課員	ア. 取水施設、浄水場、配水池及び送水施設に関する事 イ. 水質の管理に関する事 ウ. 給配水管の維持管理に関する事 エ. 災害時の給水計画及び応急給水に関する事 オ. 下水道施設の被害状況調査及び応急処置
衛生救護班	保健福祉部長	救護 福祉支援課主幹 選挙管理委員会事務局長 福祉支援課長 福祉支援課長 生活支援課長 健康増進課長 こども未来課長 介護保健課長	衛生 人権男女共同参画課長 環境保全課長 人権男女共同参画課員 選挙管理委員会事務局員 福祉支援課員 福祉支援課員 生活支援課員 健康増進課員 こども未来課員 介護保険課員	ア. 災害救助法の運用に関する事 イ. 救助物資の確保、輸送、配分に関する事 ウ. 災害ボランティアに関する事 エ. 福祉施設の被害状況調査及び応急処置に関する事 オ. 避難所の開設、連絡調整及び炊出しに関する事 カ. 避難所の管理、運営に関する事 キ. 避難誘導及び連絡調整に関する事 ク. 要配慮者の避難誘導に関する事 ケ. 清掃作業に関する事 コ. 被災地の防疫に関する事 サ. 死亡者の対策及び埋葬に関する事 シ. 医療救護所の設置及び医療救護活動の支援に関する事 ス. 医療機関の受入状況確認及び応急処置に関する事 セ. その他救護、衛生、及び感染症予防に関する事

【 一般災害対策編 】

〈第3章 第1節 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画〉

班別	班長	副班長	班員	事務分掌
農林商工班	産業振興課長		産業振興課員	ア. 農林商工業関係の被害状況調査及び応急処置に関すること。 イ. 農産物の災害予防に関すること。 ウ. 災害農作物の病害予防に関すること。 エ. 種苗流出の場合の種苗のあっ旋 オ. その他食料品、生活必需品の確保に関すること。
教育施設班	教育部長・教育部参事	生涯学習課長 教育施設課長 学校指導課長 学校教育課長	生涯学習課員 教育施設課員 学校指導課員 学校教育課員	ア. 社会公共施設の被害状況調査及び応急処置に関すること。 イ. 史跡・文化財の被害状況調査及び応急処置に関すること。 ウ. 児童・生徒等の避難誘導に関すること。 エ. 応急教育に関すること。 オ. 教科書その他学用品の調達及び配給に関すること。 カ. 学校給食に関すること。 キ. 学校教育施設（避難所）の開設準備及び開設後の管理・運営に関すること。 ク. その他学校災害、史跡文化財災害に係わる他機関との連絡調整に関すること。
調査班	契約課長	市民課長	水防計画書に定めた被害状況職員 市民課員 契約課員	ア. 被害状況調査・情報収集 イ. り災証明の発行に関すること。 ウ. 思い出の品等の整理、情報提供
作業班	市民部長	収納課長 課税課長	水防計画書に定めた作業職員 収納課員 課税課員	ア. 被害現場における応急対策活動 イ. 被害の拡大防止 ウ. 家屋被害調査に関すること。 エ. 衛生救護班が行う避難所の開設・運営の支援に関すること オ. 救助物資の供給の協力に関すること
予備班	議会事務局長	議会事務局次長	水防計画書に定めた予備班職員 議会事務局員	ア. 各班要員の不足補充 イ. 緊急事態発生時の出勤 ウ. 避難時の誘導補助
消防本部	消防署長次長	予防課長 警防課長 総務課長	消防署員	ア. 消防活動に関すること。 イ. 水防活動に関すること。 ウ. り災者の救助及び救急活動に関すること。 エ. 水防・消防用資機材の点検、整備、確保、輸送に関すること。 オ. 水位通報、雨量通報の受信及び水防信号の操作 カ. 被災区域の警戒巡視 キ. 危険物の防災対策に関すること。
消防団	副団長	本部部长	消防団員	ア. り災者の救出、救助活動 イ. 避難誘導支援 ウ. 被災現場の応急対策活動 エ. 被災区域の警戒巡視

共通：状況により、本部長の承認を得て、重要な対応を行う班を他の班員等をもって増援する。増援を受けた班長は増援者を併せ運用する。

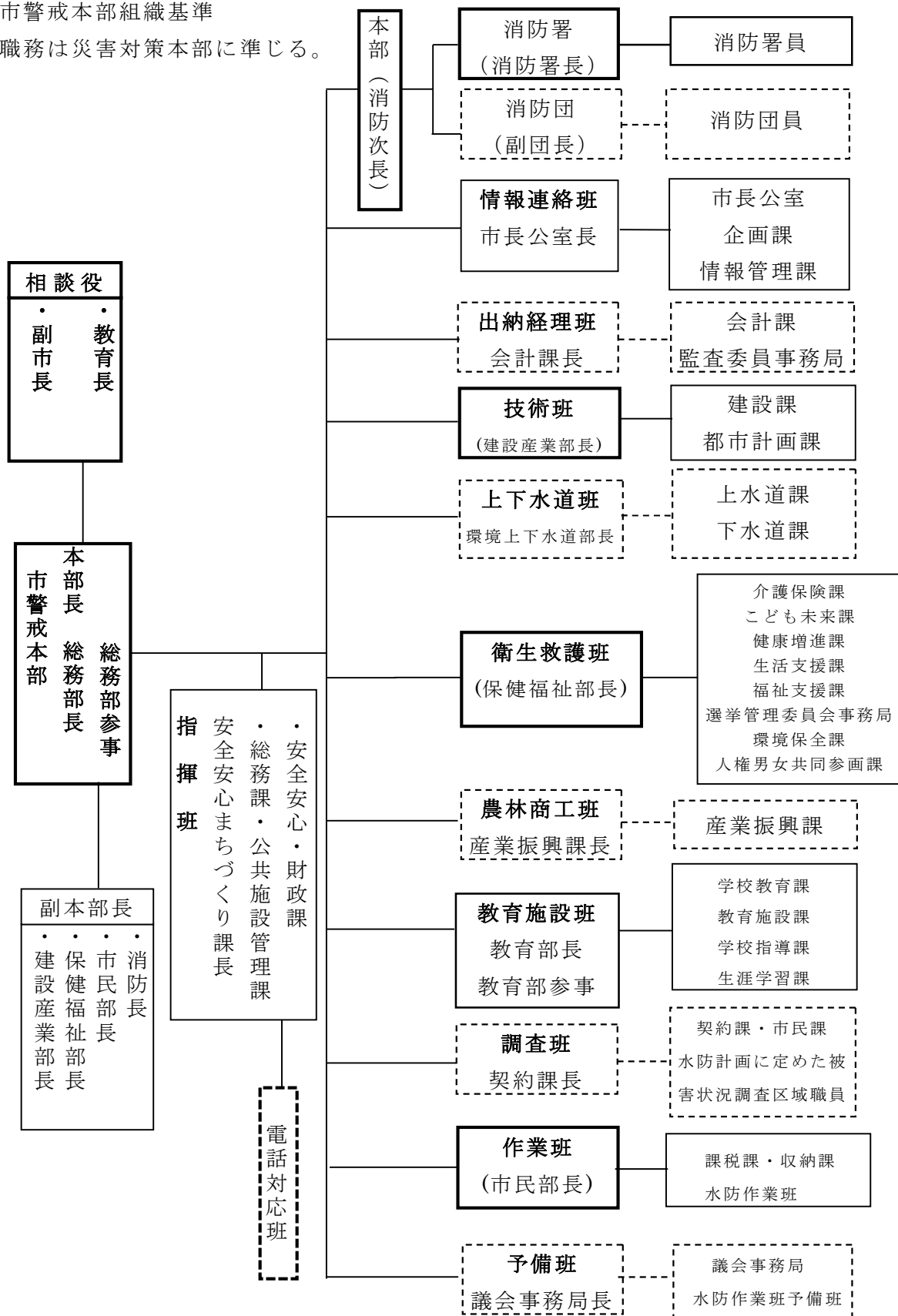
3 市警戒本部の組織及び分掌

(1) 市対策本部の組織及び分掌のうち、必要とするものを、警戒本部長が指示し、組織する。また、警戒本部長が必要と認めた場合は、水防本部設置基準に示す被害状況調査区域職員及び水防作業班を組織し、併せ運用する。

市災対本部が設置された場合は、市警戒本部は解消し、市災対本部の組織へ移行する。

(2) 市警戒本部組織基準

職務は災害対策本部に準じる。



市警戒本部長が必要と認めた場合に編成する。

編成については総務部長が指示する。

第2節 動員配備計画

第1項 市の動員配備計画	<input type="checkbox"/> 指揮班
第2項 指定地方行政機関等の 配備動員体制	<input type="checkbox"/> 指揮班

第1項 市の動員配備計画

1 配備体制

配備区分	配備内容	水防計画による配備
第1配備体制	気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが、災害発生まで多少の時間的余裕があるときの配備体制	遠賀川が水防団待機水位（2.40m）に達し、はん濫注意水位（3.70m）に達すると思われるときにとる体制で、最小限度の人員をもって危険箇所の警戒情報の収集連絡にあたり、事態の推移によっては、強化配備に遂行する。 【待機】
第2配備体制	比較的軽微な規模の災害若しくは局地的な災害が発生した場合又は災害の発生が必至になったときの配備体制で、いつでも非常体制に移行し得る体制	遠賀川が水防団待機水位を超え、はん濫注意水位を突破すると思われるときにとる配備で、所要人員を増員し直ちに水防活動が遂行できる体制 【準備】
第3配備体制	市内全域にわたる災害が発生し、又は局地的災害であっても被災が特に甚大であり、大規模の災害発生が免れないと予想されるときにの配備体制で直ちに活動し得る体制	遠賀川がはん濫注意水位に達し、なお、上昇の見込みがあるときにとる配備で、所要人員ほか地区住民の総力を結集して、これに対処する体制 【出動】
第4配備体制		遠賀川がはん濫注意水位以下に下がったが、当分の間必要最小限の人員をもって事態の推移を監視する体制

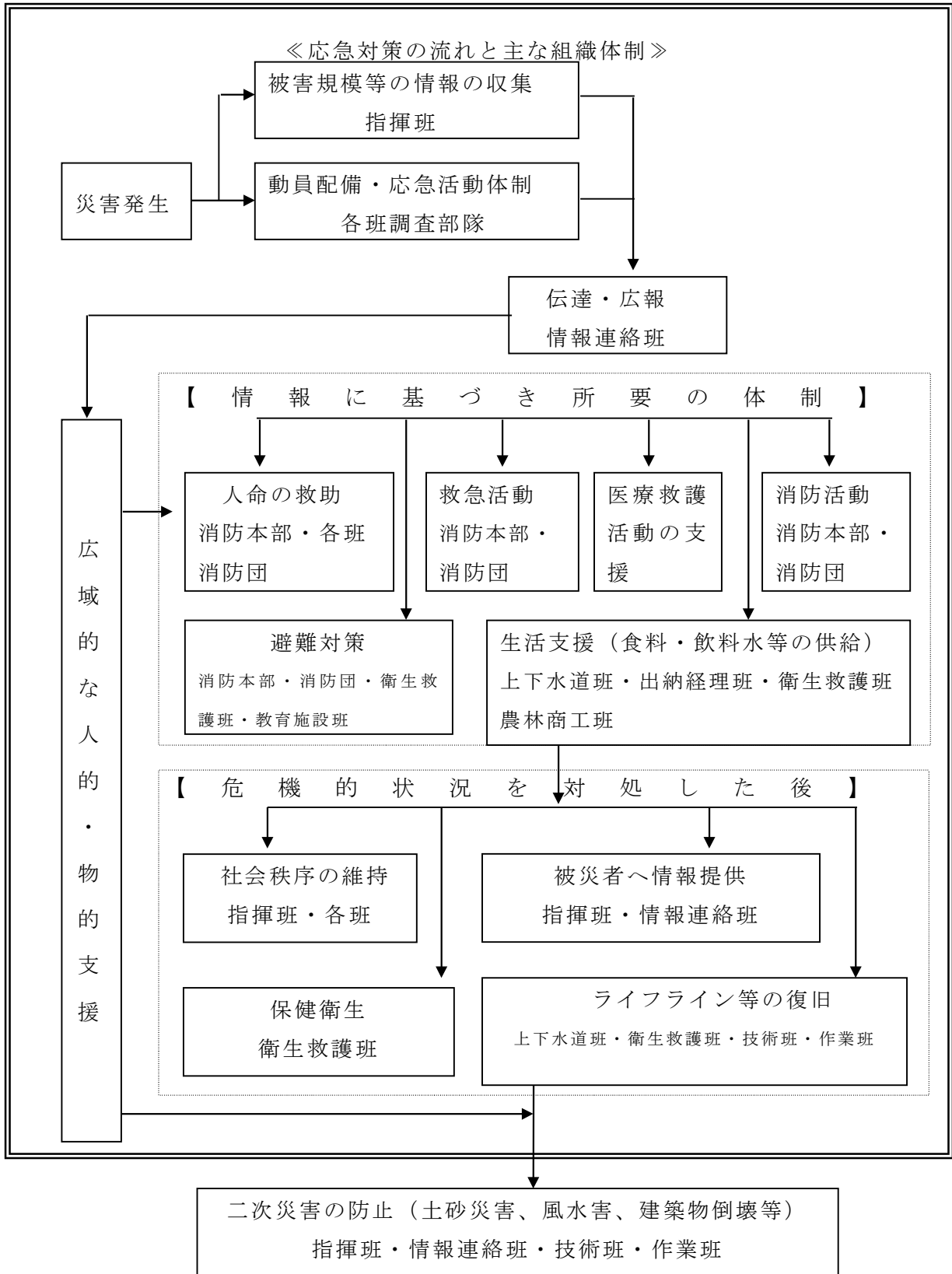
2 消防本部の配備体制

◀ 消防本部の配備体制 ▶

	配備基準	警備配置	通報先
市内警戒巡視	(1)1時間以内の降雨量が20mm以上に達したとき。 (2)継続した降雨量の累計が50mmを超えた以後で、1時間内の降雨量が20mm以上に達する見込みのとき。 (3)降雨量の累計が100mmを超える見込みのとき。ただし、降雨の中断が連続して12時間を超えたときはこの限りではない。 (4)上記以外で短時間の急激な降雨又は浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき。	当務人員により、市内河川の増水状況及び市内で災害が予想される箇所の警戒巡視を実施	安全安心まちづくり課
乙号非常招集	(1)昭和橋の水位が2.2m (GL下50cm)に達した時点。 (2)道路冠水のため、通行止めの必要がある場合。	参集隊員(5名以上を招集、内1名は係長以上)は当務員と共に遠賀川、昭和橋、曲川、堀川の水位観測、土手ノ内(出原ポンプ、雛駒ポンプ)の各ポンプの稼動状況、道路冠水箇所及び市内危険箇所の警戒巡視に当たる。	(1)消防長、次長、署長、警防課長、消防総務課、予防課 (2)総務部長、建設産業部長(休日、夜間、勤務時間外)第2警戒態勢の発令基準に達し、総務部長が必要と認めたときは協議の上、「市水防警戒本部」を設置する。「消防本部水防警戒本部」は「市水防警戒本部」に移行する。 (3)安全安心まちづくり課長、係長 (4)建設課長、係長 (5)北九州県土整備事務所(曲川の水位計が2mを超えた時点から随時連絡をする。) 691-2764 (6)(出原ポンプ)建設課 (7)(雛駒ポンプ)建設課 (8)警戒巡視結果を随時「市水防警戒本部」に連絡する。
甲号非常招集	(1)昭和橋の水位が2.4m (GL下30cm)に達した時点。 (2)多数の道路が冠水し通行止めのおそれがあるとき。 (3)土砂災害が発生したとき。	(1)参集隊員を浸水、道路冠水及び土砂災害箇所に配置する。 (2)通行止め等の処置ができる体制を取る。道路が冠水して周囲の民家に被害を及ぼすと認められる場合は、警察官と協議し速やかに通行止めを実施する。 (3)家屋への浸水を住民が気付いていないと思われる場合は、速やかに周知し浸水現場で協力を求められたときは本部に連絡し協力に当たる。 (4)通信員は、水害による事故及び通行止めを受けたときは折尾警察署及び水防警戒本部に連絡する。また管内路線等の場合は下記3社に連絡する バス路線 西鉄バス香月営業所 617-0282 筑豊電鉄本社 243-5527 JR九州新飯塚駅 243-5527	(1)曲川排水機場 曲川の水位状況を通報し出向を要請する 曲川排水場 203-1140 遠賀川河川事務所中間出張所 245-0154 (2)折尾警察署「状況通報」 691-0110 (3)消防団長「状況通報」 (4)必要により各分団を招集する。(招集された分団は、管轄内の警戒巡視を行い「状況通報」した後格納庫で待機する。)

3 配備の方法

本部長は、異常現象等により災害発生のおそれがある場合又は災害が発生し、直ちに応急対策を実施する必要がある場合、市災対本部を設置し、各職員に対し庁内放送、電話、メール等最も早い方法で配備体制を指令する。



【 一般災害対策編 】
〈第3章 第2節 動員配備計画〉

(1) 職員に対する伝達

- ア 職員の配備は、配備構成表に基づき各班の班長が配備体制に応じて行う。
- イ 各班長は、配備された職員に対し災害状況の周知を図るとともに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査のほか応急対策を実施する体制をとる。
- ウ 休日又は退庁後の職員への伝達は、各班においてあらかじめ定められた連絡方法・系統により行う。

(2) 職員の非常動員

- ア 職員は、勤務時間外又は休日等において災害が突発した場合、又は災害が発生するおそれがある情報等を察知したときは、所属の班長等と連絡をとり、又は自らの判断により災害応急対策活動のため登庁しなければならない。
- イ 指揮班は、突発災害等のために災害応急対策の必要がある場合、本部の設置について庁内放送、電話、メール等最も確実に早い方法で職員に伝達する。

(3) 報告

各班長は、配備体制に応じて職員を配置したときは、その状況を本部長へ報告しなければならない。

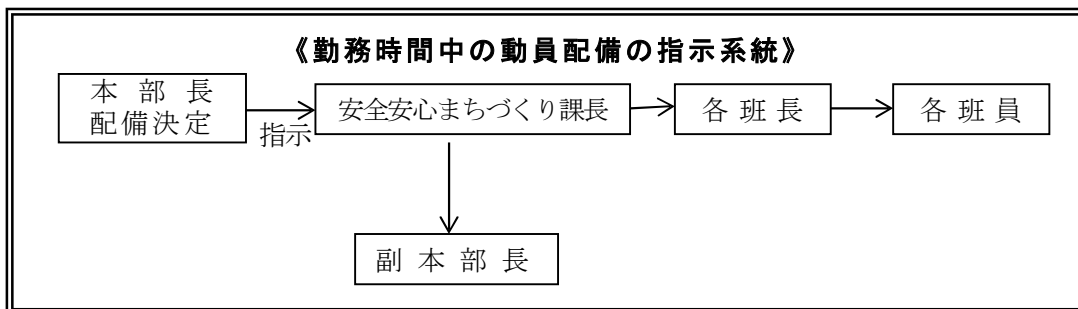
(4) 配備の決定及び変更

- ア 本部長は、災害の発生が予想されるとき、又は災害の状況により配備体制を決定する。
- イ 本部長は、災害状況の変化により、必要があると認めるときは、本部会議の意見を聴いて配備要員を変更する。

(5) 増援のための動員

災害対策活動を行うに当たり、各班の職員では不足する場合は、当該班長は本部長に対し増援のための動員を求める。この場合本部長は、増援を命ずる。

(6) 災害が長期化する場合の交代要員の確保を図る。



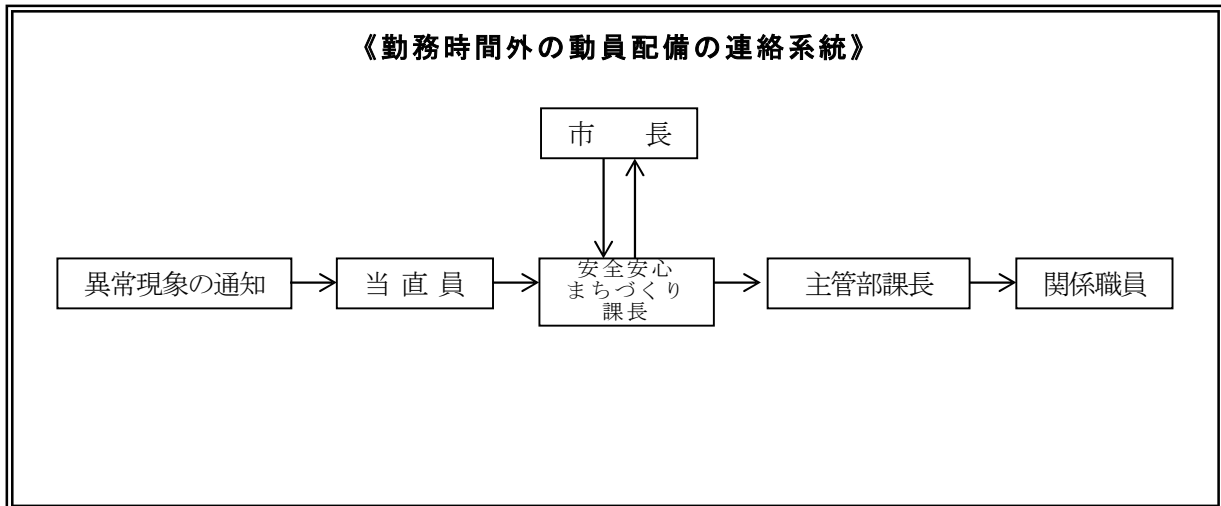
(2) 勤務時間外（退庁後及び休日）

ア 非常伝達

当直者は、次の情報を覚知したときは安全安心まちづくり課長に連絡し、安全安心まちづくり課長は市長の指示を仰ぎ、必要に応じ関係部課長に連絡する。

(ア) 災害発生のおそれのある気象情報等が関係機関から通報され、又は自ら覚知し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。

(イ) 災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるとき。



(3) 職員の自主参集基準

ア 参集基準

職員は、夜間、休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し、又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した手段で直ちに参集する。

イ 参集場所

職員は原則として、所属する勤務場所、または災害対応時に勤務することを指定された場所（指定避難所等）に参集する。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第2節 動員配備計画〉

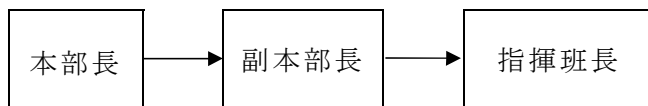
4 配備要員

《動員配備表》

本部長—市長		副本部長—副市長・教育長・総務部長・消防長・消防団長			
班名	担当課	班長	第1配備体制	第2配備体制	第3配備体制
指揮班	安全安心まちづくり課	総務部長 総務部参事	全職員	全職員	全職員
	総務課		3	4	
	財政課		2	4	
	公共施設管理課		2	4	
情報連絡班	企画課	市長公室長	1	2	全職員
	市長公室		1	2	
	情報管理課		1	2	
出納経理班	会計課	会計課長	2	2	全職員
	監査委員事務局		1	2	
技術班	建設課	建設産業部長	7	全職員	全職員
	都市計画課		2	6	
上下水道班	上水道課	環境上下水道部長	11	14	全職員
	下水道課				
衛生救護班	介護保険課	保健福祉部長	2	6	全職員
	こども未来課		2	6	
	健康増進課		2	6	
	生活支援課		2	6	
	福祉支援課		2	6	
	選挙管理委員会事務局		1	2	
	環境保全課		2	6	
人権男女共同参画課	2	6			
農林商工班	産業振興課	産業振興課長	2	4	全職員
教育施設班	学校教育課	教育部長	1	2	全職員
	教育施設課		1	3	
	学校指導課		1	2	
	生涯学習課		2	4	
調査班	契約課	契約課長	2	4	全職員
	市民課		2	6	
作業班	作業班員	市民部長	指揮班が 要請した職員	指揮班が 要請した職員	全職員
予備班	議会事務局	議会事務局長	2	3	全職員

(1) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

市災対本部の設置後、自衛隊災害派遣要請の要求等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



ア 本市に激甚な災害が発生したと認められる場合は、指揮班は、市長に対して次の必要事項を報告し、市災対本部を設置する。

（報告事項等）

（ア）市長等の所在の確認

（イ）災害の概要、その時点で把握された被害状況、被害予測、対応状況

（ウ）市災対本部の設置

（エ）登庁方法の確認

（オ）そのほか必要な事項

イ 上記の場合において市長と連絡が取れない場合、不在の場合、又は事故がある場合は、副市長のほか市長の職務を代理すべき者に対して市長の場合に準じて報告し、市災対本部を設置する。その場合の順位は、意思決定権者代理順位による。

ウ 本部長の職務代理者は、市長との連絡が取れた場合、又は市長が登庁した場合は、直ちにこれまでとった措置を報告し、市長の指示を仰ぎ、又は職務を引き継ぐ。

(2) 各班長の指定代理

第3章第1節第2項に示す各班長は、職務の遂行が困難になった場合及び連絡が途絶した場合に班長の職務を代理する者及びその代理順位を指定し、その職務及び報告・通報の中断を防止する。

(3) 職員の状況把握及び業務

ア 職員が登庁した場合は、その氏名及び配属班を各班の班長に報告し、班ごとにとりまとめて指揮班に報告する。

イ 指揮班は、各班の職員の登庁状況を勘案し、配備計画を行う。

ウ 指揮班は、市災対本部員の登庁状況を把握し、直ちに応急対策の業務に移行できるよう準備を行う。

(4) 情報の収集について

ア 職員は、自主集合途中で出来る限り被害状況を把握し、速やかに集合するとともに、所属する班長に報告する。また、各班はその被害状況をとりまとめ、指揮班に報告する。

イ 情報連絡班及び消防団は、情報収集（消防無線等による情報伝達）に努める。

第2項 指定地方行政機関等の動員配備体制

1 指定地方行政機関等の動員配備体制

市は、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、法令又は防災に関する計画等に基づき、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施できるような動員配備の要請を行う。

2 消防本部への伝達

指揮班は、市災対本部を設置した場合、消防本部へ伝達し、配備体制等について連携を図る。

第3節 気象予報・警報等伝達計画

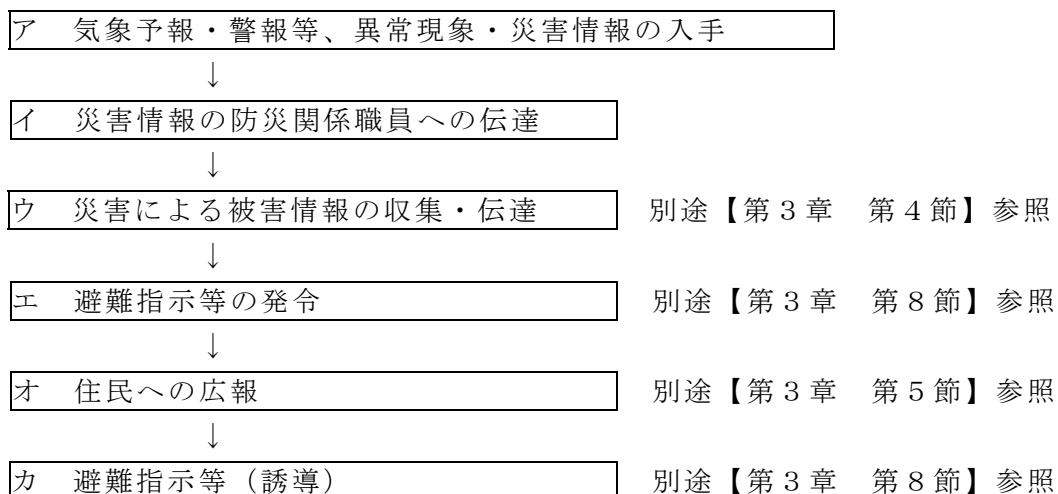
第1項 予報・警報等の種類・基準	<input type="checkbox"/> 指揮班
第2項 注意報警報等の伝達系統	<input type="checkbox"/> 指揮班
第3項 洪水予報・水防警報	<input type="checkbox"/> 指揮班

第1項 予報・警報等の種類・基準計画

1 情報種類伝達の流れ

(1) 情報の収集及び伝達事項は、概ね次の内容である。

各班は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し必要な措置をとる。
なお、本節では下記の1)、2)の内容とし、3)以降は別節で取扱う。



2 気象予報、警報等情報種類

(1) 気象予報、警報等情報の種類及び発表基準

気象予報、警報の発令は、福岡管区気象台から発表される気象予報、警報、種類及び発表の基準に準ずる。

(2) 異常現象等の通報（基本法第54条）

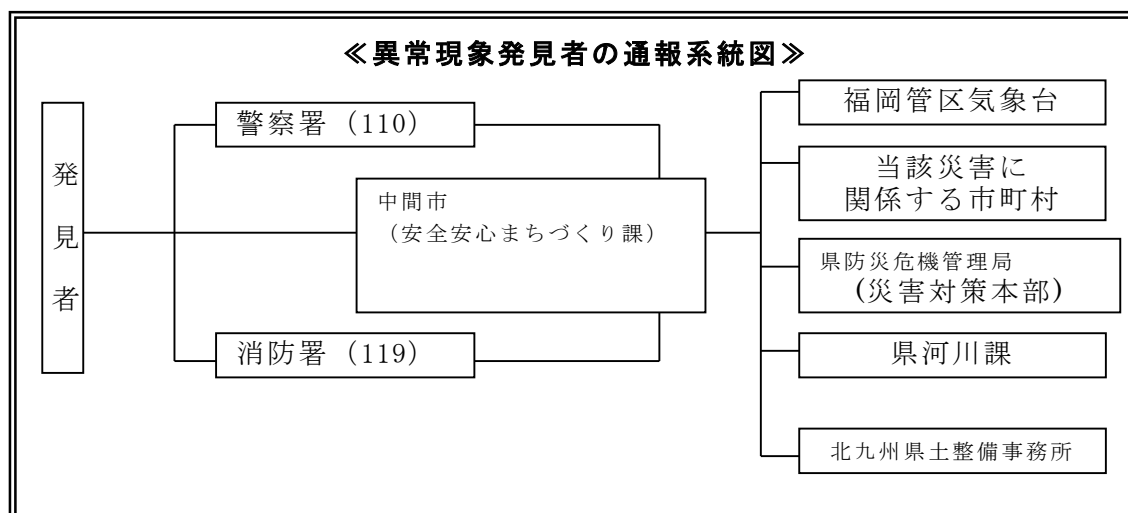
ア 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市長又は警察官に通報しなければならない。

イ 異常な現象等の通報を受けた警察官は、速やかに市長に通報しなければならない。

ウ 異常な現象の通報を受けた市長は、福岡管区気象台及び県（防災危機管理局、北九州県土整備事務所、八幡農林事務所）その他関係機関に通報しなければならない。

エ 異常な現象とは概ね次の自然現象をいう。

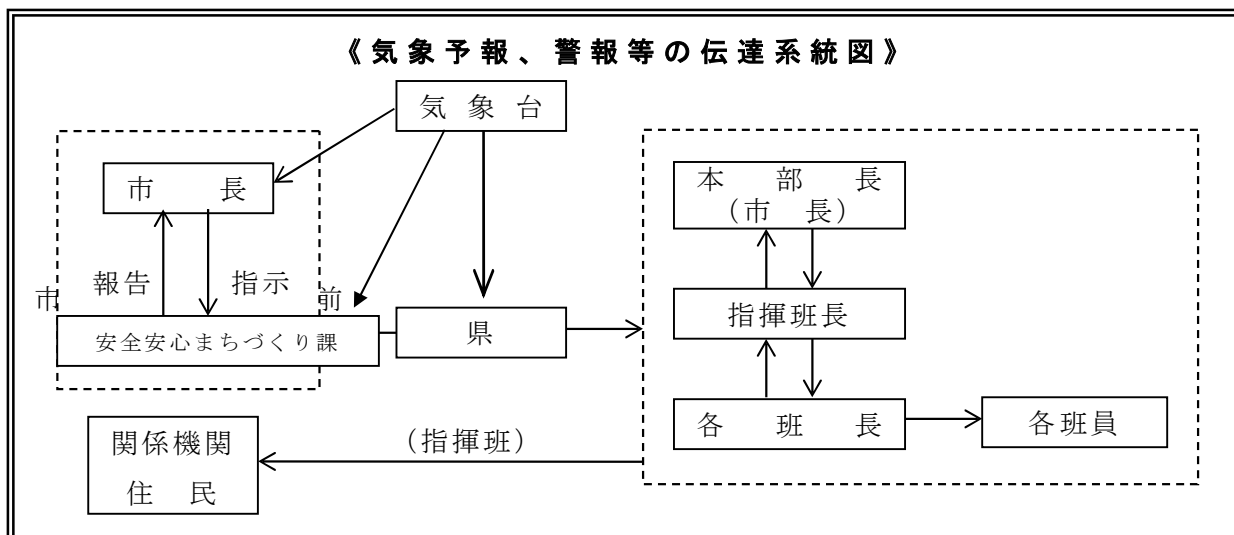
大雨、大雪、竜巻、強い降ひょう、異常水位、地すべり



第2項 注意報警報等の伝達系統

1 気象予報、警報等の伝達計画

- (1) 気象台が発表する気象予報、警報等は、知事から県防災行政無線で市（安全安心まちづくり課）及び消防本部等に伝達される。
- (2) 気象予報、警報や異常現象の伝達を受けた職員は、直ちに指揮班長（安全安心まちづくり課）に報告する。指揮班長は本部長（市長）の指示を受けるとともに、市災対本部を設置する場合はその指示等を各班に伝達する。
- (3) 各班長不在の場合は、それぞれ各班の上席者がその任務を代行する。
- (4) 関係機関への連絡は、原則として電話、ファクシミリ等で行い、不必要な混乱を避けるため、連絡先は各機関の責任者（あるいは責任者の指定した者）とする。
- (5) 指揮班は、住民に広くかつ早急に伝達する必要がある場合には、なかまコミュニティ無線、広報車等で広報を行う。



第3項 洪水予報・水防警報

1 福岡管区気象台が行う水防活動用の予報及び警報

気象等の状況により洪水のおそれがあると認められるときは、その状況を知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

これとは別に、大雨等で極めて甚大な災害の発生が予見される場合は、気象台の管理職から、市長をはじめ防災担当部局の管理職にホットラインで直接伝達する。

2 福岡管区気象台・九州地方整備局が共同して行う洪水予報及び警報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定による洪水予報及び警報は、知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

これとは別に、大雨等で極めて甚大な災害の発生が予見される場合は、気象台の管理職から、市長をはじめ防災担当部局の管理職にホットラインで直接伝達する。

3 県が行う洪水予報の通知

県は、1及び2による水防活動用の予報及び警報を受けたときは、通信連絡システムにより関係水防管理者に通知する。

4 火災気象通報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報とは、消防法に基づいて福岡管区気象台が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を知事に通報する。知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを市長に通報しなければならない。これを受けた市長は、必要と認めた場合に火災警報を発令する。

(ア) 火災警報を行う場合の基準

- ・実効湿度が60%以下かつ最小湿度が40%以下となる時。
- ・各地の気象台等が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

イ 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて市長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

火災警報の発令は次のような場合、消防法に基づき市町村長が行う。

- (ア) 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき。
- (イ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき。

第4節 被害情報等収集伝達計画

第1項	災害情報の収集	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 情報連絡班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項	被害情報の調査要領、伝達	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 情報連絡班 <input type="checkbox"/> 各班
第3項	被害情報の報告基準	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 情報連絡班 <input type="checkbox"/> 各班
第4項	通信計画	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 情報連絡班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 災害情報の収集

1 初期情報の把握

災害活動は、まず、正確な情報及び被害情報を迅速に把握することに始まり、災害の事態に対応した応急対策を的確かつ速やかに実施する。

(1) 被害状況調査等

市は、なかまコミュニティ無線、消防無線等の活用及び自治会や自主防災組織からの情報をもとに、被害状況の早期把握に努めるとともに、必要に応じて調査班を編成して、現地での被害状況の把握に努める。

災害の初期の段階においては具体的な被害状況によらず、通報の殺到状況等被害規模を推定できる概括的な情報とする。

(2) 災害情報の把握内容

被害規模を早期に把握するため、主として次の初期情報等の収集を行う。

《被害情報の把握内容》

- ア 人的被害、家屋等の被害状況
- イ 火災の発生状況
- ウ 土砂災害等の発生状況
- エ 住民の行動・避難状況
- オ 救出・医療救護関係情報
- カ 交通機関の運行・道路の状況
- キ ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営・被害状況
- ク その他必要な被害報告

2 災害情報の収集計画

(1) 情報総括責任者の指定：情報連絡班（各班情報連絡員）

ア 連絡・報告

各班長は、災害発生と同時に被害状況について調査・収集に当たり情報連絡員を定め、被害情報を集約し指揮班に報告する。

この際、情報連絡班は、集約された被害情報の分析・評価について、指揮班に協力する。

イ 情報連絡員は各区及び各班に1名以上を定める。

各班の情報連絡員は、班長を補佐し、被害状況を集約し、とりまとめる。

(2) 災害情報の収集・整理

ア 各班は、災害発生と同時にそれぞれの所掌する事務の災害状況について調査、収集を行う。収集した情報は分析・評価を行い、重要度の高いものは共有、報告等に便利なように地図等を用いて整理するとともに庁内共有フォルダに保存し閲覧に供する。

イ 市は、情報の収集等迅速、正確を期するため、あらかじめ定める報告用紙、被害調査要領、連絡方法等に従い報告する。

ウ 情報連絡班において、被害の程度及び状況が分かるよう、また、被害の報告、広報写真として役立つような写真の撮影を行うとともに庁内共有フォルダを作成する。

エ 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後における情報収集活動は、地元の消防団、自治会長、自主防災組織等と連携して被害状況の収集を行う。

(3) 災害調査部隊等の編成

各班は、災害が発生したときは、直ちに所管する施設（公共土木施設、農林産物、農林産業用施設、商工業施設）等の状況を専門の技術員、関係職員等からなる災害調査部隊等を編成して被害状況を調査する。

また、夜間及び休日、退庁後における被害状況の収集は、自治会長、自主防災組織の協力等により集約する。

第2項 被害情報の調査要領、伝達

1 被害状況の調査要領

次の点に留意し、被害状況を的確に調査し伝達する。

(1) 被害情報項目

《被害情報の項目》

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時、場所
- ウ 被害の状況
- エ とられている対策
- オ 今後の見込み及び必要とする救助の種類

(2) 被害認定基準

被害状況調査に当たっては、救助法適用の「被害認定基準」に基づき判定を行う。

(3) 被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握し、被災人員についても、平均世帯により計算し速報する。

(4) 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。

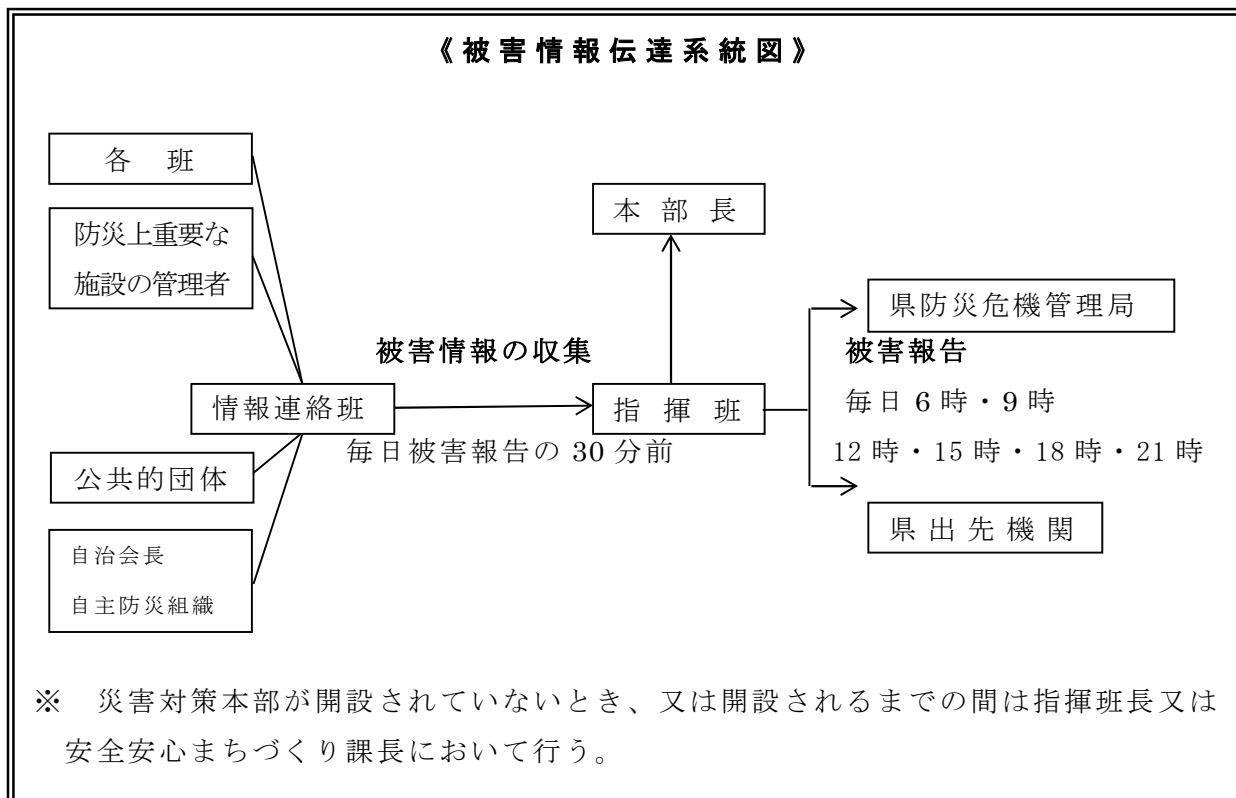
(5) 被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織に応援を求めて実施する。

2 被害情報の伝達、報告

(1) 被害情報の伝達系統

災対法及び他の法令の規定に基づく被害の情報収集は情報連絡班が行い、指揮班に伝達する。

収集した被害情報については、次に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。



第3項 被害情報の報告基準

1 被害情報の報告要領

市は、迅速に概括情報の収集を行い、緊急の場合は災害即報等の所定の様式によらず、直接、電話等により防災関係機関へ連絡を行う。

(1) 県への報告

市は、災害が発生したとき、基本法第53条第1項に基づき、速やかに、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告しなければならない。

(2) 県への報告要領

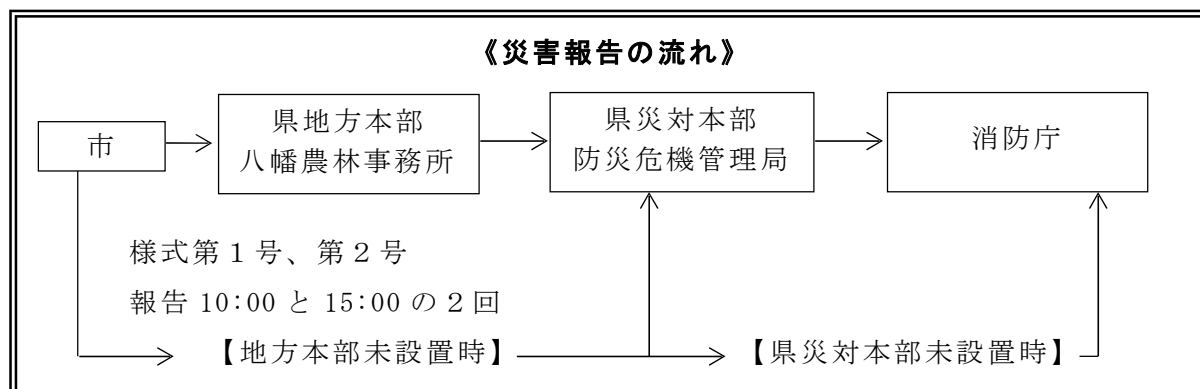
ア 被害状況等の報告

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、被害状況及び部門別被害状況報告の取扱いについては、福岡県災害調査報告実施要綱の定めるところによる。

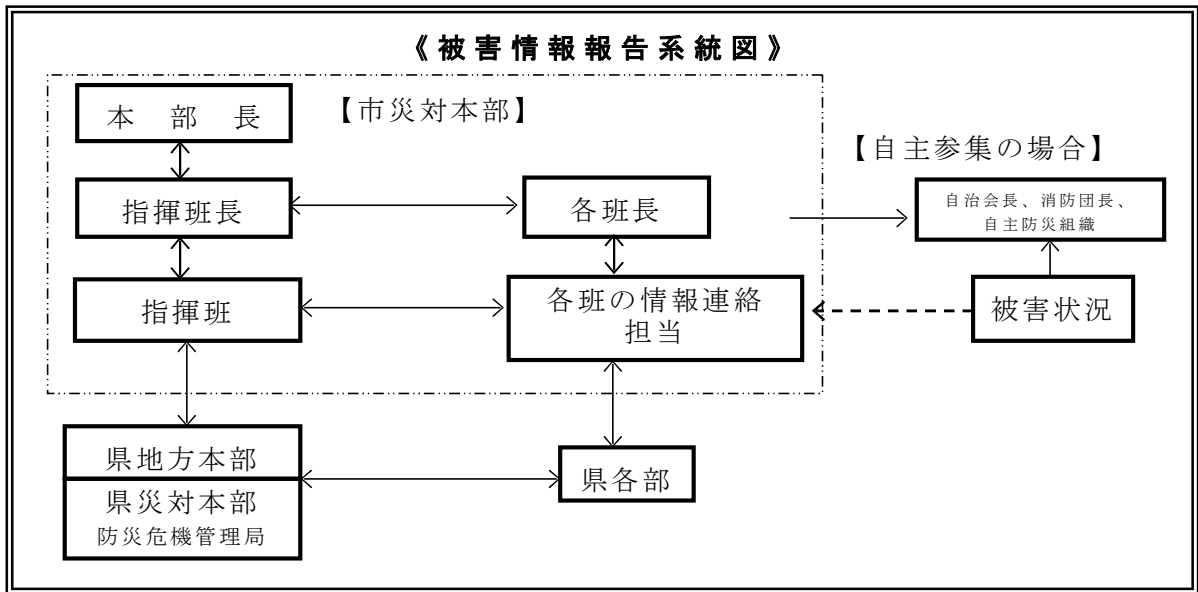
イ 報告要領

区分	責任者	摘 要
(ア) 災害概況及び被害状況即報 (即 報)	市長 指揮班長	災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合、直ちに災害概況即報を県防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告する。 以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく報告する。 前記報告の他、判明した被害状況については、掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後は毎日、定められた時間までに報告する。
(イ) 災害概況詳報 (詳 報)	市長 指揮班長	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日より5日以内に報告する。
(ウ) 被害状況確定報告 (確定報告)	市長 指揮班長 各部門別 担当班長	応急対策を終了したとき、又は市災対本部を解散した日から15日以内に提出しなければならない。 確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な書類を添付する。

ウ 報告の流れ



エ 各班の被害情報報告の流れ



《基本法第53条に規定された被害状況等の報告要領》



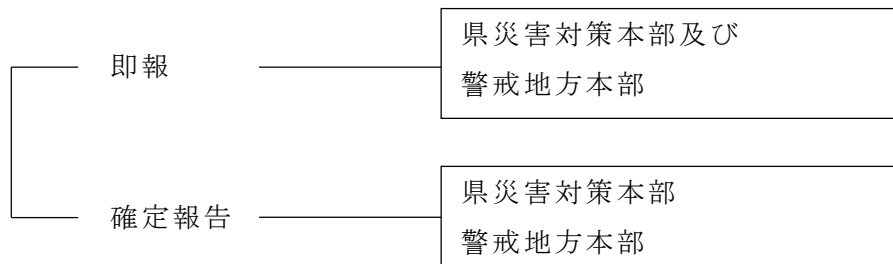
被害状況等の報告

第53条 市町村は、当該市町村の区域内に災害が発生したときは、政令で定めるところにより、速やかに、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を都道府県に報告しなければならない。

《報告の種類》

即報	初期段階で被害の有無及び程度の全般的状況について県防災行政無線又は電話で直ちに報告し、以後遅滞なく文書で報告する。
詳報	被害状況がある程度まとまった段階において、災害発生日から5日以内に報告する。
確定報告	応急対策が終了したとき、15日以内に報告する。

《 県への被害状況報告系統 》



社会福祉施設関係被害報告 ———— 中間市福祉事務所

衛生関係被害報告 ———— 宗像・遠賀保健福祉環境事務所

鉱工業及び商業関係被害報告 ———— 福岡県北九州中小企業振興事務所

農産物、畜産、耕地及び産地関係被害報告 ———— 八幡農林事務所

林業関係被害報告 ———— 八幡農林事務所

土木関係被害報告 ———— 北九州県土整備事務所

建築都市関係被害報告 ———— 北九州県土整備事務所

教育関係被害報告 ———— 北九州教育事務所

第4項 通信計画

1 非常時の使用通信施設

災害時に際しては、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ないなかまコミュニティ無線等を活用する。

《災害時に使用できる通信手段》	
(1)	なかまコミュニティ無線
(2)	緊急速報メール（エリアメール）、非常電話、非常電報
(3)	ほかの機関の専用通信施設
(4)	県防災行政無線
(5)	消防無線
(6)	I P無線、携帯電話
(7)	S N S等

本市の移動無線局は次のとおりである。

《中間市の無線呼出名称》

固 定 局					
なかましやくしよ					
移動局 (車載)	こうほうしゃ	安全安心 まちづくり課	移動局 (携帯)	けいたい1	安全安心 まちづくり課
				けいたい2	〃
				けいたい3	〃
				けいたい4	〃

固 定 局					
すいどうなかま（庁舎、唐戸浄水場、西武浄水場、遠賀営業所）					
移動局 (車載)	すいどうなかま1	環境上下水道部	移動局 (携帯)	すいどうなかま4	環境上下水道部
	すいどうなかま2	〃		すいどうなかま5	〃
	すいどうなかま3	〃		すいどうなかま6	〃
	すいどうなかま8	〃		すいどうなかま7	〃
	すいどうなかま9	〃		すいどうなかま11	遠賀営業所
	すいどうなかま10	〃			

2 通信の非常そ通措置

(1) 重要通信のそ通確保（西日本電信電話株式会社）

災害等に際し、次の措置により迅速かつ適切に通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、ネットワーク回線網によるそ通確保を図る。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため、必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、迅速かつ適切に利用制限の措置をとる。

ウ 非常緊急電話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

警察、消防、その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとる。

(2) 被災地特設公衆電話の設置

指定避難所を開設した場合は、被災者が利用できる特設公衆電話を設置する。

(3) 災害用伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促進する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定され、住民への利用を周知する。

利用方法については、「171番」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言－録音－再生を行う仕組みとなっている。

3 公衆電気通信施設の利用計画

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のため必要があるときは、災害時優先電話、非常扱いの電報を利用する。

(1) 災害時優先電話

市は災害時における緊急通信は、次の災害時優先電話を使用するものとする。

災害時優先電話
 災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

《災害時優先電話回線》

回線	電話設置場所	非常電話番号	回線	電話設置場所	非常電話番号
1	市役所	244-1111	7	消防署	245-0902
2	市役所	244-1181	8	消防署	
3	市役所	244-1114	9	消防署	
4	市役所 (FAX)	245-5598	10	消防署 (携帯)	
5	市役所 (FAX)	245-0542	11	消防署 (携帯)	
6	地域交流センター (FAX)	244-1113	12	消防署 (携帯)	

(2) 非常扱いの電報

非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関
通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

4 非常災害時における通話料の免除取扱

電話回線を経由する場合は次のものが料金免除となる場合がある。

- (1) 天災、地変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命財産の危険を通報する電報であって、その危険を知った者がその救助、救援に直接関係がある機関に対して発するもの
- (2) 災害に際し、西日本電信電話株式会社が指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は救いを求めることを内容とする電報であって、西日本電信電話株式会社が定める条件とする。

5 その他の通信施設利用計画

(1) 専用通信施設の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条並びに第79条、救助法第11条、水防法第27条及び消防組織法第41条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

通信施設が優先利（使）用できる主な機関名は次のとおりである。

利（使）用できる者	通信設備設置機関	申 込 窓 口
市長 消防機関の長	県防災行政無線	北九州県土整備事務所
	県警察本部	折尾警察署
	九州地方整備局	遠賀川河川事務所中間出張所
	九州旅客鉄道株式会社	新飯塚駅
	九州電力送配電株式会社	八幡配電事業所

利（使）用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込む。

《専用通信施設利用申込要領》

- ア 利（使）用しようとする理由
- イ 通信の内容
- ウ 発信者及び受信者

(2) 非常通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法（昭和25年

法律第131号)第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。
 次のとおり依頼する。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

九州地方非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく。

ウ 非常通信としての通信内容

《非常通信内容》	
	(ア) 人命の救助、避難所の保護に関するもの
	(イ) 犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの
	(ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
	(エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの
	(オ) そのほか気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続き

発信したい通信文を、次の順序で電報依頼紙（普通の用紙で可）にカタカナ又は普通の文書で記載し、無線局に依頼する。

《非常通信の通信分記載要綱》	
	(ア) 宛先の住所、氏名（職名）及び連絡先
	(イ) 本文（200字以内）、末尾に発信人名（「段落」にて区切る。）
	(ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入

(3) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線等を活用し、有線通信の途絶時の代替として災害情報の収集や伝達に役立てる。

(4) 航空機との交信

《災害時における地上と陸上自衛隊航空機との交信方法》

ア 地上から航空機に対する信号の種類

旗色	事 態	事 態 の 内 容	希 望 事 項	摘 要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振る。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の不足等異常が発生している。	市又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第4節 被害情報等収集伝達計画〉

青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	
----	------	----------------	--------------	--

イ 地上からの信号に対する航空機の回答要領

事 項	信 号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける。）

ウ 航空機から地上に対する信号要領

事項	信 号	信 号 の 内 容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

第5節 災害広報計画

第1項	広報体制の整備	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 情報連絡班
		<input type="checkbox"/> 衛生救護班	
第2項	広報要領	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 情報連絡班

第1項 広報体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

市及び関係機関は、次により広報運用体制の整備を図る。

- ア 広報重点地区（各災害危険地区）
- イ 地区住民（避難行動要支援者）の把握
- ウ 広報・広聴担当者の習熟
- エ 広報文案の作成
- オ 広報優先順位の検討
- カ 伝達ルートが多ルート化

(2) 広報施設

市は、次の広報手段を最大限に利用し、住民に対する災害広報を実施する。

- ア なかまコミュニティ無線
- イ 広報車
- ウ 県防災メールまもるくん
- エ 緊急速報メール（エリアメール）
- オ 関係資機材等

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

衛生救護班は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に各班より編成される「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

- ア 行方不明の受付
- イ り災証明
- ウ 税の減免
- エ 仮設住宅への入居申請

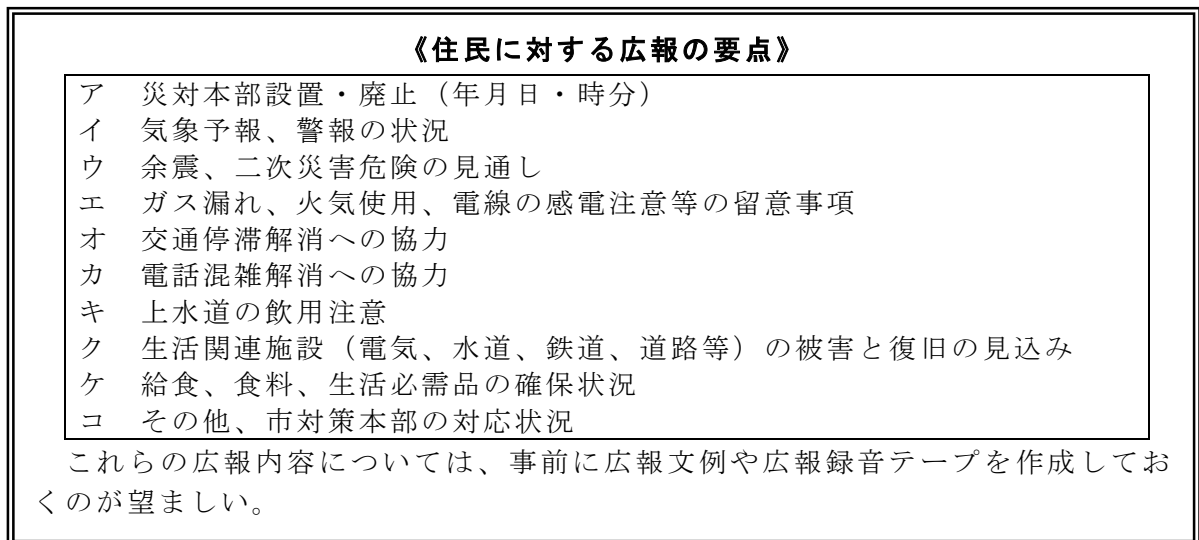
- オ 住宅応急修理の相談
- カ 医療相談
- キ 生活相談等
- ク 災害によって生じる法律問題

第2項 広報要領

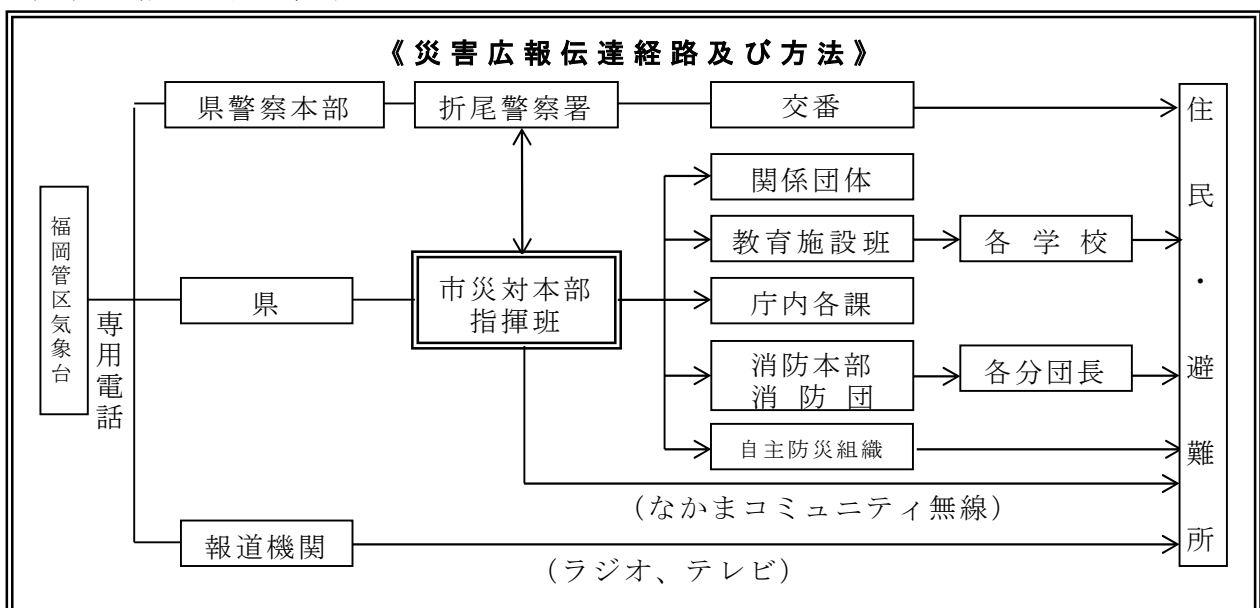
災害状況の広報については、指揮班を主管としてこれを行う。災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けられる。

1 住民に対する広報要領等

(1) 広報要領



(2) 広報方法及び経路



2 放送機関に対する放送要請計画

(1) 報道機関への広報要請

報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

災害の種別
発生日時及び場所
被害の状況
応急対策実施状況
住民に対する避難指示等の状況
住民及び被災者に対する協力・注意事項

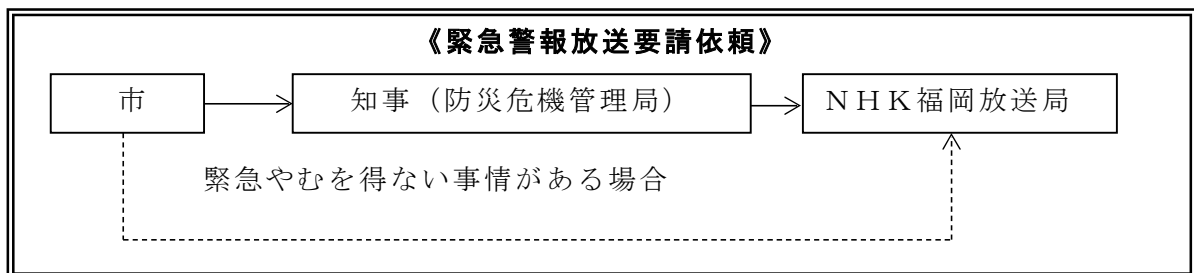
(2) 県への広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事に対して基本法第57条に基づき、無線局運用規則第138条の2に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。ただし、放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き県（防災危機管理局）を通じて行う。

ア 要請権者 県知事

イ 要請先 NHK福岡放送局

ウ 要請事由



(3) 要請手続

災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。

ア 事態が切迫し、避難指示、命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。

イ 通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

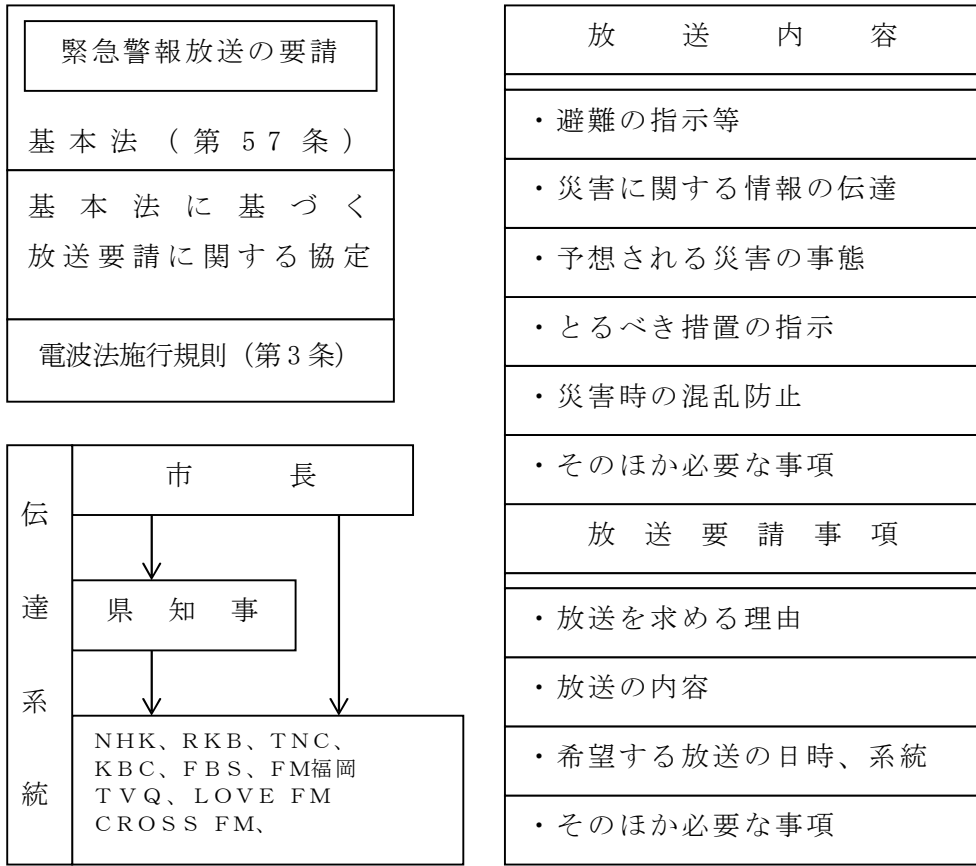
ウ 要請方法

原則として県を窓口とする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、市から直接要請する。

エ 要請は、別紙様式による。

基本法第57条に基づき、県知事と日本放送協会福岡放送局・北九州放送局（NHK）、アール・ケー・ビー毎日放送株式会社（RKB）、株式会社テレビ西日本（TNC）、九州朝日放送株式会社（KBC）、株式会社福岡放送（FBS）、株式会社エフエム福岡、株式会社TVQ九州放送（TVQ）、ラブエフエム国際放送株式会社、株式会社CROSS FMとは、災害に関する放送協定を締結している。

《放送機関への協力依頼》



第6節 自衛隊災害派遣要請要求計画

第1項	災害派遣要請基準	<input type="checkbox"/> 指揮班
第2項	派遣要請要領	<input type="checkbox"/> 指揮班
第3項	派遣部隊等の受入れ体制	<input type="checkbox"/> 指揮班

第1項 災害派遣要請要求の基準

1 派遣要請基準

(1) 派遣要請基準

市長は、次の基準により知事に対して自衛隊派遣要請の要求を行う。

《派遣要請の基準》

- ア 天変地異その他災害に際して、人命又は財産保護のため緊急を要し、かつ消防団等では対処することが困難であると認められるとき
- イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がない認められるとき
- ウ 自衛隊の派遣について、終始、緊急性、公共性、非代替性を有すると予想できるとき

(2) 自衛隊派遣の種類

- ア 要請：通常、自衛隊の要請は知事の判断による。
- イ 要求：市長は、知事へ自衛隊派遣要請を要求する。
- ウ 通知：県との通信の途絶等により、知事に対して市長の要求ができない場合、知事の要請を待ついとまがない場合は、直接自衛隊へ通知する。

第2項 災害派遣要請要求要領

1 派遣要請の方法

(1) 要請手続き

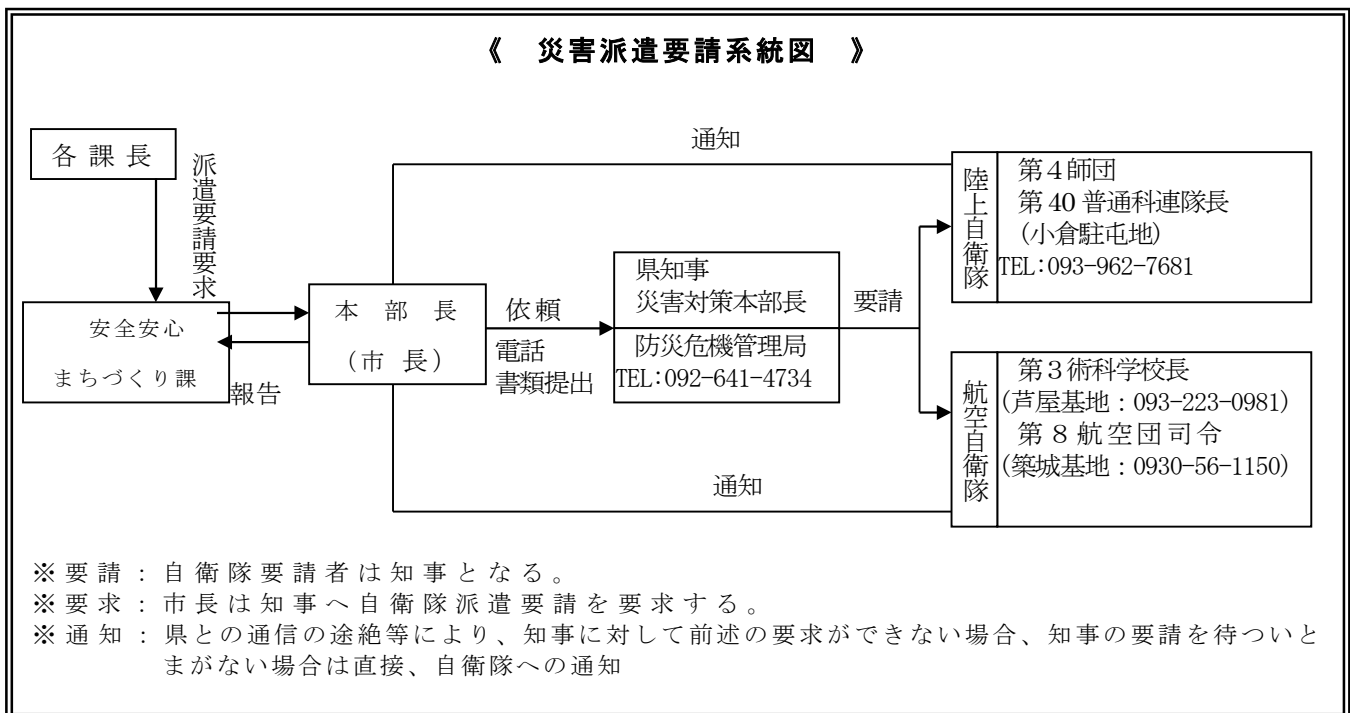
ア 派遣要請要求の手続き

本部長が、事態が急進し、速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、安全安心まちづくり課長は、災害派遣要請要求に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事（防災危機管理局）に依頼する。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

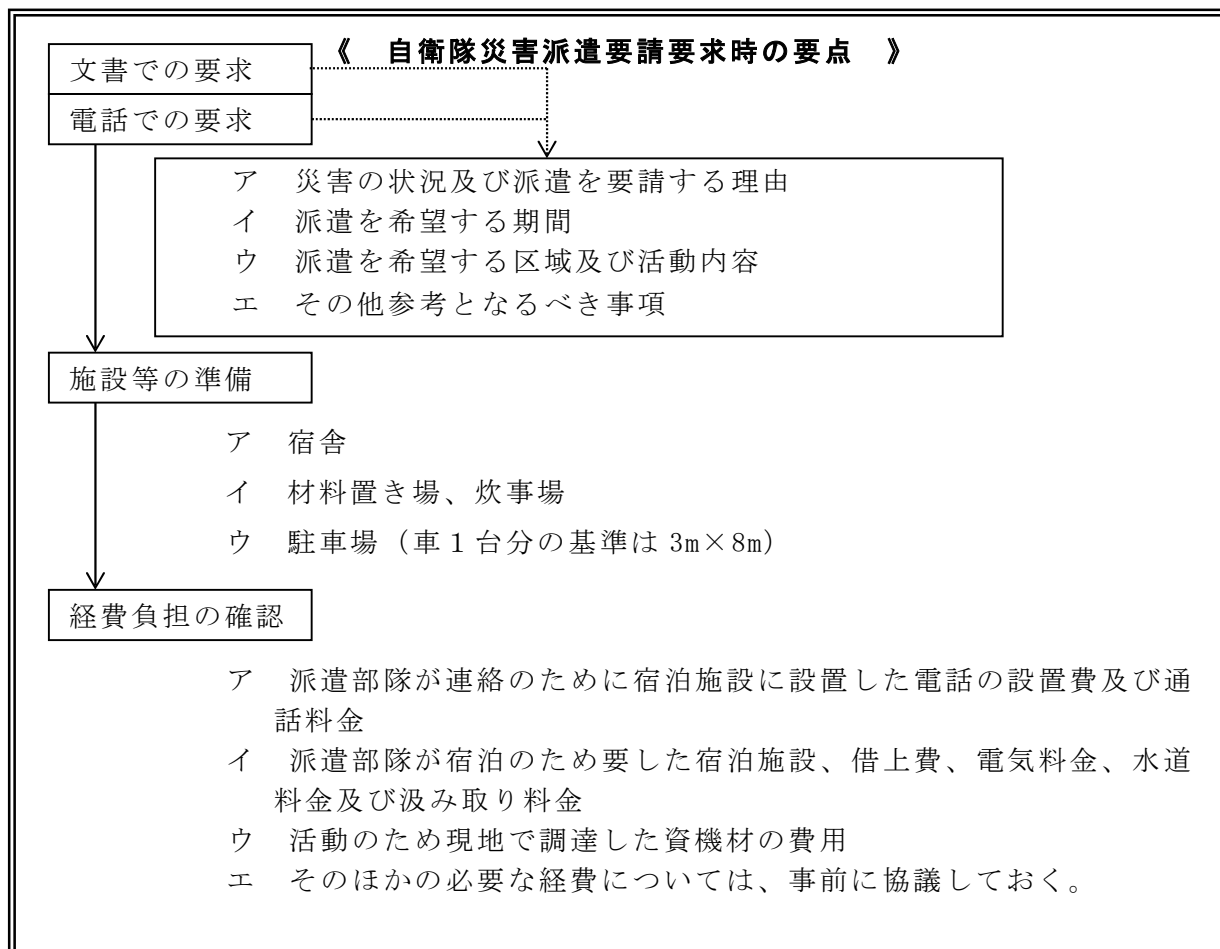
イ 緊急要請

県との通信の途絶等により知事に対して前述の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第4師団）に通知する。この場合においては、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 災害派遣の要請系統



(3) 自衛隊災害派遣要請要求時の要点



第3項 派遣部隊等の受入れ体制

1 派遣部隊等の受入れ

(1) 受入体制及び準備

- ア 現場に責任者を置き、派遣部隊指揮官と協議して作業の推進を図る。
- イ 派遣部隊の宿泊施設、野営施設、そのほか必要な施設等を準備する。

このため、遠賀川右岸河川敷、次いでなかまハーモニーホール周辺に地積の確保を予定するが、止むを得ない場合は、自衛隊基地及び駐屯地の使用を調整する。

- ウ 派遣部隊の活動に対しての協力を努める。

(2) 自衛隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、主として人命及び財産の救護のため、状況により、応急救援及び応急復旧のため、関係公共機関と協力して行動する。

災害派遣部隊の運用については、別冊第3「中間市大規模災害時における応急救助活動実施のための応援部隊の基本的運用計画」によるものとする。

(3) 自衛隊災害派遣要請要求の範囲

《自衛隊災害派遣要請要求の範囲》

- ア 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段による偵察
- イ 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- ウ 被災者の捜索、救助：死者、行方不明者、負傷者等の捜索、救助
 (ただし、緊急を要し、かつ、ほかに適当な手段がない場合、ほかの活動等に優先して実施する。)
- エ 水防活動：堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬
- オ 消火活動：利用可能な消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
- カ 道路又は水路の応急啓開
- キ 応急医療、救護及び防疫
- ク 通信支援：自衛隊の通信連絡に支障のない限度において支援
- ケ 人員及び物資の緊急輸送：緊急を要し、ほかに適当な手段がない場合、救急患者、医師、そのほか救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
 (航空機での輸送は特に緊急を要する場合に限る。)
- コ 給食及び給水支援
- サ 危険物の保安及び除去：除去可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
- シ そのほか知事が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて関係部隊の長と協議して決定する。

(4) 準備すべき主たる資機材

- ア 部隊の救助活動が迅速かつ効果的に実施できるよう、作業に必要な資機材は特殊なものを除き、市において準備する。
- イ 災害救助応急復旧作業に必要な材料、消耗品等は、市において準備する。

《準備すべき主たる資機材》

	品 名	摘 要
器具類	(ア) ベルトコンベアー	・掘土、搬土
	(イ) リヤカー、一輪車等	・小路運搬、短距離運搬用
	(ウ) スコップ、鍬	・土壌等の取扱
	(エ) その他土木機械	・土木作業
設備	(ア) 夜間照明設備	・夜間作業
	(イ) 給水用タンク、ポリ容器等	・作業部隊給水

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画〉

(5) 臨時ヘリポートの設置

災害が発生した際は、連絡、偵察、救助、輸送のため必要に応じて臨時ヘリポートを設置する。

ア 災害に際し、ヘリコプターを要請した場合の臨時ヘリポートを次の場所に設置する。

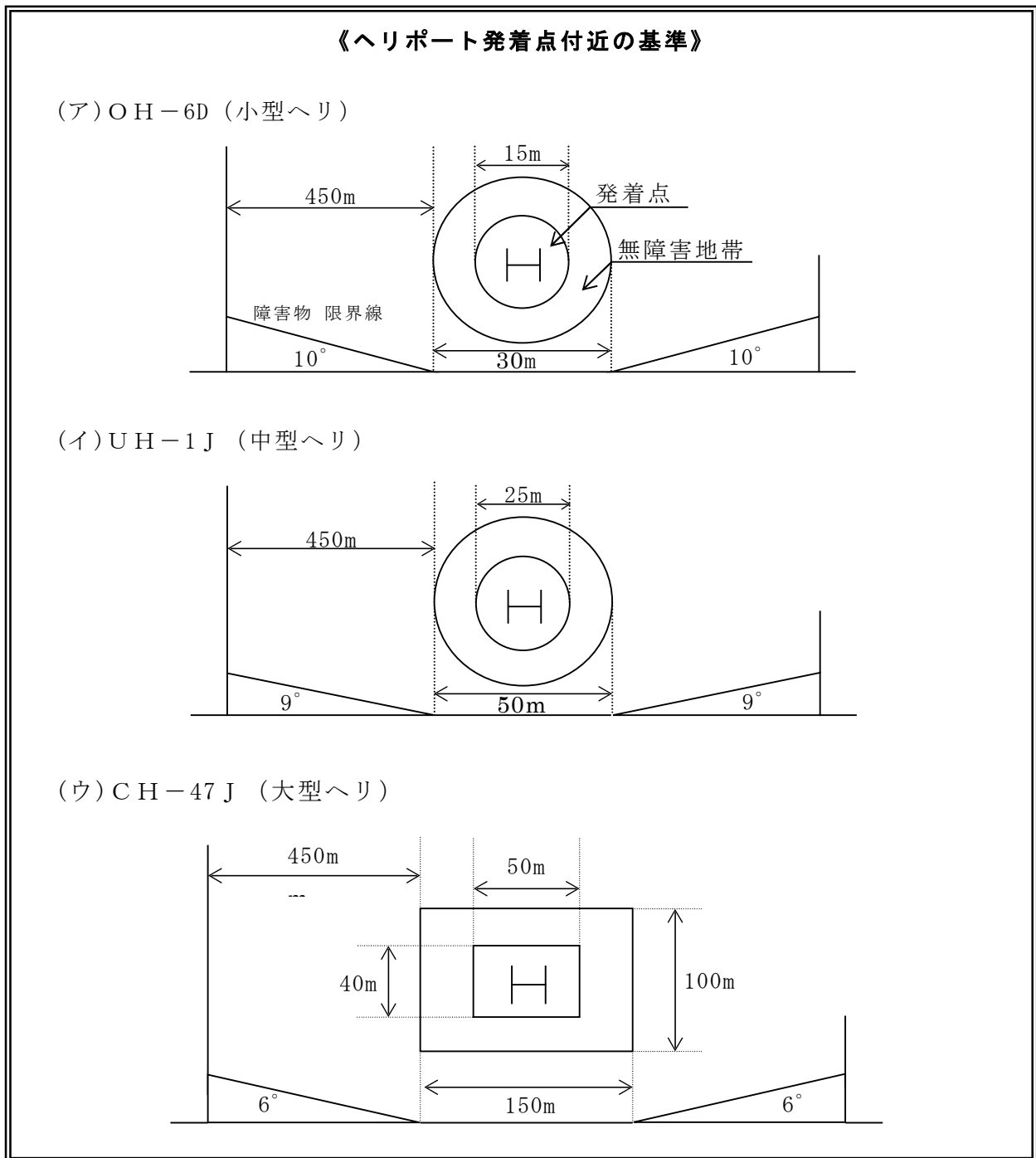
《臨時ヘリポート設置場所》			
臨時ヘリポート名	所在地	管理者	広さ (巾×長さ)
中間西小学校グラウンド	弥生2-1-1	中間市教育委員会	120×80
中間小学校グラウンド	長津1-26-1	中間市教育委員会	110×80
中間東小学校グラウンド	中尾4-2-1	中間市教育委員会	100×70
底井野小学校グラウンド	上底井野825	中間市教育委員会	99×50
中間北中学校グラウンド	岩瀬3-4-1	中間市教育委員会	110×90
中間中学校グラウンド	垣生510	中間市教育委員会	120×60
中間南小学校グラウンド	通谷5-14-1	中間市教育委員会	80×50
仰木彬記念球場	垣生 670-1	中間市生涯学習課	100×80
中央市民広場（中鶴グラウンド）	大字中間 7813-2	中間市生涯学習課	100×60
多目的広場（市役所前）	大字中間 8194	中間市生涯学習課	100×50
第1市民広場（消防本部前）	大字中間 10018	中間市生涯学習課	80×50

イ 危険防止

第2章第5節第3項第1「臨時ヘリポートの選定基準」による他、次に留意する。

- (ア) 離着陸時は、風圧等により危険であるので子ども等を接近させない。
- (イ) 安全上の監視員を配置する。

ウ 機種に応ずる発着点付近の基準



- ※： a 発着点とは、安全、容易に設置できるように準備された地点をいう。
 b 無障害地帯とは、発着に障害とならない地帯をいう。
 c この基準は、気候、湿度、気圧、風向、高度等天候の条件により変動する。

(6) 災害派遣の撤収要請の要求

市長は、災害の救助活動が終了し、又はほかの関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請の要求を行う。撤収要請の要求は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請要求書」を提出する。

《撤収要請依頼書記載事項》

- ア 撤収日時
- イ 撤収要請の事由
- ウ 事故の有無
- エ 派遣人員及び従事作業内容
- オ そのほか必要な事項

(7) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次にあげるものは市の負担とする。ただし、2箇所以上の地域にわたる場合は、関係市町と協議して負担割合を定める。

《経費の負担区分》

- ア 派遣部隊が、連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
- イ 派遣部隊が、宿泊のため要した宿泊施設、借上料金、電気料金及び水道料金
- ウ 宿泊施設の汚物の処理料金
- エ 活動のため現地で調達した資機材の費用
- オ そのほか必要な経費については、事前に協議しておく。

第7節 広域応援要請、受援及び応援部隊の基本的運用計画

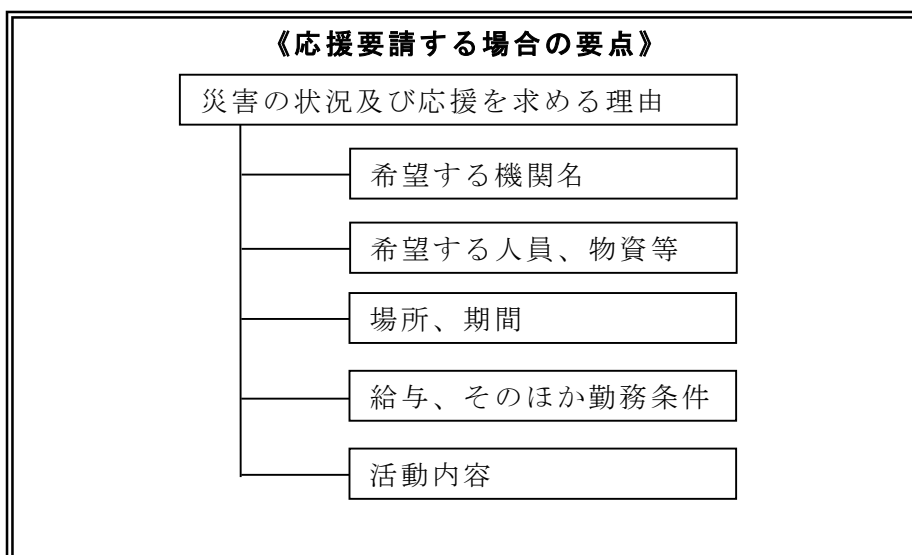
第1項	縣市町村間等の応援要請	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 衛生救護班
第2項	他市町村への応援の実施	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 衛生救護班
第3項	協定に基づく応援派遣要請	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 消防本部

第1項 縣市町村間等の応援要請

1 県、他市町村、指定行政機関等に対する応援要請

(1) 応援要請に関する措置

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等について斡旋を求める。



(2) 応援の受け入れに関する措置

ほかの市町村、県、関係機関等に応援の要請を行う場合は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る宿泊場所の斡旋等、応援の受け入れ体制の確保に努める。

このため、主として、緊急消防援助隊及び広域緊急援助隊の活動拠点としての地積を遠賀川右岸河川敷、次いでなかまハーモニーホール周辺に確保する。

2 活動の内容

(1) 応援項目

ア 災害応急措置に必要な職員の派遣

特に、人命救助、避難所運営、救援物資の受領、集積、配分等、応急危険度判定、家屋被害調査、り災証明発行手続きに係る人員等

イ 食料、飲料水及び生活必需品の提供

ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供

エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

オ 遺体の火葬のための施設の提供

カ 道路啓開及び瓦礫等災害ごみの処理のための人員、装備及び施設の提供

キ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

ク 応急給水のための人員、装備及び車両の提供

ケ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供

コ ボランティア団体の受付及び活動調整

サ そのほか応援のために必要な事項

(2) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、市は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、ほかの市町村、都道府県、関係機関等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(3) 受け入れ体制の確保

ア 連絡窓口の明確化

市長が定める他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うための連絡窓口は指揮班または担当班及び市消防本部とする。

イ 受け入れ施設の整備

市長は、ほかの市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受け入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所のあっ旋等、応援の受け入れ体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受け入れ施設を定めておく。

第2項 協定に基づく応援派遣要請

1 協定に基づく応援派遣要請

(1) 主な災害時の応援協定

本市では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災、救急救助事案、そのほかの災害に関して、近隣市町村、消防組合と「市町村消防相互応援協定」を、県内の大規模災害に関して、県内市町村、消防組合と「福岡県消防相互応援協定」を締結している。

ア 福岡県消防相互応援協定（令和2年3月11日締結）

イ 福岡県広域航空消防応援協定（平成18年10月10日締結）

ウ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定（平成17年4月1日締結）

エ 福岡県中間市における大規模な災害時時の応援に関する協定書（平成23年10月3日締結）

オ 大規模災害時の広域応援・受援に関する覚書（平成28年5月15日締結）

(2) 近隣市町村との応援協定

ア 北九州市、中間市消防相互応援協定（昭和40年4月1日締結）

イ 中間市、鞍手町消防相互応援協定（昭和40年12月1日締結）

ウ 中間市、水巻町消防相互応援協定（昭和40年12月1日締結）

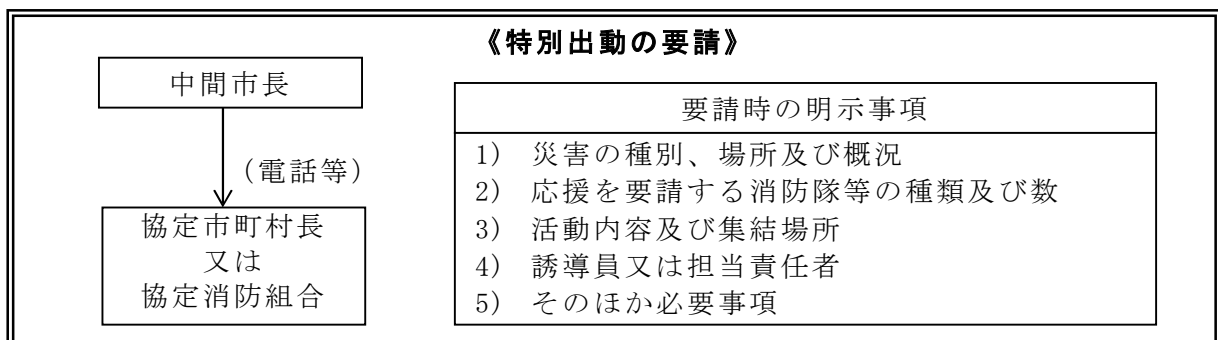
エ 中間市、遠賀町消防相互応援協定（昭和42年7月12日締結）

2 近隣市町村消防相互応援協定に基づく応援要請

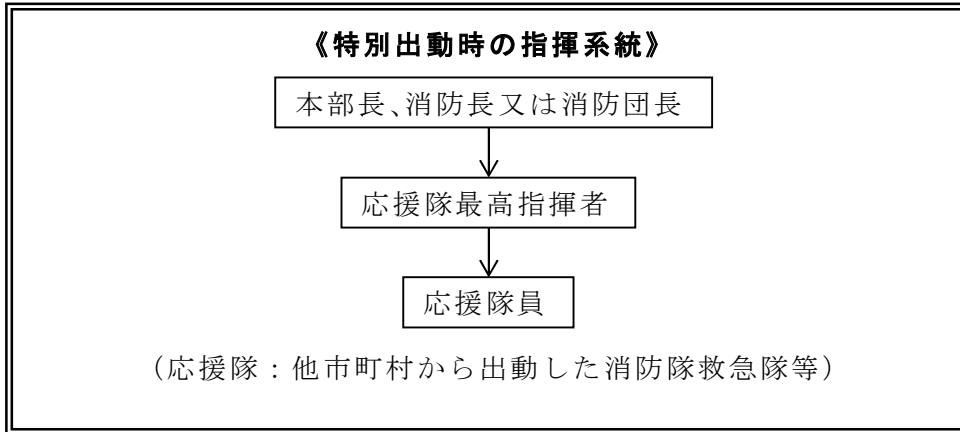
(1) 出動の区分

《 出 動 の 区 分 》		
	区 分	応 援 機 関
計画出動	出動対象市町村と協議して定めた区域内に発生した火災を覚知したときに消防隊が自動的に出動	北九州市、鞍手町、水巻町、遠賀町

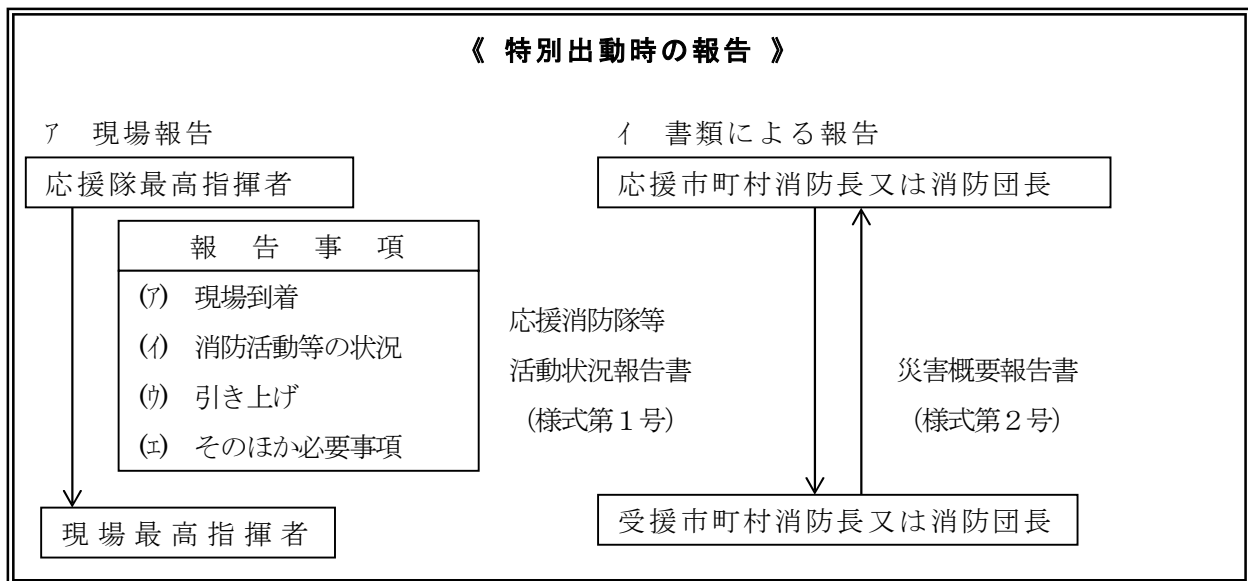
(2) 特別出動の要請方法



(3) 特別出動時の指揮系統



(4) 特別出動時における報告



3 福岡県消防相互応援協定に基づく応援要請

(1) 出動に関する地区区分及び対象災害

《地区区分》

北九州地域	北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び苅田町の区域	第1要請地域
福岡地域 筑豊地域 筑後地域	協定書参照	第2要請地域

《対象とする災害》

- ア 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災の大規模火災
- イ 地震、風水害、その他大規模災害
- ウ 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故
- エ 武力攻撃が疑われる災害
- オ 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- カ その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

(2) 応援要請方法及び要請ルート

ア 災害速報

大規模災害等が発生した場合又は当該災害による被害が拡大する恐れがある場合は、災害状況を早期に把握し、実施計画「様式 1-1 災害速報」により、地域代表消防機関に対して災害を速報する。作成が困難な場合は、地域代表消防機関が作成を代行することができる。

イ 応援要請（第一要請）

自消防本部又は別に定める応援協定では対応できないと判断した場合は、実施計画「様式 2-1 応援要請」又は電話により、地域代表消防機関へ応援を要請する。

ウ 応援要請（第二要請）

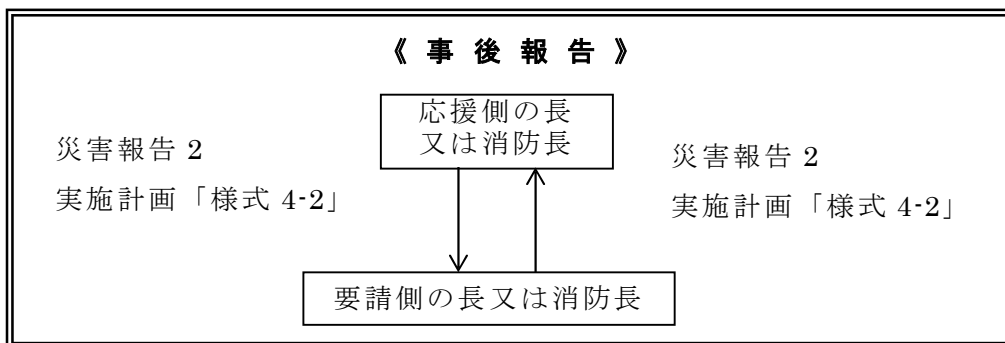
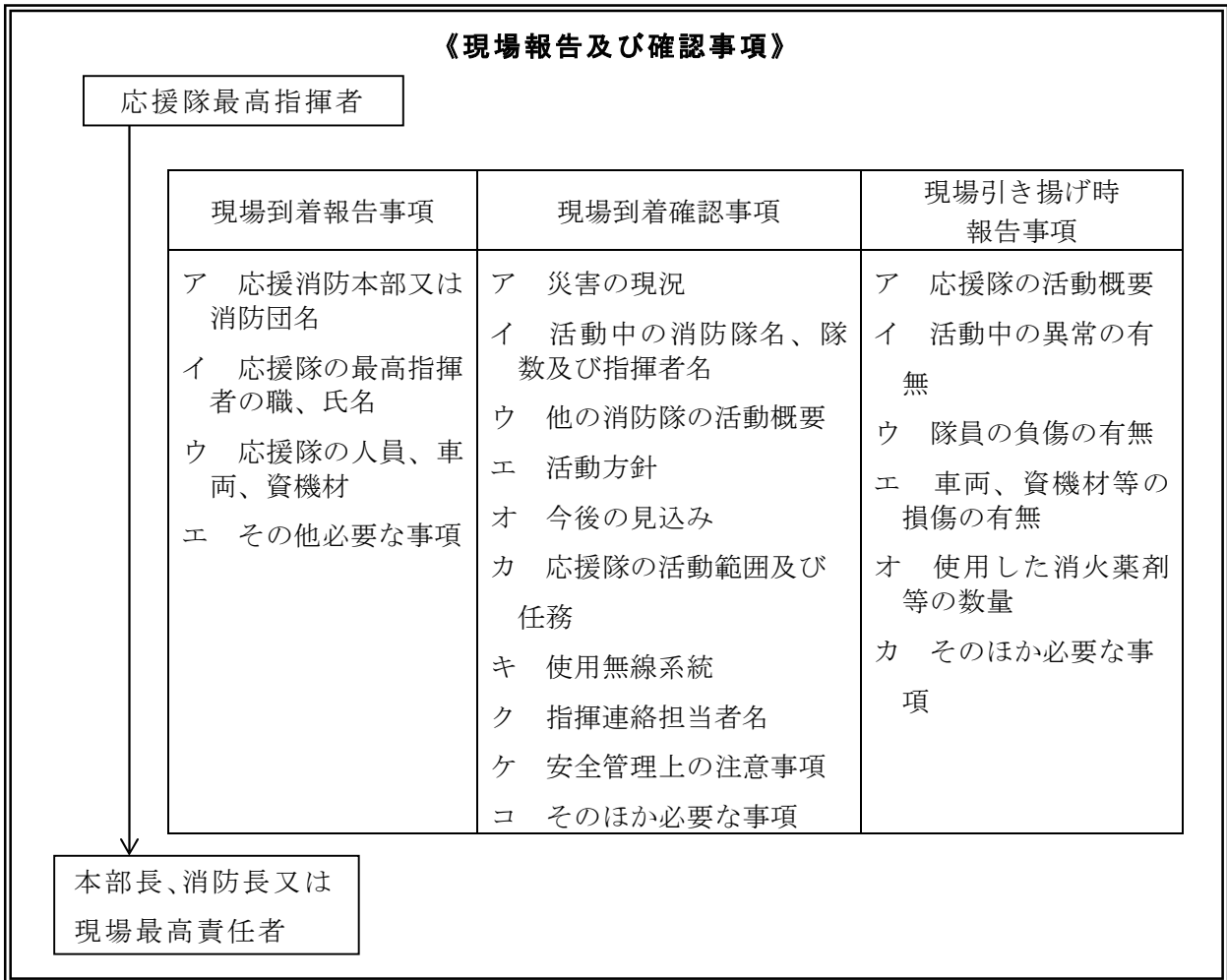
災害の規模が第一要請では対応できないと判断した場合、若しくは対応できなくなる可能性がある場合は、地域代表消防機関と協議して第二要請を検討し、その結果について地域代表消防機関に対して連絡する。

(3) 応援隊の編成及び指揮

《応援隊の編成、指揮》

編 成	代表消防機関等が行う部隊編成
指 揮	要請側の長の指揮の下に行動（消防組織法第 47 条）

(4) 応援に関する報告及び確認事項



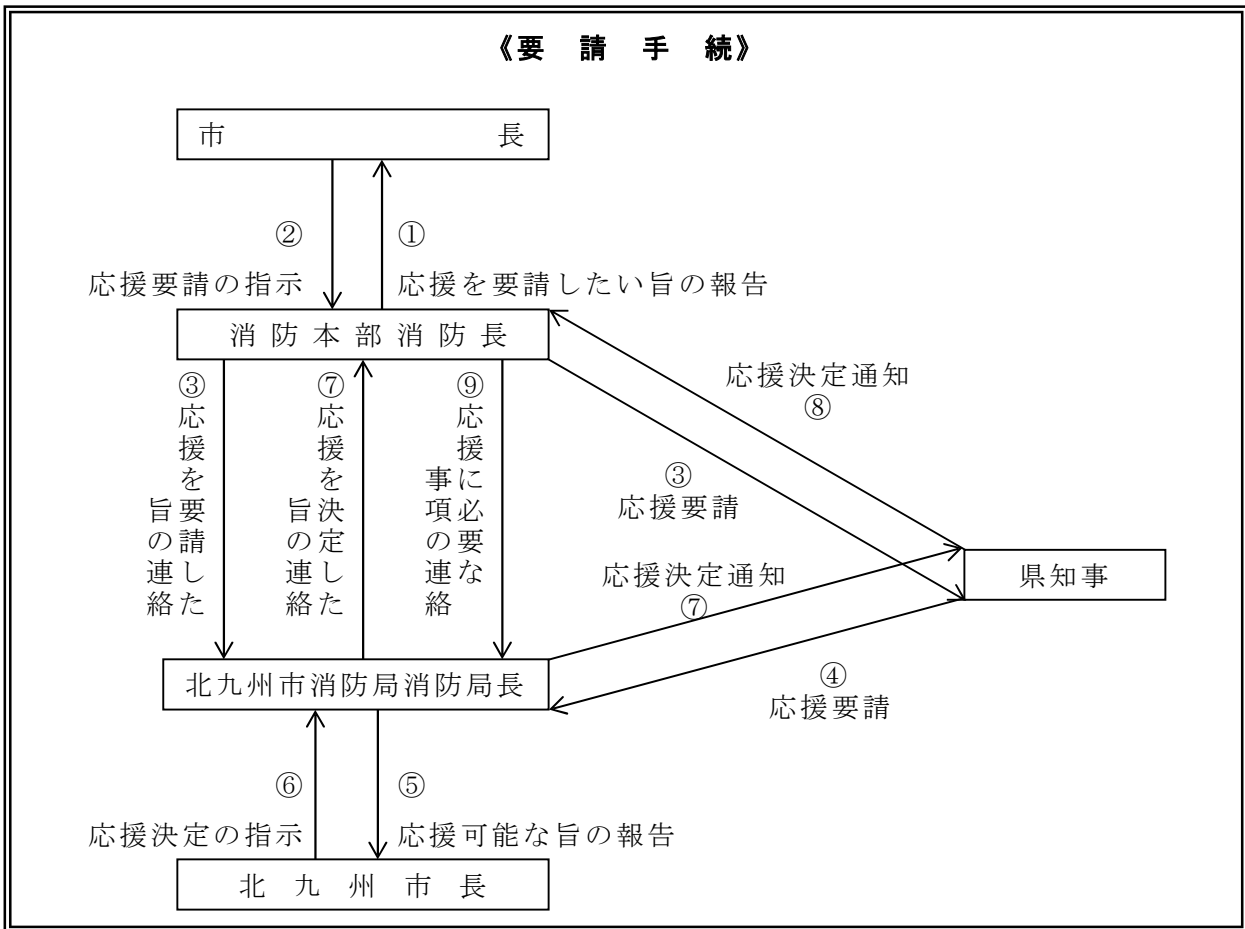
4 福岡県広域航空消防応援協定に基づく応援要請

(1) 航空応援の種別

《航空応援の種別》

調査出動	現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動
火災出動	消火活動のための出動
救助出動	人命救助のための特別な活動を要する場合の出動
救急出動	救急搬送のための出動
救援出動	救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

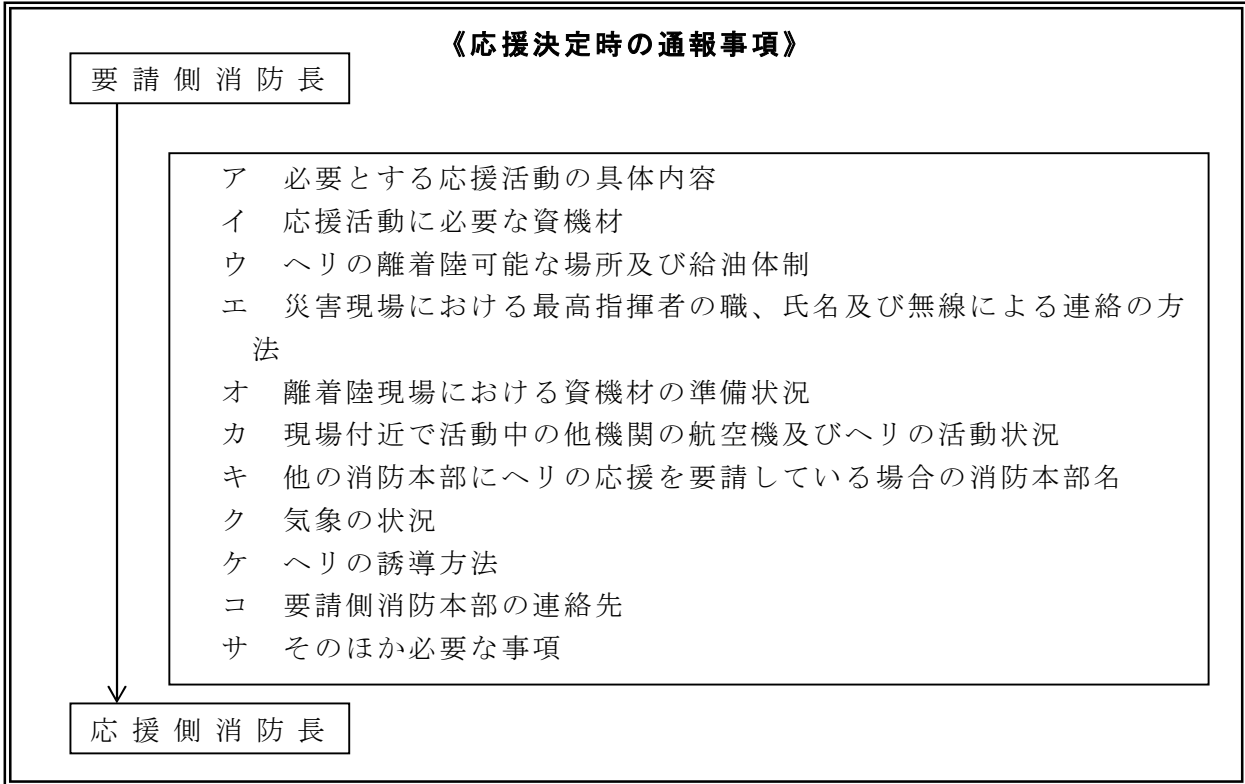
(2) 応援要請手続き



- 《応援要請時の明示事項》**
- ア 要請側の市町村名
 - イ 消防長の氏名
 - ウ 要請日時
 - エ 災害の発生日時、場所
 - オ 災害の概要
 - カ 応援活動の概要

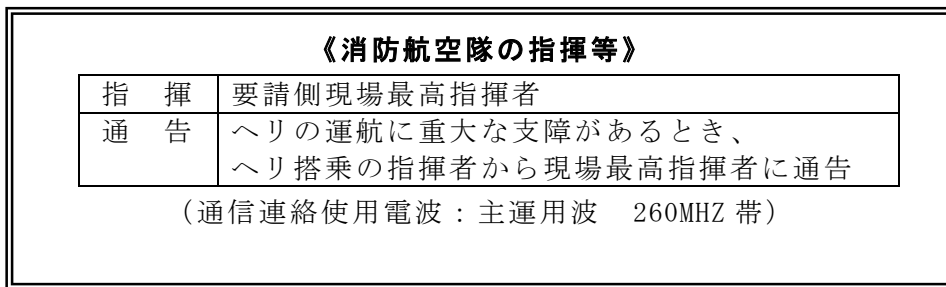
(3) 応援決定時の通報事項

航空応援決定の通知があった場合、消防本部の消防長は北九州市消防局長に対し、次の事項を通報する。

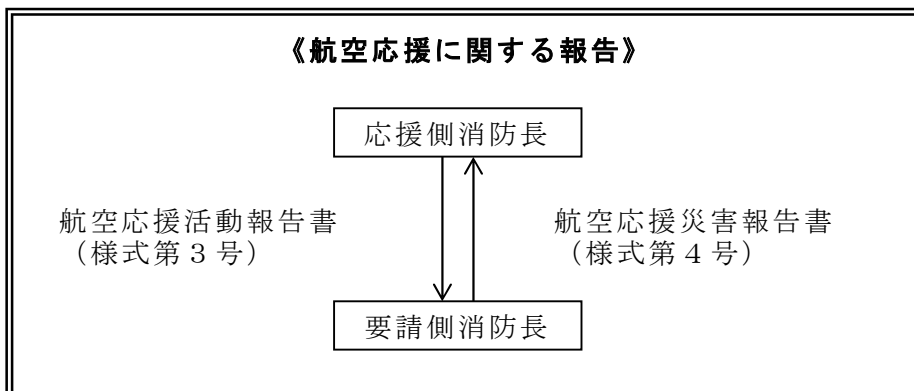


※ 要請、連絡、通報等は、電話又はファクシミリ等（後日正式文書送付）により行う。

(4) 指揮系統



(5) 航空応援に関する報告



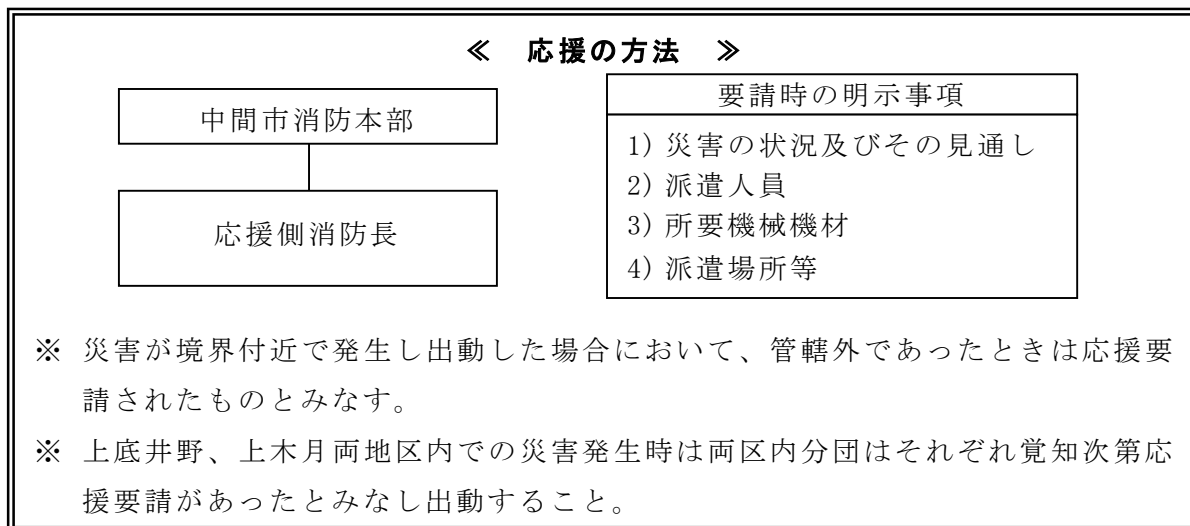
(6) 事前計画の立案

航空応援を受ける市町村は、事前に次の事項についての計画を立案しておく。

《要請側市町村の事前計画》	
必 要 事 項	
ア	飛行場外離発着場の位置図
イ	燃料の補給体制
ウ	応援消防航空隊と要請側消防本部との通信連絡方法
エ	離発着場への誘導員の派遣
オ	応援に伴い生ずることが予想される一般人及び建物等に対する各種障害の除去等、離発着に必要な措置
カ	空中消火薬剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
キ	そのほか必要な事項

5 近隣市町村との応援協定に基づく応援要請

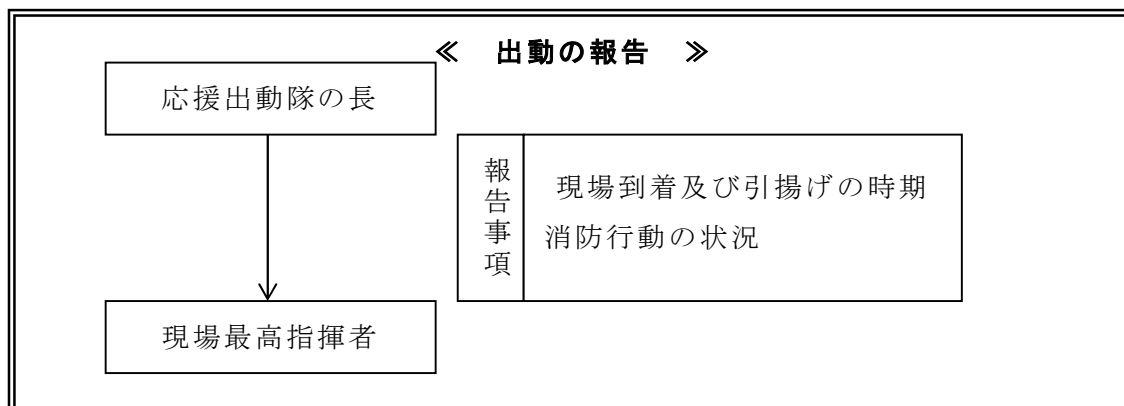
(1) 応援出動の方法



(2) 応援出動時の指揮

応援出動隊は、すべて受援側最高指揮者の指揮に従う。

(3) 応援出動の報告



(4) 経費の負担

〈北九州市・鞍手町・水巻町・遠賀町との協定〉	
受援側負担	ア 応援出動隊の応援が長時間にわたる場合の食料の費用
応援側負担	イ 応援出動隊の手当、被服の損料及び動力ポンプの燃料
均等負担	ウ 応援出動隊の応援に起因する重大な機械器材そのほかの物件の破損修理費 エ 隊員の死傷等に要する保障費（応援側の条件、規則に規定する額） オ 一般者の死傷等に要する保障費

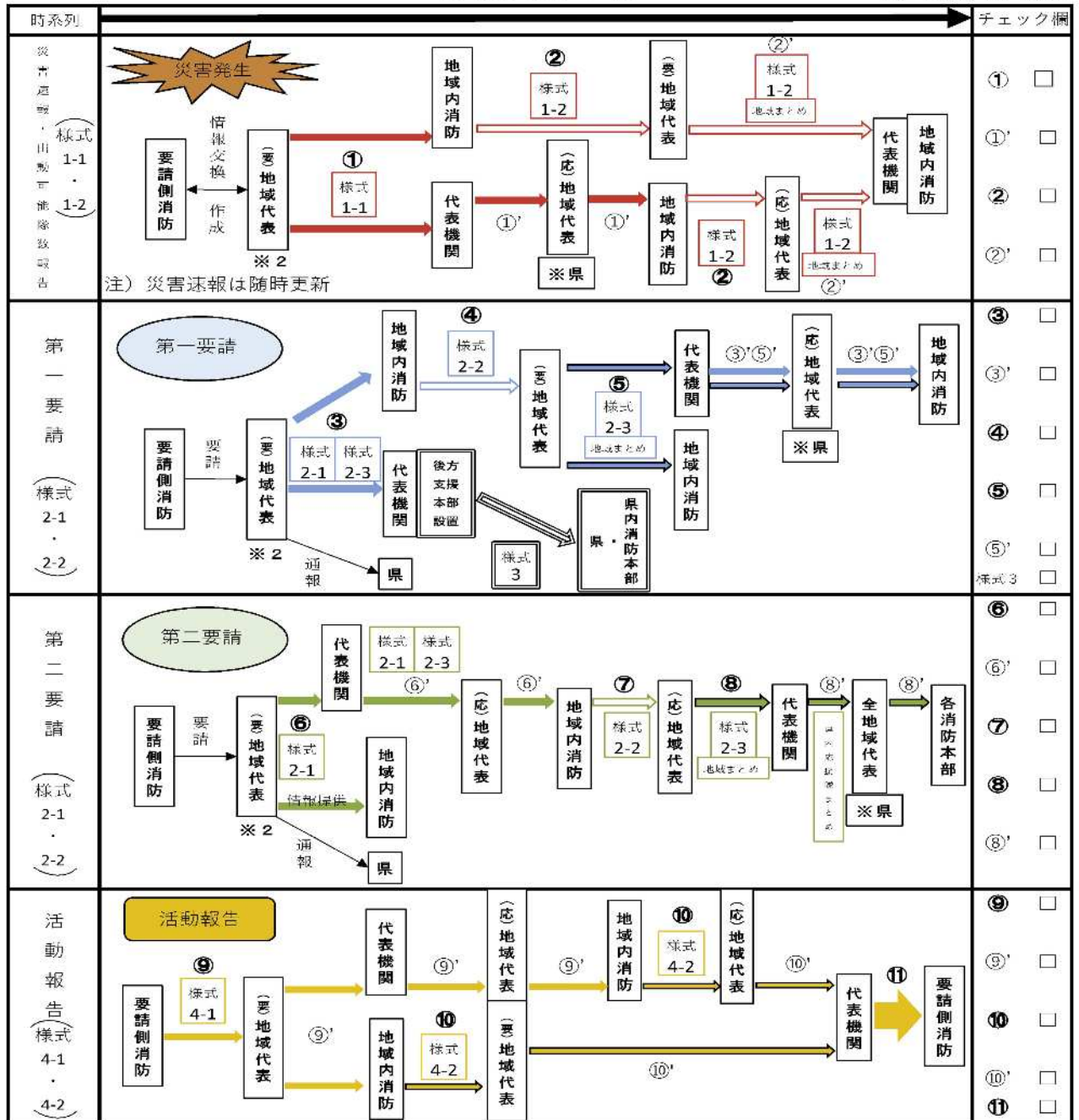
※ただし、水巻町及び鞍手町との協定においては、応援が長時間にわたる場合の動力ポンプの燃料は受援側負担とする。

〈直方鞍手広域市町村圏事務組合・遠賀中間地域広域行政事務組合との協定〉	
受援側負担	ア 災害現場で補給する燃料等現物給付 イ 化学消火剤に関する費用
応援側負担	ウ 燃料（上記ア.を除く） エ 職員の手当等経常的経費 オ 交通事故（下記キ.を除く）及び職員の公務災害補償の費用
均等負担	カ 賞じゅつ金（応援隊員の所属する公共団体の条例に基づく） キ 交通事故において保険の範囲を超える費用

《 応援要請の方法及び要請ルート》

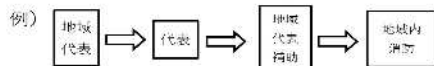
応援要請手順

(要)＝要請側、(応)＝応援側



※福岡県は必要に応じて、防災・行政情報通信ネットワークを活用。 ・複数回線への連絡は軽力メールにて行い、電話等で受信確認を行うこと

※2 地域代表が要請側となる場合は、代表機関へ応援要請等を行うこと。



第3項 受援計画

1 中間市災害時受援計画

災害時に県、他市町村、部外等からの支援を円滑に受入れ、その支援を最大限活用して、

非常時優先業務の円滑な実施を図るため、あらかじめ受援体制や人的・物的支援の受入れ手順等について具体的に定める中間市災害時受援計画を整備する。

別冊第2「中間市災害時受援計画」

第4項 応援部隊の基本的運用計画

1 大規模災害時における応急救助活動実施のための応援部隊の基本的運用計画

中間市内において、地震、水火災等による大規模な災害又は特殊な災害が発生した場合に、中間市として受援計画に基づく応援要請等により派遣された緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、災害派遣部隊等の各応援部隊が、全市にわたり総合的な応急救助活動を整齐・円滑に開始できる体制を確保するとともに効果的かつ効率的な活動を継続実施するために必要な基本的事項を定める計画を整備する。

別冊第3「大規模災害時における応急救助活動実施のための応援部隊の基本的運用計画」

第5項 他市町村への応援の実施

1 活動の内容

市長は、他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため応援要請を受けた場合又は応援の必要があると認めた場合は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

市長は、他市町村において災害が発生した場合には関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、要請市町村からの要請に基づき被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受け入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受け入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受け入れるための社会福祉施設等の提供若しくはあつ旋を行う。

第8節 避難計画

第1項	避難所	<input type="checkbox"/> 衛生救護班
第2項	避難指示等並びに伝達	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 情報連絡班
第3項	避難誘導及び移送	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 消防本部
第4項	避難所の開設	<input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 教育施設班
第5項	要配慮者等を考慮した避難対策	<input type="checkbox"/> 衛生救護班

第1項 避難所

1 避難施設

(1) 避難予定場所

ア 避難は、まず災害等に対する懸念が全くない安全なところ、次いで危険な場所から離れた安全な場所に自主避難することを基本とする。

イ 上記によりがたい場合の避難は、通常、居住地近辺の主たる指定緊急避難場所等に避難する。ただし、大規模な災害で避難人員が多い場合、避難所として不適当になった場合には、更に近辺の安全な指定避難所等へ誘導して適宜使用する。

また、避難路は通学路を中心に、現地の状況に応じて適宜決定する。

この際、野外仮設はなるべく避け、既存建物を利用する場合には被災の程度、居住性、炊き出し、そのほかの条件を判断し、避難所として適切なものから順次、開設する。

(2) 指定避難所等の収容対象者

ア 災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者

イ 避難指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 開設

ア 開設の指示

指定避難所の開設及び閉鎖については、原則として、市長の指示による。指定緊急避難場所の開設及び閉鎖は、市長の指示による他、状況により、地域の自治会長等が指示する。

イ 避難所の開設期間

原則として災害発生の日から7日以内とする。ただし、特別の事情がある場合は厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

《 指定緊急避難場所一覧 》

校区名	指定緊急避難場所						
	避難場所	収容	延面積	対象の災害			
		人数		洪水	土砂災害	地震	高潮
底井野	垣生町公民館	100	336	×	○	○	×
	砂山公民館	136	456	×	○	○	×
	中底井野公民館	44	148	×	○	○	×
	上底井野公民館	62	209	×	○	○	○
	下大隈公民館	50	168	×	○	○	×
東	土手ノ内一丁目公民館	41	138	×	○	○	○
	土手ノ内二区公民館	57	191	×	○	×	○
	土手ノ内三丁目公民館	34	115	○	○	×	○
	新手公民館	39	132	○	○	×	○
	徳若公民館	52	176	○	○	○	○
	扇ヶ浦一区公民館	58	194	○	○	×	○
	扇ヶ浦二区公民館	39	133	○	○	○	○
	松ヶ岡一区公民館	41	138	○	○	×	○
	松ヶ岡二区公民館	44	147	○	○	○	○
	中尾第一公民館	55	186	○	○	○	○
	中尾第二公民館	45	151	○	○	○	○
	天道館	97	-	○	○	×	○
	大辻町公民館	41	139	○	○	○	○
	深坂公民館	48	160	○	○	×	○
西	池田町公民館	88	295	○	○	○	○
	弥生町集会所	28	95	○	○	×	○
	七重公民館	33	113	○	○	○	○
	小田ヶ浦公民館	54	180	○	○	×	○
	中町公民館	38	128	×	○	×	×
中間	昭和町公民館	36	120	×	○	×	×
	屋島公民館	30	101	×	○	○	×
	川端自治会集会所	6	23	×	○	○	×
	栄町公民館	81	271	×	○	○	×
	片峯町公民館	15	50	×	○	×	×
	中鶴集会所	60	201	×	○	○	×
	中鶴二丁目中央集会所	34	115	×	○	×	×
	中鶴三区集会所	55	185	○	○	×	○
	浄花町公民館	49	164	×	○	○	×
	岩瀬西町二区公民館	36	121	×	○	×	×
	御館町公民館	102	341	×	○	×	×
	鳥森公民館	60	200	×	○	×	×

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

《 指定緊急避難場所一覧 》

校区名	指定緊急避難場所						
	避難場所	収容人数	延面積	対象の災害			
				洪水	土砂災害	地震	高潮
北	自由ヶ丘公民館	42	143	○	○	○	○
	下蓮花寺公民館	59	197	×	○	○	×
	岩瀬南町公民館	56	187	○	○	○	○
	高見公民館	51	171	○	○	○	○
	中牟田公民館	53	177	○	○	○	○
	白天公民館	53	178	○	○	○	○
	大根土集会所	39	131	○	○	○	○
	宮林公民館	40	135	○	○	×	○
	曙町公民館	53	178	○	○	×	○
南	太賀一区公民館	36	121	○	○	○	○
	太賀二区公民館	51	170	○	○	○	○
	鍋山公民館	30	100	○	○	×	○
	朝霧公民館	36	121	○	○	○	○
	通谷一丁目公民館	30	100	○	○	×	○
	通谷二区公民館	40	134	○	○	○	○
	通谷三区公民館	36	122	○	○	×	○
	桜台公民館	30	100	○	○	○	○
	星ヶ丘集会所	31	106	○	○	×	○

※指定緊急避難場所の対象の災害が「×」の場合は、隣接した自治会の指定緊急避難場所又は指定避難所へ避難する。

《 指定避難所一覧 》

指定避難所								
避難所	収容人数	延面積	対象の災害					大規模火災
			洪水	土砂災害	地震	高潮		
底井野小学校	354	746	×	×	○	×	○	
中間小学校	461	972	×	×	○	×	○	
中間東小学校	476	1,004	○	○	○	○	○	
中間西小学校	449	946	○	○	○	○	○	
中間南小学校	483	1,018	○	○	○	○	○	
中間北小学校	375	790	○	○	○	○	○	
中間中学校	体育館	463	975	○	○	○	○	○
	武道場	211	445	○	○	○	○	○
中間東中学校	体育館	389	821	○	○	○	○	○
	武道場	213	449	○	○	○	○	○
中間南中学校	体育館	521	1,097	○	○	○	○	○
	武道場	211	445	○	○	○	○	○
中間北中学校	体育館	373	786	○	×	×	○	○
	武道場	211	445	○	×	×	○	○
体育文化センター	1,760	3,706	×	○	×	○	○	
希望が丘高等学校	302	636	○	○	○	○	○	

【 一般災害対策編 】
〈第3章 第8節 避難計画〉

※ 収容可能人数は、建物の収容基準：2㎡当たり1人（寝起きが可能な畳1枚分）を用いて算出するが、体育館及び武道館は延べ面積の95%を、地域交流センター、ハピネスなかま、公民館及び教室はその60%を収容可能な延面積として算出している。

(4) 福祉避難所

ア 一般の避難所での共同生活が困難である避難者及びその支援者が安心して避難生活を送ることができるための避難所として、耐震・耐火構造で、車いす使用者等対応トイレやスロープ等の設備を備えた公の施設の中から、福祉避難所を指定する。

イ 福祉避難所へ避難する対象者は、避難生活において介助等何らか特別な配慮を必要とする者で、一般の避難所において避難生活が困難であるもの及びその支援者とする。

(ア) 介護保険における要介護認定者3以上の在宅生活者

(イ) 身体障がい者のうち次に掲げる在宅生活者。

1 身体障がい者（身体障がい者程度等級表1級及び2級の者）

2 知的障がい者（療育判定基準A判定の者）

3 精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級及び2級の者）

(ウ) 上記以外で、市長又は避難支援等関係者が支援の必要を認めた者

ウ 福祉避難所の指定

市が指定する福祉避難所は、ハピネスなかま及び中間市地域交流センター及び状況により協定を締結した部外の福祉施設のうち発災時に調整が完了した施設とする。

ただし、ハピネスなかま及び中間市地域交流センターは、必要により、自主避難所又は指定避難所として開設するため、福祉避難所への移行に際し支障となる事項についてあらかじめ対策を講じるとともに、移行時における現場での健常避難者の移動の円滑化に努める。

エ 福祉避難所の要件

福祉避難所の要件としては、次に掲げる項目が挙げられる。

(ア) 耐震、耐火構造の建築物であること。

(イ) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域外であること。

(ウ) バリアフリー化されていること。

(エ) 障がい者用トイレが設置されていること。

(オ) 要支援者の避難生活のための空間が確保されていること。

(カ) 電話、無線機等の情報通信手段が整備されていること。

(キ) 冷暖房が完備されていること。

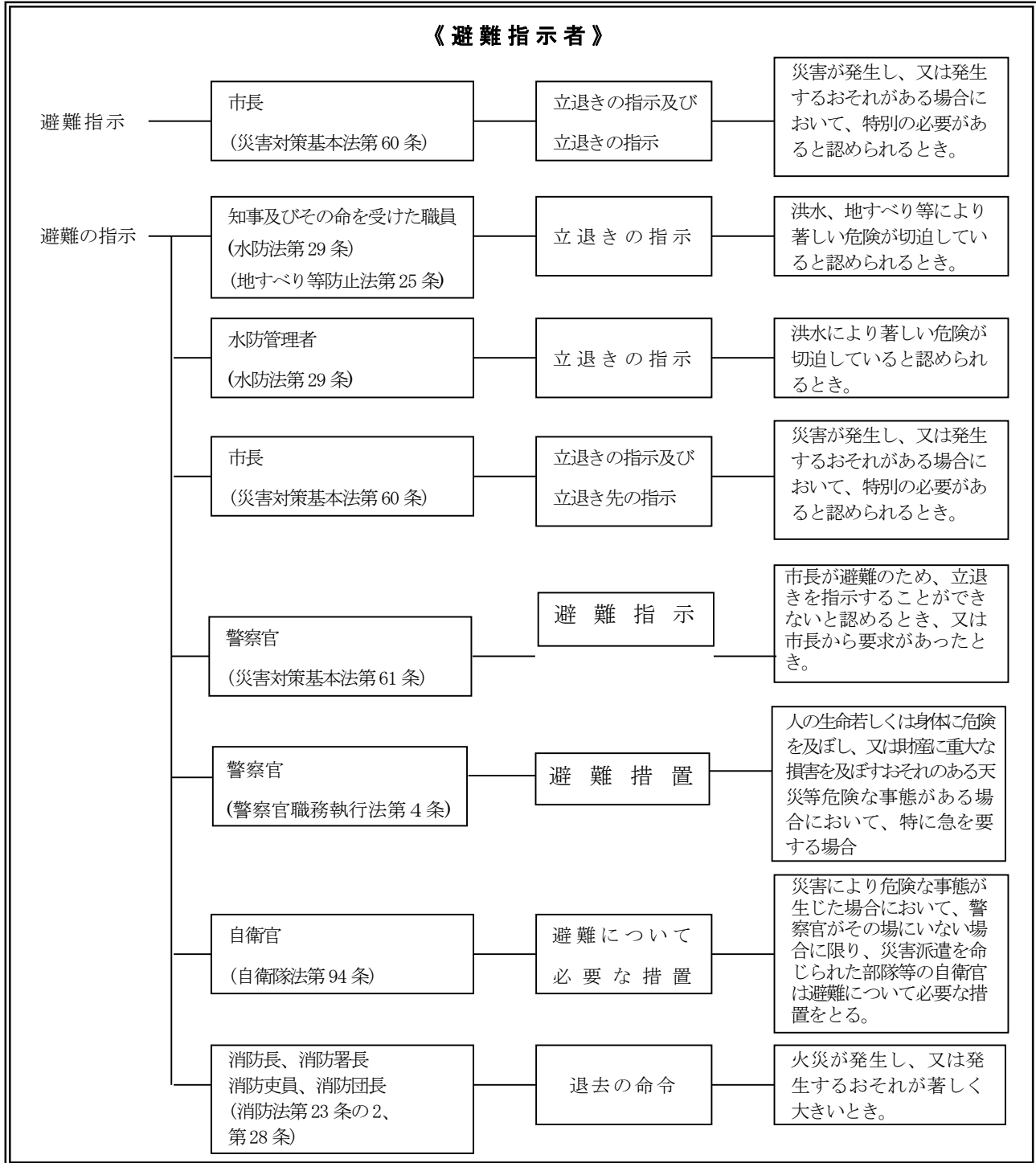
【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

福祉避難所							
避難所	収容 人数	延面積	対象の災害				
			洪水	土砂 災害	地震	高潮	大規模 火災
さくらの里地域交流センター	267	890	○	○	○	○	○
ハピネスなかま	1,105	3,685	○	○	○	○	○

第2項 避難指示等並びに伝達

1 避難の指示権を有する者

市長その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。



2 避難指示等の基準

市長その他の避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、人命、身体を災害から保護し、また、被害の拡大を防止するため、特に、その必要が認められるときは、危険区域の居住者に対し避難のための立ち退きを指示する。

(1) 水害時における発令基準

ア 避難指示等の判断基準

- (ア) 気象警報、河川の水位
- (イ) 雨量観測データ
- (ウ) 警報発令までの気象情報（先行降雨量）
- (エ) 福岡管区气象台、遠賀川河川事務所その他関係機関からの情報

イ 河川毎の留意点

(ア) 遠賀川

次のテレメータ観測所の水位情報及び上流の洪水予報区間のテレメータ観測所の水位情報に十分留意

河川	観測所	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
遠賀川	中間	中間市中間	2.40m	3.70m	5.00m	5.40m	6.208m

(イ) 黒川

次のテレメータ観測所の水位情報及び黒川の規格化版流域雨量指数等に十分留意

河川	観測所	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
黒川	石園	八幡西区大字香月	***	***	3.40m	3.81m	3.815m

(ウ) 西川（国管理区間）

次のテレメータ観測所の水位情報及び西川の規格化版流域雨量指数に十分留意

河川	観測所	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
西川	木月	鞍手郡鞍手町 大字木月	1.50m	2.30m	3.00m	3.44m	***

(エ) 西川（県管理区間）

次のテレメータ観測所の水位情報及び西川の流域雨量指数に十分留意

河川	観測所	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
西川	小木橋 (県)	鞍手郡鞍手町 大字新北	1.92m	2.16m	2.21m	2.33m	***

【 一般災害対策編 】
〈第3章 第8節 避難計画〉

(オ) 犬鳴川

次のテレメータ観測所の水位情報に十分留意

河川	観測所	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
犬鳴川	宮田橋	宮若市本城	4.00m	5.50m	5.70m	5.90m	7.173m

(カ) 笹尾川

次のテレメータ観測所の水位情報に十分留意

河川	観測所	位置	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難 判断水位	はん濫 危険水位	計画高 水位
笹尾川	野面	八幡西区大字野 面	2.00m	2.40m	2.70m	2.94m	2.942m

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

ウ 発令基準

遠賀川発令基準

河川名		遠賀川 (洪水予報河川)	水位観測所	中 間
警戒レベル3	高齢者等避難	遠賀川下流部はん濫警戒情報が発表され、避難判断水位【中間 5.00 m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 日の出橋の30分～1.5時間前の水位が上昇しているとき。 ② 日の出橋の30分～1.5時間前の水位が横ばいでも、犬鳴川の宮田橋の30分～1.5時間前の水位が上昇しているとき。		
警戒レベル4	避難指示	遠賀川下流部はん濫危険情報が発表され、はん濫危険水位【中間 5.40 m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 日の出橋の30分～1.5時間前の水位が上昇しているとき。 ② 日の出橋の30分～1.5時間前の水位が横ばいでも、犬鳴川の宮田橋の30分～1.5時間前の水位が上昇しているとき。		
警戒レベル4	避難指示 再通知	遠賀川下流部はん濫危険情報が発表され、計画高水位【中間 6.208 m】に到達するおそれがあり、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 日の出橋の30分～1.5時間前の水位が上昇しているとき。 ② 日の出橋の30分～1.5時間前の水位が横ばいでも、犬鳴川の宮田橋の30分～1.5時間前の水位が上昇しているとき。		
警戒レベル5	緊急安全確保	① 大雨特別警報が発表された場合 ② 異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③ 遠賀川下流部の決壊や越水・溢水の発生又ははん濫発生情報が発表された場合		

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

黒川発令基準

河川名		黒川	水位観測所	石園
警戒レベル3	高齢者等避難	1 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅱ（洪水警報基準（赤色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとともに、洪水キキクルにおいて、警戒域（赤色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、避難判断水位【石園 3.40m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示	1 避難判断水位【石園 3.40m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量の予測値が、基準Ⅲ（洪水警報基準の一段上（紫色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき。 ② 洪水キキクルにおいて、危険域（紫色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、はん濫危険水位【石園 3.81m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
		畑貯水池の監視 畑貯水池の洪水放流ゲートから放流が開始され、避難の必要があると判断したとき。		
警戒レベル4	避難指示再通知	1 洪水キキクルにおいて、災害切迫域（黒色）に到達して、災害の発生が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、計画高水位【石園 3.815m】に到達するおそれがあり、これまでの実績及び確認した予測降雨から、更に水位の上昇が予想されるとき。		
		畑貯水池の監視 1 畑貯水池管理者より通知があり、ただし書操作に移行すると予想されるとき。 （畑ダム操作規定第11条のただし書に基づき、流入量が急激に増加しているため、さらに放流量を増加した場合）		
警戒レベル5	緊急安全確保	1 大雨特別警報が発表される等、計画高水位【石園 3.815m】を超過すると予想されるとき 2 黒川の決壊や大規模な越水・溢水の発生が確認された場合		

黒川は、流域雨量指数の予測値及び洪水キキクルを気象庁ホームページにより確認可能。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

西川（国管理区間）発令基準

河川名		西川（国管理区間）	水位観測所	木 月
警戒レベル3	高齢者等避難	1 はん濫注意水位【木月 2.30m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅱ（洪水警報基準（赤色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき。 ② 洪水キキクルにおいて、警戒域（赤色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、避難判断水位【木月 3.00m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示	1 避難判断水位【木月 3.00m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅲ（洪水警報基準の一段上（紫色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき ② 洪水キキクルにおいて、危険域（紫色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、はん濫危険水位【木月 3.44m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示再通知	1 洪水キキクルにおいて、災害切迫域（黒色）に到達して、災害の発生が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、はん濫危険水位【木月 3.44m】をさらに超え、これまでの実績及び確認した予測降雨から、更に水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル5	緊急安全確保	1 大雨特別警報が発表される等、西川（国管理区間）の大規模な越水・溢水の発生が予想されるとき 2 西川（国管理区間）の決壊や大規模な越水・溢水の発生が確認された場合		

西川は流域雨量指数の予測値及び洪水キキクルを気象庁ホームページにより確認可能

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第8節 避難計画〉

西川（県管理区間）発令基準

河川名		西川（県管理区間）	水位観測所	小木橋
警戒レベル3	高齢者等避難	1 水防団待機水位【小木橋 1.92m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅱ（洪水警報基準（赤色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき。 ② 洪水キキクルにおいて、警戒域（赤色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、はん濫注意水位【小木橋 2.16m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示	1 はん濫注意水位【小木橋 2.16m】を既に超え、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅲ（洪水警報基準の一段上（紫色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき。 ② 洪水キキクルにおいて、危険域（紫色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、避難判断水位【小木橋 2.21m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示再通知	1 洪水キキクルにおいて、災害切迫域（黒色）に到達し、災害の発生が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、はん濫危険水位【小木橋 2.33m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、更に水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル5	緊急安全確保	1 大雨特別警報が発表される等、西川（県管理区間）の大規模な越水・溢水の発生が予想されるとき 2 西川（県管理区間）の決壊や大規模な越水・溢水の発生が確認された場合		

西川は流域雨量指数の予測値及び洪水キキクルを気象庁ホームページにより、確認可能。

犬鳴川発令基準

河川名		犬鳴川 (洪水予報河川)	水位観測所	宮田橋
警戒レベル3	高齢者等避難	遠賀川下流部（犬鳴川）はん濫危険情報が発表され、はん濫危険水位【宮田橋 5.90m】に到達し、次の条件に該当するとき。 これまでの実績及び予測降雨を確認し、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示	次のすべての条件に該当するとき。 ① 遠賀川下流部（犬鳴川）はん濫発生情報が発表されたとき。 ② 破堤箇所が犬鳴川合流点上流左岸であり、直方市、鞍手町等の関連市町や関連機関等からの情報収集の結果、中間市に浸水被害が及ぶ恐れがあると判断されたとき。		
警戒レベル4	避難指示再通知	次のすべての条件に該当するとき。 ② 遠賀川下流部（犬鳴川）はん濫発生情報が発表されたとき。 ② 破堤箇所が犬鳴川合流点上流左岸であり、直方市、鞍手町等の関連市町や関連機関等からの情報収集の結果、中間市に甚大な浸水被害が及ぶ恐れがあると判断されたとき。		
警戒レベル5	緊急安全確保	直方市、鞍手町等の関連市町や関連機関等からの情報収集の結果、又は大雨特別警報が発表される等により、犬鳴川合流点上流左岸からはん濫した洪水による中間市への甚大な浸水被害の発生が確実視される場合又は発生が確認された場合		

笹尾川発令基準

河川名		笹尾川	水位観測所	野面
警戒レベル3	高齢者等避難	1 はん濫注意水位【野面 2.40】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅱ（洪水警報基準（赤色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき。 ② 洪水キキクルにおいて、警戒域（赤色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、避難判断水位【野面 2.70m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示	1 避難判断水位【野面 2.70m】に到達し、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅲ（洪水警報基準の一段上（紫色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとき ② 洪水キキクルにおいて、危険域（紫色）に到達して、更に危険度の上昇が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、はん濫危険水位【野面 2.94m】に到達し、これまでの実績及び確認した予測降雨から、水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル4	避難指示再通知	1 洪水キキクルにおいて、災害切迫域（黒色）に到達し、災害の発生が予想されるとき。 2 洪水警報が発表され、計画高水位【野面 2.942m】に到達するおそれがあり、これまでの実績及び確認した予測降雨から、更に水位の上昇が予想されるとき。		
警戒レベル5	緊急安全確保	1 大雨特別警報が発表される等、笹尾川の決壊や大規模な越水・溢水の発生が予想された場合 2 笹尾川の決壊や大規模な越水・溢水の発生が確認された場合		

笹尾川は流域雨量指数の予測値及び洪水キキクルを気象庁ホームページにより、確認可能。

曲川、成王寺川、新々堀川、吉原川発令基準

河川名		曲川、成王寺川、新々堀川、吉原川	水位観測所
警戒レベル3	高齢者等避難	1 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅱ（洪水警報基準（赤色））に到達して、更に危険度が上昇すると予測されるとともに、洪水キキクルにおいて、警戒域（赤色）に到達して、更に危険度の上昇が予想される時。 2 洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 曲川他、各河川流域のこれまでの実績及び確認した予測雨量から、水位の上昇が予想される時。 ② 浸水キキクルにおいて、警戒域（赤色）に到達して、更に危険度の上昇が予想される時。	
警戒レベル4	避難指示	1 流域雨量指数の予測値が、基準Ⅲ（洪水警報基準の一段上（紫色））に到達して、更に危険度が上昇すると予想されるとともに、洪水キキクルにおいて、危険域（紫色）に到達して、更に危険度の上昇が予想される時。 2 洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 曲川他、各河川流域のこれまでの実績及び確認した予測雨量から、水位の上昇が予想される時。 ② 浸水キキクルにおいて、危険域（紫色）に到達して、更に危険度の上昇が予想される時。	
警戒レベル4	避難指示再通知	1 洪水キキクルにおいて、災害切迫域（黒色）に到達して、災害の発生が予想される時。 2 洪水警報が発表され、次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 曲川他、各河川流域のこれまでの実績及び確認した予測雨量から、水位の上昇が予想される時。 ② 浸水キキクルにおいて、災害切迫域（黒色）に到達して、災害の発生が予想される時。	
警戒レベル5	緊急安全確保	1 大雨特別警報が発表される等、対象河川の決壊や大規模な越水・溢水の発生が予想された場合 2 対象河川の決壊や大規模な越水・溢水の発生が確認された場合	

曲川、新々堀川、吉原川は流域雨量指数の予測値、洪水キキクル及び浸水キキクルを気象庁ホームページにより、確認可能。

(2) 土砂災害時における発令基準

土砂災害時における発令基準は、本編第3章第11節第1項3に記載する。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域ごとに情報伝達、その他必要な措置を講ずるよう検討する。

3 避難指示等の伝達

市長は、避難のための立ち退きが円滑に行われるように、あらかじめ定められた方法により、避難所、避難経路及び伝達の事項等について、迅速かつ的確に住民に伝達、指示等を行う。

(1) 伝達事項

ア 発令者

イ 差し迫っている具体的な危険予想

ウ 避難対象地区名

エ 避難日時、避難先及び避難経路

オ 避難指示等の理由

カ 避難に当たっての注意事項

(ア) 出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等）

(イ) 会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講ずる。

(ウ) 避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。

(エ) 避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

(2) 伝達の方法

避難指示等の住民への伝達は、指揮班が関係機関と連携し、次の方法、経路で行う。

ア なかまコミュニティ無線で伝達周知する。

イ 広報車、サイレン等で伝達周知する。

ウ メールや電話等で伝達周知する。

エ 戸別巡回、伝達網で伝達する。

4 市長の講ずべき措置

市長は、避難指示を行うとともに次の措置を講じる。

(1) 警戒巡視員の配置

危険区域（箇所）を警戒巡視し、常時その実態把握を図っておくため、各地域に警戒巡視員を置く。

(2) 住民の避難活動が円滑に進むよう、避難指示伝達、避難誘導等の適切な措置を実施する。

(3) 警戒区域の設定（基本法第63条、消防法第28条、水防法第21条）

災害による住民の保護のために行う警戒区域の設定は、基本法に基づき行い、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は、消防法又は水防法に基づき行う。

(4) 警戒区域の設定（基本法第63条）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体への危険を防止するため、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に立ち入りを制限し、又は退去を命ずる。

第3項 避難誘導及び移送

1 避難誘導及び移送

(1) 避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、主に衛生救護班が行う。

ア 避難誘導、移送に際しては、避難前に避難路の安全を確認し、危険箇所等について、避難者に周知する。

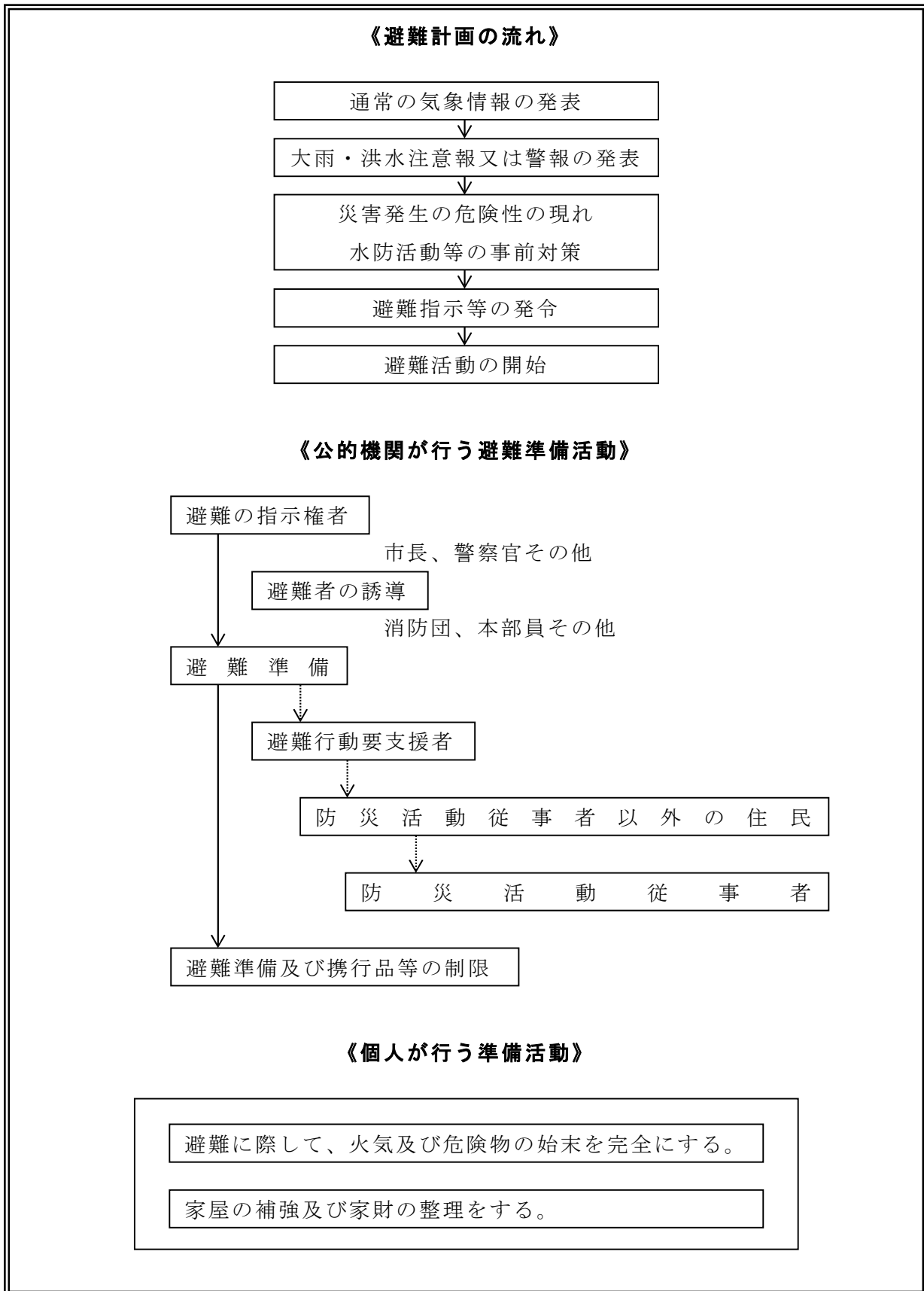
イ 誘導員は、人員の点検を適宜行い避難中の事故防止を図る。

ウ 避難した地域に対しては、避難誘導後速やかに残留者の有無を確認するとともに、残留者がいた場合においては、避難を指示する。

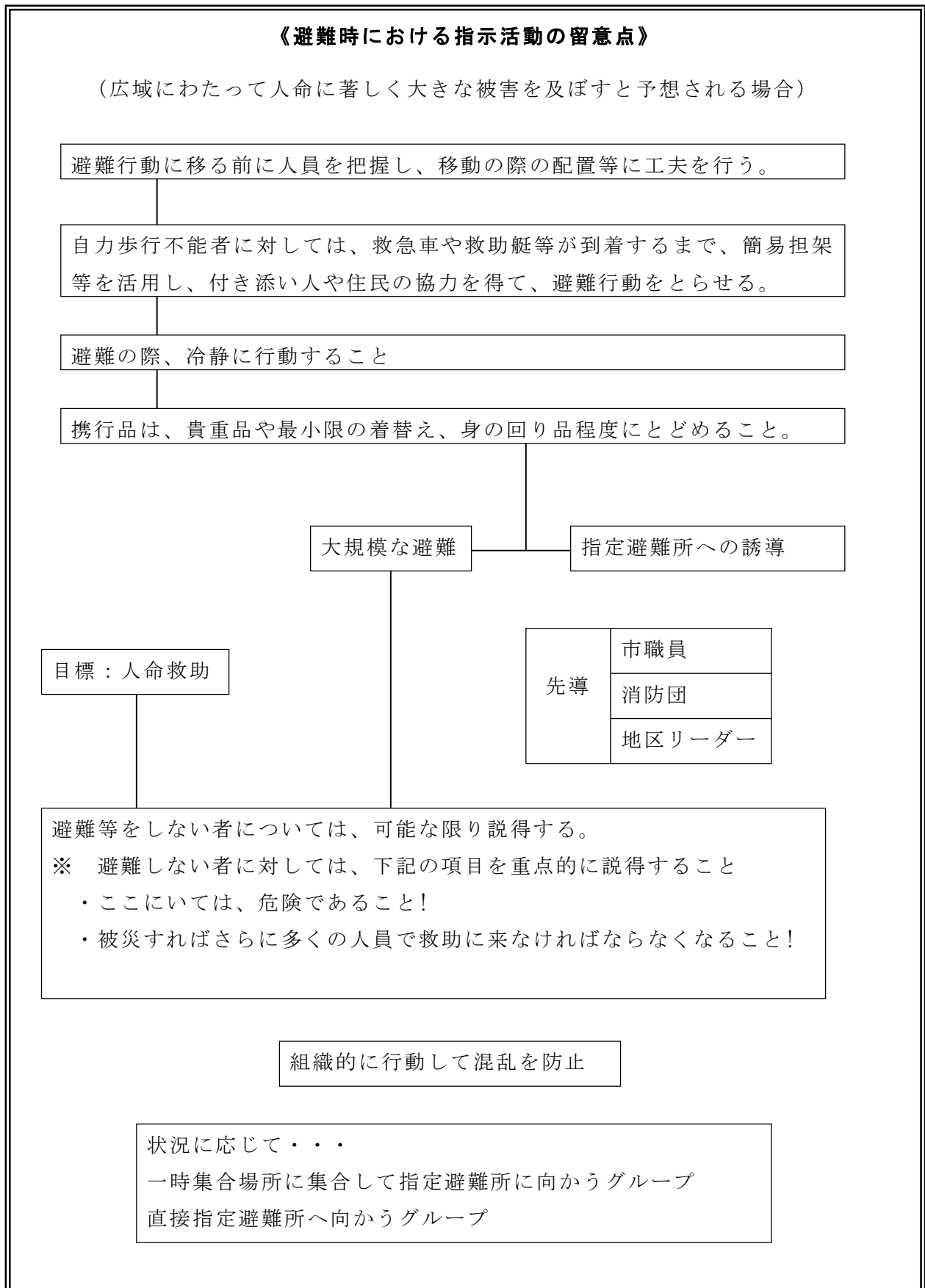
エ 避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、車両、救助艇等により移送する。

オ 被災地が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、市において対処できない場合、市長は隣接市町村に応援を求めるほか県に移送を要請する。

(2) 避難活動の流れと準備



(3) 避難時における指示活動の留意点



2 避難準備及び携行品

(1) 個別避難計画の保持

家庭等毎に個別の避難計画（マイ・タイムライン等）の作成、保持に努める。
このため、関係機関等の協力の下、作成要領等の普及を図る。

(2) 避難の準備

- ア ラジオ、テレビ等の情報に注意すること。
- イ 懐中電灯、ローソク、ラジオ等の非常持出品を用意しておくこと。
- ウ 避難所及び避難経路を確認しておくこと。
- エ 避難の指示等は、なかまコミュニティ無線、広報車、サイレン、メール、伝令、ラジオ、テレビ放送等で行われるので十分注意すること。
- オ 家族等との連絡方法を決めておくこと。
- カ 食料、衣料、貴重品の携行品等はあらかじめまとめておくこと。

(3) 避難するときの注意

- ア 避難の指示等があったときは、まず、避難行動要支援者を早めに避難させること。
- イ 避難命令が出たときは、火の始末、戸締まりを完全にすること。
- ウ 帽子、頭巾、ヘルメット等の防具をつけ、なるべく身体の露出部分が少ないようにすること。
- エ 単独行動は絶対に避け、責任者、あるいは誘導者の指示に従うこと。
- オ 避難の際、必要によってはロープ等で身体をつなぐこと。

(4) 携行品

- ア 非常持出袋
- イ 飲料水
- ウ 食料
- エ ラジオ
- オ 応急医療品
- カ 衣類・下着類
- キ ライター・ろうそく
- ク 懐中電灯
- ケ 軍手
- コ 貴重品
- サ その他生活必需品

第4項 避難所の開設

1 避難所の開設

市長は、災害により避難者を収容する必要があるときは、その災害の態様に応じ、安全、かつ適切な避難所を選定して開設し、避難者の移送や収容に市のみで対応が困難なときは、県に応援を要請する。

また、市長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知する。

(1) 避難所の設営

ア 避難所の開設は、市災対本部の指揮のもと、衛生救護班及び教育施設班等が行う。

イ 避難所を開設する場合は、施設の利用可否を確認する。

ウ 避難施設等が利用できないときは、野外に仮設テント等を設置し、又は天幕を借り上げて設営する。

エ 被害が激甚なため、避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町村に収容を依頼し、建物又は土地を借り上げて設置する。

オ 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

2 県への報告

市長は、避難所を開設したときは、速やかに住民に周知するとともに知事に報告する。

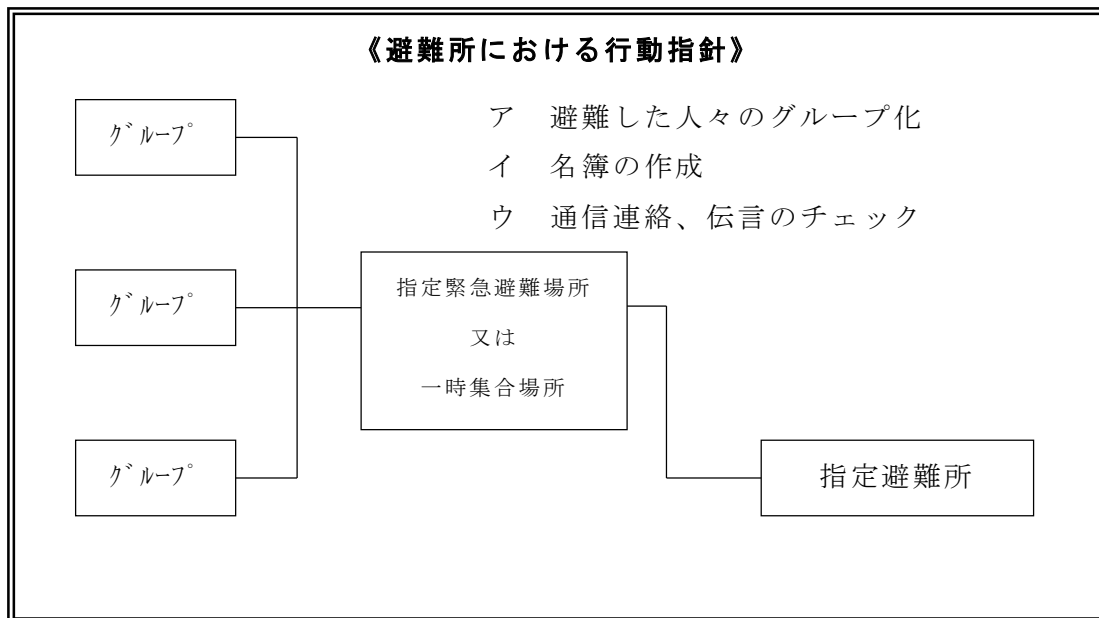
《県への報告事項》

- (1) 避難発令の理由
- (2) 避難対象地域
- (3) 避難所開設の日時、場所、施設名
- (4) 収容状況及び収容人員
- (5) 開設期間の見込み
(救助法適用の場合、災害発生の日から7日以内)

3 避難所の受け入れ体制

(1) 避難者の名簿を作成

各避難所の責任者は、避難者の受け入れや生活支援等が円滑に進むよう、避難者の名簿を作成し人員を把握する。

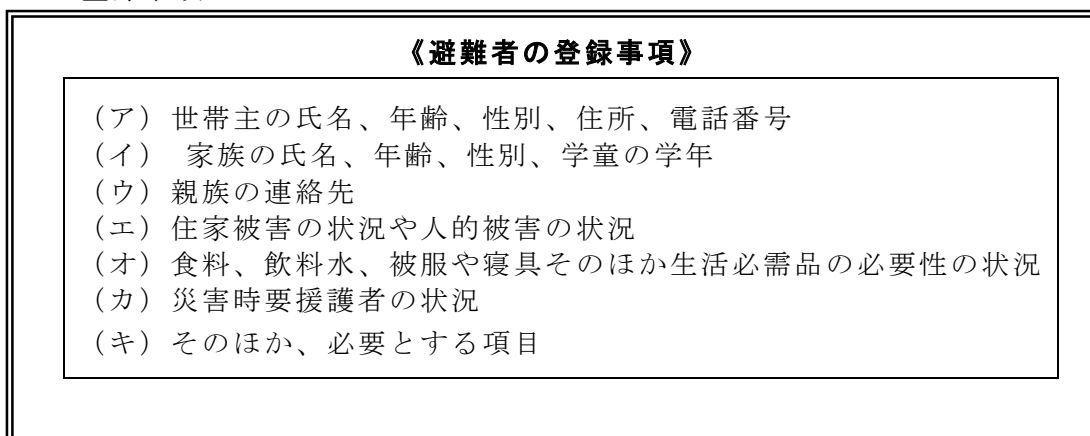


(2) 避難者の状況把握

市は、災害発生直後から、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

また、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

ア 登録事項



【 一般災害対策編 】
〈第3章 第8節 避難計画〉

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食料や飲料水の要供給数、被服や寝具そのほかの生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市災対本部に集約する。なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

オ 在宅被災者等の状況把握

地域指定の避難所、臨時の私設避難所、車中泊、軒先避難等を含み指定避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(3) 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行う。

ア 管理責任者は、市職員、学校長、各自治会長とする。

イ 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、避難行動要支援者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。

ウ 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。避難行動要支援者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。

エ 被災者に必要な食料、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市災対本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

オ 指定避難所の運営にあたっては、管理責任者は相互に連携して地域の組織運営を支援する。

(4) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。

- ア 避難者に必要な食料、その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。この際、在宅避難者等への配布にも留意する。
- イ 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保、暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等生活環境の改善対策を順次検討する。女性に対しては、更衣室を設けるなどプライバシー確保のための手段を講じるとともに、女性、子ども、障がい者、LGBTQ等に配慮した環境整備に努め、必要に応じて相談室等を設置する。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・レスキューシート
- ・その他必要な設備・備品

ウ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、食中毒予防、防虫対策を含む各種衛生管理対策をすすめるとともに非常用電源を確保する等必要な電気容量確保に努める。

エ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段確保に努める。

オ 避難所の防犯対策を進めるため、警察等と連携し、各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、やむを得ない場合は、可能な限りにおいて警備員等の雇用も検討する。

(5) 避難所開設・運営マニュアルの整備

避難所の開設準備及び開設・運営にあたっての、具体的な行動等の準拠となる「避難所開設・運営マニュアル」を整備する。

別冊第4「中間市避難所開設・運用マニュアル」

4 応援協力関係

- (1) 市長は、市のみで避難者の誘導及び移送が困難な場合、他市町村又は県に対し避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。
- (2) 市長は、市のみで避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し避難所の開設につき応援を要請する。

第5項 要配慮者等を考慮した避難対策

1 要配慮者避難対策

- (1) 要配慮者関連施設においては、高齢者、乳幼児、傷病者、障がい者、外国人等の災害に際して特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を十分考慮し、あらかじめ定める避難誘導等の計画に基づき、警察、消防団等と協力して、避難措置を行う。

このため、特に、中間市ハザードマップ（洪水・土砂災害）の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等にある要配慮者利用施設は、法令に従い、避難確保計画等を作成し訓練等を実施しておくものとする。

《要配慮者関連施設》

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条
イ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3
ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条
エ 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5
オ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条
カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第86条
に規定する施設等

- (2) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要援護者のための相談窓口を設置する。

- (3) 物理的障壁の除去

物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努めるとともに、福祉避難所への収容を検討する。

2 避難行動要支援者対策

- (1) 避難者の事前把握

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の安否確認を迅速に行うため、円滑な支援ができるように、自主防災組織や自治会を通じて、要支援者の把握に努める。

- (2) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者名簿等に基づき、民生委員児童委員、住民、自主防災組織等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、住民や民生委員児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

【 一般災害対策編 】
〈第3章 第8節 避難計画〉

ウ 安否確認、救助活動

市は、在宅サービス利用者名簿等を活用し、民生委員児童委員、住民、自主防災組織、社会福祉協議会等の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

エ 状況調査及び情報の提供

市は、民生委員児童委員、ホームヘルパー等の協力を得てチームを編成し、在宅及び避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握等の状況調査を実施するとともに、福祉サービス等の情報を随時提供する。

オ 福祉・保健巡回サービス

市は、民生委員児童委員、ホームヘルパー、保健師等により、住宅、避難所等で生活する避難行動要支援者に対して、巡回による福祉・保健サービスを実施する。

カ 地域との相互協力体制

市は、地域の民生委員児童委員、住民、自主防災組織等、避難行動支援等関係者との連携により、避難行動要支援者安全確保に係る相互協力を努める。

(3) 社会福祉施設等に係る対策

ア 安全確保

福祉施設管理者は、あらかじめ定めた避難確保計画に従い、近隣住民、自主防災組織の協力を得て速やかに入所者の安全を確保する。

この際、災害の状況に適応して、福祉施設等相互の協力を努めるものとする。

イ 被災者の施設への受け入れ

被災地に隣接する社会福祉施設は、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受け入れに努める。

(4) 外国人に係る対策

ア 安否確認、救助活動

市は、警察、自主防災組織及び自治会等の協力を得て、外国人の安否確認や救助活動を行う。

イ 情報の提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

避難所にあっては、食料・物資等の配布場所等の情報を可能な限り外国語で標記するなどの配慮を行う。

この際、必要により、県が設置する福岡県災害時多言語センター、若しくは、可能な場合市のALT（外国語指導助手）による翻訳等の支援を受ける。

(5) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

ア 市は、本市に災害救助法が適用され、避難所等における福祉支援が必要な場合、県に災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請を行う。

第9節 水防計画

第1項	水防法の措置	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 技術班	<input type="checkbox"/> 消防団
		<input type="checkbox"/> 消防本部	<input type="checkbox"/> 出納経理班	
第2項	市の水防体制	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 技術班	<input type="checkbox"/> 消防団
		<input type="checkbox"/> 消防本部	<input type="checkbox"/> 出納経理班	

第1項 水防法の措置

1 方針

洪水により水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律代193号）第15条に基づき、これを警戒し、防ぎよし、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動について定める。

2 水防団体の役割

(1) 市の責任（水防法第3条）

水防管理者たる市長の統轄の下に水防に関する一切の業務を処理する。

(2) 消防機関は、水防事務を処理する。

3 水防活動

(1) 監視及び警戒（水防法第9条）

監視及び警戒は、次の方法で行う。

ア 常時監視

水防管理者又は消防機関の長は、常時監視員を設けて随時区域内を監視し、水防上、危険と認められる箇所があるときは、必要な措置を講じ、県地方本部に連絡しなければならない。

イ 非常監視

水防本部長は、出動命令を発したときから解除するまでの間、水防警戒を厳重にし、特に重要水防区域及び水防警戒区域を巡回し、異常事態を発見した場合は、県地方本部に報告するとともに必要な措置をとるものとする。

ウ 監視の要点

(ア) 居住地側堤防斜面等の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ並びにパイピング現象

【 一般災害対策編 】
 <第3章 第9節 水防計画>

- (イ) 川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下
- (エ) 堤防から水があふれる状態
- (オ) 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の状態
- (カ) 橋梁その他河川工作物と堤防取付部の状態

(2) 水防警報

ア 水防法第10条第2項の規定により国土交通大臣が気象庁長官と共同で洪水警報を行う河川は、次のとおりである

遠賀川 犬鳴川

イ 水防法第16条第1項の規定により国土交通大臣が水防警報を行う河川は、次のとおりである。

遠賀川 犬鳴川 黒川 西川 笹尾川

ウ 水防法第13条第1項の規定により国土交通大臣が避難判断水位到達情報通知を行う河川は、次のとおりである。

黒川 西川 笹尾川

エ 水防管理者（市長）が水防警報を行う河川を次のとおり指定する。

新々堀川

オ 水防警報の通知を受けた水防管理者は、関係住民に連絡するとともに消防機関等を待機させ、又は必要に応じて出動そのほかの処置を行うものとする。

(3) 水防の非常配備

市に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、水防本部長は所属職員の水防非常配備への切替を迅速確実に行うとともに、事態に即応して職員の配備体制を次の4段階に分けて対処する

種類	配備内容	配備体制
待機	遠賀川が水防団待機水位（2.40m）に達し、はん濫注意水位（3.70m）に達すると思われるときにとる体制で、最小限度の人員をもって危険箇所の警戒及び情報の収集連絡にあたり、事態の推移によっては、強化配備に移行する。	第1 配備体制
準備	遠賀川が水防団待機水位（2.40m）を超え、はん濫注意水位（3.70m）を突破すると思われるときにとる配備で、所要人員を増員し直ちに水防活動が遂行できる体制。	第2 配備体制
出動	遠賀川がはん濫注意水位（3.70m）に達し、なお、上昇の見込みがあるときにとる配備で、所要人員のほか地区住民の総力を結集して、これに対処する体制。	第3 配備体制
	遠賀川がはん濫注意水位（3.70m）以下に下がったが、当分の間、必要最小限の人員をもって、事態の推移を監視する体制	第4 配備体制

水位は、国土交通省遠賀川河川事務所（中間）で観測する。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第9節 水防計画〉

(4) 水防信号（水防法第20条第1項）

水防法第20条第1項の規定に基づき福岡県水防信号規程で定められた水防信号は、次のとおりである。

種別	区分	サイレン信号				
第1信号	第1配備体制の配備を知らせる場合	5秒 ○ー	15秒 休止	5秒 ○ー	15秒 休止	5秒 ○ー
第2信号	第2以下同	5秒 ○ー	6秒 休止	5秒 ○ー	6秒 休止	5秒 ○ー
第3信号	第3以下同	10秒 ○ー	5秒 休止	10秒 ○ー	5秒 休止	10秒 ○ー
第4信号	住民に避難を知らせる場合	1分 ○ー		5秒 休止		1分 ○ー

ア 信号は適宜の時間継続すること。

イ 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用すること。

ウ 危険が去ったときは口頭伝達により周知させること。

3 消防団の出動

次に示す基準により消防団にあらかじめ定められた計画にしたがって出動準備又は出動をさせる

(1) 動員配備体制

次の場合、市長は消防団の出動準備を行う。

<p>《消防団の出動準備》</p> <p>ア 河川の水位が上昇し出動の必要が予想されるとき。</p> <p>イ 豪雨により破堤、漏水、崖崩れ等のおそれがあり、その水防上必要と認められるとき。</p> <p>ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想されるとき。</p>
--

(2) 出動

次の場合、市長は消防団に出動をさせる。

<p>《消防団の出動》</p> <p>ア 河川水位がはん濫注意水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び堤防、ため池用排水路に危険があるとき。</p> <p>イ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。</p>

4 警戒区域の設定（水防法第21条）

(1) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定して水防関係者以外の者の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

(2) 警察官の応援（水防法第22条）

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

5 協力応援（水防法第23条第1項）

(1) 隣接水防管理団体の応援（水防法第23条第1項）

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

ア 市長は、水防のため必要があるときは、消防本部消防長に対し消防職員、警察署長に対して警察官の出動を求めるものとする。

イ 水防活動（作業）

市長は、水防作業を指揮し、状況に応じた適正な工法により堤防の決壊を未然に防止するものとする。なお、必要があると認めるときは北九州県土整備事務所に指導のための所員の派遣を要請するものとする。

ウ 相互応援

市長は、緊急の必要があるときは、隣接のほかの水防管理者又は消防機関の長に対して応援を求めることができるものとする。この場合、応援のため派遣された者は、所要の機具、資材を携行し、応援を求めた者の所轄の下に行動する。このため、利害を共通する隣接の管理者と洪水防ぎょについて、あらかじめ相互応援、費用の額、負担方法等について協議しておく。

(2) 自衛隊の派遣

大規模の応援を必要とする場合は知事に対し、自衛隊災害派遣要請を要求する。

(3) 地元住民の応援

ア 住民の義務（水防法第24条）

水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内の居住者又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。

イ 水防作業に従事させる場合は、次の事項に注意する。

(ア) 水防活動には危険区域を避け、なるべく後方の作業に従事させる。

(イ) 水防活動には作業班を編成し、水防機関において統率し臨機の措置を講ずる。

(4) 決壊の通報及び決壊後の処置（水防法第25条及び第26条）

堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに、その旨を国土交通省遠賀川河川事務所、北九州県土整備事務所及びはん濫する方向の水防管理団体等に報告し、決壊箇所については、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努める。

6 その他

(1) 水防訓練（水防法第32条の2）

水防業務及び作業の習熟を期するため、毎年水防訓練を実施する。

(2) 避難のための立退きの指示（水防法第29条）

洪水により著しく危険が切迫していると認められるときは、市長は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合において、広報、そのほかの方法により、立ち退き又はその準備を指示するものとする。

なお、避難の指示をする場合は、折尾警察署にその旨を通知する。

現場指揮者は、水防管理者から指令を受けたら速やかに、当該住民を最寄りの避難所又は安全地帯に誘導し、避難が完了したときは直ちに連絡する。

(3) 水防報告と水防記録

各分団長は、水防活動終了後、水防本部長に報告しなければならない。

第2項 市の水防体制

1 水防本部の設置

気象台より洪水注意報が発令されたとき、又は水防法第10条第3項の規定による洪水予報の通知があったときから、洪水の危険がなくなるまでの間、市役所内に「水防警戒本部」又は「水防本部」を設置する。ただし、市警戒本部又は市災対本部が設置されたときは、これに移行する。

(1) 水防本部の編成及び所掌事務

水防本部の編成及び所掌事務は、別に定める水防計画書のとおりとする。

2 解除又は移行

(1) 水防本部の解除

災害対策本部設置に至らない状態となり時間の経過とともに終息すると認めた場合

(2) 災害対策本部への移行

避難指示等の発令を必要と認めるとき、又は水防本部体制での対応が困難になった場合は、災害対策本部に移行する。

3 配備体制

市長は、所属職員の水防非常配置への切替えを確実、迅速に行うとともに事態に即応して勤務者を適宜に交替し、休養させるなど長期間にわたる円滑な非常勤務活動に努める。

配備体制は、市災対本部に準じる。

4 通信連絡及び伝達系統

(1) 連絡

市は、気象台又は県から気象警報に関する通報を受理した場合、雨量が通報基準に達した場合は、直ちに、関係者へ連絡する。

(2) 伝達系統

市長は、常に北九州県土整備事務所及び隣接のほかの管理団体と水防に関する相互連絡についてあらかじめ打ち合わせをし、定めた連絡方法により緊密な連絡をとる。

(3) 情報収集及び記録

市長は、区域内の各河川等の状況を把握するため、あらかじめ定められた箇所ごとに巡視員を派遣して、随時又は定時に巡視させ、水位の変動、堤防、護岸の異常について報告させるとともに、水門、樋門の管理者にその開閉状況を報告させ、その異常については、これを記録させ、水防上の危険な箇所があると認めるときは遠賀川河川事務所長に連絡して必要な指示を受ける。

(4) 警報伝達

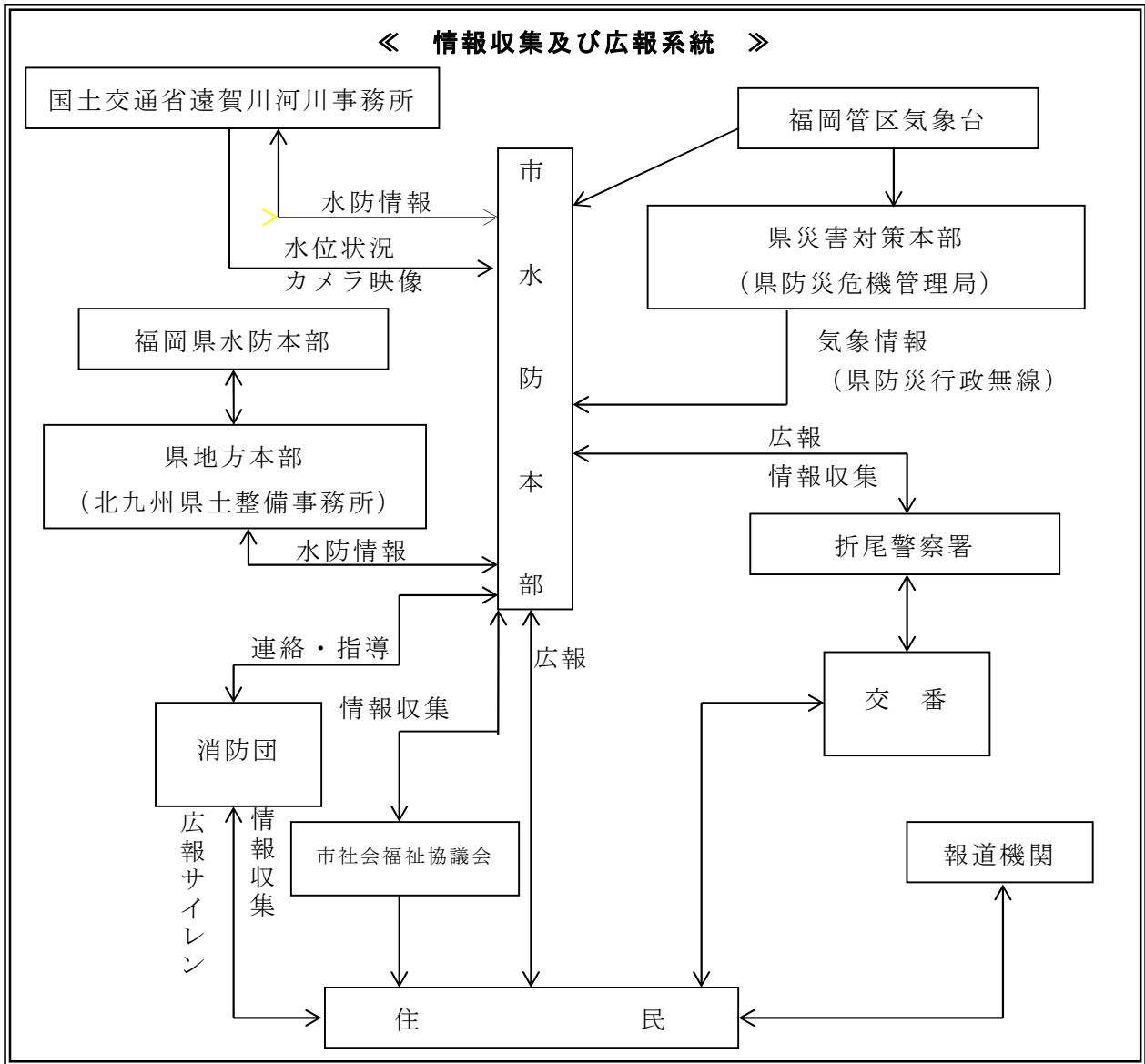
ア 住民へ周知

警報を発令する必要があると認めたときは、なかまコミュニティ無線、防災メール、緊急速報メール（エリアメール）、広報車その他のあらゆる手段を利用し、直ちに住民へ周知する。

特に、危険河川区域、危険地域に対しては迅速に行う。

イ 警報の解除

水位がはん濫注意水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき又は連絡を受理した場合、住民に周知するとともに、関係者にその旨通報する。



10節 消防計画

第1項 消防計画

指揮班 消防本部

第1項 消防計画

1 消防活動の体制

(1) 情報伝達体制

ア 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動のための円滑な情報伝達の実施等に努める。

イ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。

ウ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集に努める。

(2) 消防職員、団員の招集

火災そのほかの災害に際し、必要に応じて別に定める「非常招集規程」等に基づき行う。

ア 消防職員にあっては、消防長の命によりこれを行う。

イ 消防団員にあっては、消防団長が各分団長を通じて行う。

(3) 消防隊の出動

消防隊を同時多発火災、そのほかの災害に出動させるために、「警防活動基準マニュアル」等により、効果的な運用を図る。

《地震火災時の消防活動》

1. 消防力が優勢の場合

消防力 > 火災 <一挙鎮圧>

2. 多発火災時等消防力が劣勢の場合

消防力 → 火災 A →
火災 B
火災 C

<優先順位による消防活動>
(1)木造密集地域
(2)焼け止まり・延焼遮断の有無
(3)道路狭小、進入困難地域
(4)自然水利の効果的利用が困難な地域

<避難者の安全確保>
<現場の広報活動>

2 住民等の役割

(1) 住民の役割

発生後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

(2) 自主防災組織等の役割

自治会、民間の企業体は自主的に災害の予防、初期消火、消防隊への協力のため自衛消防隊を編成する。

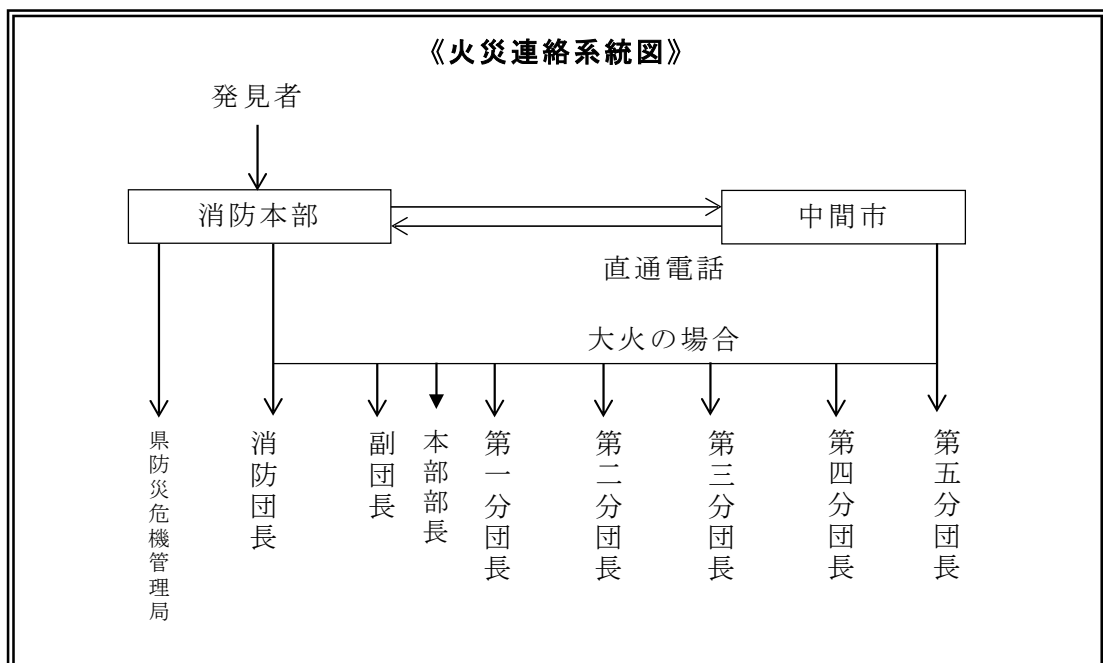
(3) 自衛消防隊の組織

自衛消防隊の活動は、消防本部及び消防団と緊密な連携をとるとともに災害現場においては、消防長又は消防団長の所轄のもとに行動し、住民の生命、財産、身体の救護及び災害の防ぎよ、鎮圧に協力する。

3 火災連絡系統図

(1) 連絡系統

出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行うため、広報の要領等について、その実施計画を確立する。



(2) 消防信号

洪水、火災及びその他の災害に際し、住民への報知と消防機関の出動の迅速を図るため、消防信号を発する。

4 防災対策

(1) 火災に対する警防対策

火災防ぎよ活動の主眼は、人命救助、延焼防止とし、延焼拡大の要素がある場合は、現場最高指揮者は消防力の全力を挙げて、延焼を防止する体制をとる。

【 一般災害対策編 】
〈第3章 第10節 消防計画〉

ア 人命救助

火災に対処する第一義は人命救助とし、あらゆる消防活動より優先する。現場指揮者は火災現場に到着したら、要救助者の有無を確認し、必要があれば検索を実施する。

要救助者があれば、各隊は協力し、救助隊、消防隊、救急隊の連携活動を行い、救助活動に全力を投入する。

イ 火災危険地域の予防対策

木造住宅、飲食店等が密集している進入困難地域で火災が発生した場合、延焼が拡大し人命に危険を与える可能性が極めて高いため、人命救助と火災の延焼拡大を防止する。

ウ 火災気象通報発令等異常時の警防対策

巡回広報等を実施し、住民に対してたき火の制限等、火災予防を呼び掛ける。

エ 消防相互応援体制

消防組織法第39条に基づき、市と隣接する市町村との災害時における応援体制は、消防相互応援協定を締結し、相互に協力を行う。

オ 警察との協力

消防組織法第42条により、消防と警察は相互に協力し、住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

5 大火災等の情報収集及び報告

大火災の災害が発生した場合、災害が発生した地域を次により調査の上、災害対策に必要な情報に意見を添えて県防災危機管理局に報告する。

(1) 調査報告事項

調査報告は、火災報告取扱要領に定める事項とする。

(2) 調査報告に要する基準

火災によって生じた損害が次の基準のうちいずれかに該当する場合は報告（火災即報及び情報）を行う。

《 報 告 基 準 》

対象となる損害	報告の種類	市の提出期限	備考
ア 死者が3人以上生じたもの	火災詳報	都道府県の定める日	火災報告等取扱要領の様式により報告
イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの	火災即報	即日	
ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの			
エ 建築物の焼損面積 3,000 m ² 以上			
オ 損害額 1 億円以上			
カ 他の建築物への延焼が 10 棟以上			

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第10節 消防計画〉

(3) 消防本部の非常配備体制

	配備基準	警備配置	通報先
市内警戒巡視	ア 1時間以内の降雨量が20mm以上に達したとき。 イ 降雨量の累計が50mmを超えた以後で、1時間内の降雨量が20mm以上に達する見込みのとき。 ウ 降雨量の累計が100mmを超える見込みのとき。ただし、降雨の中断が連続して12時間を超えたときはこの限りではない。 エ 上記以外で短時間の急激な降雨又は浸水、崖崩れ等の災害が予想されるとき。	当務人員により、市内河川の増水状況及び市内で災害が予想される箇所の警戒巡視を実施	安全安心まちづくり課
乙号非常招集	ア 和橋の水位が2.2m (GL下50cm)に達した時点。 イ 道路冠水のため、通行止めのある場合。	参集隊員(5名以上を招集、内1名は係長以上)は当務員と共に遠賀川、昭和橋、曲川、堀川の水位観測、土手ノ内(出原ポンプ、雛駒ポンプ)の各ポンプの稼動状況、道路冠水箇所及び市内危険箇所の警戒巡視に当たる。	ア 消防長、次長、署長、警防課長、消防総務課、予防課 イ 総務部長、建設産業部長(休日、夜間、勤務時間外)第2警戒態勢の発令基準に達し、総務部長が必要と認めたときは協議の上、「市水防警戒本部」を設置する。「消防本部水防警戒本部」は「市水防警戒本部」に移行する。 ウ 安全安心まちづくり課長、係長 エ 建設課長、係長 オ 北九州県土整備事務所(曲川の水位計が2mを超えた時点から随時連絡をする。) 691-2764 カ (出原ポンプ) 建設課 キ (雛駒ポンプ) 建設課 ク 警戒巡視結果を随時「市水防警戒本部」に連絡する。
甲号非常招集	ア 昭和橋の水位が2.4m (GL下30cm)に達した時点。 イ 多数の道路が冠水し通行止めのおそれがあるとき。 ウ 土砂災害が発生したとき。	ア 参集隊員を浸水、道路冠水及び土砂災害箇所に配置する。 イ 通行止め等の処置ができる体制を取ること。道路が冠水して周囲の民家に被害を及ぼすと認められる場合は、警察官と協議し速やかに通行止めを実施する。 ウ 家屋への浸水を住民が気付いていないと思われる場合は、速やかに周知し浸水現場で協力を求められたときは本部に連絡し協力に当たる。 エ 通信員は、水害による事故及び通行止めを受けたときは折尾警察署及び水防警戒本部に連絡する。また管内路線等の場合は下記3社に連絡する バス路線 西鉄バス香月営業所 617-0282 筑豊電鉄本社 243-5525 JR九州新飯塚駅 243-5527	ア 曲川排水機場 曲川の水位状況を通報し出向を要請する 曲川排水場 203-1140 遠賀川河川事務所中間出張所 245-0154 イ 折尾警察署「状況通報」 691-0110 ウ 消防団長「状況通報」 エ 必要により各分団を招集する。(招集された分団は、管轄内の警戒巡視を行い「状況通報」した後格納庫で待機する)

第11節 土砂災害応急対策計画

第1項	警戒体制の確立	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 技術班
		<input type="checkbox"/> 出納経理班	<input type="checkbox"/> 調査班
第2項	災害発生時の報告	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 技術班
		<input type="checkbox"/> 出納経理班	<input type="checkbox"/> 調査班
第3項	救助活動	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 技術班
		<input type="checkbox"/> 出納経理班	

第1項 警戒体制の確立

1 市及び関係機関の相互連絡

(1) 災害原因情報の収集・伝達

市及び関係機関は、本章第3節「気象予報・警報等伝達計画」及び第4節「被害情報収集伝達計画」を活用し、緊密な連携のもとに災害情報の収集に努める。

特に、大雨洪水注意報・警報及び土砂災害警戒情報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し徹底を図る。

(2) 前兆現象（異常現象）の把握

市及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

(3) 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等の降雨状況の把握に努める。

2 対象区域

発令区域は、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域とする。





3 発令基準

発令内容		発令基準
警戒レベル3	高齢者等避難	①～④のいずれか1つに該当する場合に、高齢者等避難を発令するものとする。 ① 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクルで「2時間先までに大雨警報（土砂災害）の基準に到達すると予想」（※）する場合 ② 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③ 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ④ 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ※ 「土砂キキクル」のメッシュの色が「赤色」になった状態
警戒レベル4	避難指示	①～④のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ① 土砂災害警戒情報が発表された場合 ② 土砂キキクルで「2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想」（※）し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③ 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ※ 「土砂キキクル」のメッシュの色が「紫色」になった状態
警戒レベル4	避難指示再通知	①～②のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。 ① 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂キキクルで「2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想」（※）した場合 ② 避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 ※ 「土砂キキクル」のメッシュの色が「黒色」になった状態
警戒レベル5	緊急安全確保	① 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報又は大雨特別警報が発表された場合 ② 土砂災害の発生や山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布（気象庁）

区域	入手先	予測する内容
1km メッシュ毎	気象庁ホームページ	2時間先までの土砂災害の発生危険度





【表】各段階におけるメッシュの色

メッシュの色	内容	備考
黒 	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	緊急安全確保
紫 	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	避難指示
赤 	2時間先までに大雨警報の（土砂災害）の基準に到達すると予想	高齢者等避難
黄 	2時間先までに大雨注意報の基準に到達すると予想	

イ 福岡県土砂災害危険度情報（福岡県砂防課）

区域	入手先	予測する内容
1km、5km メッシュ毎	福岡県土砂災害危険度情報 http://www.sabo.pref.fukuoka.lg.jp/dosya/	2時間先までの土砂災害の発生危険度

【表】各段階におけるメッシュの色

メッシュの色	内容	備考
黒 	すでに土砂災害警戒情報の基準に到達	緊急安全確保
紫 	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想	避難指示
赤 	2時間先までに大雨警報の（土砂災害）の基準に到達すると予想	高齢者等避難
黄 	2時間先までに大雨注意報の基準に到達すると予想	

第2項 災害発生時の報告

1 土砂災害の報告

市は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（北九州県土整備事務所及び八幡農林事務所）に報告を行う。

また、このほか、本章第4節「被害情報収集伝達計画」により県（防災危機管理局）に被害状況を報告する。

第3項 救助活動

1 救助活動

市は、土砂災害による被害を拡大させないため、直ちに救助活動を実施する。

(1) 救出計画の立案

この際、次の事項を配慮した実施計画を樹立する。

- ア 被害者の救出
- イ 倒壊家屋の除去
- ウ 流出土砂・岩石の除去
- エ 救助資機材の調達
- オ 関係機関の応援体制

(2) 迅速な救助の実施

救援実施計画に基づき、消防本部等による初動対応を迅速に行うとともに、市の能力を超える場合は、速やかに関係機関の応援を要請し、これらの応援を得て、消防本部を中枢とした総合一体的な救助活動を実施する。

細部については、別冊第3「中間市大規模災害発生時における応急救助活動実施のための基本的運用計画」による。

2 二次災害の防止対策

- (1) 土砂災害の発生、拡大防止
- (2) 作業員の安全対策

第12節 救出計画

第1項	救出対策	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 指揮班
第2項	公安警備計画	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 消防団

第1項 救出対策

災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。

そのため、市は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

1 救出対策

(1) 住民及び自主防災組織の役割

住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めるものとする。

(2) 市

ア 消防機関により編成された救助隊等は、救助に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具、その他資器材を調達し、必要に応じ消防相互応援協定に基づき他の消防機関の応援を得ながら迅速に救助に当たる。

また、防災上の配慮を要する者が利用する施設等には、当該情報も活用して救助・救急活動に努めるものとする。

イ 自ら編成する救助隊による救出作業が困難なときは、警察署、自衛隊に連絡するとともに、合同して救助に当たる。

ウ 市の能力で救出作業に必要な車輛、舟艇、特殊機械器具等の調達が困難なときは、県及び隣接市町村に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。

(3) 県

ア 県は、市から救出作業について応援を求められたときは、隣接市町村、警察、自衛隊、その他関係機関の協力を要請し救出の万全を期する。

イ 知事は、県内の消防力に対処が困難な場合、消防庁長官に要請し、他の都道府県管内の消防機関の応援を求めることができる。（ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待つかまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。）

ウ 緊急消防援助隊

県内の消防力に対処できないような大規模な災害が発生した場合、県は、消防組織法第44条の規定により、消防庁長官に緊急消防援助隊の応援等を要請する。

(ア) 市が被災した場合で、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると認める場合は、次に掲げる事項を添えて県に対し応援の要請のための連絡を行う。県は、連絡を受けた場合、災害の概況及び県内の消防力を勘案の上、消防庁長官に対し応援要請を行う。県に連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に応援要請を行う。

- a 災害発生日時
- b 災害発生場所
- c 災害の種別・状況
- d 人的・物的被害の状況
- e 応援要請日時・応援要請者職、氏名
- f 必要な部隊種別
- g その他参考事項

(イ) 指揮体制等

緊急消防援助隊の指揮体制、部隊運用等については、緊急消防援助隊受援計画等に定めるところによる。市の応援部隊の基本的計画については「中間市大規模災害時における応急救助活動実施のための応援部隊の基本的運用計画」による。

(ウ) 県職員の派遣

市は、緊急消防援助隊要請時、現地災害対策本部に派遣された県職員を通じて、関係機関との連絡調整等を行う。

(エ) 消防応援活動調整本部の設置

県は、緊急消防援助隊要請時、その活動に資するため、緊急消防援助隊等の連絡調整等の事務を行う調整本部を設置する。

2 救助法で定める基準

(1) 対象

- ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の限度額

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(3) 期間

災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

《救出の期間》	
一般災害の場合	市長が必要と認める期間
救助法適用の場合	災害発生の日から3日以内（ただし、厚生労働大臣の承認により救出期間の延長あり）

3 救出の機関

4 他機関への協力要請

「第3章 第6節 自衛隊災害派遣要請計画」及び「第3章 第7節 広域応援要請、受援及び応援部隊の基本的運用計画」等に準ずる。

第2項 公安警備計画

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、関係機関と緊密な連携のもと、各種応急対策を実施して、住民の生命、身体及び財産を保護し、社会公共の安全と秩序の維持に当たることを任務とする。

1 警察の任務

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 被害実態の把握
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出救護
- (5) 行方不明者の搜索
- (6) 被災地、危険箇所等の警戒
- (7) 住民に対する避難指示及び誘導
- (8) 不法事案等の予防及び取締り
- (9) 避難路及び緊急輸送路の確保
- (10) 交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- (11) 民心の安定に必要な広報活動
- (12) 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集
- (13) 関係機関の応急対策等に対する協力

2 警備体制

警察における警備体制及び所掌事務については、警察本部長の定めるところによる。

3 市

- (1) 市長は、災害応急対策に関する措置をとるときは、折尾警察署長に連絡し、両者は緊

密な連携のもとに協力する。

(2) 市長が、警察官の出動を求める場合は、折尾警察署長に状況を通報する。

4 自衛警備活動

市は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。

第13節 医療救護計画

第1項	医療救護体制整備計画	<input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	医療救護計画	<input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	搬送体制の確保	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 消防本部
第4項	救助法に基づく措置	<input type="checkbox"/> 衛生救護班

第1項 医療救護体制整備計画

1 医療救護体制の整備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

ア 通信体制の構築

市及び医療関係機関は、発災時における救助・救急・医療及び消火に係る情報の収集・連絡・分析等の重要性にかんがみ、情報連絡・災害対応調整等のルール化を図るとともに通信手段を確保して、その多様化に努める。

また、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担など、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。

イ 広域災害・救急医療情報システムの整備

災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システム（以下、「EMIS」（イーミス）という。）に、災害時において積極的な活動が図れるよう、救急病院等は平常時から情報入力を確実に行う。

この際、県及び関係機関との通信ルートの二重化（無線、有線）に努める。

ウ 医療救護班の整備

市は、災害時における初動医療救護活動を第一次的に実施することから、遠賀中間医師会、近隣医療機関及び病院等と調整協議し、災害時における医療救護活動に関する協定締結をするなどして、あらかじめ救護班の編成に努める。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第13節 医療救護計画〉

(ア) 編成基準

医療救護班の構成は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、事務職員、運転手等を含むものとし、各班の人数については災害の規模により適宜定めるものとする。

(2) 災害拠点病院

県は、救急センターなど救急医療を担っている医療機関を地域の災害拠点病院として二次医療圏毎に1箇所以上整備している。

ただし、災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあつては、近隣の医療圏との相互補完により整備する。

ア 災害拠点病院の機能

(ア) 被災重症者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施

(イ) 重症者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応

(ウ) 自己完結型(※)の医療チームの派遣

※自己完結型-医薬品や医療資機材のみならず、食料、飲料水、衣類、寝具等も持参し、医療救護活動を展開すること。

(エ) ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

イ 災害拠点病院の種別、医療機関名等

種別	医療圏名	医療機関名	病床数
基幹災害医療センター	全医療圏	国立病院機構九州医療センター	702
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	439
〃	北九州	北九州市立医療センター	636
〃	北九州	健和会大手町病院	527
〃	北九州	北九州総合病院	360
〃	北九州	産業医科大学病院	678
〃	北九州	九州病院	575
〃	北九州	新小文字病院	229

ウ 各機関団体における救急医療対策の連絡の窓口

機関名	電話番号	所在地
国立病院機構九州医療センター	092-852-0700	福岡市中央区地行浜1-8-1
北九州市立八幡病院	093-662-6565	北九州市八幡東区尾倉2-6-2
北九州市立医療センター	093-541-1831	北九州市小倉北区馬借2-1-1
健和会大手町病院	093-592-5511	北九州市小倉北区大手町15-1
北九州総合病院	093-921-0560	北九州市小倉南区湯川5-10-10
産業医科大学病院	093-603-1611	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1
九州病院	093-641-5111	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1
新小文字病院	093-391-1001	北九州市門司区大里新町2番5号

(3) 救急病院・診療所

現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から厚生労働省作成のモデルマニュアル（以下「病院防災マニュアル」という。）の作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備に努める。

(4) ヘリコプター離着陸場

市は、市内学校施設グラウンド等を災害時における臨時ヘリコプター離着陸場として選定しておくとともに、ヘリコプター離着陸場の拡充及び整備に努める。

(5) 医療救護用資機材・医薬品等の整備

ア 市は、救助工作車、救急車等の車両等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備、並びに、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

イ 市は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の整備に努めるものとする。

(6) 医療機関の災害対策

各病院は、病院防災マニュアル及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考とし、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、災害対策に努める。

(7) 医療機能の維持体制の整備

医療機関は、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧について、必要な措置を講ずるとともに、このことについて関係事業者と協議しておくものとする。

2 傷病者等搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、後方医療機関（※）及び消防機関によるEMISの活用や後方医療機関と消防機関等の間における十分な情報連絡機能の確保を行う。

※後方医療機関とは、被災を免れた救急病院・診療所等傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。

(2) 搬送経路

市消防本部は、震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

(3) ヘリコプター搬送における医療機関との連絡体制の確立

市は、消防ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど災害時のヘリコプターの利用について事前の協議に努める。

(4) 効率的な出動・搬送体制の整備

災害時には、骨折、火傷等傷害の種類も多く、緊急度に応じた迅速かつ的確な判断

と行動が要求されるため、救急救命士の有効活用も含め、効率的な出動体制・搬送体制の整備を推進する。

3 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施

市、防災関係機関及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

第2項 医療救護計画

1 医療情報の収集・提供

(1) 衛生救護班は、市内の医療救護活動に必要な情報を収集する。

収集する情報は概ね以下のものとし、その種類や範囲については災害の状況に応じて調整を行う。

ア 市内医療機関の被災状況、医療従事者の確保状況、診療応需状況

イ 負傷者の発生状況

ウ 医療救護所の開設状況及び開設計画

(2) 情報の提供

E M I S を活用し、被災状況、要搬送患者数、医療スタッフ要請数等の入力を行い、県等に対して情報提供を行う。

(3) 市消防本部については、L O（災害対策現地情報連絡員）等を通じて、可能な限り情報の収集・提供に努める。

2 医療機関のライフライン機能の維持及び早期回復

市は、県と連携を図りながら、医療機能を維持するために必要となる、水、電力、ガス等の安定的供給及び水道施設等が被災した場合の応急措置及び緊急復旧を関係事業者等に要請する。

3 初動医療体制

(1) 医療救護所の設置

市は、災害により市内医療機関では対応しきれない場合、衛生救護班及び市民の協力のもと、指定避難所等に医療救護所を設置する。また、傷病者が多数発生した場合には、市消防本部の計画により、被災現場に応急救護所を設置する。

(2) 医療救護活動

市は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を、医療救護所、指定避難所等に派遣する。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第13節 医療救護計画〉

ア 医療救護班の編成

市長または市消防本部長は大規模災害が発生した場合等、必要に応じて、遠賀中間医師会や県と協議調整し、医師会医療班や各医療救護班の派遣要請を行う。
 派遣班の編成は災害の規模により適宜定める。

《医療救護班の編成》			
派遣班	編成機関名	所在地	電話
医師会医療班	遠賀中間医師会		
各医療救護班	DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、DPAT、 歯科医師チーム、薬剤師チーム、災害支援ナース、 JRAT、その他		
《医療救護班の編成順位》			
順位	組織名	組織体制	
1	医師会医療班	遠賀中間医師会の医療機関	
2	各医療救護班	県等の応援による医療機関	
《医療救護班編成基準》			
医師	薬剤師	看護師	補助員
1～2名	1名	2～3名	1名

※ 必要に応じて適宜定める。

イ 医療救護活動連絡指令体制

医療救護に関する指令については、災害医療情報センター（※）を利用し、知事及び市長が災害規模に応じて一元的かつ効率的に実施する。

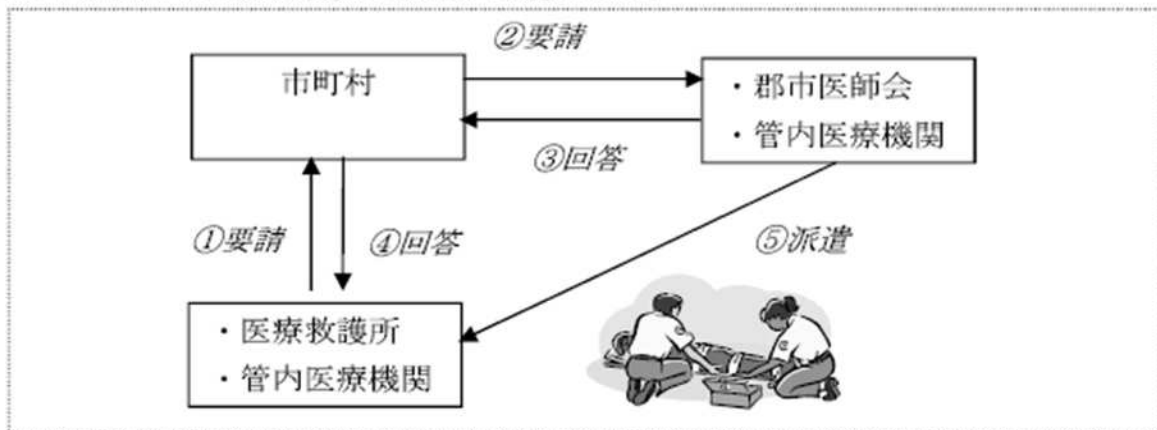
※県（医療指導課）の指示の下、福岡県災害医療情報センターとして、公益財団法人福岡県メディカルセンターが福岡県広域災害・救急医療情報システムの運用、各医療機関等への一斉連絡、情報の収集・提供などの業務を担う。

ウ 連絡指令方式

- (ア) 市長は、遠賀中間医師会長の協力の下、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。
- (イ) 県医師会長は、EMIS等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。
- (ウ) 県知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。

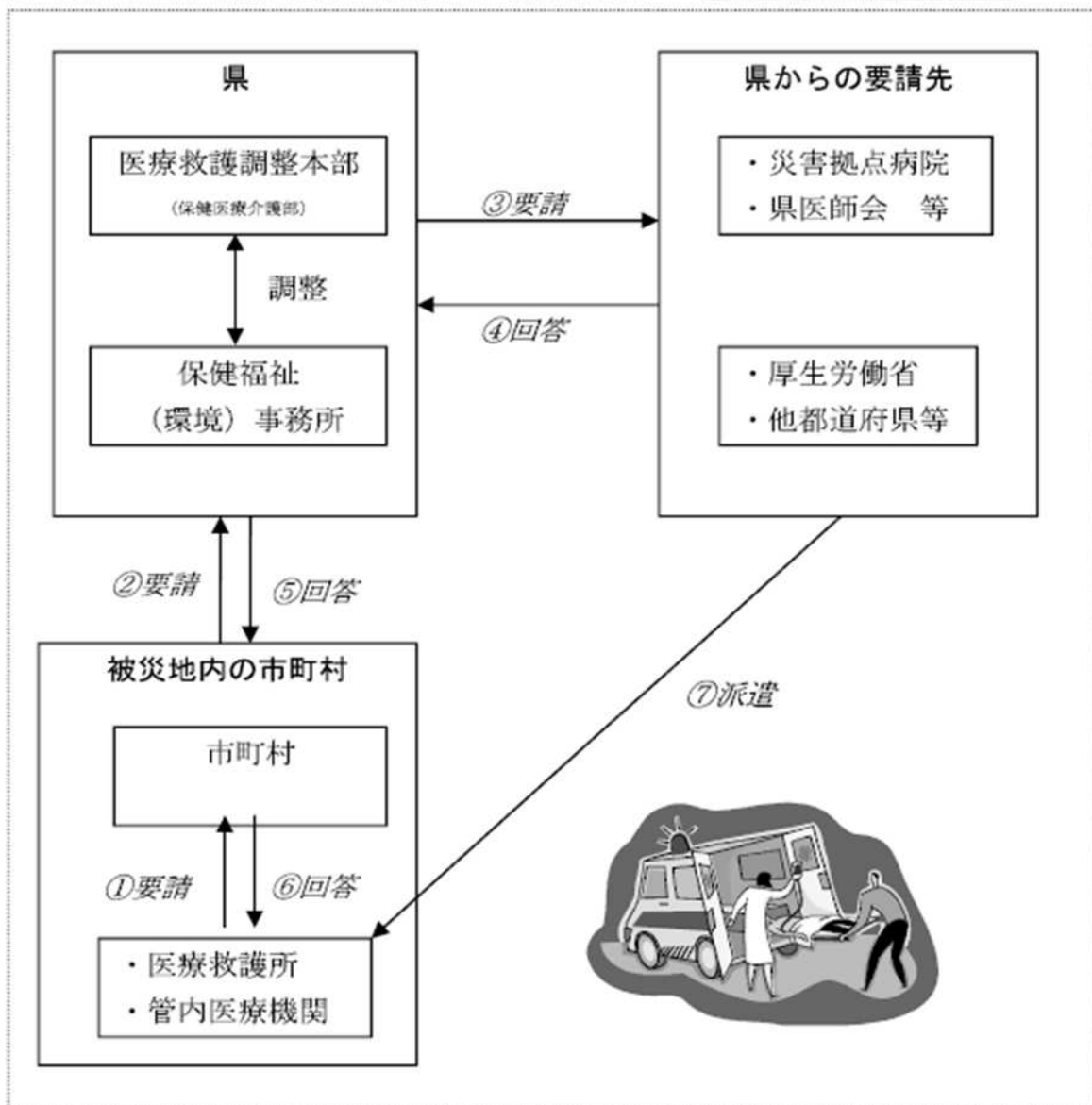
(エ) 医療救護班の派遣要請への対応手順図

(市町村管内で医療救護班の派遣が可能な場合)

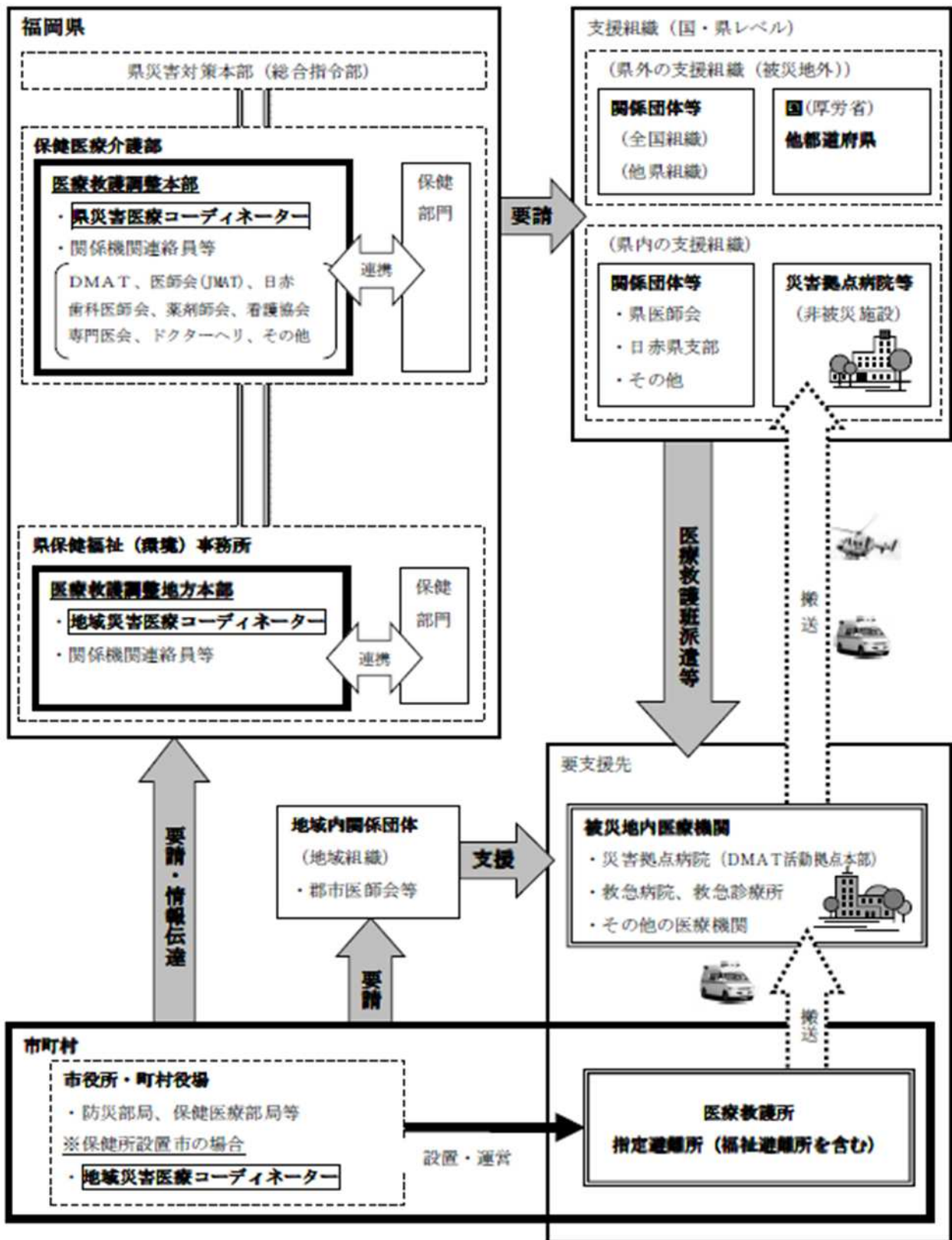


(市町村管内で医療救護班の派遣が不可能な場合

※県へ派遣要請するケース)



(オ) 要請、派遣系統図 (フロー)



(福岡県医療救護マニュアルより)

エ 医療救護班の実施業務

医療救護班は、市長が設置した医療救護所（指定避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）において次の業務を行う。

（ア）傷病度合によるトリアージ（トリアージタグを使用）等

黒（Black Tag） カテゴリー0

死亡又は救命に現況以上の救命資機材・人員を必要とし救命不可能なもの。

赤（Red Tag） カテゴリーI

生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置が必要で救命の可能性のあるもの。

黄（Yellow Tag） カテゴリーII

今すぐに生命に関わる重篤な状態ではないが、早期に処置が必要なもの。

緑（Green Tag） カテゴリーIII

救急での搬送の必要がない軽症なもの。

※搬送や救命処置の優先順位は I → II → III → 0 となる。

（イ）医療救護

（ウ）除算救護

（エ）死亡確認

（オ）死体検案

遺体は、いったん病院内等の遺体安置エリア等に安置してから、市災害対策本部を通じて関係機関が搬送を行う。死体の検案は、警察の検視班の指示に従う。

オ 医薬品、医療スタッフ等が不足した場合の対応

医療救護活動を行う中で不足する医薬品、医療救護班等の支援については、市災害対策本部を経由して県災害対策本部へ要請する。一連の調整に時間を要する見込みの場合は、平時から関係のある医療機関や医薬品会社等への協力依頼に努める。

（3）福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣

市長または中間市消防本部消防長は、災害の状況に応じて福岡県災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する。

派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。

4 配慮が必要な疾患等を有する者への対応

（1）特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者等の難病患者へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

ア 人工透析患者の対応

福岡県透析医は、県と連携して、他の透析医療施設への患者の移送など、被災地における透析医療の実施に関し必要な調整を行う。

イ 在宅人工呼吸器使用患者・在宅酸素療法患者

医療機関、訪問看護ステーション、医療機器販売業者は、災害時に在宅人工呼吸器使用患者や在宅酸素療法の生命維持のために必要な支援をできる限り実施するとともに、支援が必要な患者の情報については、速やかに県保健福祉事務所や市へ提供するよう努める。

市は、医療機関、訪問看護ステーション、医療機器販売業者と連携して、これらの患者に関する情報を収集し、円滑な支援が実施されるよう必要な調整等を行う。

ウ 精神疾患患者

市は、災害時における精神障がい者の対応については、既存の医療機関で対応できない場合、継続的治療を確保するため、関係団体と連絡・調整を行い、他医療機関へつなぐ。

また、被災による精神疾患症状の急発・急変への対応や指定避難所巡回相談等を行う。

エ 妊婦・新生児、重症小児患者等

市は、災害に伴う避難生活や心理的ストレスなどにより、健康状態が悪化しないよう配慮する。

健康状態が悪化し、医療機関における医療の提供が必要となった場合は、各専門医師の助言を受け、適切な医療機関へ搬送する対応をとる。

(2) 被災者の健康管理支援とこころのケア

市は県と連携し、保健師班や栄養士班を編成して、巡回健康相談や巡回栄養相談を行うとともに、被災者に必要な医療の確保や福祉避難所への入所、感染症の発生予防及びまん延防止対策等を実施する。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

ウ こころのケアに対する相談・普及啓発

災害時に既存の精神科医療機関では対応できない場合、D P A Tを派遣し、県保健福祉事務所等を拠点として、被災精神障がい者の継続的医療の確保や指定避難所等において巡回相談などを行う。

また、被災者、防災活動従事者のP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の心身の不調をきたした住民等に対しても、専門的なこころの健康相談を行う。

消防職団員の惨事ストレスへの対応については、県の指針または「中間市消防本部緊急消防援助隊応援等実施の指針」による。

5 後方医療活動

医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に関係機関の協力のもと、搬送して収容、治療を行う。

(1) 災害拠点病院

- ア 被災重傷者の受入れ、特に重篤者に対する高度救命医療の実施
- イ 重症者等の被災地外への搬出を行う広域搬送への対応
- ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣
- エ ライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保等

災害拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあつては、近隣の医療圏との相互補完により対応する。

(2) 救急病院・診療所

災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。地域の医療機関として、自力又は近隣住民により搬送される負傷者や、医療救護所等から搬送される重症患者等の治療を行うなど、可能な限り災害拠点病院に準じて医療救護活動を行う。

6 医薬品等の供給

(1) 市は医療救護所等で使用する医薬品の確保に努める。

(2) 県は、市で供給が困難な場合、もしくは県が必要と求める場合に、供給をあっせんする。

7 広域的医療救護活動の調整

(1) 広域後方医療機関への応援要請

市は、必要に応じて、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕に対し、被災地域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

(2) 広域後方医療施設への傷病者の搬送

市は、予想される広域後方医療施設への搬送量を踏まえ、関係機関と調整の上、広域搬送拠点を確保・運営に努める。

市は、管内の医療機関と広域搬送拠点間の重病者等の輸送を実施に努めるものとする。

第3項 搬送体制の確保

1 搬送

(1) 方針

災害時における多数の負傷者の後方搬送や人命救助に要する医療救護班、医薬品等の物資を迅速に搬送するため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながら、その協力のもとに市消防本部の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上輸送、巡視船等による海上輸送及び初動の救護活動において有用であるヘリコプターによる広域搬送を実施する。

【自衛隊派遣要請要求 第3章 第6節参照】

(2) 災害拠点病院等への患者搬送

被災現場から災害拠点病院等への患者搬送は、可能な限り市消防本部が行う。被災地域外災害拠点病院等への搬送は県又は市が緊急搬送関係機関と緊密な連携を図りながらその協力のもとに行うものとする。

(3) ヘリコプターによる広域搬送

県及び市は、事前または緊急的指定したヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。

また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行う。

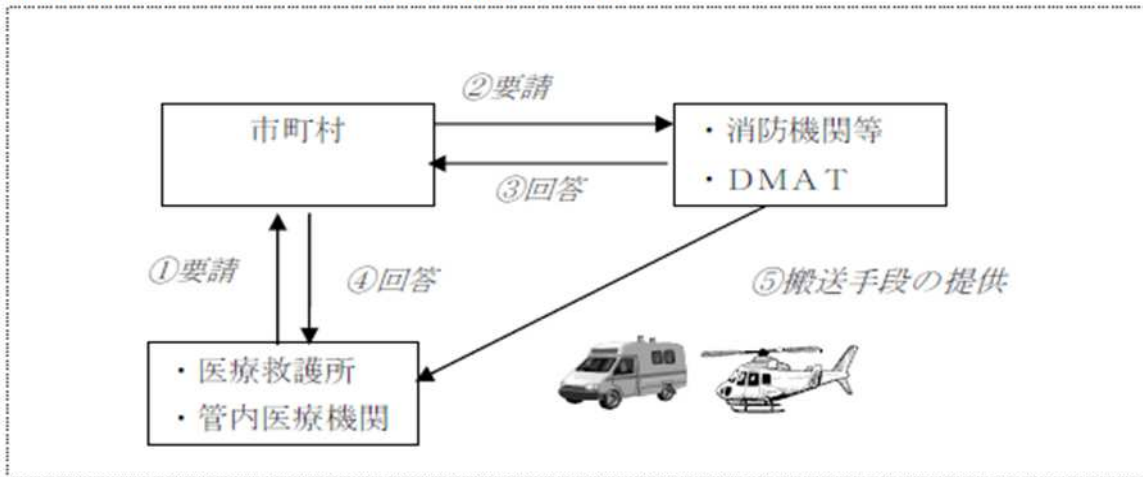
【災害時臨時ヘリポート 第3章 第6節参照】

(4) ドクターヘリ

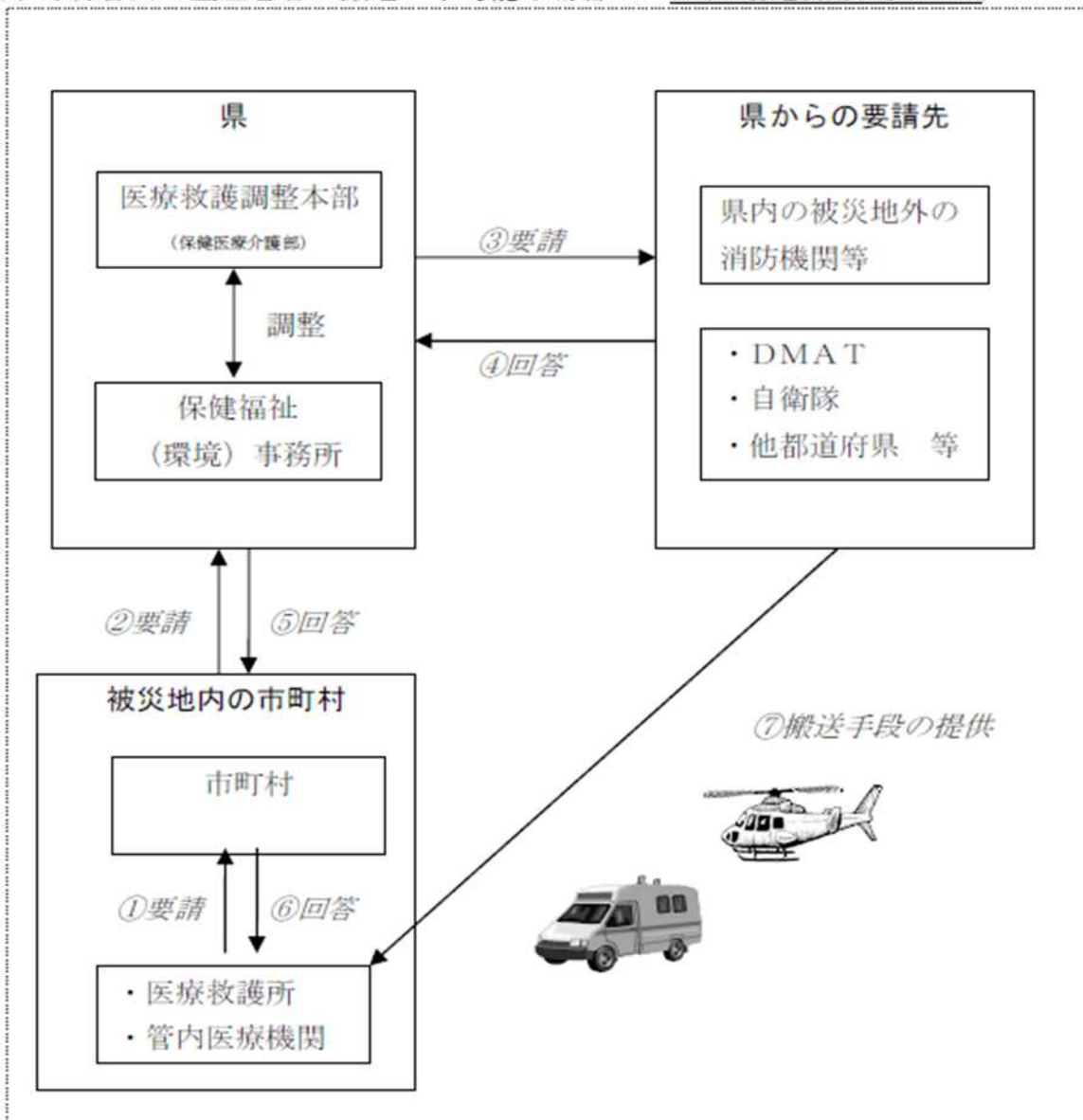
ドクターヘリは、消防機関や医療機関からの要請に基づき出動する。

(5) 重症患者の搬送要請への対応手順図

(市町村管内で重症患者の搬送が可能な場合)



(市町村管内で重症患者の搬送が不可能な場合 ※県へ搬送要請するケース)



第4項 災害救助法に基づく措置

1 救助法で定める基準

(1) 医療救助の対象

- ア 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の方途を失った者
- イ 応急的に医療を施す必要がある者

(2) 費用の限度

福岡県災害救助法施行細則で定める額

(3) 医療救助の範囲

- ア 診察
- イ 薬剤、又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療及び施術
- エ 病院又は診療所への収容
- オ 看護

(4) 医療救助の期間

災害発生の日から14日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。

(5) 助産救助の対象

災害のため助産の方途を失った者（死産、流産を含む。）で、災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者

(6) 助産救助の範囲

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前後の処置
- ウ 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

(7) 助産救助の期間

分娩の日から7日以内。ただし、特別の事情がある場合は、内閣総理大臣の承認を得て延長することができる。（特別基準）

(8) 実施方法

ア 医療救助

(ア) 原則として医療救護班が実施する。

(イ) 重症患者等で医療救護班では人的、物的の設備又は薬品、衛生資材等の不足のため、医療を実施できないときは病院又は診療所に移送し治療することができる。

イ 助産救助

(ア) 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。

(イ) (ア) より難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。

2 費用の負担

医療救護に要した費用は、救助法の規定に基づき、原則、市が負担する。

3 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

【災害救助法適用計画 第3章第34節参照】

第14節 給水計画

第1項 給水計画

□上下水道班

第1項 給水計画

1 給水計画

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

- (1) 給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地等の水源の確保に努める。
- (2) 給水に必要なポリ容器、給水車等を確保する。
- (3) 給水に要するポリ容器、給水車等が不足するときは、県及び隣接市町村に対し応援を要請する。
- (4) 人工透析等最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的な復旧と給水を行うように努める。

2 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

3 給水方法

- (1) 浄水場で飲料水が作れるとき

給水車及び給水タンク（ポリ容器）等で、輸送する。不足している場合は、県及び近隣市町村に応援を求め、確保する。

- (2) 浄水場で飲料水が作れないとき（浄水場が被災したとき）

県及び近隣市町村に飲料水、給水車、給水タンクの応援を求め、確保する。

4 給水の実施

- (1) 飲料水の確保及び給水にあたっては、1人1日当たりの給水量3リットル程度を目安とし、必要な容量を確保する。

《上下水道班の編成順位》

給水の条件	給水量の基準	備考
ア 飲料水の確保が困難なとき。	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ 所要量 133 (m ³ /日)
イ 飲料水の確保が困難であるが 搬送給水できるとき。	飲料水+雑用水 14リットル	洗面、食器洗い 619 (m ³ /日)
ウ 感染症予防法により県知事が 飲料水施設の使用停止を命じた 場合	20リットル	イ.+洗濯用水 885 (m ³ /日)
エ ウの場合が比較的長期にわた るとき必要の都度	35リットル	ウ.+入浴用水 1,548 (m ³ /日)

H22年国勢調査人口：44,210人

(2) そのほかの給水

給水車、自動車等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ペットボトルの配布、ヘリコプター等による搬送を要請する。

5 応急給水用資機材の確保

(1) 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。

(2) 市のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町及び県に応援を要請する。

第15節 食料供給計画

第1項	食料供給計画	<input type="checkbox"/> 衛生救護班	<input type="checkbox"/> 農林商工班
		<input type="checkbox"/> 出納経理班	

第1項 食料供給計画

1 対象者

《炊き出し、食品供与対象者》

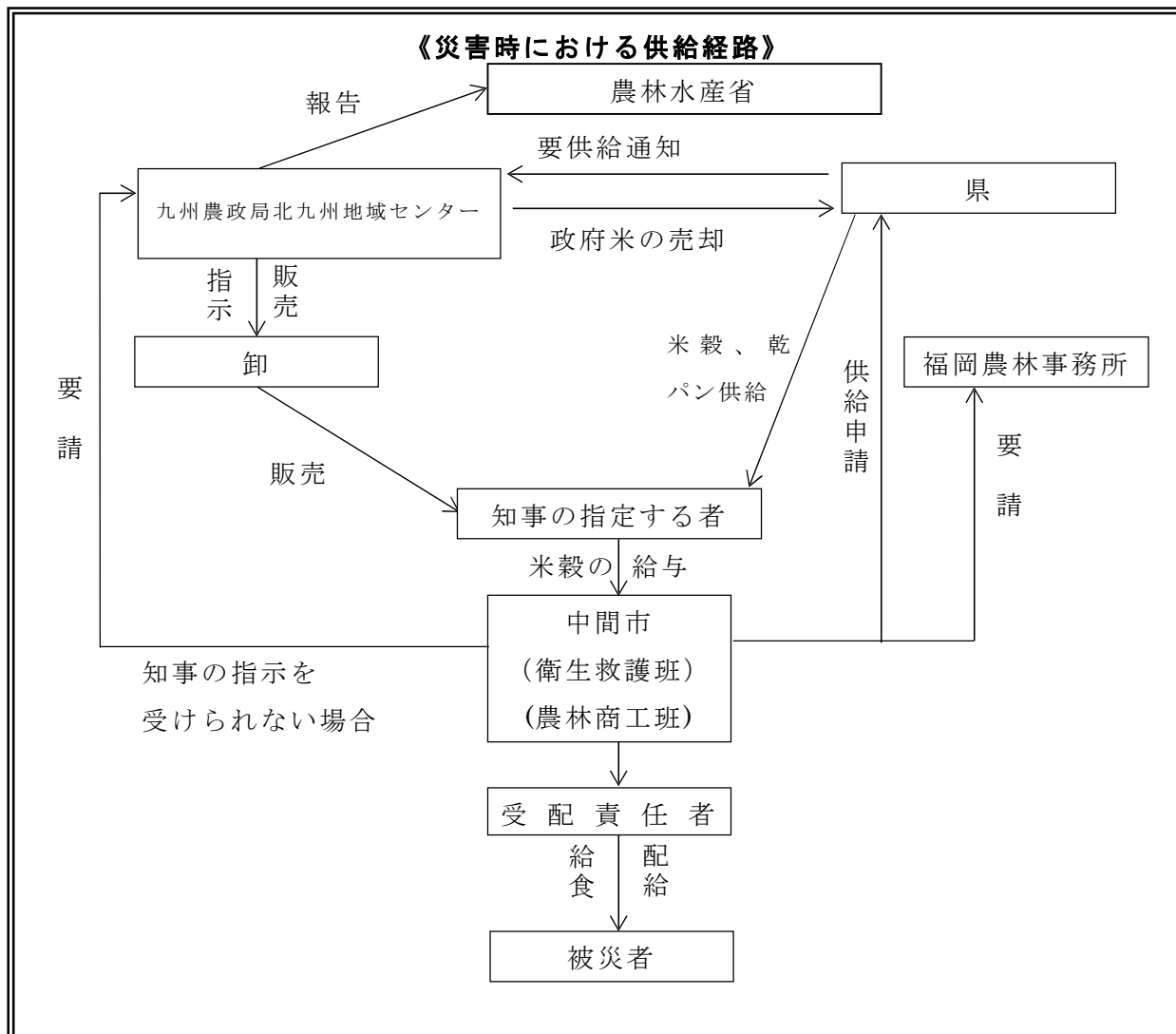
- (1) 避難所に收容された者
- (2) 住家の被害（全焼、全壊、半壊、流出又は床上浸水等）により炊事ができない者
- (3) 旅行者、列車、バスの旅客等であって食料の持ち合わせがなく調達できない者
- (4) 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食料を喪失し持ち合わせのない者
- (5) その他市長が供給の必要を認めた者

2 調達量の把握

衛生救護班は、避難所、農林商工班及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

3 調達・供給計画

- (1) 衛生救護班は被災状況、避難者数から食料供給計画を策定し、被災者の食料の確保と供給に努める。農林商工班は食料供給計画を基に調達、供給について衛生救護班と協同する。また、流通備蓄の確保の観点から、市内の食料品量販店と物資供給に関する協定書の締結に努める。
- (2) 必要な食料の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し応援を要請する。
- (3) 応急食料の緊急措置
市長は、通信・交通の途絶等により、知事の指示が受けられない場合は、「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」に基づき、政府所有の食料を保管する倉庫の責任者に対し、直接引渡しの措置をとる。
- (4) 大規模な災害の発生に際しての供給は、別冊第1「大規模災害時における中間市物資供給マニュアル」による。



4 食料の配給

(1) 種別

- ア 炊出し（乳幼児のミルクを含む。）
- イ 食品配給（一時縁故先等に避難する者に、現物をもって3日以内の食料品を支給する。）
- ウ 食料の配給は、被災者が直ちに食することができる現物による。

(2) 配給品目及び数量

- ア 配給品目は、米穀又はその加工品副食品
- イ 配給数量は、社会通念上（1人1日換算、救助法適用の枠内）の数量とする。

5 応急配給の方法

(1) 主食及び副食の配給

主食及び副食の配給は、衛生救護班が行うものとし、主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ実績に即した措置を講ずる。

(2) 食料の輸送等

衛生救護班・農林商工班は協同して食料の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき食料の輸送等を実施する。

この際、交通規制や避難所との連携についても考慮し、「大規模災害時における中間市物資供給マニュアル」による物資供給全般の体制及び物資配送計画との整合を図るとともに調達業者が被災した場合の輸送・保管についても検討しておく。

(3) 食料の備蓄

主要食料の備蓄は、第2章第5節「防災施設、設備等の整備計画」に定めるところによる。

(4) 配給基準

《応急配給に関する数量》		
配給を行う場合	申請手続	精米換算配給量
被災者に炊出しを行う必要がある場合	市長 ↓ 知事 ↓ 九州農政局北九州 地域センター所長	1人1食当たり200g の範囲内
配給機関が通常の配給を行うことができないため、その機関を通じないで配給を行う必要がある場合	同上	1人1日当たり400g
被災地における救助、復旧作業等に従事する者に対し給食を行う必要がある場合	同上	1人1食当たり300g の範囲内で知事が定める数量

6 調達・援助された食料の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受け入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保するとともに民間施設の活用についても検討する。

7 炊出し計画

住家の被害によって自宅で炊事することができない事態となった者又は避難所に収容された者及び災害応急対策要員等に対して一時的に食生活を確保するため、炊き出しを実施する。

(1) 炊出し実施者

市長は、炊き出しの必要を認めたときは、直ちに日本赤十字奉仕団、学校給食、保育園、調理員、自衛隊等に応援協力を求めて実施する。

(2) 炊出しの方法

ア 炊出し及び食品の配給を実施する場合には責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

【 一般災害対策編 】
〈第3章 第15節 食料供給計画〉

イ 炊出しは、衛生救護班が奉仕団等の協力を得て行うものとし、市職員が立ち会い、その指示により実施する。

ウ 炊出し及び食料の配給のために必要な原材料、燃料等の確保は、衛生救護班・農林商工班・出納経理班が共同して行う。

エ 炊出し施設は、可能な限り学校等の給食施設又は地区公民館、保育所等の既存施設を利用し、できる限り避難所と同一施設又は避難所に近い施設を選定して設ける。

オ 副食調味料等の調達は、災害時に供給できる商工会へ連絡の上調達する。

カ 炊出しに当たっては、常に食料の衛生に留意する。

キ 炊出し、その他による食料の給与は、基準額の範囲内でできる限り迅速かつ的確に行い、混雑に紛れて配分もれ又は重複支給の者がないように注意する。

(3) 炊き出しの器材

炊出しは、避難所の位置等を考慮し、学校、地区公民館、保育所等なるべく公共施設を利用し、既設の設備、器材を使用する。なお、適当な場所がないときは、所有者と協議のうえ飲食店等を使用するとともに、不足する器材等は個人から借上げ調達する。

《炊き出しの期間及び注意点》

期 間	ア 一般災害は市長が必要と認める期間 イ 救助法適用の場合は災害発生の日から7日以内（期間延長あり）
注 意 点	災害応急対策要員に対する炊出しと、被災者に対する炊出しは区別する。

第16節 生活必需品等供給計画

第1項 生活必需品等供給計画

出納経理班 衛生救護班
 情報連絡班 農林商工班

第1項 生活必需品等供給計画

1 生活必需品等供給計画

あらかじめ生活必需品等供給計画（輸送に関する計画を含む。）を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努め、必要量が確保できないときは、県及びその他の市町村等に対し応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。物資を送る関係機関は、その時点で把握している供給可能な物資のリスト等を提示する。

また、流通備蓄の確保の観点から、市内の生活必需品量販店と物資供給に関する協定書の締結に努める。

2 対象者

《給貸与対象者》

- (1) 住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失、床上浸水した者
- (2) 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失した者
- (3) 生活必需品がないため、日常生活を営むことが困難な者

3 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは期間を延長することができる。

4 物資の調達及び配給

(1) 生活必需品の種類

《日用品の種類》	
ア 寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ 外衣	洋服、作業衣、婦人服、子供服等
ウ 肌着	下着、大人・小人用紙おむつ等
エ 身廻品	タオル、生理用品、手拭い、靴下、サンダル、傘等
オ 炊事道具	鍋、炊飯器、包丁、ガス器具等
カ 食器	茶碗、汁碗、皿、はし等
キ 日用品	石鹸、歯みがき、バケツ、トイレトペーパー等
ク 光熱材料	懐中電灯、カセットコンロ等

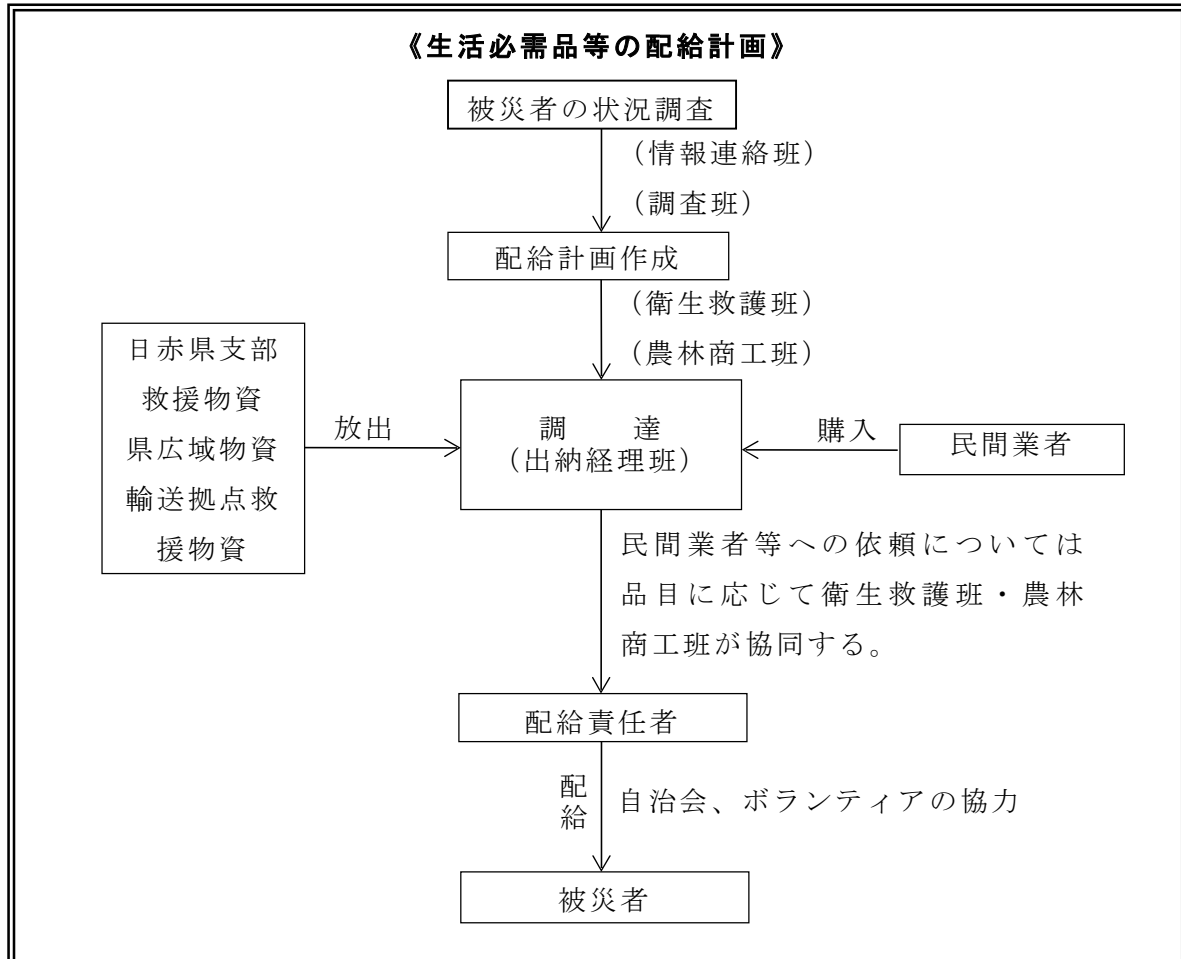
(2) 物資調達先

衣料生活必需物資は、市が一括購入又は備蓄物資から放出する。
物資供給に関する協定書に基づき民間業者から調達する。
必要量が確保できない場合は県に要請する。

《物資の調達先》	
ア	日本赤十字社福岡県支部（救援物資）
イ	県広域物資輸送拠点
ウ	民間業者
（市で調達が困難な場合、県に要請）	

(3) 配給方法

衛生救護班が配給計画に基づき、自治会長を通じて、自治会又はボランティアの協力を得て分配する。



5 調達・援助された物資の受け入れ、配給のための拠点となる施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達又は援助された物資の受け入れ（集積）、配給を行うため、物資集積センター（生涯学習センター）を開設するとともに指定避難所との調整を行った上で、空き教室や体育館等の施設を確保する。

物資供給センターにおける活動は、別冊第1「物資供給マニュアル」による。

第17節 義援金品配分計画

第1項 義援金品配分計画 出納経理班

第1項 義援金品配分計画

1 受付方法

《義援金品の受付要領》

- (1) 受付期間は、概ね災害発生の日から1か月以内とする。
- (2) 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて行う。
- (3) 義援金品は、特に被災地又は被災者を指定しない。
- (4) 義援品の募集に当たっては、被災住民の要望等を的確に把握し、受け入れ希望するもの・希望しないもののリスト及び送り先を公表する。
- (5) 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
- (6) 受付期間は、義援金の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

《受付帳簿の様式》

義援金品受付状況報告

(機関名)

受付月日	金額	寄贈者	
	(品名、数量)	氏名	住所

2 配分方法

(1) 対象者

《義援金品配分対象者》

- ア 死者、重傷者（義援金のみ）
- イ 全壊（焼）世帯
- ウ 流失世帯
- エ 半壊（焼）世帯
- オ 床上浸水世帯

(2) 配分基準

《義援金配分基準》	
区分	配分比率
死者	10
重傷者（3か月以上の治療）	5
重傷者（1～3か月の治療）	3
全壊（焼）流失世帯	2
半壊（焼）世帯	1
床上浸水世帯	1

《義援品配分基準》	
区 分	配分比率
全壊（焼）世帯	3
半壊（焼）世帯	2
床上浸水世帯	1

※ 義援金配分計算例

義援金総額が100万円で、死者1名、重傷者①（3か月以上の治療）3名、重傷者②（1～3か月の治療）10名、全壊（焼）流失世帯5世帯、半壊（焼）世帯15世帯の場合

一人当たりの配分金額

$$(1名 \times 10) + (3名 \times 5) + (10名 \times 3) + (5世帯 \times 2) + (15世帯 \times 1) = 1.25 \text{ (万円)}$$

算出計算式

配分比率 × 配分金額 = 1人当たりの支給金額

死者

$$10 \times 1.25 \text{ (万円)} = 125,000 \text{ 円} \times 1名 = 125,000 \text{ 円}$$

重傷者①

$$5 \times 1.25 \text{ (万円)} = 62,500 \text{ 円} \times 3名 = 187,500 \text{ 円}$$

重傷者②

$$3 \times 1.25 \text{ (万円)} = 37,500 \text{ 円} \times 10名 = 375,000 \text{ 円}$$

全壊（焼）流失

$$2 \times 1.25 \text{ (万円)} = 25,000 \text{ 円} \times 5名 = 124,000 \text{ 円}$$

半壊（焼）

$$1 \times 1.25 \text{ (万円)} = 12,500 \text{ 円} \times 15名 = 187,500 \text{ 円}$$

$$1,000,000 \text{ 円}$$

第18節 交通対策計画

第1項 交通対策

□技術班

第1項 交通対策

1 被害状況の把握

道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

《パトロール時の留意点》

- (1) 法面の土砂や樹木の崩落状況
- (2) 側溝等の流水状況
- (3) 橋梁の滞留物の状況
- (4) 道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
- (5) 応急復旧に必要な資機材の判断

2 交通規制の実施

災害時で道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められるときは、道路管理者は、関係機関と連絡を密にし、必要な規制を行う。

(1) 道路管理者

異常気象時において、道路の通行が危険であると認められた場合及び災害等により交通に危険が予想され、又は発見し、あるいは通報等により覚知したときは、速やかに必要な規制を行うとともに、関係機関に連絡をする。

(2) 警察

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、交通の安全と円滑を図り、又は応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するために必要があると認めるときは、区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

イ 災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保する必要があると認めるときは、緊急通行車両の先導を行う。

ウ 緊急通行車両の通行の確保等の確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。

《交通規制実施機関》			
	実施責任者	範 囲	根拠法
道路 管 理 者	県知事 市長	(ア) 道路の破損、決壊その他の事由により通行が危険である場合 (イ) 道路についての工事のため、やむを得ない場合	道路法 第46条
警 察	公安委員会	災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の輸送を確保するため必要がある場合	基本法 第76条
	公安委員会 警察署長 (期間の短いもの)	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要がある場合	道路交通法 第4条 及び 第5条
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法 第6条

(3) 実施要領

《交通規制実施要領》	
道路管理者	ア 異常気象時に道路の通行が危険であると認められるとき。 イ 災害等で交通に危険が予想されるとき。 ウ 災害を発見しあるいは通報等で覚知したとき。
警 察 (公安委員会)	ア 災害等で交通の安全と円滑が阻害され、又はそのおそれがあるとき。 イ 災害時における被災者及び緊急物資の輸送を確保するため。
(規制を行うときは関係機関に連絡する。)	

3 交通の確保

災害応急対策用資機材や物資、要員の輸送等を迅速に行うため、災害現場や避難所に通ずる道路の確保に努める。この場合、緊急交通路等から優先的に応急復旧を実施する。

《交通の確保策》
(1) 障害物の除去
(2) 被災箇所の応急復旧
(3) 迂回路の確保

第19節 緊急輸送計画

第1項	輸送の確保	<input type="checkbox"/> 指揮班
第2項	緊急輸送計画	<input type="checkbox"/> 指揮班

第1項 輸送の確保

1 輸送の確保

(1) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速、確実に輸送できる適切な方法を用いる。

《災害時の輸送方法》
ア 自動車輸送
イ 鉄道輸送
ウ 人力輸送
エ 航空輸送

(2) 輸送力の確保手順

ア 市有車両等の確保

市は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員、物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

(ア) 車両等の掌握は、指揮班において行う。

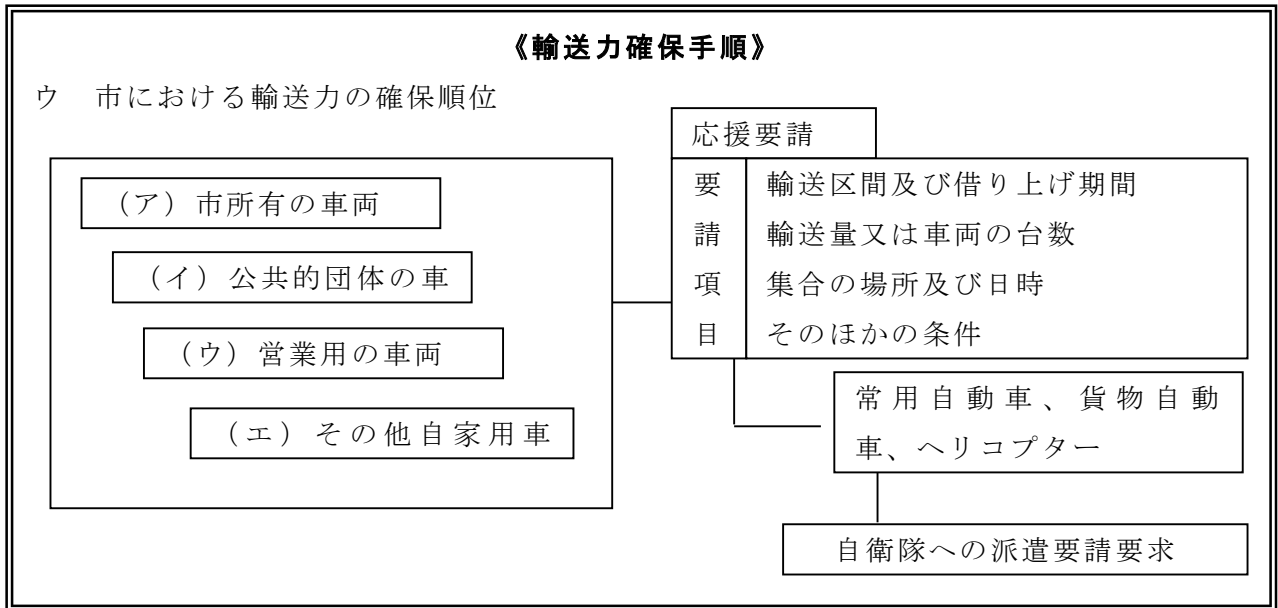
(イ) 各班は、車両等を必要とするときは、指揮班に配車を要請する。

(ウ) 指揮班は、上記要請があった場合は、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

イ 市有以外の車両等の確保

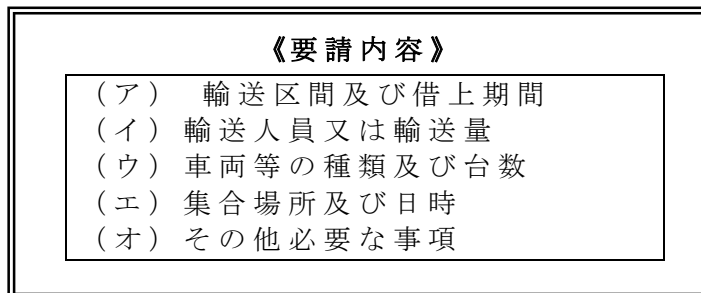
(ア) 各班は、市有以外の車両等を確保する必要がある場合、指揮班に車両等の確保を要請する。

(イ) 指揮班は、上記の要請があった場合、周辺の市町村、県、民間業者等に協力を要請する。次の順序で車両等の確保を図る。



エ 車両等確保の協力要請

市長は、市内で車両等の確保が困難な場合又は輸送上ほかの市町村で車両等を確保することが効果的な場合は、周辺の市町村又は県に協力を要請して車両の確保を図る。



《輸送の依頼先》

種 別	確 保 時 の 状 況	依 頼 先 等
自動車	公用車	主たる輸送力として使用 衛生救護班等が配車指示
	営業用他	庁用車のみでは不足する場合 各事業所等
	自衛隊車両	緊急止むを得ない場合 県（自衛隊への要請を要求）
鉄 道	JR 福北ゆたか線	自動車による輸送が不可能なとき 九州旅客鉄道株式会社
	筑豊電鉄線	
航空機	自衛隊	陸上交通が途絶した場合 知事又は自衛隊

(3) 輸送の対象

《輸送の対象》	
ア	<p>第1段階</p> <p>(ア) 救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 (イ) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 (ウ) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス (エ) 水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 (オ) 医療機関へ搬送する負傷者等 (カ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</p>
イ	<p>第2段階</p> <p>(ア) 上記第1段階の続行 (イ) 食料、飲料水、そのほか生命の維持に必要な物資 (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</p>
ウ	<p>第3段階</p> <p>(ア) 上記第2段階の続行 (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資 (ウ) 生活必需品</p>

2 道路等公共施設の障害物除去

災害等により搬入された土砂、立木等の障害物を除去し、災害応急対策用物資・資機材、要員等の輸送のための緊急通行の確保を図る。

(1) 実施者

道路に搬入された土砂、立木等の障害物の除去は、その道路管理者が実施する。

(2) 道路の確保

市長は、災害応急対策実施のため、災害現場に通じる道路、又は避難所等に通じる主要道路の確保に努めなければならない。

(3) 労務の確保

障害物除去のための労務は、各団体の協力を求め確保する。

(4) このほか、第22節「障害物除去計画」を参照する。

3 災害救助法の実施基準

《救助法における輸送の範囲及び期間》	
<p>(1) 被災者の避難 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の給水 (5) 救助用物資 (6) 行方不明者の捜索 (7) 遺体の対策（埋葬を除く。）</p>	<p>当該救助が認められる期間内</p>

第2項 緊急輸送計画

1 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

災害発生後、救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」を県又は県公安委員会の担当部局に提出する。

ア 県

(ア) 県防災危機管理局

(イ) 八幡農林事務所

イ 県公安委員会

(ア) 県警察本部

(イ) 折尾警察署

《緊急通行車両の取扱》

(基本法第76条に規定する緊急通行車両通行の確認)

緊急通行車両確認申請を折尾警察署長、八幡農林事務所長又は県防災危機管理局に提出

標章及び確認証明書の交付(様式2、3号)を受ける。

《災害時における交通の禁止及び制限》

第76条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係わる災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

(2) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

県知事及び県公安委員会は、緊急通行車両であることを認定したときは、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

2 緊急交通路（第2章14節第1項）

◆ 緊急交通路指定路線

区分	路線名	起 点	終 点
県道	直方芦屋線	直方市	遠賀郡芦屋町
	中間引野線	中間市	北九州市八幡西区
	小倉中間線	北九州市小倉南区	中間市
	中間宮田線	中間市	宮若市

3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

（1）事前届出の対象とする車両

事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とする。

- ア 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- イ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ウ 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

（2）事前届出の申請

ア 申請者

事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）

イ 申請先

申請する車両を使用する本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課とする。

（3）申請書類

ア 別記様式第4の緊急通行車両事前届出書 2通

イ 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1通

ウ 自動車検査証の写し 1通

第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画

第1項	防疫対策	<input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 作業班
第2項	清掃対策	<input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 作業班
第3項	衛生対策	<input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 作業班
第4項	愛護対策	<input type="checkbox"/> 衛生救護班

第1項 防疫対策

1 防疫体制の強化

衛生救護班は、防疫班を編成し、県と連携・協力を行いながら災害時における感染症の発生の予防等、防疫措置の強化、徹底を図る。

- (1) 感染症（疑い）の発生状況、原因の把握、調査
- (2) 健康状態の把握、健康診断の実施
- (3) 清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知
- (4) 環境保全、身体への影響に配慮し、安易な薬品の散布は可能な限り避ける。
- (5) 優先して対応すべき患者及び地域の確認

2 防疫班の編成

部隊の編成人員については、災害の規模により適宜定める。

《防疫班の編成》			
区分	機関	活動内容	構成人数
防疫班	中間市 (衛生救護班)	消毒、防疫活動及び広報活動	衛生技術者 1名 担当員 2～3名 助手（事務）1名

3 災害時の調査

(1) 実施方法

被災地区住民の健康状態の把握に努める。感染症発生等の疑いがある場合には、情

報収集に努め、必要に応じて県保健福祉環境事務所の指示、指導のもと清掃、消毒等を実施する。

《第2種感染症指定医療機関》			
施設名	所在地	電話番号	病床数
北九州市立医療センター	小倉北区馬借 2-1-1	541-1831	感染症 16

《調査活動》		
目的	方法	留意点
感染症患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先

(感染症患者が発生した場合は、適切な処置を講じる。)

(2) 調査の重点

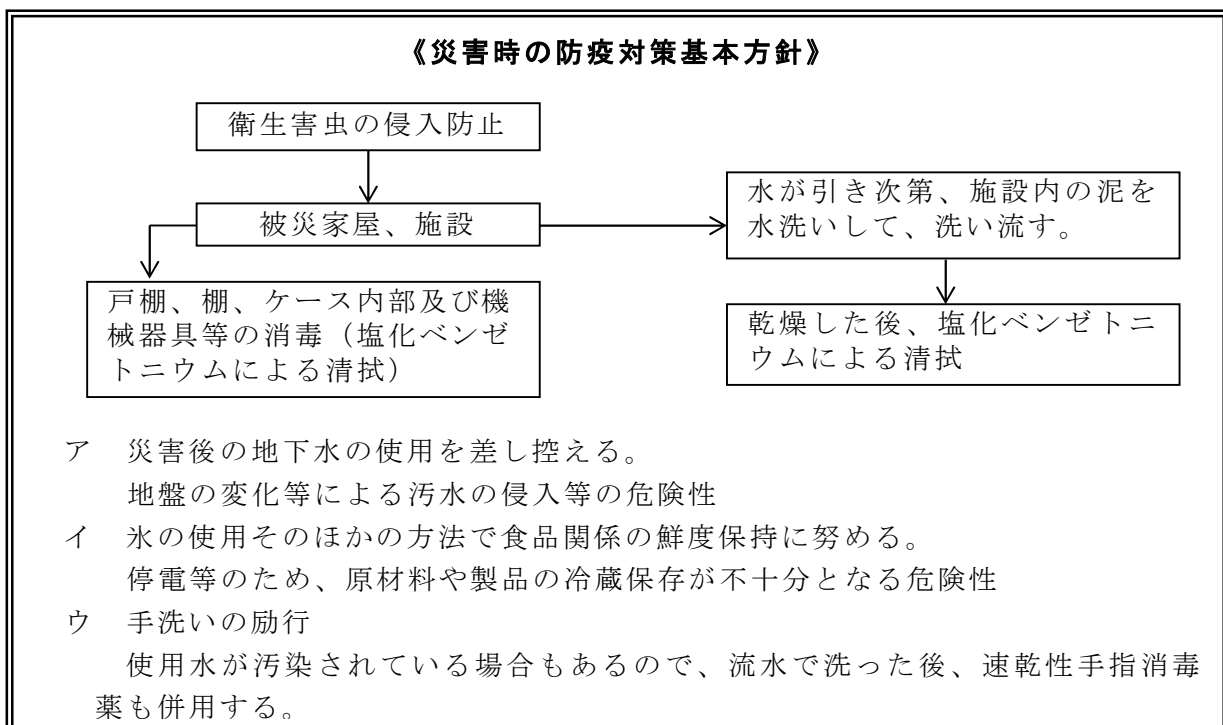
浸水地域における指定避難所等を優先調査し、順次一般の調査に移行する。

4 災害時の防疫活動

災害により感染症が発生し、又は発生のおそれがある地域において、県保健福祉環境事務所の指示、指導のもと消毒等を実施する。

5 防疫活動

(1) 防疫対策基本方針



(2) 消毒方法

《防疫活動における消毒方法》		
対 象	消毒場所	消 毒 方 法
飲 料 水	井 戸	濁りがある場合は使用しない。濁りがなくなったら、水質検査により安全を確認し飲用に使用する。安全が確認されるまで飲用する場合には煮沸する。
	上 水 道	塩素消毒の実施
家 屋 内	屋 内	泥、ごみ等を排除し、水洗いした後、塩化ベンザルコニウム液により清拭する。
	屋外 床下等	状況に応じ、泥、ごみ等を排除の上、水洗いした後に、塩化ベンザルコニウム液等を散布する。
便 槽、浄化槽	便 槽	くみ取りの場合、生石灰を使用すると発熱を伴う可能性があるので注意する。汚水で満水の場合、くみ取り業者へ依頼する。
	浄 化 槽	浄化槽にはクレゾールを使用しない。 浄化槽に異常がある場合保守点検業者へ相談する。

(3) 消毒薬剤所要量及び算出基準

《所要量算出方法》		
区 分	薬剤の種類	容量目安
床上浸水家屋 床下浸水家屋	塩化ベンゼトニウム	1 戸 当 たり 500 g

(4) ライフライン寸断時の対応

ア 手洗い用水（ペットボトル）の配布 イ 紙タオル、ウエットティッシュを温め体の清拭に使用
--

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

知事から、ねずみ族、昆虫駆除の指示を受けた場合には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第28条に基づき、それらの駆除を行う。

(6) 避難所の防疫指導

避難所は、多数の者を収容するため衛生状態が悪くなり、感染症発生の原因となることが多いので、市は次の措置を実施する。

《避難所における防疫指導》

- ア 避難所の清掃、消毒方法
- イ 避難者に対する健康調査の実施
- ウ 給食従事者に対する健康状態の把握等（なるべく専従者とする。）
- エ 配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導
- キ トイレの清掃
- ク 簡易トイレの設置
- ケ 手洗い用水、速乾性手指消毒薬の配布

6 薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するものとするが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

7 他機関に対する応援要請

被害が甚大なため、市単独での防疫活動が困難な場合には、県、日本赤十字社、医師会、近隣市町村等関係機関への応援を要請する。

第2項 清掃対策

1 ごみ収集、運搬及び処分の方法

(1) 清掃部隊を編成

災害時における廃棄物の処理は、委託業者により収集処理するとともに、道路、公園等の公共的な場所については、清掃部隊を編成しその収集処理に当たる。また、市において処理が困難な場合は県に応援を要請する。

《清掃部隊の編成》

塵芥運搬車	1台
作業員	6～8名
器具	スコップ、フォーク、ごみ袋、ほうき等

(1班当たり)

(2) 食物の残渣物を優先的に収集する。

(3) 収集したごみは、ごみ処理施設において処理し、必要に応じ環境衛生上支障のない方法で行う。

(4) 処理が困難な場合は近隣市町村のごみ処理施設に応援を要請する。

《ごみ処理施設》			
区分	施設名	所在地	電話番号
中間市	遠賀・中間地域広域行政事務組合 遠賀・中間リレーセンター	岡垣町大字糠塚 103番地1	093-282-5341
広域協定	協定の施設		

2 し尿収集、運搬及び処理の方法

(1) し尿処理運搬車両等により収集し、収集したし尿は、原則として処理施設により処理する。

《し尿処理施設》			
区分	施設名	所在地	電話番号
中間市	遠賀・中間地域広域行政事務組合 『曲水苑』	遠賀郡水巻町 猪熊10-1-32	093-201-2184
広域協定	協定の施設		

(2) 冠水地域が広範囲にわたる場合は、一般廃棄物取扱業者そのほかの協力を得て収集、運搬、処分に当たる。

3 し尿収集処理量、運搬の算出基準

《し尿処理量》	
し尿の収集処理量	被災地域の1戸当たり 市街地：約400ℓ 農村：約500ℓ
し尿運搬車	バキュームカーの1日平均処理能力と所要人員 ・処理量：2t車 約7.2kℓ (1.8kℓ×4回) ・所要人員：2人

《収集運搬車の能力と所要人員》	
し尿運搬車	バキュームカーの1日の平均処理能力と所要人員 ・処理量：4t車 約8.0kℓ 1.8t車 約5.4kℓ ・所用人数：各2人
ごみ運搬車	ダンプカー、バックホウ、トラックの1日平均収集量と所用人数 ・処理量：約10t ・所用人数：約5人

4 仮設トイレの設置、確保

避難所等へのマンホールトイレの設置を検討するとともに仮設トイレの設置について、設置場所、数量等を確認し、必要に応じて専門業者、県等に協力を求める。

5 災害廃棄物の処理

(1) 中間・遠賀災害廃棄物処理計画

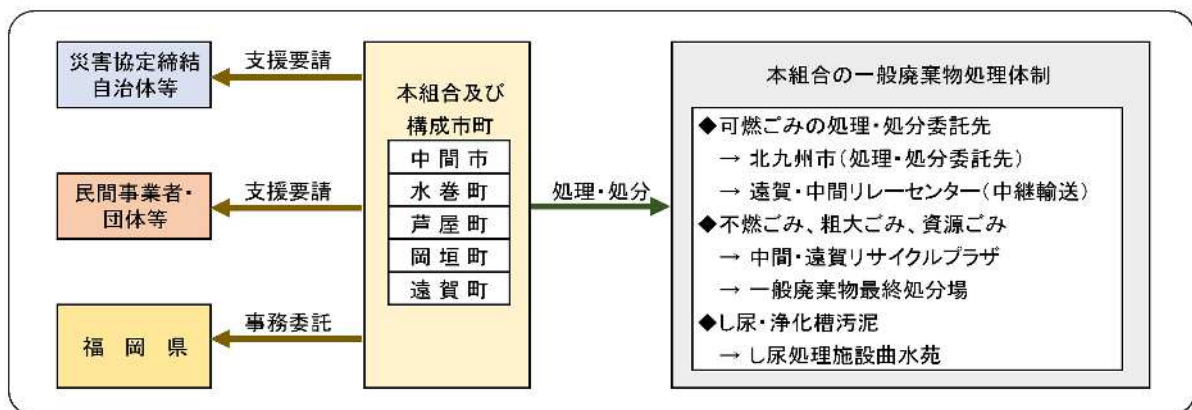
「中間・遠賀災害廃棄物処理計画（平成31年3月策定）」に基づいて、地震や水害等の災害で発生する廃棄物等の適正処理を迅速かつ円滑に行うこととする。

災害廃棄物は一般廃棄物であることから、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び構成市町の中間市・遠賀四町が処理主体となって、平時と同様に、一般廃棄物処理体制で、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみ・し尿・浄化槽汚泥等処理することを基本とする。また、災害廃棄物の処理は、発災から概ね1年間以内で終了することを目指す。

なお、災害の規模、災害廃棄物の種類や量によっては、本構成市町で処理が困難なことも予想されることから、災害協定締結自治体及び民間業者・団体、九州市長会等への支援要請や福岡県への事務委託等を行う。

合わせて、「被災者側」だけでなく、「支援者側」の検討を行う。

各主体の役割



(2) 計画の対象とする災害廃棄物

ア 災害廃棄物

(ア) 住民が自宅内にある被災した家財等を片付ける際に排出される「片付けごみ」

(イ) 損壊家屋の撤去【必要に応じて解体】等に伴い排出される「がれき類」

イ 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

(ア) 避難所ごみや仮設トイレ等からの汲み取りし尿

(イ) 通常的生活ごみや、し尿・浄化槽汚泥

中間市の被害想定と災害廃棄物等の発生量推計

区分	地震災害時	水害時	区分	地震災害時	水害時
建物全壊棟数	216棟	—	避難者数	430人	12,530人
建物半壊棟数	488戸	—	避難所ごみ発生量	0.30 t/日	8.68 t/日
浸水戸数	—	6,085戸	し尿発生量	0.73t/日	21.3t/日
災害廃棄物	18,703t	21,203t	仮設トイレ必要数	15基	426基

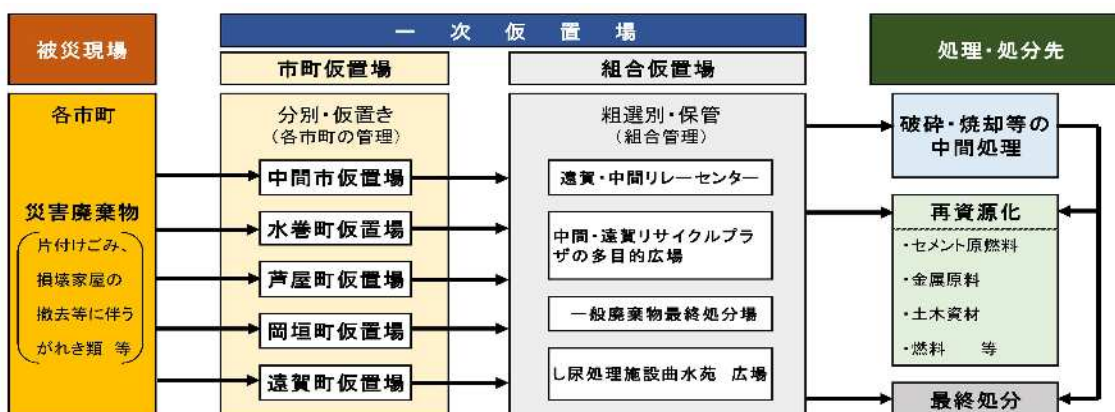
※「福岡県災害廃棄物処理計画市町村計画策定マニュアル（平成28年3月）」、国土交通省遠賀川河川事務所「遠賀川水系洪水浸水想定区域図（想定最大規模）（平成28年5月）」、環境省「災害廃棄物対策指針（平成30年3月）」に基づき推計。

(3) 災害廃棄物処理の流れ

被害が本組合構成市町の全域に及ぶ大規模な災害の場合、災害廃棄物処理の流れについては、下図を基本（基本フロー）とする。

被災現場で発生した災害廃棄物は、先ず被災市町の市町仮置場に持ち込み、分別・仮置きする。その後「市町仮置場」から「組合仮置場」に運搬・集積し、粗選別後に種類や性状に応じて破碎・焼却等の中間処理を行い、再資源化（リサイクル）、最終処分（埋立処分）を行うものとする。

災害廃棄物処理の流れ(基本フロー)



(4) 仮置場候補地の想定

災害時には、平時の処理体制では対応できないほど多量の災害廃棄物が一度に排出されることが予想される。

災害廃棄物には、被災した家財等の片付けごみや損壊家屋等の解体がれき類だけでなく、救助活動や道路啓開に伴う障害物等の廃棄物も排出される。

また、その多くは混合状態となっていることから、迅速かつ適正に処理を行っていくためには、分別・保管等の機能を持つ仮置場は重要な役割を担うことになる。

特に、本市は、市域の中央を遠賀川が南北に貫流しており、災害の規模によっては、遠賀川に架かる遠賀橋と中間大橋が通行不能となる事態も想定されるため、平時から川東地区・川西地区それぞれに一次仮置場の候補地数カ所を想定しておき、迅速に開設することとする。

(5) 仮置場の種類

名 称	定 義
住 民 用 仮 置 場	発災後、速やかに被災地域内に設置される一時的な仮置場で、被災した住民が直接持ち込む。被災に伴って発生した片付けごみを短期間に限って受け付ける。 ※災害の規模等によっては設置しない場合もある。また、設置した場合も住環境に近いことから、できるだけ早く閉鎖することが望ましい。
一次仮置場 1) 市の仮置場 2) 組合仮置場	災害廃棄物(可能な限り発災現場で分別したもの)を数ヶ月間受け付けて集積・保管し、前処理(粗選別程度)を行いつつ、リサイクル先や処理・処分先に搬出する仮置場。場合によっては二次仮置場へ積み替える拠点となる。
二次仮置場	二次仮置場は、災害の規模等から判断し、必要に応じて設置する。一次仮置場から運ばれた災害廃棄物を中間処理(破碎・選別、焼却処理等)し、再資源化された復興資材を一時保管するとともに、リサイクル先や処理・処分先に搬出する仮置場。

第3項 保健衛生対策

1 健康診断、臨時予防接種

(1) 健康診断

市は、住民の健康状態を把握し、調査の結果、必要があるときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定による健康診断を県と協力して実施する。

(2) 臨時予防接種

県知事から指示があった場合は、「予防接種法」第6条の規定により臨時予防接種を実施する。

2 食品衛生管理

以下の食品衛生に関する指導を実施する。

(1) 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導 (2) 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発 (3) 炊出し施設等の衛生指導 (4) 避難所用弁当調整施設等の監視指導 (5) 飲料水の衛生確保
--

3 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービス及び応急仮設風呂を設置する。

(1) 公衆浴場のあつ旋

ア 市内の公衆浴場の被災現状の把握

イ あっ旋の方策

県及び公衆浴場業生活衛生同業組合等を通じて、受け入れ体制を協議する。

4 家畜等処理方法

保健福祉環境事務所長の指示に従い、原則として死亡獣畜取扱場で処分し、やむを得ない場合は、環境衛生上支障のない方法で処理する。

第4項 愛護動物対策

1 動物の保護・収容、放浪動物への対応

大規模災害に伴い、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じるため、保健福祉環境事務所、福岡県獣医師会等関係団体及び動物愛護団体等と協力し、動物の保護・収容対策を行う。

2 ペット同行避難の受け入れ

- (1) 避難所では、ペットの飼育、飼育場所の清掃及び排泄物の処分等、飼い主による管理を行い、ペットの安全と健康を守るとともに、他の避難者への迷惑にならないように努める。
- (2) 避難所に受け入れできる対象ペットは、犬、猫、小鳥その他の小動物とし、大型動物、危険動物、蛇などの爬虫類は対象外とする。
- (3) 避難所では、他の避難者への影響や衛生管理等を考慮し、原則として人の居住スペースとペットの飼育を完全に分離する。なお、介助犬は除く。

3 災害に備えた事前準備

- (1) 飼い主は、日頃からペットの避難に必要な用具等を準備し、しつけや健康管理、迷子札やマイクロチップなどの所有者明示措置に努める。
- (2) 飼い主は、ペット用備蓄（家庭内備蓄）の準備に努める。
 - ア 少なくとも5日分のペットフード及び水
 - イ 食器、首輪、リード
 - ウ ケージ
 - エ トイレ用品
- (3) 飼い主は、ペットのしつけに努める。
 - ア ケージに慣れる。
 - イ 無駄吠えをさせない。
 - ウ 決められた場所でトイレができる。

第21節 行方不明者の搜索、対策及び埋葬計画

第1項	行方不明者の搜索、対策 及び埋葬計画	□指揮班	□衛生救護班
		□警察	

第1項 行方不明者の搜索、対策及び埋葬計画

1 対象者

- (1) 行方不明者
- (2) 収容埋葬対象者
 - ア 行方不明の状態にある者で、四囲の状態から既に死亡していると推測される者
 - イ 死亡と確認された者

2 行方不明者の搜索

指揮班が主体となり、搜索部隊を編成し、県、警察、消防、自衛隊等関係機関の応援を得て実施する。「第3章 第12節 救出計画」に準ずる。

大規模な場合は、別冊第3「中間市大規模災害時における応急救援活動実施のための応援部隊の基本的運用計画」による。

3 遺体の対策

(1) 遺体の見分

- ア 折尾警察署は、死体取扱規則に基づき、遺体の検分を行う。
- イ 遺体の見分については、指紋の採取、写真撮影等を行い遺族に引き渡す。
- ウ 遺体の引き取り人がいない場合は、検視調書を添えて市長に引き渡す。

(2) 遺体の対策

災害の際死亡した者については、その遺族が混乱期のため遺体識別等の措置、遺体の一時保存又は検案を行うことができない場合に以下の処理を行う。

(3) 対策の方法

- ア 救助の実施機関である知事又は市長（補助又は知事により救助事務を行うこととされた場合）は、遺体の一時保存のための施設（遺体安置所等）を迅速に準備するとともに、遺体の洗浄、縫合、消毒、検案等について現物給付により実施する。

イ 遺族が遺体の対策を行う場合は、遺体の対策に伴う薬品、消毒剤等の現物を支給する。

《遺体の処理方法》
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px auto; width: 80%;"> (ア) 遺体の見分 (イ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等 (ウ) 遺体の一時保存 </div> <p style="text-align: center;">身元を判別し得ない遺体、又は短期間に埋火葬することが困難な場合には、遺体安置所を確保して一時保存する。</p>

(4) 身元不明の遺体に対する措置

漂流遺体等で身元が判明しない場合は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の規定によって取り扱うものとする。

4 遺体の收容埋葬

(1) 実施者

衛生救護班が主体となり、県、警察等関係機関の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 遺体の埋葬方法

- ア 身元不明の遺体については、警察、その他の関係機関に連絡し、その調査に当たる。
- イ 死亡者が多数のため、市内の遺体搬送車及び遠賀・中間地域広域行政事務組合の火葬場で対応できない場合、近隣市町に協力を要請し、広域的に必要な数の確保を図る。

《遺体の埋葬方法》	
実 施 す る 場 合	方 法
ア 災害時の混乱の際に死亡した者 イ 災害のため埋葬を行うことが困難な者 ウ 緊急に避難を要するため、遺族が時間的にも労力的にも埋葬を行うことが困難な者 エ 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋火葬を行うことが困難な者	ア 原則として火葬とする。 イ 埋葬、納骨に必要な物資等は現物支給する。
(火葬を行うことが困難な場合には隣接市町の協力を得る。)	

(3) 車両、必要資材の確保

收容埋葬に必要な車両、資材は、市内関係業者の協力を得て、指揮班、消防本部、保健福祉環境事務所等で確保する。

《遺体収容埋葬資材》	
必 要 資 材	所 管
非常用担架	消防署
遺体安置用シート、棺、骨壺	衛生救護班
遺体消毒用品	保健福祉環境事務所

(4) 火葬施設

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号	施 設 数
天生園	遠賀郡遠賀町大字上別府 1996	293-1840	7 基

5 救助法適用期間

《行方不明者の捜索及び埋葬の期間》	
(1) 遺体の捜索 (2) 処理 (3) 埋葬	災害発生の日から10日以内（ただし、現に遺体を捜索する必要がある場合は、内閣総理大臣の承認により期間の延長あり。）

第22節 障害物除去計画

第1項 障害物除去計画

技術班 出納経理班
市社会福祉協議会

第1項 障害物除去計画

1 障害物の除去

市は、被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、又は二次災害を防止するため、住家又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の障害物を除去するとともに人員等の輸送が円滑に行われるように、主要道路、河川等の障害物の除去を行う。

この場合において、市社会福祉協議会と締結したボランティアの災害時におけるボランティア活動に関する協定に基づき、同協議会に協力を求める。

- (1) 市は、山（がけ）崩れ、土石流、浸水等によって、住家又は周辺に運ばれた障害物の除去を行う。市で対応できない場合は県、民間業者等へ応援を要請する。
- (2) 河川等の障害物の除去は、河川等の管理者が行う。

2 対象

《障害物除去の対象》

- (1) 当面の日常生活が営み得ない状態にあること
- (2) 日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき
- (3) 自らの資力によっては除去ができないものであること
- (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること
- (5) 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること
- (6) 当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

3 期間

《障害物除去の期間》

期 間	災害発生の日から 10 日以内
-----	-----------------

4 障害物除去の方法（救助法が適用された場合）

救助の実施機関である知事（知事により救助活動を行うこととされた場合又は知事が実施する暇がない場合は市長）が、必要資機材を現物供与するか、又は作業員等を動員して実施する。

5 除去した障害物の処理

原則として、遠賀・中間リレーセンターで処理する。やむを得ない場合は、市長の指示する公有地等に一時的に集積する。

6 障害物保管等の場所

- （1）再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
- （2）道路交通の妨げとならない場所を選定する。
- （3）工作物等を保管した場合は、保管をはじめた日から14日間工作物名その他の必要事項を公示する。

7 資機材、人員の確保

市社会福祉協議会と締結したボランティアの災害時におけるボランティア活動に関する協定に基づき、同協議会と連携し、スコップ、ロープその他の障害物除去に必要な資機材、人員等の確保に努める。

第23節 文教対策計画

第1項 学校教育対策

- 教育施設班
- 衛生救護班

第1項 学校教育対策

1 実施責任者

災害発生後の措置、応急対策を迅速に行うため、市災対本部、教育委員会及び各学校間の通報連絡を密にしなければならない。

- (1) 小・中学校その他の文教施設の災害対策は、市長が行う。
- (2) 児童、生徒に対する応急措置等は、市教育委員会が行う。

なお、救助法が適用されたとき、又は市で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。

2 児童、生徒の安全確保

《児童、生徒の安全確保》

- (1) 休校措置（災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき。）
- (2) 保護者又は教員が引率しての登下校（避難）
- (3) 安全な通学路（避難路）、避難所の周知徹底
- (4) 緊急時の避難誘導

3 応急教育の実施

(1) 施設の確保

近隣の学校から借用した教室又はその他の施設で実施する。

《応急対策》

- ア 被害施設、箇所の速やかな応急修理
- イ 屋内体育館、武道場等の利用（一部使用不能の場合）
- ウ 地区公民館、寺院等公共施設の利用（多くの施設が使用不能の場合）
- エ 応急仮校舎の建設

※地区公民館、寺院等応急教育実施の予定場所は、教育委員会及び各学校と協議の上あらかじめ確保しておく。

(2) 実施方法

学校又は児童生徒が災害にあって正常な授業ができない場合は、校長は教育委員会の指示の下に概ね次の方法で応急の教育を行う。

《応急教育の実施方法》

教育委員会の指示により

- ア 臨時に学級を編成し、複式学級又は二部授業等を設ける。
- イ 教場を分散しての出張授業
- ウ 休校しての自宅学習及び巡回指導

4 教科書、学用品等の調達及び配給

各学校は、児童生徒の学用品の被害があった場合は、その被害の種類、程度、数量等を速やかに教育委員会へ届けるとともに、概ね次の方法によって応急の措置をとる。

《教科書、学用品等の調達、配給方法》

教科書、文房具 通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他関係機関への救援要請

※ 学用品の貸与は小学校児童及び中学校生徒に限る。

5 教育実施者の確保

教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

《教育実施者の応急確保策》

- (1) 臨時学級編成による教育
- (2) 近隣学校等からの応援
- (3) 臨時教諭採用予定者からの新規採用
- (4) 現職に携わっていない教員免許所有者の臨時採用

(当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。)

6 授業料の免除、育英補助の措置

天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった場合、授業料は、一般貸与奨学金の特別枠の申請を日本育英会に、また、「福岡県立高等学校授業料減免規則」の規定による授業料減免措置を県に対して申請する。減免の期間は、り災日の属する月の翌月から当該学年の最終月までとする。ただし、期間の延長をするときはこの限りではない。

児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和31年法律第40号）」の定めるところにより援助措置を講ずる。

《授業料減免・育英補助の措置》

- (1) 日本育英会に対する奨学金の申請
- (2) 県に対する県立高等学校授業料減免申請
- (3) 就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律

7 学校給食等の措置

給食施設が被災した場合は、環境衛生の確保に留意して、応急修理、代替施設の確保等給食に支障がないよう措置する。

また、次の場合には児童生徒への給食を一時中止する。

《学校給食の一時中止》

- (1) 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
- (2) 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
- (3) 感染症その他の疾病流行で、危険が予想される場合
- (4) 給食用物資の入手が困難な場合
- (5) 給食の実施が適当でないと考えられる場合

8 学校の衛生管理

災害を受けた学校及び避難所等に使用された学校は、関係機関との緊密な連絡のもと、次の事項を励行し、感染症発生等の事故防止に努める。

(1) 校舎内外の清掃

《校舎内外の清掃時の留意点》

- ア 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
- イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄する。
- ウ 便所はよく清掃した後消毒する。

(2) 飲料水

水道水は、可能な限り、煮沸して使用するものとする。

(3) 保健管理、指導

《保健管理、指導の要点》

- ア 疾病の早期発見、早期治療
- イ 保健指導の強化

(4) 調理従事者の保健管理指導

《調理従事者の保健管理、指導の要点》

- ア 健康診断の実施
- イ 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
- ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行

(5) 感染症集団発生の際の処理

《感染症発生時の処理要領》

- ア 学校医、教育委員会、保健福祉環境事務所への連絡及び患者の万全な措置
- イ 健康診断、臨時休校、消毒等による予防措置
- ウ 保護者やほかの関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
- エ 児童生徒の食生活についての注意及び指導

第24節 応急仮設住宅提供等計画

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制 □技術班

第1項 仮設住宅・住宅応急修理体制

1 応急仮設住宅の提供及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の提供

- ア 応急仮設住宅の提供に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- イ 救助法が適用され、知事により救助事務を行うこととされた場合は、知事が、事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。
- ウ 仮設住宅の提供は、技術班が実施する。

(2) 住宅の応急修理

- ア 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、市長が行う。
- イ 救助法を適用され、知事に救助事務を行うこととされた場合は、知事が、知事の実施を待つことができない場合は、市長が行う。

2 対象者

《応急仮設住宅供与対象者》

災害のため

- (1) 住家が全壊（焼）又は流出した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自らの資力では住宅を確保することができない者
- (4) 被災地における住民登録の有無は問わない。

《住宅応急修理対象者》

災害のため

- (1) 住家が半壊（焼）し、当面の日常生活が営み得ない状態の者
- (2) 自らの資力では応急修理をすることができない者

《応急仮設住宅供与の要点》

- (1) 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、必要に応じ、自治会長、民生児童委員の意見を徴する等被災者の資力やほかの生活条件を十分に調査する。
- (2) 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅のあっ旋等を積極的に行う。

3 応急仮設住宅の提供計画（救助法の適用）

《応急仮設住宅提供要領》

設置場所	飲料水、衛生環境、交通の利便を勘案のうえ、原則として公有地。それが困難なときは、県又は私有地（所有者と協議）。
設置規模	1戸当たり 29.7 m ² （9坪）以内
設置費用	国が示す限度額を基本とする。
着工期間	災害発生日から 20 日以内に着工（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり）
供与期間	完成の日から 2 箇年以内

4 住宅の応急修理計画（救助法の適用）

《住宅の応急修理要領》

修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から 30 日以内（内閣総理大臣の承認を得て期間の延長あり）

5 そのほかの収容施設の設置

野外収容施設（テント借上、プレハブ、公共建物）は、応急仮設住宅を設置するまでの間、臨時的に設置する。

6 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、必要に応じて中間市災害対策協力会などの協力を得て、調達する。

7 公的住宅等のあっ旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県等が管理する公営住宅・公的住宅等及び民間の賃貸住宅を被災者用応急住宅として一時使用を要請する。

第25節 要員確保計画

第1項 要因確保計画

指揮班 各班

第1項 要員確保計画

1 労働者等確保の手段

(1) 労働者の要請

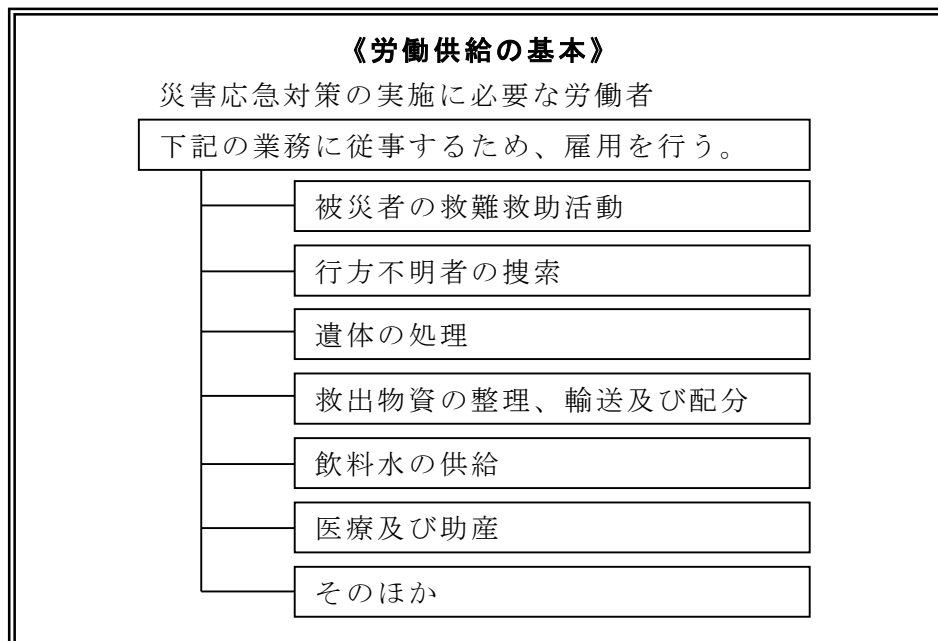
災害対策を実施するための必要な労働者等の確保は、次の方法による。災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- ア 災害対策実施機関の関係者等の動員
- イ 日本赤十字奉仕団
- ウ 中間市社会福祉協議会に対するボランティアの動員
- エ 公共職業安定所による労働者のあっ旋
- オ 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- カ 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

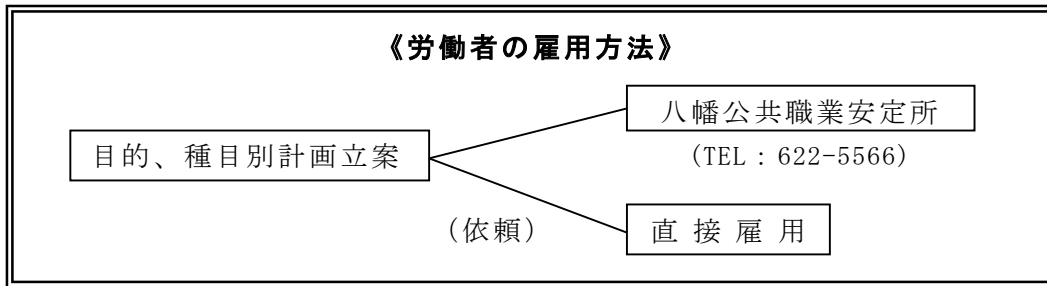
(2) 要員確保

各班は、労働者の確保が必要な場合は、指揮班へ依頼する。

2 必要な作業種別

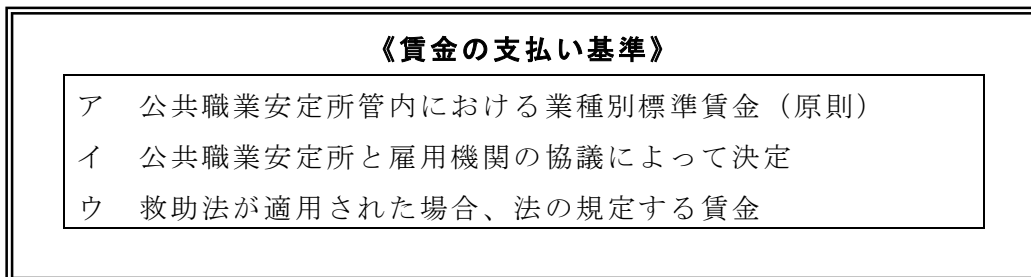


3 雇用方法

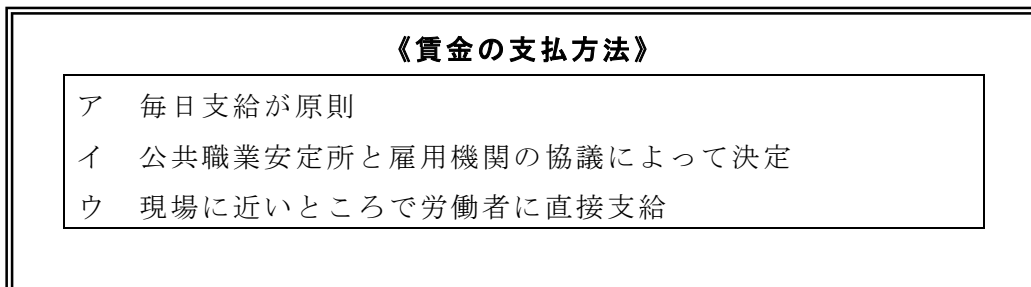


4 賃金

(1) 賃金



(2) 支払方法



第26節 ボランティア応急活動計画

第1項 災害ボランティアの受入れ	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 衛生救護班 <input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会
第2項 災害ボランティア活動内容	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 関係機関 <input type="checkbox"/> 市社会福祉協議会

第1項 災害ボランティア参加の受入れ

1 ボランティアの受入れ

市は、県、日本赤十字社、市社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示して災害ボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

また、災害ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等災害ボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮するとともに、必要に応じて災害ボランティアの活動拠点を提供する等災害ボランティアの活動の円滑な実施が得られるよう支援に努める。

(1) 協力依頼

災害ボランティアは、市社会福祉協議会と締結した災害ボランティアの災害時における災害ボランティア活動に関する協定に基づき、市長が市社会福祉協議会に協力を求めて行う。

(2) 支援及び補助

市社会福祉協議会が中心となり、災害ボランティア連絡協議会を組織し、ボランティア団体及び個人登録等の活動体制の確立を依頼し、業務遂行のための支援及び補助を行う。

(3) 環境整備

衛生救護班は、災害ボランティアセンターが立ち上がるまでの間、支援窓口となり、活動しやすい環境づくりや災害が長期化した場合の支援及び環境整備に努める。

(4) 災害ボランティア調整機関

災害ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務は災害ボランティアセンターに委ねる。

2 民間団体の活用計画

災害時において民間団体活用の必要が生じたときは、市長は、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策に当たる。

《民間団体の組織と活動内容》		
被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会	(1) 応援を必要とする理由	(1) 被災者に対する炊出し作業
自主防災組織	(2) 作業の内容	(2) 被災者に対する救出作業
土木建築業者	(3) 従事場所	(3) 救助物資の輸送配給作業
農業協同組合	(4) 就労予定時間	(4) 清掃防疫援助作業
商工会	(5) 所要人員	(5) 被害状況の通報連絡作業
そのほかの団体	(6) 集合場所	(6) 応急復旧作業現場における軽微な作業
	(7) そのほか参考事項	(7) そのほか必要とする作業

3 ボランティア活用計画

(1) 参加、協力が求められるボランティア

- ア 日本赤十字奉仕団（県支部へ依頼）
- イ 大学等の学生
- ウ 公務員
- エ 災害救助活動に必要な専門技能を有する者
- オ そのほか、各種ボランティア団体等

(2) 災害ボランティアの活動の内容

- ア 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- イ 避難所の運営支援
- ウ 炊出し、そのほかの災害救助活動
- エ 高齢者、病人等の看護
- オ 被災地の清掃及び防疫
- カ 軽易な事務の補助
- キ アマチュア無線による情報の収集、伝達
- ク そのほか、応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- ケ 上記に類する業務及び災害救助活動に関して専門技能を要する業務

なお、活動内容の選定に当たっては、災害ボランティアの意見を尊重して決定する。

第2項 ボランティア活動支援

1 ボランティアの登録

救援活動は、即時的な対応が必要であり、ボランティアの希望者の氏名や活動の種類等を事前に把握しておく必要がある。このため登録する必要がある。

2 ボランティアへの支援

(1) 情報交換

ア 市災対本部は、ボランティアで把握した情報についても積極的な受入れを行い、被害状況の全体像の把握に努める。

イ ボランティア活動が効果的に行われるよう、災害による被害や避難者の状況及び市災対本部の活動状況等の情報を提供する。

(2) 活動拠点等の提供

市災対本部とボランティアとの情報交換が適切に行えるよう、ボランティアの活動拠点（遠賀川右岸河川敷中間市スケードボード練習場付近を検討中）を確保し、必要な資機材を備える。

(3) ボランティア準備体制

ボランティア活動への申し出があった場合、次の措置をとる。

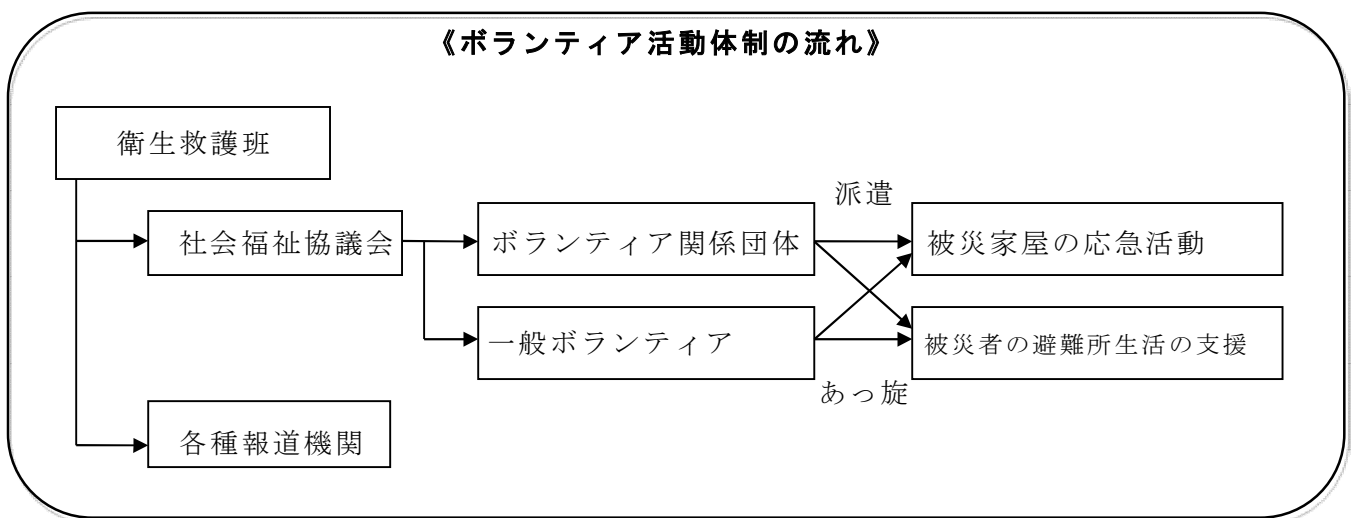
ア ボランティア調整機関が機能するまで活動等の問い合わせへの対応

イ 受入れ体制として活動拠点の準備

ウ 広報紙等による募集要領等の広報

エ ボランティア調整機関の運営に関する協力及び連絡調整

《ボランティア活動体制の流れ》



3 災害ボランティアセンターの設置

市は、全国的支援組織やボランティア情報の集約や発信・受信基地としての機能を確保するため、災害ボランティアセンター（※）等の設置をはじめ、災害ボランティアの活動及び支援体制の整備、構築を目指す。

また、災害発生後、市災対本部と連絡を取り、被害状況に応じた活動拠点・資機材を確保するとともに、運営スタッフの要請・確保を行う。

(1) 災害ボランティアセンターの設置

ア 市社会福祉協議会において「市災害ボランティアセンター」を整備する。

イ 災害ボランティアセンターはハピネスなかまに開設する。

なお、被災等によりハピネスなかまが使用できない場合は、市社会福祉協議会と協議の上決定する。

(2) 災害ボランティアセンターの業務

ア 市災対本部との連携による災害情報の収集及び提供

イ 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整

ウ 被災地における現地支援センターの開設と必要なスタッフの確保

エ ボランティアニーズの把握及び情報提供

オ 派遣の要請（要否を含む。）等災害ボランティアセンターとの連携を図る。

カ 災害ボランティアの受入れ・受付

キ 災害ボランティア保険の受付

ケ 活動に関する事前研修（活動形態・宿泊・内容等）

コ 災害ボランティア活動情報の集約・管理

※ 災害ボランティアセンターとは・・・

被災地の復旧・復興のために活動する災害ボランティアが活動を円滑に行うための拠点であり、本市では、原則としてハピネスなかまに設置する。この際、福祉避難所機能との競合防止に留意する。

(3) そのほかの外部ボランティア組織や地元ボランティアのネットワークを形成し活動を支援する。

4 災害ボランティア活動に必要な情報の体制

災害時に市災対本部からリアルタイムで被災情報が把握でき、通信等で団体や災害ボランティアに対する情報発信ができるシステムの構築を検討する。

第27節 公共土木施設対策計画

第1項	公共土木施設対策	<input type="checkbox"/> 技術班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項	鉄道施設対策	<input type="checkbox"/> 鉄道事業者

第1項 公共土木施設対策

1 公共施設等の範囲

- (1) 公営住宅
- (2) 河川、道路、橋梁、公園等の公共土木施設
- (3) 児童、高齢者、障がい者の社会福祉施設
- (4) 学校教育施設、社会教育施設、文化財その他関連施設

2 応急対策

- (1) 施設被害の把握、復旧計画の策定
被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量の算定、復旧優先順位等を検討した復旧計画を策定する。
- (2) 緊急点検の実施
災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。
- (3) 住民への広報
被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。
- (4) 応援要請
要員や資機材が不足する場合は、必要事項を確認し、市災対本部で総括し、関係機関へ応援要請を行う。

3 市災対本部との連絡及び災害現場における指揮

- (1) 災害現場には、必ず無線を携帯し、市災対本部との連絡を密にする。
- (2) 災害現場の指揮は、本部長の下、関係機関の応援部隊と連携し行う。
現場指揮は、次の任務を遂行する。

- ア 応急対策要員の掌握と指揮
- イ 被災状況の把握
- ウ 応急内容と方法の判断と実施
- エ 市災対本部と適切な連絡

4 応急措置の内容

《各公共施設管理者の応急対策活動の基本》
(1) 避難等による人命や身体の安全確保
(2) 施設の防護（防火、防災対策、初期消火等）
(3) 文化財の搬出（文化財施設のみ）
（避難や文化財搬出方法等は、あらかじめ定めておく。）

5 市施設以外の施設の応急復旧

県道、県管理河川等の市施設以外の施設災害については、市災対本部から関係の管理者に通報し、連絡をとりながら対応する。

第2項 鉄道施設対策

1 鉄道施設対策（九州旅客鉄道株式会社・筑豊電気鉄道株式会社）

(1) 九州旅客鉄道株式会社

ア 災害時の列車の運転規制

災害発生時における列車の運転規制については、「運転取扱心得」「気象異常時運転規制手続」「運転事故並びに災害応急処理標準」に基づき対処する。

イ 災害対策本部の設置

災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合の応急・復旧処理、救護等については、「運転事故並びに災害応急処理標準」により、本社に対策本部を、現場には復旧現場本部を設置し、応援要請、救護、輸送、復旧、調査、情報の発表等の指揮その他の業務を行う。

ウ 連絡通報体制

災害発生時における連絡通報は、「運転事故並びに災害応急処理標準」に定める連絡体系により、連絡施設を有効活用し、正確、迅速を期す。

エ 応急措置（案内広報等）

関係駅長及び関係列車の車掌は、輸送指令及び運転士と連絡を密にし、事故の状況、復旧の見込み、接続関係等の情報を旅客に案内し、旅客の不安感を除去する。

オ 応急復旧体制

復旧現場本部は、市対策本部と密接な連絡をとり、正確な状況把握を行うとともに、復旧計画、資材の輸送計画、機材の借り入れ手配、復旧要員の手配等を策定し、速やかに復旧を図る。

(2) 筑豊電気鉄道株式会社

ア 災害時の列車の運転規制

風水害発生時においては、「運転実施基準」、「緊急時体制要綱」、「風水害対策要綱」に基づき対処する。

(ア) 風水害により、列車の運転が危険であると認めたときは、直ちに列車を停止させる。

(イ) 列車の停止を要する異常事態が発生したときは、運転指令網により、列車を停止させる手配を講ずる。

イ 災害対策本部の設置

災害発生時においては、「緊急時体制要綱」に定める基準に従い、本社内に対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代替輸送、救護活動等を統括する。

ウ 連絡通報体制

災害時における連絡通報については、「緊急時体制要綱」「風水害対策要綱」に定める連絡、報告系統により、連絡施設（指令無線、携帯電話、沿線電話その他）を活用し、正確、迅速を期す。

エ 応急措置（案内広報等）

旅客に対する案内広報業務に関しては、災害の状況、代替輸送の方法、復旧の見込みその他必要な事項について駅放送装置等により正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。

オ 応急復旧体制

現地と密接な連絡を取り、正確な状況把握を行い、対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員を確保し、速やかな復旧を図る。

第28節 上水道、下水道施設災害対策計画

第1項 上水道、下水道施設対策

上下水道班 衛生救護班

第1項 上水道、下水道施設対策

1 応急対策要員、資機材の確保

原則として市災対本部の上下水道班の人員、資機材で行うが、市災対本部のみでは応急復旧が困難な場合には、中間市災害対策協力会の協力を求めるとともに県等への応援を要請する。

2 応急措置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- (1) 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- (2) 取水、導水、浄水施設の防護
- (3) 給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
- (4) 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- (5) 施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

《下水処理施設の応急措置内容》

- (1) 汚水処理施設の防護
- (2) 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- (3) 汚水処理（仮設トイレの設置）に関する調整
- (4) 施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

第29節 公益事業等施設災害対策計画

第1項	電力施設災害対策	<input type="checkbox"/> 九州電力株式会社
第2項	ガス施設災害対策	<input type="checkbox"/> ガス事業者
第3項	通信施設災害対策	<input type="checkbox"/> 西日本電信電話株式会社

第1項 電力施設災害対策

電力施設災害応急対策（九州電力株式会社）

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、情勢に応じた防災体制を発令し、速やかに対策組織を設置する。また、災害対策活動に関する一切の業務は、対策組織のもとで行う。

1 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

(1) 一般情報

ア 気象、地象情報

イ 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等の公共施設を始めとする当該管内全般の被害情報

ウ 対外対応状況(地方自治体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

エ その他災害に関する情報(交通状況等)

(2) 当社被害情報

ア 電力施設等の被害状況及び復旧状況

イ 停電による主な影響状況

ウ 復旧資材、応援、食料等に関する事項

エ 従業員の被災状況

オ その他災害に関する情報

2 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車により直接住民へ周知する。

4 応急対策要員の確保

- (1) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。
- (2) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。
- (3) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

5 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

- ア 現地調達
- イ 対策組織相互の流用
- ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇等をはじめその他実施可能な運搬手段により行う。

6 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 水力、火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び災害復旧資材の活用により、仮復旧を迅速に行う。

ウ 変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

エ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法（作業指針）による迅速的確実な復旧を行う。

オ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

第2項 ガス施設災害対策

1 ガス施設災害対策

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障が生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開し、被災地住民の人身及び生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

《LPガスの特徴》

LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

(1) 復旧体制と救援を要請

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震、洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となりガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、LPガス協会組織を通じて救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

(2) ガスボンベの転倒防止

感震遮断装置の設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。

(3) 火災発生対策

LPガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴であり、局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家ごとにガス使用をしゃ断し、広範囲に広がる場合は地域別に、全域のガスの使用をしゃ断する等の措置をとる。

2 応急対策要員の確保

災害の発生が予想される場合又は発生した場合は、社員と関連会社を対象にした待機及び非常参集体制に基づく動員を行う。

第3項 通信施設災害対策

国内通信施設災害対策計画（西日本電信電話株式会社）

災害時における電気通信設備の応急対策は、西日本電信電話株式会社「防災業務計画」に基づき実施し、通信の確保にあたる。

1 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信を確保するとともに、被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- (1) 気象状況、災害予報等
- (2) 電気通信設備等の被害状況、そ通状況及び停電状況
- (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- (4) 被災設備、回線等の復旧状況
- (5) 復旧要員の稼働状況
- (6) その他必要な情報

2 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

3 警戒措置

災害予報が発せられた場合、あるいは報道された場合及びその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。

- (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置する。
- (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させる。
- (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行う。
- (4) 災害対策用機器の点検と出動準備、あるいは非常配置並びに電源設備に対し、必要な措置を講じる。
- (5) 防災のため必要な工事用車両、資材等を準備する。
- (6) 電気通信設備等に対し、必要な防護措置を講じる。
- (7) その他安全上必要な措置を講じる。

4 通信の非常そ通措置

- (1) 重要通信のそ通確保

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等その確保の措置をとる。

イ 通信のそ通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、臨機に利用制限の措置をとる。

ウ 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ 警察、消防、その他諸官公庁等が設置する通信網との連携をとる。

オ 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとる。

(2) 特設公衆電話の設置

指定避難所を設置した場合には、り災者が利用する特設公衆電話を設置する。

(3) 災害伝言ダイヤル「171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚、知人等の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、「声の伝言板」による災害用伝言ダイヤル「171」を提供する。

なお、災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知はテレビ、ラジオその他報道機関及び県災害対策本部と協力して実施する。

(4) 災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供

災害時において、通信が輻輳した場合に、被災地の家族、親戚又は知人その他の安否確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段の一つとして、新たにブロードバンド時代にふさわしい伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録、閲覧を可能とする災害用ブロードバンド伝言板「web171」を提供する。

なお、災害用ブロードバンド伝言板「web171」の提供開始については、NTTにおいて決定し、住民への周知は、テレビ、ラジオその他報道機関及び県災害対策本部と協力して実施する。

利用方法については、西日本電信電話株式会社ホームページ上の災害用ブロードバンド伝言板「web171」の利用方法に従って、伝言情報（テキスト、音声、画像）の登録閲覧を行う。

5 災害時における広報

(1) 広報活動

災害の発生予想される場合又は発生した場合は、通信のそ通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信のそ通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、パソコン通信、支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

6 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要により、社外機関に対し次の事項について応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(1) 要員対策

工事会社等の応援、自衛隊の派遣要請

(2) 資材及び物資対策

地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給の要請

(3) 交通及び輸送対策

ア 人員又は災害対策用機器、資材及び物資等の緊急輸送に必要な車両等について、交通制限又は輸送制限に係わる特別許可の申請

イ 災害時の緊急輸送のための運送業者の協力、あるいは自衛隊等に対する輸送の援助要請

(4) 電源対策

商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料、移動電源車の燃料、オイル及び冷却水等の確保、供給を関係者に要請

(5) お客様対応

お客様に対して故障情報、回線情報、輻輳回避策及び利用案内等について情報提供を行うとともに、報道機関との連携を図る。

7 復旧対策

災害により電気通信設備に被害が発生し、回線に障害が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図る。

回線の復旧順位は次のとおりである。

回線の復旧順位表

順位	復 旧 回 線
第一順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 ・ 気象機関に設置されるもの ・ 水防機関に設置されるもの ・ 消防機関に設置されるもの ・ 災害救助機関に設置されるもの ・ 警察機関に設置されるもの ・ 防衛機関に設置されるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・ 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの

第二順位	次の機関に設置される電話回線及び専用線等各一回線以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの ・選挙管理機関に設置されるもの ・新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの ・預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの ・国又は地方公共団体の機関に設置されるもの(第一順位となるものを除く。)
第三順位	第一順位及び第二順位に該当しないもの

(注) 新聞社、放送事業者又は通信社の定義は、電話サービス契約約款による。

新聞社等の基準定義(電話サービス契約約款抜粋)

区分	基準
(1) 新聞社	次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
(2) 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の免許を受けた者
(3) 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース((1)欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報(広告を除く。)をいう。)を供給することを主な目的とする通信社

放送施設災害応急対策（日本放送協会福岡放送局）

1 応急対策

（1）要員の確保

災害状況に応じた体制を定め、要員を確保する。

（2）資機材の確保

ア 電源関係諸設備の整備確保

イ 中継回線、通信回線関係の整備及び確保

ウ 送受信空中線の補強、資材の確保及び予備空中線材料の整備

エ あらかじめ特約した業者及び借用先から必要機材の緊急借用又は調達の確保

（3）放送施設応急対策

ア 放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切替え、災害関連番組の送出継続に努める。

イ 中継回線障害時の措置

一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

ウ 演奏所障害時の措置

災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

（4）聴視者対策

災害時における受信の維持、確保のため次の措置を講ずる。

ア 受信設備の復旧

被災受信設備の取扱上の注意事項について、告知放送、チラシ又は新聞等部外広報機関を利用して周知を図る。

イ 災害情報の確保

関係自治体と協議の上、避難所等での災害情報収集のため、放送受信の確保を図る。

ウ 各種相談等の実施

被災地又はその付近において各種相談等を実施し、その模様を放送にとりあげる。

2 復旧対策

被災した施設及び設備等については、迅速、的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

復旧の順位は放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設、設備を優先させるものとし、復旧工事の実施当たっては、人員、資機材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第30節 危険物等災害対策計画

第1項	危険物等災害対策	<input type="checkbox"/> 消防本部	<input type="checkbox"/> 指揮班
第2項	高圧ガス災害対策	<input type="checkbox"/> 消防本部	<input type="checkbox"/> 指揮班
第3項	火薬類災害対策	<input type="checkbox"/> 消防本部	<input type="checkbox"/> 指揮班
第4項	毒物劇物災害対策	<input type="checkbox"/> 消防本部	<input type="checkbox"/> 指揮班

第1項 危険物等災害対策

1 応急措置の方法

危険物による災害は、その性質上、大災害に発展する危険性が大であり、特に迅速な措置を要するので、関係機関は密接な連絡協力のもとに迅速かつ的確な災害応急対策を実施する。

《危険物災害における管理者の応急措置の基本》

- (1) 関係機関（市、警察、消防機関）への通報
- (2) 初期消火等の応急措置
- (3) 施設内及び近辺の人員の誘導、避難の指示等
- (4) 警戒区域の設定
- (5) 広報活動

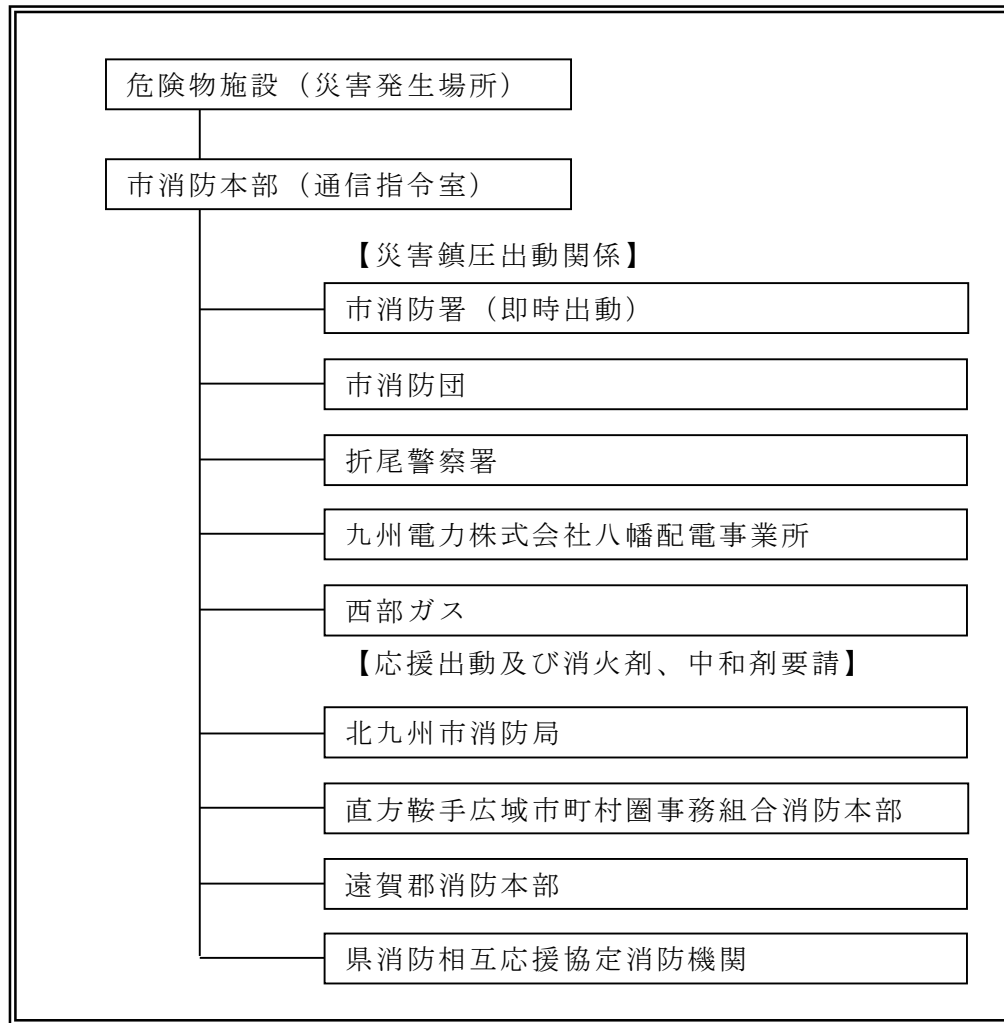
（事前に各施設での応急対策計画を立案しておく。）

2 消防本部、消防団

施設の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、措置を講ずるよう指導する。

3 緊急時の連絡系統図

市長は、災害が広域、激甚と予測され、応援の必要があると認めた場合は、消防本部と連携して、県及び関係消防機関に応援を要請する。



第2項 高圧ガス災害対策

1 応急措置の方法

高圧ガスによる災害の発生又はそのおそれがある場合には、関係機関からの要請に応じ、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、火気使用禁止広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

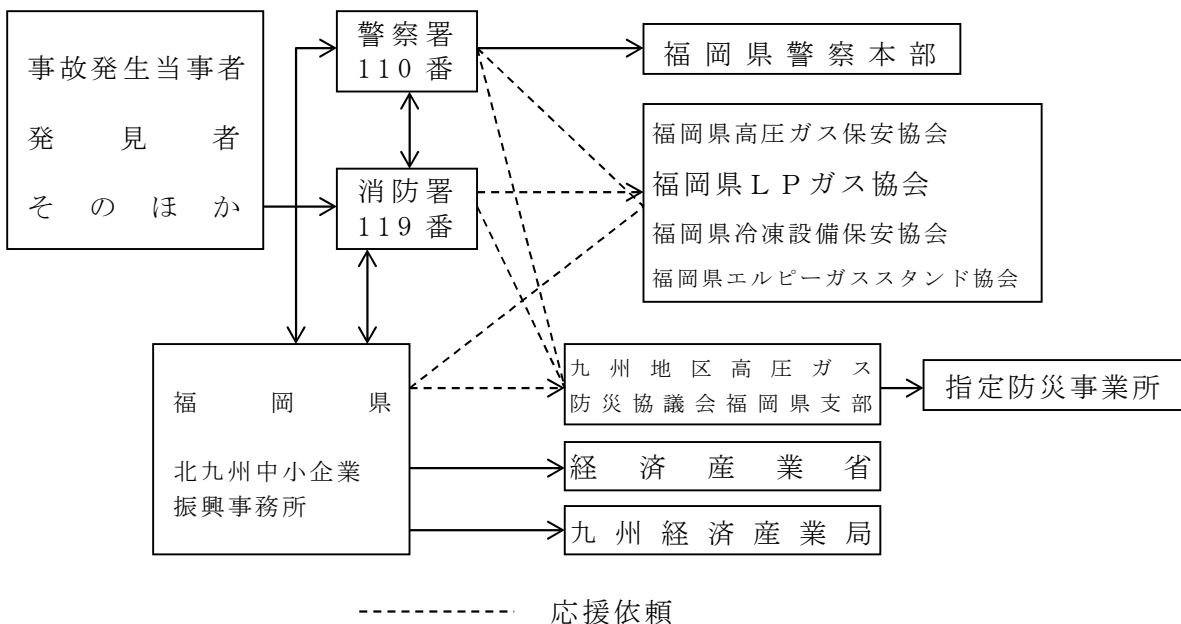
《 福岡県高圧ガス防災体制本部機構 》

- ① 本部は別に定める事故（A級・B級）の発生状況に応じ設置する。
- ② 本部は、原則として福岡県に置き、必要に応じ各中小企業振興事務所又は事故現場に現地対策本部を設置する。
- ③ 現地対策本部の機構は、本部機構に準じ、災害の規模に応じて編成し、現地対策本部の活動に際しては関係機関の協力を求める。
- ④ 事故発生時の連絡通報体制は、高圧ガス災害通報系統図のとおりとする。

《 福岡県高圧ガス防災体制 》

- ① 目的
 この体制は、高圧ガスによる災害に対処し、これに伴う業務を迅速かつ的確に処理することにより公共の安全を確保することを目的とする。
- ② 構成
 福岡県工業保安課及び各中小企業振興事務所
 福岡県防災危機管理局
 福岡県警察本部及び各警察署
 各市町村消防機関
 社団法人福岡県高圧ガス保安協会
 社団法人福岡県LPガス協会
 福岡県冷凍設備保安協会
 福岡県エルピーガススタンド協会
 九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部
- ③ 応援体制
 高圧ガス関係保安団体は、関係機関からの派遣要請を受けた場合は、防災担当者を指名して、災害現場に派遣する。
- ④ 身分証明
 高圧ガス関係団体及び九州地区高圧ガス防災協議会福岡県支部の防災担当者が事故現場に立入るときは、その身分を証する腕章を呈示し、警察職員又は消防職員（団員）と協力し、適切な措置を講ずる。
- ⑤ 連絡会議
 本体制の目的達成のため必要があるときは、連絡会議を開催する。
- ⑥ 事故措置
 事故発生に際しては別途、「高圧ガス事故措置要綱」による。

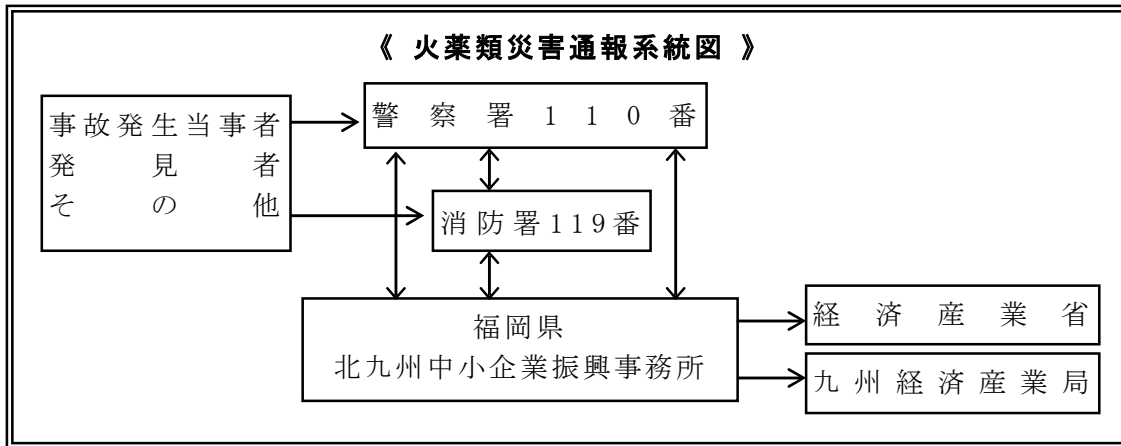
《 高圧ガス災害通報系統図 》



第3項 火薬類災害対策

1 応急措置の方法

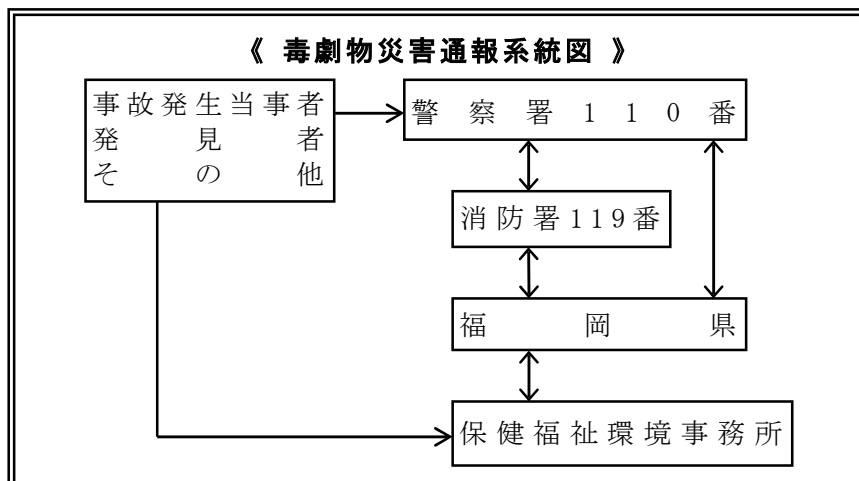
火薬類による災害発生又は、そのおそれがある際には、関係機関からの要請に応じ、火薬の運搬停止等の緊急措置、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者等の救出、警戒区域の設定、避難の指示等必要な応急対策を実施する。



第4項 毒物劇物災害対策

1 応急措置の方法

- (1) 火災に際しては施設の延焼防止のための消防活動を実施するほか、汚染区域の拡大防止措置を実施する。
- (2) 周辺の毒物劇物施設が、被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、危害防止のための応急措置を講じるよう指示するほか、毒性、劇性の危険区域を指定して警察、消防関係機関と協調し、交通遮断、緊急避難、広報活動等の必要な措置をとる。



第31節 農林業災害対策計画

第1項 農林業災害対策

□農林商工班

第1項 農林業災害対策

1 農業用施設応急対策

- (1) 農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な措置を要請し、じ後の本復旧を推進する。
- (2) 浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策
 - ア 浸水時の用水路やポンプ等による排水
 - イ 破損箇所への応急復旧
 - ウ 流入した土砂・樹木等の除去

2 種苗の確保

- (1) 市長は、災害により、農作物の播き替え及び植え替えを必要とする場合は、農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- (2) 病虫害防除対策
県の指導を仰ぐとともに、農業改良普及センター、農業協同組合その他の関係機関と協力して、具体的な防除策を検討する。

3 農作物応急対策

(1) 農作物等

《農作物等に対する応急措置方法》		
作物	災害種別	応急措置の内容
稲、麦	風水害	ア 再生産用、代作用種子、苗の確保（食料事務所、米麦品質改善協会等の関係機関より）
	干害	イ 防除機（高性能）による病害虫防除の指導及び実施 ウ 計画的配水の実施
果樹	干害	ア 敷きわら、敷草等による土壌表面の被覆（蒸発散防止） イ 適正結果（摘果） ウ 熟期に達した果実の収穫
	風水害	ア 熟期に達した果実の収穫 イ 倒伏した樹の整復、裂枝の除去又は復元固定 ウ 土砂崩れ等の場合の土砂の除去 エ 落葉した樹の藁巻、石灰乳の塗布 オ 病害防除の徹底
野菜	干害	ア 若どりの実施 イ 薬剤散布 ウ 液肥の施用 エ 代作の実施 オ 敷わら、敷草又は穴灌水の実施
	風水害	ア 排水、中耕、土寄せの実施 イ 窒素質肥料の追肥（草勢が弱っているとき） ウ 土砂の洗浄、薬剤散布 エ 代作の実施 オ 病害 カ 防風措置の実施
花き	干害	ア 敷わら、敷草又は穴灌水の実施 イ 液肥の灌水への加用 ウ 代作の実施
	風水害	ア 排水、土寄せの実施 イ 病害防除の実施（特に地際） ウ 防風措置の実施
その他	風水害	ア 苗木の確保（農業協同組合等と協力）
	干害	イ 種子の確保

4 林産物応急対策

次の措置により、被災立木竹による二次災害を防止し、林産物被害の軽減に努める。

- (1) 被災立木竹の除去、土砂の除去
- (2) 破損箇所への復旧、機能回復
- (3) 病害虫の防除

枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。

第32節 林野火災対策計画

第1項	火災通報等	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 出納経理班 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	火災通報等伝達系統	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 出納経理班 <input type="checkbox"/> 消防本部
第3項	消火活動体制	<input type="checkbox"/> 指揮班 <input type="checkbox"/> 出納経理班 <input type="checkbox"/> 消防本部

第1項 火災通報等

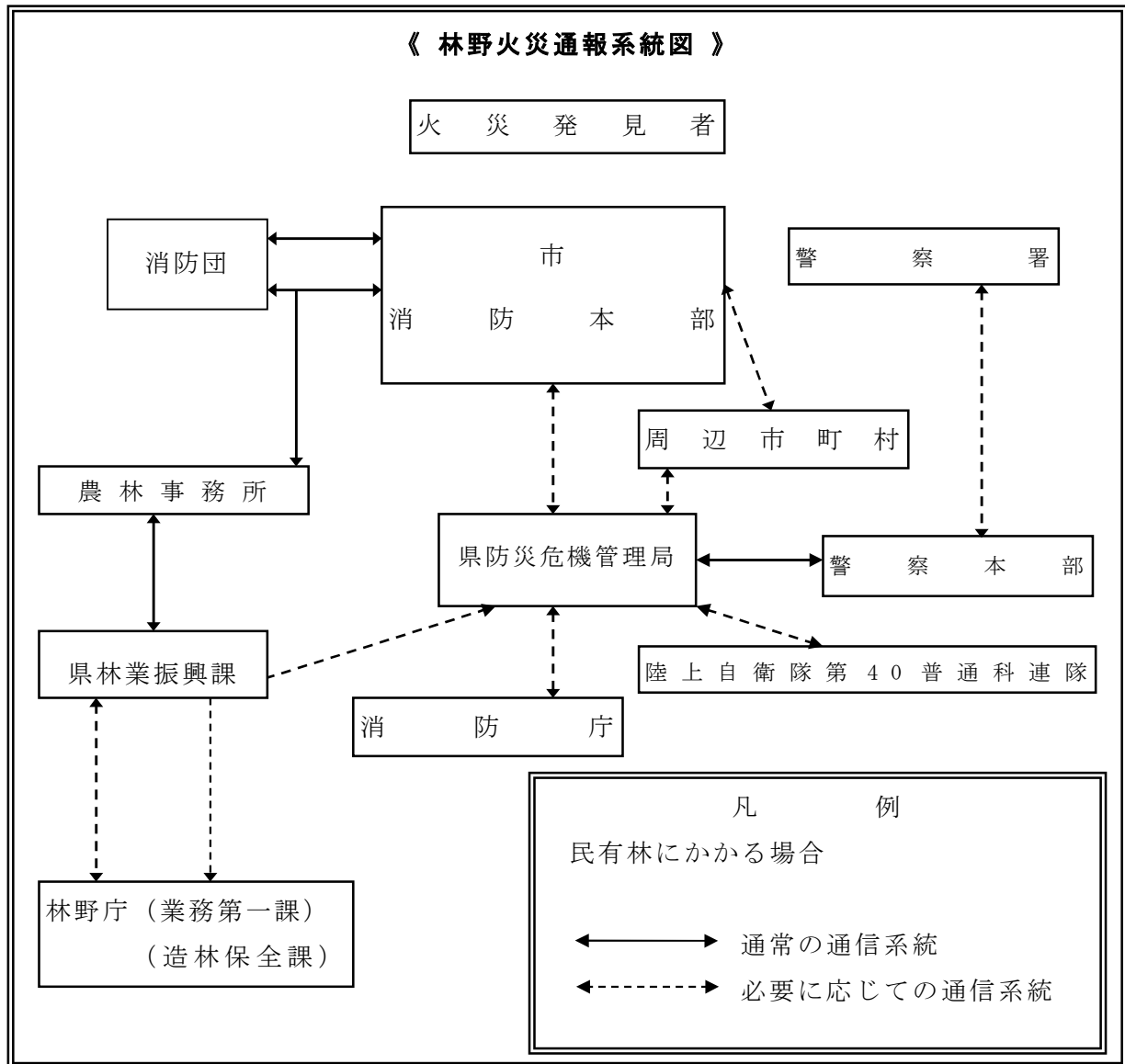
1 市の措置

- (1) 市は、山林火災を知った場合は、あらかじめ定める出動体制を取るとともに関係機関（周辺市町、警察署等）に通報を行う。
- (2) 市は、地区住民、入山者等に対して周知を図る。
- (3) 市は、火災の規模等が、通報基準に達したとき、又は特に必要と認めるときは、県防災危機管理局に即報を行う。
- ア 1時間以上延焼のおそれがある場合
- イ 空中消火を必要とする場合
- ウ 住家等へ延焼するおそれがある場合
- エ 近くに危険物施設などが存在し、二次災害の危険性がある場合
- オ 以下の国の通報基準に達するとき、又は達することが予想される場合
- (ア) 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ウ) 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの

第2項 火災通報等伝達系統

1 火災通報等伝達系統

林野火災通報に係わる伝達系統は、次のとおりである。



第3項 消火活動体制

1 消火活動体制

火災を覚知した消防本部及び市は、関係機関と連携協力して延焼拡大の防ぎよにあたりるとともに、周辺市町等へ警戒又は応援出動要請の準備を行う。

(1) 現地対策本部の設置

火災が拡大し、市では対処できないと判断される場合は、関係機関の協力を得て、現地対策本部を設置する。

現地対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- ア 応援協定に基づく周辺市町村等の応援隊の出動要請
- イ 自衛隊派遣要請の要求の検討
- ウ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- エ 警戒区域の指定

(2) 空中消火体制の準備

地上隊による消火が困難と判断される場合は、県防災危機管理局への通報を行うとともに、次により空中消火体制の準備を行う。

- ア 福岡県消防相互応援協定に基づく、福岡市消防局又は北九州市消防局航空隊への出動要請準備
- イ 自衛隊派遣要請の要求のための準備
- ウ 空中消火資機材及び災害時臨時ヘリポート等の設定準備

(3) 空中消火体制

防災消防ヘリコプター等による円滑な空中消火を実施するため、市は、次の事項を行う。

- ア 陸空通信隊の編成
- イ 林野火災用防災地図の作成
- ウ 災害時臨時ヘリポート等の設定

第33節 中高層建築物災害応急対策計画

第1項	救出対策等	<input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 指揮班
第2項	消防活動	<input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> ガス事業者

第1項 救出対策等

1 救出対策

人命救助を最重点として、本章第12節「救出計画」、その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。

(1) 警防本部等の設置

幹部の早期現場急行により現場指揮体制を確立し、警防本部を設置する。

(2) 救出救護

被災者の有無の確認及びその速やかな救助活動と消防機関、医療機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(3) 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所の要員配置による各種資機材を活用した安全かつ迅速な避難誘導を行う。

(4) 警戒区域の設定

二次災害防止を図るため、警戒区域の設定を行う。

(5) 交通規制

救出救護活動及び復旧活動の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

(6) その他

市、そのほか関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び死体検視等所要の措置をとる。

第2項 消防活動

1 消防活動要領

高層建築物等に関わる災害が発生した場合は、警防計画に定める「火災基本防ぎよ要領」に基づき消防活動を行う。

- (1) 出動基準の決定
- (2) 指揮本部の設定
- (3) 危険度の判定
- (4) 関係機関との通報、連携体制の確立

2 消防活動計画

消防活動は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、各々必要な措置又は対策を実施する。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

(1) ガス漏れ事故

ガス漏れ事故については、特に、次の事項に留意する。

ア 現場到着時の措置

消防機関は、情報収集に努めるとともに、ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲を推定し、直ちに、火災警戒区域を設定し、必要な措置を行う。

イ ガス漏れ場所への進入

消防機関のガス漏れ場所への進入にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) ガス検知器等による検知が、爆発下限界の30%に達した地点を進入限界区域とする。
- (イ) 防火服を着装し、身体の露出部分をできる限り少なくするとともに、着衣を濡らして静電気の発生を防止する。

(2) 火災等

ア 人命救助

人命救助は、最優先で行い、特に次の事項に留意する。

- (ア) 救助活動体制の早期確立と実施時期
- (イ) 活動時における出動分隊の任務分担
- (ウ) 活動時における情報収集、連絡及び資機材の活用

イ 消火

消火活動については、特に次の事項に留意する。

- (ア) 高層建築物等の消防用設備等の活用
- (イ) 活動時における出動分隊の任務分担
- (ウ) 浸水、水損防止対策
- (エ) 排煙、進入時における資機材対策

3 航空応援要請

高層建築物火災により、消火活動及び人命救助のための特別な活動を要する場合、ヘリコプターを使用することが極めて有効な場合については、「福岡県消防相互応援協定」に基づき要請する。

第34節 災害救助法適用計画

第1項	災害救助法の適用基準	<input type="checkbox"/> 衛生救護班	<input type="checkbox"/> 各班
第2項	災害救助法の手続き	<input type="checkbox"/> 衛生救護班	<input type="checkbox"/> 各班
第3項	救助の実施	<input type="checkbox"/> 衛生救護班	<input type="checkbox"/> 各班
第4項	災害救助による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	<input type="checkbox"/> 衛生救護班	<input type="checkbox"/> 各班
第5項	基本法の定める応急措置	<input type="checkbox"/> 指揮班	<input type="checkbox"/> 各班

第1項 災害救助法の適用基準

1 災害救助の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用については、同法、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の定めにより、必要と認めるときは、速やかに所定の手続を行う。

2 災害救助法の適用基準

《災害救助法の適用基準》

(救助法施行令第1条に定めるところによる。)

(1) 市の住家滅失世帯数が60世帯以

(2) 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が2,500世帯以上であること

市の住家滅失世帯数が30世帯以上

(3) 福岡県全区域内の住家滅失世帯数が12,000世帯以上であること

市の区域内の被害世帯数が多数であること

(4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

例) ア 被害世帯を含む被害地域が他の集落から隔絶又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とする場合

イ ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救出が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合

(5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又はおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

例) ア 交通事故により多数の者が死傷した場合

イ 山崩れ、崖崩れにより多数の住家に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

3 被災世帯の適用基準

《被災世帯の適用基準》

住家の滅失

適用〈救助法〉

住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。

住家が半壊、半焼したものにあつては2世帯を持って1とみなす。

住家が床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯にあつては、3世帯を持って1とみなす。

認 定

全壊、全焼又は全流出

住家の損壊（焼失）又は流失した程度が1棟の延床面積の70%以上に達したもの。または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
※全壊、全焼に達しない場合でも、残存部分に補修を加えても再使用できないもの

半壊又は半焼

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

床上浸水

浸水がその住家の床上に達した程度のもの
全壊又は半壊に該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないもの

4 住家、世帯の定義

《住家、世帯の定義》

住 家

人が起居できる設備のある建物
又は現に人が居住のため使用している建物

(解釈) 必ずしも1棟の建物に限らない。例えば、炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して1棟とする。

なお、社会通念上住家と称せられる程度であることを要しない。

したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているものはもちろん、一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても、現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。

世 帯

生計を一つにしている実際の生活単位

(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設等に宿泊するもので、生活共同体を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱う。

5 被害の程度認定基準

被害区分		認定基準
人的被害	死者	当該災害で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのあるものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は必要のあるもののうち1月以内に治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住の為使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全(焼)壊 流失	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの。又は住家の主要構造部分の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半(焼)壊	住家の損傷が甚だしいが、補修すれば元とおりに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部損傷	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損傷で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	※ ただし、非住家被害は全壊又は半壊の被害を受けたもののみを計上し、一部損壊、床上床下浸水については計上しない。	
その他①	田の流出埋没	田の耕土が流出し又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が、見えなくなる程度に水が浸かったものとする。
	畑の流埋没及び冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために川、運河等の上に仮設された橋とする。
その他②	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される川若しくはその他の川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ゴミ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

【 一般災害対策編 】
 〈第3章 第34節 災害救助法適用計画〉

被害区分	認定基準	
そ の	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
他	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった、生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。 ※ 住家の一部損傷及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
被 害 金 額	その他の公共施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農作物被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産施設以外の林産をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機器具等とする。
災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとする。	

第2項 災害救助法の手続き

1 災害救助法の手続き

救助法に基づく応急救助にかかる事務処理は、すべて法令の規定によって実施する。

- (1) 救助法による救助は、市の地区単位ごとに実施されるものであるから、市における被害が第1項に掲げた適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、市長は直ちに災害発生の日時及び場所、災害の要因、被害状況、既にとった救助措置と今後の救助措置の見込を知事に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、県災対本部会議を開いて適用の要否を判断し、必要があると認めたときは、直ちに、法に基づく救助を実施するよう市長に指示するとともに、関係機関に通知又は報告し、一般に告示する。
- (3) 知事は、災害による被害が第1項に該当する場合に救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣と協議する。
- (4) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は、救助法による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受けなければならない。

《救助法の適用手続き》

知事に情報提供、 要請その後活動	災害に際し、市における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、市長は直ちにその旨を知事に情報提供するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、合わせてその旨を要請する。
活動後 事後情報提供	災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市長は救助法による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

この報告は、確認集計の上、直ちに内閣総理大臣に提供され、災害救助費、国庫負担金の概算交付、救助用物資及び義援金品の配分の基礎となるほか、関係各省庁の重要な諸対策の基礎となる極めて重要な情報である。

2 知事への請求及び記録

- (1) 市における簿冊等の作成（支払証拠書類の整備含む。）

《整備すべき簿冊等》

簿冊の種類	
ア 救助の種目別物資状況	ケ 被災者救出状況記録簿
イ 避難所設置及び収容状況	コ 住宅応急修理記録簿
ウ 炊出し給与状況	サ 学用品の給与状況
エ 飲料水の供給簿	シ 埋葬台帳
オ 物資の給与状況	ス 死体対策台帳
カ 医療班活動状況	セ 障害物除去の状況
キ 病院診療所医療実施状況	ソ 輸送記録簿
ク 助産台帳	

(2) 知事への請求

《知事への提出書類》		
繰替支弁金請求に必要な提出書類	提出期限	
ア 災害救助費繰替支弁金請求書 イ 救助業務に要した経費算出内訳 ウ 決定報告による被害状況調 エ 災害救助費繰替支弁状況調 オ 歳入歳出予算抄本及び支払い証拠書類の写	救助に関する業務の 完了後 60 日以内	
 《費用の交付を受ける場合の書類》		
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;"> 災害救助費繰替支弁金概算請求書 災害救助費繰替支弁金精算請求書 </td> </tr> </table>		災害救助費繰替支弁金概算請求書 災害救助費繰替支弁金精算請求書
災害救助費繰替支弁金概算請求書 災害救助費繰替支弁金精算請求書		

第3項 救助の実施

1 災害救助法の手続き

災害救助法に基づく救助は、県知事が実施する。この場合、市長は県知事の補助機関として実施する。（救助法第13条）

なお、災害救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより市長が実施する。

《救助法の適用手続き》	
救助の種類	担当班
(1) 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与 (2) 炊出し、その他食品の給与及び飲料水の供給 (3) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 (4) 医療及び助産 (5) 災害にかかった者の救出 (6) 災害にかかった住宅の応急修理 (7) 生業に必要な資金の給与又は貸与 (8) 学用品の給与 (9) 埋葬 (10) 遺体の捜索及び対策 (11) 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去	(1) 技術・教育施設 (2) 衛生救護・教育施設・上下水道 (3) 衛生救護 (4) 医療 (5) 技術 (6) 技術 (7) 出納経理 (8) 教育施設 (9) 衛生救護 (10) 指揮・衛生救護 (11) 技術

第4項 災害救助法による救助の程度、方法及び 期間並びに実費弁償の基準

1 救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助法による救助の程度、方法及び期間の基準は、救助法施行令に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の承認を得て延長することがある。

第5項 基本法の定める応急措置

基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の市長の応急措置は、以下のとおりである。

1 応急措置についての責任（基本法第62条第1項）

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令又は本計画の定めるところにより消防、水防、救助その他の災害の発生を防ぎ、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

2 出動命令（基本法第58条）

市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさせ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

3 事前措置（基本法第59条）

市長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

4 警戒区域の設定権（基本法第63条）

市長は、人命又は身体の危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずることができる。

5 工作物等の使用、収容等

(1) 市長は、市の区域内の他人の土地、建物、そのほかの工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。

(基本法第64条第1項)

この場合において、基本法施行令第24条の規定により所有者等その権原を有する者に対し、必要な事項を通知しなければならない。

(2) 市は工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。(基本法第82条第1項)

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧事業の推進計画

第1項	災害復旧事業計画	<input type="checkbox"/> 各課
第2項	復旧事業計画に伴う財政援助	<input type="checkbox"/> 各課

第1項 災害復旧事業計画

1 基本方針

(1) 災害発生後、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の施工又は改良を行うとともに、早期復旧を図る。

公共施設等災害復旧事業の対象として、次の事業を実施する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 農業施設災害復旧事業
- ウ 都市施設災害復旧事業
- エ 公営住宅災害復旧事業
- オ 公立文教施設災害復旧事業
- カ 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
- キ 医療施設災害復旧事業
- ク 公営企業災害復旧事業
- ケ 公用財産災害復旧事業
- コ ライフライン、交通輸送機関災害復旧事業

市は、関係するこれらの事業計画に積極的に協力する。

計画の実施に当たっては、復旧事業を迅速に行うため事業計画を速やかに作成するとともに、実施に必要な職員の配備、応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

(2) 災害復旧・復興本部の設置

災害応急救助及び応急復旧の進捗に伴い、前項の効果的な達成を図るため、必要により、災害復興本部を設置する。

災害復興本部長は市長とし、必要な組織は市長が指示する。

2 公共土木施設災害復旧事業計画

河川、砂防設備、道路、橋梁について災害発生の原因を追及し、関係機関との総合的連携のもとに迅速かつ適切な復旧事業を施行し、さらに復旧事業を施行することを必要とする施設の新設改良等を併せて行うことにより再度災害発生を防止する。

特に、地震に伴う地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

3 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設、治山施設その他共同利用施設の復旧については、公共土木施設災害復旧事業計画に準じ施行する。
- (2) 事業主体は原則として市、土地改良区、農業協同組合等であり、必要に応じ復旧事業の推進について技術的指導を受ける。
- (3) 被害の規模が大きく、しかも復旧に高度の技術を要する場合は、実状に応じ県営事業として施工する。

4 都市施設災害復旧事業計画

- (1) 都市計画区域における街路、公園、下水道等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- (2) 復旧に当たっては、都市環境の整備、都市の防災構造化の推進を指導する。

5 公営住宅災害復旧事業計画

住民の生活の安定を図るため、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定に基づき、迅速かつ適切な公営住宅の建設を進める。

6 公共文教施設災害復旧事業計画

- (1) 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速かつ適切な復旧を促進する。
- (2) 災害発生防止のため、原因を検討し、不燃堅ろう構造化、防災施設の設置等を図る。

7 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- (1) 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県その他関係機関の融資を促進する。
- (2) 再度災害を防止するため、設置場所、構造その他防災施設等について十分検討する。

8 医療施設災害復旧事業計画

住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため、迅速かつ適切な復旧計画により早期復旧を促進する。

9 公営企業災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

10 公営財産災害復旧事業計画

住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。

11 ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に住民の日常生活と密接な関係があるので、早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時刻を明示する。

第 2 項 災害復旧事業に伴う財政援助

基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）

法律又は予算の範囲内において、国及び県が全部又は一部を負担、補助して行われる災害復旧事業及び「激甚災害に対処するための特別財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）」（以下「激甚法」という。）に基づく事業は、次のとおりである。

1 災害復旧事業等に係る財政援助

	事業内容	根拠法律等
(1)	公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)
(2)	農林水産業施設等災害復旧事業	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 (昭和 25 年法律第 169 号)
(3)	文教施設等災害復旧事業	公立学校施設災害復旧費国庫負担法 (昭和 28 年法律第 247 号) 官庁建物等災害復旧費実地調査要領
(4)	社会福祉施設等災害復旧事業	生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 老人福祉法 (昭和 38 年法律第 133 号) 身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号)
(5)	環境衛生施設等災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(6)	医療施設災害復旧事業	内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領
(7)	水道施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和 26 年法律第 97 号)
(8)	都市施設災害復旧事業	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
(9)	公営住宅災害復旧事業	公営住宅法 (昭和 26 年法律第 193 号)

2 激甚災害に係る財政援助措置

激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実状を把握して早期に激甚災害の指定を受け、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

3 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 公共土木施設災害復旧事業	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共施設の災害復旧事業
イ 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度の災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの。（道路、砂防を除く。）
ウ 堆積土砂排除事業	(ア)公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で市が施行するもの（ほかの法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、又は国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。） (イ)公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの、又は市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認められたものについて、市が行う排除事業
エ 湛水排除事業	激甚災害の発生に伴い浸水した地域で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で市が施行するもの。

4 農林水産業施設災害復旧事業計画

(1) 農地、農業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。

【 一般災害対策編 】
 〈第4章 第1節 災害復旧事業の推進計画〉

(2) 受益者負担が生ずる事業についての地元調査を速やかに行う。

(3) 復旧事業等に関する特別の助成

適用すべき措置	財政援助内容
ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (激甚法第5条)	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴い超過累進率により嵩上げを行い措置する。
イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (激甚法第6条)	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について、10分の3(事業費の政令で定める額に相当する部分は10分の5)に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
ウ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合の特別措置を行う。	(ア)天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付される場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。 (イ)政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
エ 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助 (激甚法第10条)	激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林水産大臣が告示した場所

5 住宅災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 公営住宅災害復旧事業 (昭和26年法律第193号)	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設又は補修に関する事業
イ 災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 (激甚法第22条)	(ア)市の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上又は市の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合 (イ)前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

6 文教施設災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 公立学校施設災害復旧事業 (昭和 28 年法律第 247 号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
イ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 16 条)	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、激甚法第 3 条第 1 項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、そのほか文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。
ウ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (激甚法第 17 条)	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の施設で、その災害の復旧に要する経費を予算の範囲内で補助することができる。

7 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 児童福祉施設復旧事業	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 2 項から第 4 項までの規定により設置された施設の災害復旧事業
イ 老人福祉施設災害復旧事業	老人福祉施設法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
ウ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業	身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 28 条第 2 項又は第 3 項の規定により県又は市が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業
エ 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業	知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 26 条の規定により県又は市が設置した知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設の災害復旧事業

8 医療施設災害復旧事業計画

(1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 感染症予防事業	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 19 条の規定による市の支払に係る感染症予防事業

9 企業災害復旧事業計画

- (1) 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
 (2) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例（激甚法第12条）	(ア) 激甚災害につき救助法が適用された地区内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 (イ) 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80 (ウ) 保証料率を引き下げる。
イ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）による貸付金の償還期間等の特例（激甚法第13条）	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の償還を延長することがある。
ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の3分の2を補助することができる。
エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	激甚災害を受けた者に対して商工組合中央金庫の再建資金を貸し付ける。また、閣議決定により、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。

10 その他

- (1) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア 水防資材費の補助の特例（激甚法第21条）	激震災害であって、水防管理団体が水防のために取得した資材の購入費用が35万円を超える部分について補助。補助率は3分の2
イ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	(ア) 小災害復旧債----公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債 (イ) 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

第2節 被災者の生活確保計画

第1項	被災者の生活確保	<input type="checkbox"/> 収納課 <input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課
第2項	租税の徴収猶予及び減免等	<input type="checkbox"/> 課税課

第1項 被災者の生活確保

1 住宅の確保

応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り替えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

(1) 住宅の確保

市は、損壊した市営住宅を速やかに修繕するとともに、被害状況に応じて市営住宅の供給計画を修正し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修繕、建設の融資

大規模災害（救助法の適用を受ける災害）によって住宅に被害を受けた者は、次により住宅金融支援機構から災害復興住宅の建設、購入資金又は補修資金の融資を受けることができる。

ア 建設の場合

市が発行する住宅の全壊、大規模半壊又は半壊した旨のり災証明により融資を申込み、住宅金融支援機構が定める基準に基づき融資を受けることができる。具体的には、5割以上の被害を受けた場合は、次表の融資限度額内で建設資金の融資を受けることができ、また、建物と同時に宅地についても被害を受け、整地を行うときは整地資金を、宅地が流出して新たに宅地を取得するときは、土地取得資金をそれぞれ建物資金と併せて融資を受けることができる。

イ 補修の場合

補修に要する額が10万円以上で、「り災証明書」を受けた場合は、融資限度額内で、補修資金の融資を受けることができる。（門や塀だけが破損した場合にも、融資が受けられる。）

また、補修に附随する住宅の移転については移転資金を、宅地が被害を受けて整地を行うときは整地資金を、それぞれ補修資金と併せて融資を受けることができる。

2 職業のあっ旋

市は、被災者の職業あっ旋措置について県に要請するとともに、公共職業安定所に対して被災者への職業の紹介あっ旋等を依頼する。公共職業安定所は、被災者の技能、経験、健康その他の状況を勘案して希望する求職条件により職業相談、求人開拓等に基づき職業をあっ旋する。

3 災害相談

大規模災害の発生等により、被災した住民からの問い合わせや相談等に対応するため、「災害相談窓口」を開設する。災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報を基に、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努める。また、災害相談窓口は、市災対本部の各班により編成し、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

第2項 租税の徴収猶予及び減免

1 租税の納期限の延長・徴収猶予・減免

(1) 租税の届出等の延長

ア 市税の届出等の延長

災害により、市税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において納期限を延長することができる。（中間市市税条例）

イ 国税・県税の届出等の延長

災害により、国税に関する法律に基づく申告、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為ができないと認めるとき、期限を延長することができる。（国税通則法、災害減免法）

(2) 租税の徴収猶予

ア 市税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が市税を一時的に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法）

イ 国税・県税の徴収猶予

災害により、住宅又は家財について甚大な被害を受け、かつ、その年分の所得見込み額が一定額以下である場合、所得税の徴収を猶予し、すでに徴収した所得税を還付することができる。（災害減免法）

(3) 租税の減免

ア 市税の減免

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

(地方税法、中間市市税条例、国民健康保険税)

(ア) 死亡した場合

(イ) 障がい者となった場合

(ウ) 災害を受け作付不能又は使用不能となった農地又は宅地の固定資産税

(エ) 災害により著しくその価値を減じた土地、建物の固定資産税

(オ) 災害を受けた償却資産に係る固定資産税

(カ) 災害によって生活が著しく困難となり、当該年度にその回復の見込みがない者の国民健康保険税

(4) 国税・県税の減免

災害により甚大な被害を受けた場合、所得税、相続税、贈与税、酒税、自動車重量税、法人税の減免を行うことができる。(所得税法、災害減免法)

第3節 災害復旧資金対策計画

第1項	災害弔慰金等の支給	<input type="checkbox"/> 出納整理班
第2項	り災証明の発行	<input type="checkbox"/> 市民課 <input type="checkbox"/> 消防本部

第1項 災害弔慰金等の支給

1 金融措置

(1) 金融措置の種類等

区分	援助・助成措置	担当窓口
支給	ア 災害弔慰金	出納整理班
支給	イ 災害障害見舞金	出納整理班
支給	ウ 被災者生活再建支援金	出納整理班
貸付	エ 災害援護資金	出納整理班
貸付	オ 生活福祉資金	市社会福祉協議会
貸付	カ 母子寡婦福祉金	保健福祉環境事務所
貸付	キ 金融機関等の融資	住宅金融支援機構等

(2) 市の措置

- ア 市は、「中間市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第1号）」
「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、災害弔慰金、
災害障害見舞金を支給する。
- イ 市は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期
に実施するため、発災後早期にり災証明の交付体制を確立し、被災者にり災証明を交
付する。
- ウ 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、で
きる限り総合的な相談窓口等を設置する。

【 一般災害対策編 】
 〈第4章 第3節 災害復旧資金対策計画〉

エ 災害弔慰金(出納経理班)

災害弔慰金	対象災害	自然災害 ● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫及び祖父母並びに兄弟姉妹 (死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)ただし、兄弟姉妹にあっては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合に限る。)	

オ 災害障害見舞金(出納経理班)

災害障害見舞金の程度	対象災害	自然災害 ● 1の市町村の区域内で住家が5世帯以上滅失した災害 ● 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 ● 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村の数が3以上ある災害 ● 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある災害	
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障がい	①両眼が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの	

【 一般災害対策編 】
 〈第 4 章 第 3 節 災害復旧資金対策計画〉

カ 災害援護資金(出納経理班)

災	災 対	自然災害	
	害 象	都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害	
害	貸	1 世帯主の1 か月以上の負傷	150万円
	付	2 家財等の損害	
援	限	ア 家財の1/3 以上の損害	150万円
		イ 住居の半壊	170万円
度	額	ウ 住居の全壊	250万円
		エ 住居の全体が滅失又は流出	350万円
資	護	3 1 と 2 が重複した場合	
		ア 1 と 2 のアの重複	250万円
金	法 根 拠	イ 1 と 2 のイの重複	270万円
		ウ 1 と 2 のウの重複	350万円
資	貸 付 条 件	4 次のいずれかの事由に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合	
		ア 2 のイの場合	250万円
護	利 率	イ 2 のウの場合	350万円
		ウ 3 のイの場合	350万円
金	法 根 拠	(世帯人員) (市町村民税における総所得金額)	
		1 人	2 2 0 万円
資	貸 付 条 件	2 人	4 3 0 万円
		3 人	6 2 0 万円
護	利 率	4 人	7 3 0 万円
		5 人以上	(1 人増すごとに730万円に30万円を加えた額)
金	法 根 拠	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270 万円とする。	
		利 率	無利子 (保証人を立てない場合は、据置期間経過後年 1 %)
資	法 根 拠	据置期間	3 年 (特別の事情のある場合は 5 年)
		償還期限	10 年 (据置期間を含む)
護	法 根 拠	償還方法	年賦、半年賦又は月賦
		災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和 4 8 年法律第 8 2 号)	

2 災害見舞金等の支給

(1) 災害見舞金等（出納経理班）

市は、「中間市災害救助条例（昭和35年中間市条例第15号）」に基づき、災害見舞金等を支給する。

災 害	定義	市内の災害の発生に際して、当該災害による被災者に対し、災害見舞金、災害弔慰金及び災害救援物資（「見舞金等」という。）を交付する。					
	見 舞 金 等 の 額	災 害 状 況		見舞金等			
		1) 全壊、全焼又は流失		1世帯当たり	30,000円		
		2) 半壊、半焼		1世帯当たり	20,000円		
		3) 床上浸水		1世帯当たり	10,000円		
		4) 死亡又は行方不明者		1人当たり	100,000円		
5) 重傷者		1人当たり	10,000円				
見 舞 金	救助物資	住家の全焼、全壊、流失により被害を受けた世帯					
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	5人以上1人増すごとに
	夏期 4～9月	10,000円	13,000円	15,000円	18,000円	20,000円	3,000円
	冬期 10～3月	15,000円	20,000円	25,000円	30,000円	35,000円	5,000円
金	支給方法	見舞金等は、1) から3) まで及び5) の支給対象者は、被災世帯主又は重傷者本人に支給し、4) は遺族に支給する。					
	遺族の範囲	見舞金等を支給する遺族は、次に掲げるものとする。 1) 配偶者（届出をしないが、死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。） 2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、死亡当時同一生計を営んでいた者 3) 前号に掲げる者の他、死亡当時同一生計を営んでいた親族 4) 各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。 5) 支給を受ける順序 ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母及び兄弟姉妹					

3 民間施設等の災害復旧資金の助成

災害により被害を受けた一般住民、中小企業者、農林漁業者及びその組織する団体に対する災害復興のための資金の融資は、次のとおりである。

(1) 農林漁業復興資金

- ア 天災融資法に基づく災害資金の貸付
- イ 農林漁業金融公庫の復旧資金の貸付

(2) 中小企業復興支援基金

- ア 商工組合中央金庫の災害復旧資金貸付
- イ 小企業金融公庫の災害復旧資金貸付
- ウ 国民生活金融公庫の災害資金貸付

(3) 住宅復興資金

- ア 住宅金融支援機構の災害復興住宅の建設資金及び補修資金の貸付
- イ 住宅金融支援機構の一般個人住宅の災害特別貸付

(4) 宅地防災工事資金

- 住宅金融支援機構の宅地防災工事資金の貸付

4 生活資金対策

(1) かんぽ生命保険契約者に対する非常貸付、郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し等（窓口：郵便局）

- ア かんぽ生命保険契約者に対する非常貸付等
- イ 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡し
- ウ 郵便はがき等の無償交付
- エ 銀行預金者に対する非常払渡し

(2) 生活福祉資金

り災した低所得者世帯で資金の貸付と民生児童委員の指導援助により独立自活できると認められかつほかの機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

(3) 母子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦が自ら事業を開始する場合、必要な設備費、什器、材料等の購入費として貸し付けられる。

(4) 生活保護

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができないものに対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

(5) 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)に基づく措置（窓口：出納経理班）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする制度

ア 対象となる災害

この制度が適用になる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、噴火その他の異常な自然現象により生じる災害であって次のいずれかに該当するもの。

- (ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

- (イ) 10世帯以上の住宅が全壊した市町村における自然災害

【 一般災害対策編 】
 〈第4章 第3節 災害復旧資金対策計画〉

- (ウ) 県内で100世帯以上の住宅が全壊した自然災害
- (エ) 県内で(1)又は(2)に規定する被害が発生しており、5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)における自然災害
- (オ) 5世帯以上の住宅が全壊した市町村(人口10万人未満に限る。)であって、アからウに規定する区域に隣接する市町村における自然災害

イ 支給対象世帯

支給対象は、次のいずれかに該当する世帯。

- (ア) 住宅が全壊した世帯
- (イ) 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- (ウ) 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- (エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯(大規模半壊世帯)
- (オ) 住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯(中規模半壊世帯)

ウ 支給金額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。(※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

- (ア) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

(単位：万円)

住宅の被害程度	全壊 イ(ア)該当	解体 イ(イ)該当	長期避難 イ(ウ)該当	大規模半壊 イ(エ)該当
支給額	100	100	100	50

- (イ) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)

(単位：万円)

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸(公営住宅以外)
支給額	イ(ア)～(エ)	200	100	50
	イ(オ)	100	50	25

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(または補修)する場合は、合計で200(又は100)万円

エ 支給手続

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行い、とりまとのめの上、県に提出する。県は、当該書類を委託先である財団法人都道府県会館に提出する。

第2項 り災証明の発行

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する自治事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

1 り災証明の対象

り災証明は、基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

- (1) 全壊、流失、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、半壊に至らない（一部破損）
- (2) 火災による全焼、半焼、部分焼、ぼや、水損

2 り災証明を行う者

証明の対象となる市内に所在する家屋のり災証明は、市長が行う。

ただし、火災についてのり災証明は、消防本部が定める規程に基づき、消防長が行う。

3 り災証明書の発行（市民課）

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が発行する。

4 り災被害家屋の判定基準（上記1の（1）に係るもの）

り災証明を発行するに当たっての家屋の被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官）に基づいて行う。

5 罹災証明書

(整理番号)

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	
(追加記載事項欄①)	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 [※] の 所在地	
住家 [※] の被害の 程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
(追加記載事項欄②)	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

(追加記載事項欄③)	
------------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

中間市長

6 罹災届出証明交付申請書

罹災届出証明交付申請書

(申請先) 中間市長

申請者 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

下記のとおり、罹災したことを届出します。また、届出したことを証明願います。

使用目的 又は提出先	
罹災年月日	年 月 日 時 分ごろ
罹災原因	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 豪雨 <input type="checkbox"/> がけ崩れ <input type="checkbox"/> その他 () 災害名 ()
申請者と罹災 対象との関係	所有者・管理者・占有者・担保権者・その他 ()
罹災物件 所在地	中間市
罹災内容	

罹災届出証明書

上記のとおり、罹災の届出がされたことを証明します。

第 号

年 月 日

中間市長

印

罹災届出証明書については、

- 1 罹災の状況を市に届け出たことを証明するものです
- 2 この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません

第5章 地震災害予防計画

第1節 地震防災緊急事業整備計画

第1項 地震防災緊急事業整備計画 各課

《 基本方針 》

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業を推進する。

第1項 地震防災緊急事業整備計画

《 計画目標 》

1 地震防災緊急事業五箇年計画

(1) 地震防災緊急事業五箇年計画

地震防災対策特別措置法第2条において、知事は、人口や産業の集積等の社会的条件、地勢等の自然条件を総合的に勘案して、地震により著しい被害が発生すると見込まれる地区について「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成することができると定められている。

(2) 計画年度

令和3年度～7年度

(3) 対象事業

市が実施する事業については、市地域防災計画に定める基準であることを要件とする次の施設等の整備等である。

ア 指定避難所及び指定緊急避難場所

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

カ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設

キ 公的医療機関等・社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

【 地震災害対策編 】
〈第5章 第1節 地震防災緊急事業整備計画〉

- ク 上記1)～8)のほか、不特定多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- ケ 砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設又は農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
- コ 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
- サ 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備、非常用電源設備そのほかの施設又は設備
- シ 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- ス 地震災害時において必要となる非常用食料、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- セ 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
- ソ 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

2 市の事業計画

市は関係機関との連携を図り、地震防災事業の計画的な整備に努める。

第2節 地域の防災力の向上

第1項 防災知識の普及、訓練及び
自主防災組織の育成強化

安全安心まちづくり課
消防本部

《 基本方針 》

地震等の大規模災害時における地域住民による自主的な防災活動は、災害による被害の拡大防止に極めて重要で、効果的である。そのため、日頃から災害に対する住民の意識を啓発し、迅速な災害対応が行えるよう、自主防災組織の育成と支援体制の確立を目指す。

第1項 防災知識の普及、訓練及び自主防災組織の育成強化

《 計画目標 》

1 防災知識の普及等

(1) 家庭への啓発

市は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、次の事項に重点をおき、震災に関する分析結果等を示しながら、その危険性を周知し、防災知識の普及、啓発を図る。

ア 4日分以上の食料、飲料水等の備蓄

イ 常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防、安全対策

ウ 地震発生時に取るべき行動、避難所での行動、協力等

エ 震災時の家庭での連絡体制の確保

(2) 防災パンフレット・避難ルートマップによる啓発

地域の防災的見地からの防災調査を行い、住民の適切な避難や防災活動に資する防災パンフレットや地区別避難ルートマップ等をわかりやすく作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(3) 教育機関等

震災防災訓練等を通じて防災に関する教育の充実に努める。

2 防災訓練の実施

(1) 震災防災訓練の実施

防災週間等を通じ、積極的に震災を想定した防災訓練を実施する。

- (2) 防災訓練は、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等においてきめ細かく実施、又は行うよう指導し、住民の地震発生時の避難行動、避難所の開設・運営、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。
- (3) 防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者に十分配慮する。また要配慮者のうち、自ら避難することが困難な避難行動要支援者を地域で支援することができる連絡、救出等の活動体制の充実を目指す。

3 消防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設や装備の充実、団員の参加促進等を含めた消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

(2) 地域の自主防災組織の育成強化

ア 自主防災組織の重点地区

特に、震災による被害拡大の危険性が高い地域を重点において、組織の育成を推進する。

- (ア) 木造家屋の集中している地域
- (イ) 消防水利の不足している地域
- (ウ) 道路事情等により消防活動の困難な地域
- (エ) 避難行動要支援者の集中している地域

イ 自主防災組織の組織づくり

震災時の地域防災の推進を図るため、次のような組織づくりを推進する。

- (ア) 組織の核となるリーダーに対して研修を実施する等組織活動や訓練の実施を促し、継続的な組織運営と組織体制の充実に努める。
- (イ) 既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本とした組織づくりを推進する。
- (ウ) 自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れ、自主防災組織を育成する。
- (エ) 地域で活動している様々な組織を活用する。
- (オ) 地域に居住する職員の参画を検討する。

第3節 地震防災活動体制の整備計画

第1項	災害応急体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 健康増進課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	二次災害防止体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 産業振興課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 都市計画課

《 基本方針 》

それぞれの機関において実情に応じ、非常参集体制の整備、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報収集伝達手段の確保等について検討する。また、被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

さらにそれぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じた応急対策活動のためのマニュアルを作成し、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、ほかの機関等との連携体制の確立を推進する。

第1項 災害応急体制の整備

《 計画目標 》

1 防災活動体制の整備

(1) 防災活動体制の整備

災害発生時に速やかに対処するため、平常時から応急対策等に必要な防災体制、防災施設や設備の使用を含め、事前に各種体制の確立に努める。

(2) 初動体制の確立

市災対本部や初動段階の職員参集基準、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等参集途上での情報収集伝達手段の確保等について、事前に検討しておく。

(3) 職員の動員配備対策の充実

地震災害発生時の初動期において、速やかに職務に従事、専念できる体制を整えるため、次の対策を推進する。

ア 家庭における安全確保対策

職員が自己の職務に専念できることを可能にするため、職員はもちろん家庭にも防災対策を徹底し、被害を最小限にとどめるように努める。

イ 災害対策職員用通信手段の確保

市災対本部との連絡体制を確立するため、携帯電話等の通信手段等の拡充を検討していく。

ウ 災害対応初動マニュアルの作成

誰もが手際よく災対本部の対応行動ができるよう、情報通信機器の操作方法やレイアウト等を含むマニュアル等は必要に応じ見直しを行い、職員の習熟に努める。

(4) 地域の防災中枢機能等の確保、充実

震災後に避難所となる施設や災害応急対策活動等のベースキャンプとなる施設を中心に、平常時から防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育、訓練、防災資機材や物資備蓄等の整備、拡充を推進する。

2 救急救助体制の整備

(1) 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立するとともに、救命、救助装備を拡充する等、円滑な救急及び救助体制の充実を推進する。

ア 救急・救助体制の充実

イ 初動医療体制の確立

ウ 医療支援体制の確立

エ 災害医療情報通信ネットワークの整備

(2) 緊急輸送活動体制の充実

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ確保すべき緊急輸送活動体制の整備について検討する。

ア 交通ネットワークの整備

(ア) 骨格的な幹線道路の整備 【 参照；第2章-第13節-第1項 】

(イ) 緊急輸送拠点と緊急輸送路の確保 【 参照；第2章-第13節-第1項 】

(ウ) 防災上重要な道路改良の実施 【 参照；第2章-第13節-第1項 】

(エ) 橋梁等の安全対策の実施 【 参照；第2章-第13節-第1項 】

(オ) 鉄道施設の改良強化 【 参照；第2章-第13節-第3項 】

(カ) ヘリポートの整備 【 参照；第2章-第5節-第5項 】

イ 輸送対策

(ア) 陸上輸送の整備

車両の活用、物資調達業者又は民間運送業者への輸送協力要請

(イ) 航空輸送の整備

災害の状況により自衛隊等への航空輸送の要請要求の検討

3 消火活動体制の整備

地震による火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の消防水利としての活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及び消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

第2項 二次災害防止体制の整備

《 計画目標 》

1 災害防止体制の整備

(1) 二次災害の防止体制

余震、豪雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

(2) 土砂災害防止体制【参照；第2章-第9節】

建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の確保を行う。

(3) 宅地・建物応急危険度判定【参照；第2章-第11節-第1項】

震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士等が被災宅地・建物の危険度の判定を行う「応急危険度判定士」を養成する。

第4節 防災施設、設備等の整備計画

第1項	情報の収集・連絡体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 消防本部
第2項	避難者収容体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 課税課
第3項	食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	<input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課 <input type="checkbox"/> 環境保全課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 上水道課 <input type="checkbox"/> 産業振興課

《 基本方針 》

地震等の大規模災害時において、必要な施設や設備は、機能が損なわれると想定される。そのため、優先度を考慮し、代替手段、緊急調達方法、調達先等について、整備体制の確立に努める。

- (1) 災害発生によりその機能が損なわれるおそれのある施設、設備や資機材については、代替手段を検討しておく。
- (2) 災害発生時の資機材が不足する事態を考慮して、その緊急調達方法や調達先をあらかじめ決めておく。

第1項 情報の収集・連絡体制の整備

《 計画目標 》

1 情報の収集整備計画

(1) 情報の収集

地震による被害が防災関係機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関間の連絡が相互に迅速かつ確実に伝えられるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集連絡体制の明確化等、体制の確立に努める。

また、その際夜間、休日等の場合においても対応できる体制を整備する。

- ア 災害情報通信ネットワークの整備、拡充
- イ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

2 情報伝達体制の整備

(1) 地震観測体制の強化

国土交通省、文部科学省が行う地震動の観測体制と消防庁、県が行う計測震度計設置事業による地震動の観測体制との連携を図りつつ、的確な緊急対応ができるよう検討する。

(2) 情報伝達体制の整備

被災者等への情報伝達手段として、なかまコミュニティ無線の拡充を行うとともに災害情報一斉配信システムの活用を努め、伝達の迅速化を図る。

ア 情報伝達体制の整備

- (ア) 災害情報データベースの整備 【 参照；第2章-第5節-第2項 】
- (イ) 多様な情報メディアの活用方策の検討 【 参照；第2章-第5節-第2項 】
- (ウ) 広報、広聴体制の確立 【 参照；第2章-第5節-第2項 】
- (エ) 地震観測体制の強化

第2項 避難収容体制の整備

《 計画目標 》

1 避難誘導整備計画

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。また、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、訓練の実施に務める。

市は、高齢者、障がい者その他いわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとし、避難所であることを示す標識等の設置に努める。

2 避難所整備計画

市は、社会教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難所をその管理者の同意を得た上であらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、避難所の設備の充実に努める。

第3項 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

《 計画目標 》

1 食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。また、備蓄を行うに当たって、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

(1) 対象人口の把握

市は、食料、飲料水、生活必需品等の供給に必要な被災人口を速やかに調査・把握し調達体制を整える。

(2) 食料、飲料水、生活必需品等の確保

市は、給水に必要な給水タンク、ポリタンク等の資器材の確保を含め、被災者に十分供給できる量の食料、飲料水、生活必需品等の確保に努める。

また、供給量が不足するとき、供給に要する給水車及び輸送車両等を必要とするときは、県及び周辺市町、民間業者等に対し応援を要請する。

2 備蓄

(1) 備蓄物資・保管場所等の確保

ア 非常用物資等の備蓄強化 【参照；第2章-第5節-第4項】

イ 非常用物資の備蓄・保管場所の確保 【参照；第2章-第5節-第4項】

(2) 自主的な備蓄意識、相互協力意識の啓発

ア 市は、住民等に対し、4日分以上の食料、生活必需品等の自主的確保を指導する。

また、平常時から4日分（3リットル／人・日）以上の飲料水の備蓄や生活用水を確保するための啓発や情報の提供を行う。

イ 市は、在宅等の要配慮者への地域住民による食料、生活必需品等の配送等、地域住民相互の協力意識を醸成する。

3 応急仮設住宅整備計画

プレハブ建築協会や企業等と連携を図りつつ応急仮設住宅の提供に要する資機材に関し、供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅の用地に関し、提供可能な用地を把握する等、あらかじめ供給体制を整備しておく。

第5節 地震に強いまちづくり計画

第1項	防災都市基盤整備計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 消防機関	<input type="checkbox"/> 各管理担当課
第2項	地盤災害予防計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 消防機関	<input type="checkbox"/> 各管理担当課
第3項	建築物災害予防計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 建設課 <input type="checkbox"/> 消防機関	<input type="checkbox"/> 各管理担当課

《 基本方針 》

避難路、避難場所、延焼遮断帯並びに防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い都市構造の形成を図る。

第1項 防災都市基盤整備計画

《 計画目標 》

1 防災都市基盤整備

(1) 道路整備の推進

ア 道路、擁壁、周辺の人工斜面等の施設ごとに、老朽化や耐震性に問題のある箇所の点検、補修を行うことにより耐震性を確保し、迅速な復旧体制の整備に努める。

イ 災害時の避難や災害応急対策等の障害となるような幅員の狭い橋や老朽橋については、耐震性の強化を含め架換や拡幅等を検討する。

ウ 災害時における交通途絶に応じた迂回路や緊急交通路の指定等の事前対策も十分検討する。

エ 狭あいな生活道路は、建築時におけるセットバック指導と4m以上の道路整備計画を目指す。

(2) 河川施設等整備の推進

ア 施設の点検、耐震性の強化

国が示す「耐震点検要領」等に基づき河川施設における施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。また、排水機場や閘門、水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

イ 防災体制等の整備

河川等の水位情報を把握するため、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を確立する。

(3) 水道施設等整備の推進

ア 上水道関連

震災時の水不足を補うため安定的な供給体制を検討し、広域的な連携のもと新たな水源の確保を推進する。そのため、施設の重要度、人口及び将来計画を十分配慮して、施設の防災対策を検討する。

イ 水道施設の整備

経年老朽管の更新を大口径管は従来のA型3種管からK型1種管へ、小口径管はVP管からHIVP管へ、いずれもより耐衝撃性の高い材質に順次更新し、水道施設の整備に努める。

(4) 浄化施設等整備の推進

ア 仮設トイレの確保

災害時は、浄化施設が不能となることを想定し、マンホールトイレを含み仮設トイレの確保と周辺環境の整備について、地域住民との連携協力を図っていく。

イ 代替方策の検討

汚物の貯留や中継施設の確保、処理施設代替方策等について、周辺市町との連携協力体制を図っていく。

ウ 下水道施設の整備

日本下水道協会の「下水道施設の耐震対策指針と解説」等によって、施設の耐震化に努める。

2 緑化推進対策

(1) 面的都市基盤整備の推進

避難時の安全性の確保と延焼遮断帯となる樹木の特性を利用し、火災危険区域、木造密集地域、公共施設等の立地する地域には、樹木の耐火性、配植等から熱遮断の効率を考慮した樹林帯、街路樹、生垣や庭木等の延焼遮断帯となる緑化を検討する。

(2) 緑化の推進

ブロック塀に変わる生垣等の緑化を推進し、生垣コンクールや記念植樹等住民が緑化に関わることができる催し等の開催を継続して検討していく。

(3) 延焼遮断帯の確保

延焼遮断緑地や道路、公園等のオープンスペースを確保するため、街路樹の整備と狭あい道路の拡幅、建築物のセットバック等による総合的な整備を促進する。

3 市街地の防災構造化対策

(1) 土地区画整理

土地区画整理事業の必要な地域は、老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、医療、福祉、行政、避難、備蓄等の機能を有する公共及び公益施設との相互の連携により、地域の防災活動拠点として機能する道路、公園等の都市基盤施設の整備を検討する。

(2) 建築物の共同化と不燃化

低層の密集住宅地においては、土地区画整理事業等の面的整備と合わせて老朽化建築物を中心に建て替え等を促進し、防災上有効に機能する道路、公園等の確保を図るとともに、建築物の不燃化を促進する。

第2項 地盤災害予防計画

《 計画目標 》

1 宅地造成規制、開発行為等

(1) 宅地開発における防災指導の強化

斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発は、建築基準法、都市計画法、基本法等により災害防止の措置についての指導及び要請を行う。

(2) 開発等の災害防止に関する基準

ア 軟弱地盤の改良

宅地造成の際に地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

イ 液状化対策

宅地造成の際、土地の地盤が液状化する可能性がある場合は、地盤改良等の液状化対策を講ずる。

ウ 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、県と連携して原則として開発計画を抑制する。

エ 人工斜面の安全措置

宅地造成により生ずる人工斜面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

2 軟弱地盤液状化対策

(1) 液状化現象の調査研究

県、大学及び民間において研究される液状化現象に関する成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握し、調査資料の収集整理に努める。

(2) 地盤改良工法等の普及

ア 軟弱地盤の改良

宅地造成における地耐力調査により、地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

イ 液状化対策

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等があるが、これらの各種工法の普及に努め、適切な工法により対策を推進する。

3 地震土砂災害対策

(1) 地震による土砂災害は、降水量を要因にその被害が発生しており、震災時の斜面崩壊や土砂の移動等に伴い豪雨期と重なれば被害が拡大することが見込まれる。そのため、地震土砂災害による二次災害の防止と警戒避難体制の確立に努める。

(2) 地震発生時の緊急調査体制

ア 実態調査を行う要員を確保し、その早急な動員を要請する。

イ 土砂災害危険性のある斜面や溪流等の実態調査を行って現況を把握する。

ウ 危険性の高い箇所については、県及び関係機関に要請する。

エ 災害の危険性について住民に周知するとともに、情報の収集及び伝達体制を整備し、避難情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。

第3項 建築物災害予防計画

《 計画目標 》

1 公共施設災害

(1) 重要建築物の指定

災害復旧の実施上の重要性、地域特性等を考慮し、防災上の重要建築物を指定し、復旧優先順を検討する。

ア 防災中枢施設（市役所等）

イ 治安施設（交番等）

ウ 消防施設（消防本部、消防署、消防団格納庫等）

エ 医療施設（保健センター等）

オ 避難施設（公民館、集会所、小学校、中学校等）

カ 要配慮者施設（福祉施設、保育施設等）

(2) 建築物の耐震化

市は、防災上重要建築物に指定された施設等について耐震診断を実施し、必要と認められたものについては、当該建築物の重要度を考慮して順次耐震改修を推進する。

(3) 建築物防災診断の実施

必要に応じ、県及び建築士会等と協力して個々の建築物の防災診断の実施を推進する。「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」の的確な実施により、耐震診断や耐震改修の促進に努める。

2 一般建築物災害

(1) 建築物の耐震化

ア 建築物等に対する指導

保安上危険又は衛生上有害であると認められる建築物、老朽建築物、外装材等について構造、危険度等を調査し、使用者に対し補修等必要な措置を要望し、関係機関の指導を要請する。

イ ブロック塀等の安全対策の推進

各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、既存塀の補強、改修等の住民啓発を進める。

ウ 屋外広告物等の落下防止

広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯構造物等が落下、飛散し、被害を拡大させることが予想される。施設管理者は、施設の点検、補修、補強を図るとともに事業者等に対する落下防止措置の普及啓発に努める。

(2) 建築物の耐震化普及、啓発

ア 建築物耐震改修相談

耐震性能の劣る既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発や普及等の施策を実施するとともに、耐震改修を促進するための体制の確立を図る。

イ 応急危険度判定士の養成

震災後の余震等による二次災害を予防するため、行政及び民間の建築士が被災建築物の危険度を判定する「応急危険度判定士」を養成する。

第6章 地震災害応急対策計画

第1節 災害対策本部、災害警戒本部組織計画

第1項 市災害対策本部及び
災害警戒本部組織計画 □指揮班

第1項 災害対策本部及び災害警戒本部組織計画

1 災害対策本部及び災害警戒本部の設置基準

一般災害対策と同様に、本市の地域において大規模な地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の基準に基づき「中間市災害対策本部」（以下「市災対本部」という。）または「中間市災害警戒本部」（以下「市警戒本部」という。）を設置し、緊密な連絡と協力の下に、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第1節 市災害対策本部及び災害警戒本部組織計画】を参照する。

(1) 市災対本部及び市警戒本部の設置

《市災対本部及び市警戒本部の設置基準》		
	市災対本部設置基準	市警戒本部設置基準
本部長	市長	総務部長
設置基準	ア 震度6弱以上又は長周期地震動階級四の地震が観測され、その対策を要すると認めるとき。 イ その他本部長が必要と認めるとき。	ア 震度5弱の地震が観測され、その対策を要すると認めるとき。 イ その他本部長が必要と認めるとき。

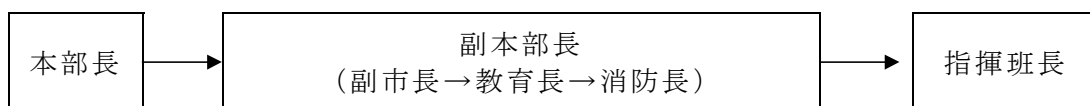
(2) 市災対本部及び市警戒本部の設置場所

市災対本部及び市警戒本部は、市長の指揮する場所で設置する。ただし、市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は、代替施設を検討する。

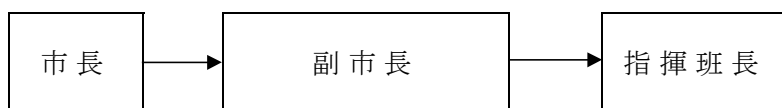
	設置場所	災害時優先登録電話
通常	本庁舎	244-1111
代替候補地	消防本部	245-0902
代替候補地	ハピネスなかま	245-8686

(3) 意思決定権者（本部長職務）代理順位

市災対本部の設置後、自衛隊災害派遣の要請要求等応急活動の実施に際し、意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。



また、災害のため、交通及び通信手段の途絶した場合を考慮し、災対本部等の設置判断等が必要な意思決定権者代理順位は次のとおりである。



第 2 節 動員配備計画

第 1 項 市の動員配備計画 指揮班

第 1 項 市の動員配備計画

1 地震発生時の本部機能の確保

大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【一般災害対策編 第 3 章 第 2 節 動員配備計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

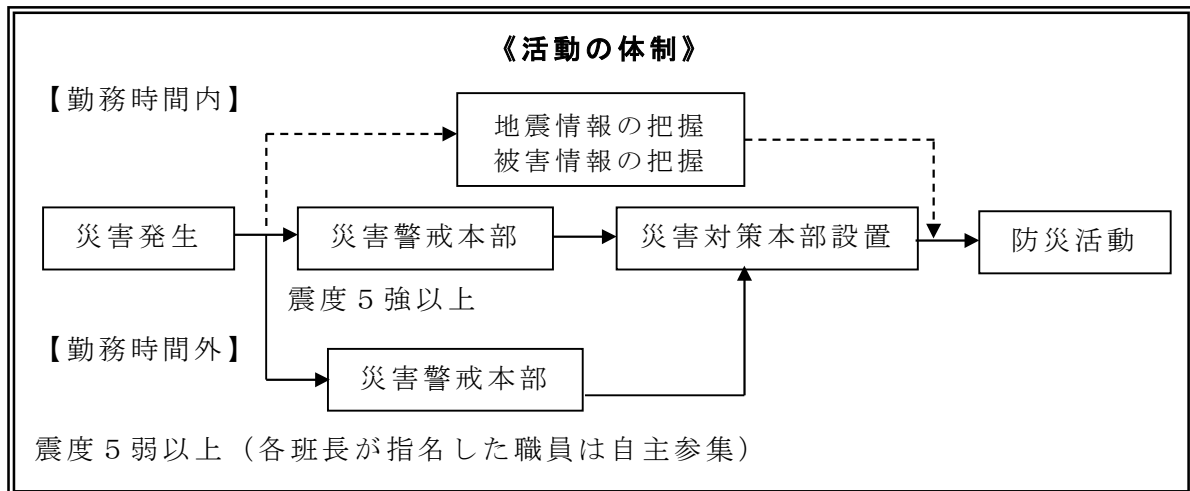
(1) 勤務時間内の場合

	配備区分	配 備 契 機
市警戒本部	第 1 配備体制 (準備体制)	市近郊に震度 5 弱の地震が発生したとき。
	第 2 配備体制 (警戒体制)	市近郊に震度 5 強の地震が発生したとき。
市災対本部	第 3 配備体制 (非常体制)	市近郊に震度 6 弱又は長周期地震動階級四の地震が発生したとき。 避難所担当職員を速やかに所定の避難所に移動させ活動を開始させることを検討する。

(2) 勤務時間外の場合（自主参集の基準）

あらかじめ定める配備要員は、所定の動員方法によるほか、夜間及び休日において地震による揺れを感じたときは、テレビやラジオ等により震度情報を確認し、次の基準より自主的に本庁に登庁し、本部機能を確保する。

	配 備 体 制	自 主 参 集 の 契 機
市警戒本部	第 1 配備体制 (準備体制)	市近郊に震度 5 弱の地震が発生したとき。
	第 2 配備体制 (警戒体制)	市近郊に震度 5 強の地震が発生したとき。
市災対本部	第 3 配備体制 (非常体制)	市近郊に震度 6 弱又は長周期地震動階級四の地震が発生したとき。 避難所担当職員を速やかに所定の避難所に参集させ活動を開始させることを検討する。



(3) 市災対本部機能の代替

激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応について、あらかじめ定められた職員により緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

(4) 各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

(5) 職員安否確認

ア 勤務時間内

(ア) 各班長は、参集者を把握して指揮班長に報告する。

(イ) 指揮班長は、参集者を把握して、市災対本部長に報告する。

この際、被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。

(ウ) 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

イ 勤務時間外

(ア) 各班長は、参集者を把握して指揮班長に報告する。

(イ) 指揮班長は、参集者を把握して、市災対本部長に報告する。

(ウ) 市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2 系統・組織計画

一般災害対策第3章第1節の系統・組織計画に準ずる。

3 分掌事務

一般災害対策編第3章第1節の分掌事務に準ずる。

《応急対策の時間的目安》

時間 主な応急対策	地震発生～24時間位まで	地震発生24時間位～3日目位まで	地震発生3日目位～1週間位まで
被害情報の収集伝達	<ul style="list-style-type: none"> 各班からの被害情報の収集伝達 消防本部、消防団等からの被害情報の収集伝達 その他関係機関からの被害情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 建物等の被害情報の収集伝達 ライフライン被害情報の収集伝達 交通、公共施設等の被害情報の収集伝達 被災者の生活情報の収集伝達 	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の生活情報の収集伝達
住民への広報	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況（特に火災発生）に関する情報 避難指示等及び安全な避難所に関する情報 パニック防止に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> 各種被害状況に関する情報 避難所に関する情報 救援救護に関する情報 行政の対応に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ライフライン等の復旧状況に関する情報 避難所に関する情報・救援救護に関する情報 各種相談窓口開設に関する情報
避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設、運営 避難人員及び避難状況の把握 特設公衆電話の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営 避難所への飲料水、食料、生活必需品等の供給 仮設トイレの設置及び衛生管理 特設公衆電話の増設 	<ul style="list-style-type: none"> 避難人員、生活状況の実態把握
広域応援	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊の派遣要請の要求と受入れ 災害救助法適用の申請 県、周辺市町への応援要請 	<ul style="list-style-type: none"> 広域応援の受入れ 救援物資の受入れ ボランティアの受入れ 	
人命救出・医療活動	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 	<ul style="list-style-type: none"> 生き埋め者等の救出活動 負傷者等の救急医療活動 医療救護所の開設、運営 後方医療機関への搬送 	<ul style="list-style-type: none"> 負傷者等の救急医療活動 メンタルケア
救援	<ul style="list-style-type: none"> 救護活動 食料、飲料水の確保及び供給 生活必需品の確保及び供給 	<ul style="list-style-type: none"> 食料、飲料水の供給 生活必需品の供給 	<ul style="list-style-type: none"> 水道復旧による生活用水の供給 救援物資の配給
交通規制	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送 交通規制 緊急交通路の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制 緊急交通路の確保
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 火災の初期消火 火災の延焼状況の予測 危険物等の火災防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 火災の延焼拡大の防止 危険物等の火災防止対策 	
要配慮者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要配慮者の施設への受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> 安否の確認、緊急介護 避難所でのケア 要配慮者の施設への受入れ
遺体捜索・収容埋葬		<ul style="list-style-type: none"> 遺体の捜索、搬送 火葬場等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の収容埋葬
ライフライン	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ライフラインの復旧
廃棄物対策			<ul style="list-style-type: none"> ゴミ、し尿処理 災害廃棄物処理
生活再建			<ul style="list-style-type: none"> 災害相談窓口の開設 り災証明等発行の準備 応急仮設住宅建設の準備 被災建物応急修理の準備 学校再開の準備

第 3 節 情報収集伝達計画

第 1 項	情報収集伝達計画	<input type="checkbox"/> 指揮班
第 2 項	災害広報計画	<input type="checkbox"/> 指揮班

第 1 項 情報収集伝達計画

1 通信施設の利用確認

(1) 通信手段の確保

- ア 災害発生直後は、直ちに災害情報連絡のための電源・通信手段を確保する。
- イ 市は、必要に応じ情報通信の機能確認と支障が生じた施設の早期復旧を行う。そのための要員・資機材を確保する。
- ウ 関係機関と連携し、通信の確保に必要な措置を講ずる。

(2) 公衆電話通信施設の利用

災害時において加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等に必要があるときは、非常電話を利用する。

2 気象予報、警報等収集伝達計画

(1) 気象予報、警報の種類及び発表基準

福岡管区気象台から発表される気象予報、警報、情報の種類及び発表の基準は、資料編に示すとおりである。

(2) 地震に関する情報

市は、福岡管区気象台等が発表する情報を把握し、必要な措置をとる。

- ア 震度速報
- イ 震源及び震度に関する情報
- ウ 地震の震度に関する情報
- エ 福岡管区気象台が発表する地震に関する情報（震度 4 以上）

(3) 地震に関する情報の伝達

ア 住民への広報

大規模な地震発生後は、通信施設の途絶等により情報不足が混乱を招くことになる。そのため、迅速かつ的確に被災地住民をはじめ住民に広報を行い、災害に対する情報ニーズの増加、情報不足による混乱の防止に努める。

イ 事前措置

市は、住民等へ地震（本震・余震）に関する情報の発表があった場合、直ちになかまコミュニティ無線等により、本震・余震の情報を伝達し、倒壊するおそれのある建築物等から退避し、堅牢で安全な施設に避難するよう広報する。また、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知する。

3 地震被害情報の収集伝達

(1) 実施責任者：指揮班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章 第4節 被害情報収集伝達計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 地震被害情報の収集

ア 初動時期における災害情報の収集（第一報）

地震発生直後の初動対策を実施する上で必要な優先情報として、次の災害情報を迅速かつ臨機応変に収集する。

(ア) 地震情報、火災情報及び異常現象に係る情報

(イ) 人命救助に係る情報

(ウ) その他初動対策に係る情報

なお、これらの災害情報は、周辺で感知できる範囲又は登庁途中における目視調査等概略把握結果とする。

また、順次関係機関等との情報交換を行い、正確な情報の把握に努める。

イ 各班は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

(ア) 人的被害

(イ) 建物、施設等の被害

(ウ) 避難の状況

(エ) 防災関係機関の防災体制（配備体制等）

(オ) 防災関係機関の対策の実施状況

(カ) 交通機関の運行、道路の状況

ウ 電気、ガス、上下水道、電話等生活関連施設の運営被害状況

エ 地区ごとに被害情報の収集担当班を定め、消防団や自治会長等の協力を得て初期情報の収集に努める。

(3) 被害情報の伝達、報告

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の情報収集、一般被害状況及び部門別被害状況報告の取扱については、「福岡県災害調査報告実施要綱」の定めるところによる。

4 応援要請

(1) 実施責任者：指揮班

【 地震災害対策編 】
〈第 6 章 第 3 節 情報収集伝達計画〉

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第 3 章第 6 節 自衛隊災害派遣要請要求計画、第 7 節 広域応援要請計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 県、他市町村への応援要請

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは次の応援要請の要点を示し、県、他市町村、指定地方行政機関等の長に対し職員派遣等の要請を行う。また、知事に対し、他市町村、指定地方行政機関の職員派遣等についてあつ旋を求める。

(3) 県他市町村への応援要請依頼

ア 派遣要請要求の手続き

本部長が、事態が急進し、速やかに自衛隊の救援を要すると認めたときは、安全安心まちづくり課長は、災害派遣要請要求に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事（防災危機管理局）に要求する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

イ 緊急要請

県との通信の途絶等により知事に対して前述の要求ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第 4 師団司令部）に通知する。この場合においては、通信回復後速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

要請先	連絡種別	番号
県防災危機管理局	NTT 電話	092-641-4734
	NTT ファクシミリ	092-643-3117
	県防災行政無線	電話 78-700-2486 FAX 78-700-7390

第 2 項 災害広報計画

1 災害広報

(1) 実施責任者：指揮班

災害状況の広報については、情報連絡班が主管して行う。

(2) 災害広報内容

本項に定めるもののほか、【一般災害対策編 第 3 章第 5 節 災害広報計画】を参照する。

ア 広報内容

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けて行う。

- (ア) 余震等、地震の発生に関する今後の見通し
- (イ) 被災状況と応急措置の状況
- (ウ) 避難の必要性の有無
- (エ) 交通規制及び各種輸送機関の通行状況

- (オ) ライフラインの状況
- (カ) 医療機関の状況
- (キ) 防疫活動の実施状況
- (ク) 食料、生活必需品の供給状況
- (ケ) その他住民のとるべき行動
 - 火災、地すべり、危険物施設に対する対応
 - 電話、交通機関等の利用制約
 - 食料、生活必需品の確保

イ 住民に対する広報

住民への広報内容について、避難の緊急度、危険性、広報優先地域等を見きわめ、必要な情報を周知する。

(3) 広報の実施

市は、次により広報を実施する。

- ア 広報重点地区（各災害危険地区）の選定
- イ 広報文の確認
- ウ 広報優先順位の検討
- エ 伝達方法、伝達ルートの確認

2 広報の要請

(1) 実施責任者：情報連絡班

(2) 県への広報要請

市長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、知事又は基幹放送事業者に対して基本法第 57 条に基づき、放送の要請を依頼する。

(3) 広報要請先

要請先	連絡種別	勤務時間内	勤務時間外
県防災危機管理局	県防災行政無線	78-700-7022	78-700-7027 (宿直室)
	NTT 電話	092-641-4734 092-643-3113	092-641-4734 (宿直室)
NHK 福岡放送局	県防災行政無線	78-982-70	
	NTT 電話	092-741-7557	092-741-4029
	NTT ファクシミリ	092-781-4270	092-771-8579

第4節 避難収容計画

第1項 避難収容計画

指揮班 衛生救護班
 教育施設班 出納経理班

第1項 避難収容計画

1 避難施設の確保

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章 第8節 避難計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 避難施設等の開設

避難施設は、地震発生後の施設の被害状況を確認し、指定した建物等の危険度判定を優先的に実施する等施設及び資機材の利用可能性、被害状況を判断し、必要な措置をとる。この際、避難所数が大幅に不足する場合の民間施設の活用についても検討する。

また、住民の避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知し、避難の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

(2) 収容対象者

- ア 災害により現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者
- イ 避難指示等が出た場合等で、現に被害を受けるおそれのある者

(3) 避難施設への受入れ準備

- ア 指揮班は、電話、なかまコミュニティ無線等により避難所開設の旨を関係者へ連絡する。
- イ 施設の施錠解除依頼
- ウ 避難者の受入れ（収容）スペースを指定、避難者の誘導

2 避難の指示等並びに伝達

地震による災害の危険が切迫し、住民を避難させる必要がある場合、避難指示等の責任者を明確にし、避難体制を確立する。

市長その他避難の指示等の権限を有する者は、大規模な地震が発生等により危険が急迫している場合、危険区域の居住者、残留者に対し避難や立ち退きを指示し、又は立ち退きを指示する。

(1) 避難指示等の基準

《高齢者等避難》	
条 件	ア 地震関連の情報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき。 イ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。
伝達内容	ア 連絡者 イ 避難を準備すべき理由 ウ 危険地域 エ 避難場所 オ 注意事項
《避難指示》	
条 件	ア 地震関連情報が発せられ、避難の準備を要すると判断されるとき。 イ 地震後の地すべり、山崩れ等により危険が切迫しているとき。 ウ 余震により、建物等の倒壊の危険があるとき。 エ その他人命保護上避難を要すると認められるとき。
伝達内容	ア 指示者 イ 避難すべき理由 ウ 危険地域 エ 避難場所 オ 避難経路 カ 避難後の当局の指示連絡等 キ 注意事項
《緊急安全確保》	
条 件	ア 状況が更に悪化し、避難すべき時期が切迫したとき。 イ 災害が発生し、現場に残留者があるとき。 ウ その他緊急に避難する必要があると認められるとき。
伝達内容	ア 避難指示と同じ

3 要配慮者の避難対策

(1) 地震発生直後の対策

ア 避難行動要支援者

避難行動要支援者対象者リストを作成し、地域の自主防災組織、消防団や民生児童委員等の協力のもと、速やかに安否確認を行い、避難所への速やかな避難誘導を行う。

イ 在宅被災者

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、避難行動要支援者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(2) 避難所での対策

ア 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

イ 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者への保健福祉サービスに努める。

ウ 避難所では、要配慮者の状況を把握し、食料や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないよう配慮する。

エ 生活情報の伝達において、聴覚障がい者には掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字等情報等によりの確に伝える方法を用いる。

オ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

(3) 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、紙おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要援護者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

(4) 特設公衆電話の設置

避難者への安否確認を行うため特設公衆電話を設置する。

4 避難所の受け入れ体制

(1) 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受入れや連絡が円滑に進むようにしておく。

ア 避難者名簿(カード)の配布・作成、人員の把握

イ 食料、生活必需品の調達、受取、配給の準備と実施

ウ 避難所運営に伴う記録の作成、運営状況の報告

(2) 避難所の運営は、住民及びボランティア等の自主性を尊重し、市はこれに協力し、必要な措置を検討する。

(3) 避難所の開設が長期化する見通しの場合、市は次の点に留意する。特に女性に対しては、更衣室を設けるなどプライバシー確保のための手段を講じるとともに、女性、子ども、障がい者等に配慮した環境整備に努める。

ア 概ね避難者が落ち着きを取り戻すまでの避難所運営

(ア) グループ分け

(イ) プライバシーの確保

(ウ) 情報提供体制の整備

(エ) 避難所運営ルールの徹底

円滑な避難所運営を行うための避難所運営ルール(消灯時間、トイレ等の施設使用等)を定め、徹底する。

(オ) 避難所のパトロール等

(カ) 要配慮者等の社会福祉施設等への移送等

(キ) 福祉避難所の活用

イ 概ね避難者が落ち着きを取り戻した後の避難所運営

(ア) 自主運営体制の整備

(イ) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯等の生活環境の改善対策

(ウ) 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

ウ 保健、衛生対策

(ア) 救護所の設置

(イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施

- (ウ) 仮設トイレの確保、衛生対策
 - (エ) 入浴、洗濯対策
 - (オ) 食品衛生対策
- (4) 各避難所における具体的な開設・運営要領については、「避難所開設・運営マニュアル」による。

5 車中泊避難者等への支援

自動車、仮設テント、軒下などは、自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点が多く、今後の災害時においてもこれら車中泊などを行う被災者の増加が予想される。

このため、地域の私設避難所、車中泊避難者などの実態把握に努めるとともに、必要に応じて食料や飲料水、生活必需品の提供、避難所情報等の提供などの支援に努める。

特に、車中泊避難者は、運動不足や水分不足などから静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）を引き起こしやすくなるため、その予防法を周知する。

(1) 車中泊避難者の状況調査

- ア 校庭などで車中泊している避難者の把握に努める。
- イ 自治会や自主防災組織などの協力を得て、指定避難所外にいる避難者（場所、人数、支援の可否、内容など）の把握に努める。

(2) 車中泊避難者への支援

- ア 新たな避難先の供給（避難所、テントなど）
- イ 食料や物資の供給
- ウ 避難者の健康管理、健康指導
- エ 情報の提供

(3) 静脈血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）の予防

運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分補給を控えることなどから、エコノミークラス症候群を発症する人が出るおそれがある。

エコノミークラス症候群の発症を予防するため、以下の事項について避難者に呼びかける。

- ア 時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。
- イ 十分にこまめに水分を取る。
- ウ アルコールを控える。できれば禁煙する。
- エ ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。
- オ かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもむ。
- カ 眠るときは足をあげる。

(4) 排気ガス車内充満の予防

就寝時における排ガスの車内充満などの危険性について注意喚起を行う。

第5節 救出医療計画

第1項 救出医療計画

指揮班 衛生救護班
消防機関

第1項 救出医療計画

1 救出計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか【一般災害対策編 第3章第12節 救出計画、第13節 医療救護計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 救出班の編成

救出班の編成は、災害が発生した地域の消防団を現地本部とし、現地本部長に消防団長、副本部長に副団長、班長に各分団長とする。救出班は、各関係機関と連絡を密にし、救出の状況を順次本部長に報告する。

(2) 市は、地震直後からの住民、事業所に対し、各種広報手段を用いて倒壊家屋の生き埋め者等に対する救出活動への協力を喚起する。

(3) 初動体制の確立

被災者の救出活動は、広範囲な被災現場において激甚な地域や優先地域を判断し、関係機関と連携し、迅速な要員及び資機材の確保、救出体制、支援体制を確立する。

(4) 救出等の応援要請

市は、被災地の救助及び救急活動を行うほか被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、県の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。また、自衛隊への派遣要請の要求の必要性を判断し、必要と認めた場合は知事に自衛隊の派遣要請の要求を行う。

(5) 住民及び自主防災組織等の役割

地域における救助及び救急活動は、自主防災組織のもとで、組織的に行動することが効果的である。地域の実状に即した住民の組織力を強化し、“自分達の命と地域は自分達で守る”という連帯感に基づき、自立的な防災体制の確立を図る。

ア 個人の果たすべき役割

(ア) 負傷者及び要配慮者の救出、救護

(イ) 正確な情報の伝達

(ウ) 出火防止措置及び消火の実施

(エ) 適切な避難

(オ) 組織的な応急、復旧活動への参加と協力

2 医療計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章 第13節 医療救護計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) 医療救護班の編成

医療助産の救助は、原則として医療救護班が行う。ただし、重傷病患者等で処理することが困難な場合には、病院、診療所又は助産所等に収容する。

(2) 初動体制の確立

救急医療活動は、被災現場において迅速な救護活動を行うため、迅速に地域の医療機関と連携、医療関係者、施設の確保、搬送収容体制、支援体制の確立をする。

ア 遠賀中間医師会への要請

イ 医療施設への受け入れ体制の確保

ウ 搬送体制の確保

エ 広域支援要請

(3) 医療機関等への応援要請

医療班又は市内の病院や診療所等での処理が困難な場合には、県及び周辺市町等の協力を得て、最寄りの収容施設を有する医療機関に収容する。

(4) 医療救護対策

ア 医療施設の復旧協力

医療施設の被害状況を確認し、必要な施設及び資機材の利用可能性、状況を判断し、優先的な施設復旧と必要な支援を行う。

イ 重症度の判定（トリアージ）

傷病者は、次の3段階に区分され、それぞれの判定に応じた救命措置、応急措置を行う。

黒（Black Tag） カテゴリー0

死亡又は救命に現況以上の救命資機材・人員を必要とし救命不可能なもの。

赤（Red Tag） カテゴリーI

生命に関わる重篤な状態で一刻も早い処置が必要で救命の可能性のあるもの。

黄（Yellow Tag） カテゴリーII

今すぐに生命に関わる重篤な状態ではないが、早期に処置が必要なもの。

緑（Green Tag） カテゴリーIII

救急での搬送の必要がない軽症なもの。

※搬送や救命処置の優先順位は I → II → III → 0 となる。

情報を共有化し、情報の明確化を図る。

エ 精神医療

市は、地震被害における精神障がい者に対する保健及び医療サービスの確保と心的外傷後ストレス障害等の精神的不安に対する対応への協力を行う。

オ 難病患者への対応

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者をはじめ難病患者への対応は、特殊な医療を必要とするため、後方医療施設への相談、移送、大量の水の確保等適切な措置を講ずる。

カ 特定医療対策

地震によるライフラインの不通にともなう重病患者及び人工透析等特定の医療情報を必要とする患者へ、多様な情報媒体を活用し、情報提供と収集を行う。

第6節 被災地の救援活動計画

第1項 救護活動計画

□上下水道班 □指揮班
□衛生救護班 □出納経理班

第1項 救護活動計画

1 給水対策

(1) 実施責任者：上下水道班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第14節 給水計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 震災後の応急措置の内容

《水道施設の応急措置内容》

- ア 汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
- イ 取水、送水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- ウ 給水車等の応急給水方法の確保（使用不能の場合）
- エ 利用者への損害状況、注意事項等の広報
- オ 給水（場所、時間、方法）等に関する広報

(3) 応急給水の実施

あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。

給水対象人員を速やかに調査把握するとともに、水源地等の水源の確保に努める。

ア 給水に必要なポリ容器、バケツ（個人用）等給水容器の確保に努める。

イ 給水に要する給水車、輸送車両等が必要なときは、県及び隣接市町、民間業者等に対し応援を要請する。

ウ 使用可能な施設に仮設給水栓を設置し、応急給水を実施する。

エ 給水（場所、時間、方法）等に関する広報を行う。

2 食料供給、生活必需品等の確保

(1) 実施責任者：指揮班、衛生救護班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第15節 食料供給計画、第16節 生活必需品等供給計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 食料供給、生活必需品等の確保計画

ア 調達

市は、自ら調達した食料及び物資を被災者に対し、迅速かつ円滑に供給する。また、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県近隣市町及び災害時応援協定締結量販店に物資の調達を要請する。

イ 配分計画

市は、調達した食料及び物資について配分計画を作成し円滑な配分を行う。

ウ 配給拠点施設の確保

市は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食料の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、配給拠点施設を確保する。また、膨大な所要が発生する場合に備えて、2次保管拠点施設としての民間施設の活用を検討する。

エ 配給等に関する広報

被災状況に応じて、どのような物資が必要であるかを調べ、必要な品目を広報して供給を促す。また、配給（場所、時間、方法）等に関する広報を併せて行う。

3 民間団体等の活用

(1) 実施責任者：衛生救護班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第26節 ボランティア応急活用計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 災害ボランティアの受入れ

ア 災害ボランティアの要請

市は、県、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携し、災害ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、情報を示して災害ボランティアの参加や協力を求め、労務の提供を受ける。

イ 災害ボランティアの環境づくり

(ア) 災害ボランティアの活動は、あくまでも自主性を尊重するものとし、活動の方針決定や人員の派遣等の業務は、災害ボランティアセンターに委ねる。

(イ) 市災対本部は、災害ボランティアセンターが立ち上がるまでの間の支援及び活動しやすい環境づくりや活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

(3) ボランティアの活動支援内容

ア 災害ボランティアセンターの設置

社会福祉協議会は災害ボランティアセンターを設置し、被害状況や災害ボランティアのニーズ等に関する情報の提供を広く行う。また、災害ボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行う。

(ア) 市災対本部との連携による災害情報の収集及び提供

(イ) 災害ボランティアセンターの開設や運営の支援と連絡調整

- (ウ) ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- (エ) 県内外からのボランティアの登録と派遣
- (オ) 全国的支援組織やボランティア団体との連絡調整
- (カ) ボランティアニーズの把握及び情報提供
- (キ) ボランティアの受入れ、受付
- (ク) 活動に関する事前研修（活動形態、宿泊、内容等）
- (ケ) その他のボランティア組織ネットワークを形成し活動を支援
- (コ) パソコンやファクシミリ等を活用した情報提供

4 義援金品の受入れ計画

(1) 実施責任者：出納経理班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるもののほか、【一般災害対策編第3章第17節 義援金品配分計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 義援金品の受入れ

ア 義援物資の受入れ

市は、関係機関等の協力を得ながら、住民、企業等からの義援物資について、受入れの状況を把握し、そのリスト及び送り先を市災対本部並びに報道機関を通じて公表する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

被災地以外へは必要に応じ義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

イ 義援金の受入れ

義援金の使用については、義援金収集体と配分委員会を組織し、十分協議の上、定める。

第7節 被災地の応急活動計画

第1項	応急活動計画	<input type="checkbox"/> 技術班	<input type="checkbox"/> 指揮班
第2項	応急住宅対策	<input type="checkbox"/> 技術班	
第3項	防疫、清掃計画	<input type="checkbox"/> 衛生救護班	
第4項	公共施設対策	<input type="checkbox"/> 技術班 <input type="checkbox"/> 衛生救護班	<input type="checkbox"/> 上下水道班

第1項 応急活動計画

1 応急活動計画

(1) 実施責任者：指揮班、技術班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第19節 緊急輸送計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 震災後の応急措置の内容

市は、災害が発生した場合、被災者の避難及び災害応急対策に必要な人員、物資等を迅速かつ的確に輸送する緊急通行車両の運用等をあらかじめ定めておき、緊急輸送等の対策を充実する。

ア 被災状況調査、通行可能路線の確認

イ 交通規制による緊急通行車両の確認

ウ 応急復旧計画、輸送検討

(3) 緊急輸送対策の実施

ア 通行可能路線の確認

交通の確保や緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行う。

イ 緊急通行車両の確認

地震発生後、特に初期には、使用可能な交通及び輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があり、交通規制に対応した緊急通行車両の確認等の措置をとる。

事前に緊急通行車両の確認申請を受けた車両について、県又は県公安委員会から様式第1の証明書及び様式第2の標章の交付を受ける。

ウ 応急復旧実施

順次優先度を考慮して応急復旧のための集中的な人員、資機材の投入を図る。

第2項 応急住宅対策

1 応急住宅対策

(1) 実施責任者：技術班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第24節 応急仮設住宅提供等計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 震災後の応急措置の内容

- ア 被災建築物の調査の実施
- イ 危険度判定調査の実施
- ウ 応急住宅修理計画検討
- エ 仮設住宅提供計画検討

(3) 応急住宅対策の実施

ア 被災建築物の調査の実施

震災後の建築物調査は被害調査報告に基づき実施する。

イ 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物及び宅地が、余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、「応急危険度判定士」の協力を得て実施する。

(ア) 応急危険度判定士派遣要請

市は、余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

(イ) 応急危険度判定活動

応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（(財)日本建築防災協会・全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）」の判定基準に基づき行う。

ウ 二次災害防止のための応急措置

市は、被災建築物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

2 仮設住宅提供計画

(1) 実施責任者：技術班

(2) 応急仮設住宅の供与

市は、応急仮設住宅を提供する必要があるときは、災害発生後、避難者の健全な住民生活の早期確保を図るため、速やかに県と協議の上仮設住宅の提供を行う。また、被災者の入居手続等を円滑に行うとともに、生活再建についても十分配慮する。

ア 応急仮設住宅の供与

被災の規模、被災世帯等に応じ、応急仮設住宅の供与を実施する。

- (ア) 速やかに住宅被害状況を把握し、その応急復旧に努める。
- (イ) 応急仮設住宅の提供計画を立案し、住民に対して入居募集等の広報を行う。
- (ウ) 入居世帯数の不足に応じて、周辺市町の協力を得る。
- (エ) 入居後の生活再建策、要配慮者対策等を配慮した入居措置を検討する。

イ 建設資機材の調達

応急仮設住宅の提供や被災住宅の応急修理に伴い発生する建設資機材の供給は、県及びあらかじめ締結した建設業者等から必要に応じて調達する。

ウ 公的住宅空室のあっ旋

激甚な災害のため、応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、関係機関等への協力要請を行った上で、県や都市再生機構等が管理する公営住宅や公的住宅等並びに民間賃貸住宅の空室を被災者用応急住宅としての一時使用を要請する。

第3項 防疫、清掃計画

1 防疫、清掃計画

(1) 実施責任者：衛生救護班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章 第22節 障害物除去計画、第20節 防疫、清掃、食品衛生監視計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 防疫の実施

市は、あらかじめ定める計画及び知事の指導又は指示に基づき、県と協力して感染症患者の発生状況を的確に把握し、患者、保菌者の早期発見に努め、感染症の蔓延防止等適切な予防措置を講じるため防疫活動及び調査を実施する。

《防疫の応急措置内容》

- ア 予防教育及び広報活動の強化
- イ 清潔方法及び消毒方法の施行
- ウ ねずみ族等の駆除
- エ 避難所の衛生管理及び防疫指導

(3) 災害廃棄物処理の実施

ア 災害廃棄物処理計画

- (ア) 速やかに処理施設、関連施設の被害状況を把握し、処理施設の確保及び応急復旧に努める。
- (イ) 倒壊家屋等のがれきやごみの発生量を把握し、収集体制を確保する。

(ウ) ごみ収集及び処理計画を立案し、住民に対して「ごみ排出」に関する広報を行う。

(エ) 必要に応じて収集したごみは、周辺市町の協力を得て処理する。

(オ) その他所用の計画に基づいて実施する。

イ 実施方法

災害時に発生したごみは、住民の協力を得て収集するとともに、臨時集積所に一時集積し、委託業者と連携して収集処理に当たる。

ウ 臨時集積所：公共的な空地

臨時集積所は、環境衛生上の問題を考慮する。

第4項 公共施設対策

1 公共施設対策

(1) 実施責任者：技術班

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第3章第27節 公共土木施設対策計画、第28節 上水道、下水道施設災害対策計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(2) 道路、橋梁、その他の公共施設等対策

ア 施設被害の把握

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握し、迂回路の選定等により交通路の確保に努める。また、被害状況等については、県や関係機関等に報告する。

イ 緊急点検の実施

大規模地震発生後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する道路、橋梁、施設や設備等の緊急点検を実施する。

ウ 応急復旧

被害を受けた道路、橋梁、施設等は速やかに復旧体制を確立し、必要な措置をとる。

エ 住民への広報

被害を受けた道路、橋梁、施設等の情報は、その被害状況、二次災害の危険性、復旧の見込み等を看板や掲示板、広報車等により広報する。

オ 二次災害の防止

被害状況等を把握し、障害物の除去、二次災害の防止及び被災者生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

(ア) 水害、土砂災害対策

余震又は降雨等による二次的災害に備え、危険性が高いと判断された箇所については、住民に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等を行うとともに、速やかに適切な避難対策を実施する。

(イ) 建築物、構造物の倒壊

余震等による倒壊、部材の落下等の二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるため応急危険度判定を実施する。

2 上下水道施設対策

(1) 実施責任者：上下水道班、衛生救護班

(2) 上水道施設の応急対策

応急復旧工事は、管工事協同組合等の協力を得て実施する。ただし、被害の状況により近隣市町等に応援を要請する。

ア 初期の段階

復旧部隊の編成 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査） 監督員（工事監督、弁操作）

イ 第2段階

各近隣市町に工事支援を要請し対応する。

ウ 応急復旧工事の順序

(ア) 初期段階	a 仕切弁を止める。 b 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） c 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） d 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
(イ) 第2段階	a 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 b 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 c 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 d 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施のうえ、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）

エ 取水施設

取水施設の被災に対しては、あらかじめ必要な応急復旧用資機材により応急復旧を行う。

オ 送水施設

(ア) 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。

(イ) 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。

カ 送水ポンプ施設

ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。

(3) 汚水排水施設等の応急対策

ア 地震で被害を受けた施設等については、速やかに復旧する。

【 地震災害対策編 】
〈第6章 第7節 被災地の応急活動計画〉

イ トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要により、臨時の貯留場を設置し、あるいは共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

ウ 下水路等

下水路等の被害に対しては、下水路の疎通に支障のないように迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。

エ 浄化槽等

合併浄化槽等の処理機能が停止した場合、関連業者と連携し、処理施設等の早期復旧を図れるよう、必要な措置を検討する。

オ 二次災害の備え

特に、防護の必要のあるものに対しては、二次災害に備え、所要の資機材を調達し、応急復旧を行う。

第7章 地震災害復旧計画

第1節 災害復旧、復興計画

第1項	災害復興計画	<input type="checkbox"/> 都市計画課 <input type="checkbox"/> 安全安心まちづくり課
第2項	激甚災害に伴う措置	<input type="checkbox"/> 各課

第1項 災害復興計画

1 災害復興計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第4章 第1節 災害復旧事業の推進計画】を参照する。

(1) 復旧、復興の基本的方向

市は、県と連携し、被災の程度や住民の意向等を勘案し、早急に復旧、復興の基本的方向を定める。

ア 被害が比較的少なく、局地的な場合

原形復旧を原則とし、局地的な地域は、中・長期的な視点で災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

イ 被害が甚大で、広範囲な場合

原形復旧を目指すことが困難と予想され、災害に強い地域づくり等、中・長期的課題の解決を図る復興を目指す。

(2) 復興計画

市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。この際、災害対策本部は逐次縮小を検討する。

(3) 復興計画の策定

大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、市及び関係機関は諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

さらに、再度災害の発生防止と、より快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

ア 復興検討委員会の設置

学識経験者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される「復興検討委員会」を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

イ 復興計画

(ア) 市街地復興に関する計画の策定

(イ) 産業復興に関する計画の策定

(ウ) 生活復興に関する計画の策定

(エ) 事業手法

(オ) 財源確保

(カ) 推進体制に関する事項等について定める。

ウ 復興事業の実施

(ア) 被災市街地復興特別措置法上の手続

市は、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手順で行う。

(イ) 災害復興に関する専門部署を設置する。

(ウ) 災害復興に関する専門部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第2項 激甚災害に伴う措置

1 激甚災害に対処するための特別の財政援助

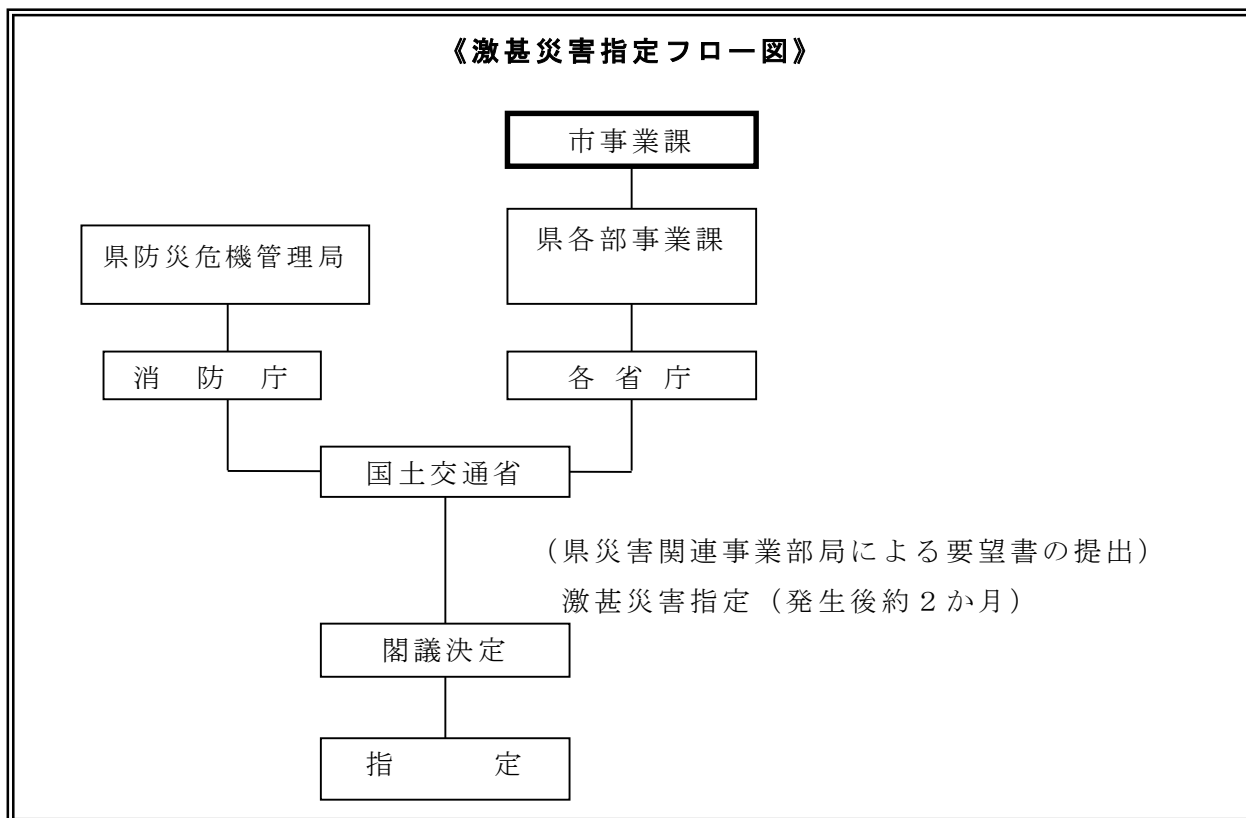
大規模な地震発生時における対策は、本項の定める他、【一般災害対策編 第4章 第1節 災害復旧事業の推進計画】を参照する。

(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等

各種法律に基づく予算の範囲内において、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）」等に基づき援助される。

ア 制度の概要

大規模な被害が発生した場合、激甚法による援助、助成等を受けて適切な復旧計画を実施する必要がある、激甚法指定の手続きについて定める。



イ 激甚法に定める基準

激甚災害については、次の二通りの指定基準がある。

(ア) 広域的(全国レベル)な「本激甚指定」

(イ) 市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定」

a 激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助嵩上げ等の特別財政援助が行われる。

b 指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧等、その基準別に個別に指定される。

(2) 市の実施内容

基本法に規定する著しく激甚である災害が発生した場合には、市は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ的確に実施できるようにする。

ア 県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

イ 災害の状況を速やかに調査し、県に報告する。

ウ 早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるようにする。

第2節 被災者の生活確保計画

第1項 被災者の生活確保計画

都市計画課

課税課、市民課

第1項 被災者の生活確保計画

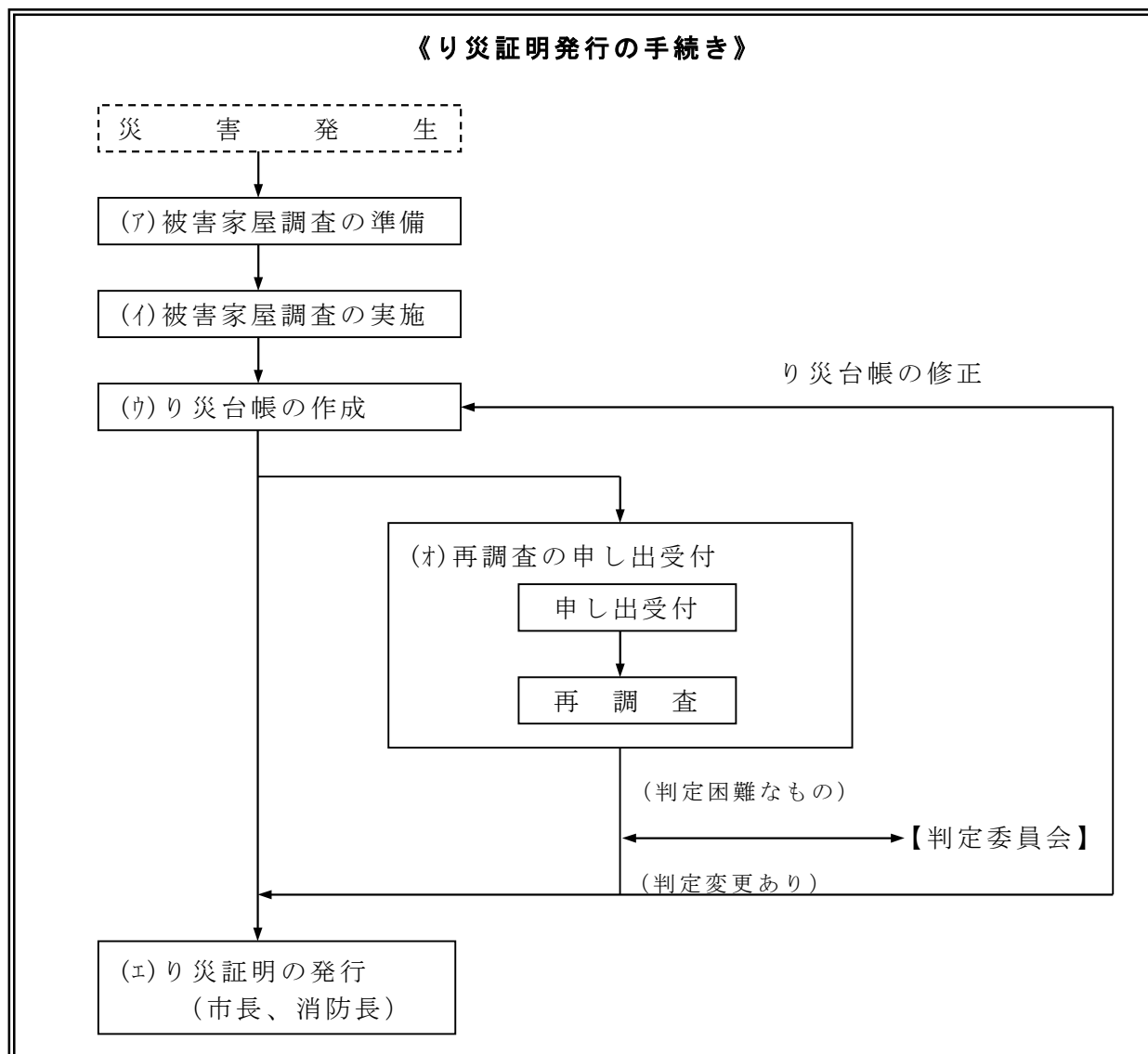
1 被災者の生活確保計画

大規模な地震発生時における対策は、本項の定めるほか、【一般災害対策編 第4章 第2節 被災者の生活確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(1) り災証明の発行

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする救助法による各種施策や市税の減免等を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、市長が確認できる程度の被害について証明する。

ア リ災証明の発行手続き



イ 被災家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、次の準備作業を実施する。

(ア) 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。

なお、職員のみでは対応できないと判断した場合は、県、近隣市町及び民間団体への協力を要請する。

(イ) 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。

(ウ) 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備するとともに車両等の手配を行う。

ウ 被災家屋調査の実施

(ア) 調査期間

初回被災家屋調査は、災害発生後努めて早期に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

(イ) 調査方法

被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。

エ リ災台帳の作成

固定資産税課税台帳を基に、リ災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、リ災台帳を作成する。

オ 再調査の申し出と再調査の実施

被災者は、リ災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3箇月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに必要に応じてリ災台帳を修正し、リ災証明書を発行する。

なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、市長が判定する。

カ リ災証明に関する広報

リ災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、リ災証明に関する相談窓口を設置すると共に広報紙等により被災者への周知を図る。

(2) 生活確保資金の融資等

大規模な地震発生時における対策は、本項に定めるもののほか、【一般災害対策編 第4章第2節 被災者の生活確保計画】を参照する。特に、次の事項に関する措置を講じ、万全を期する。

(3) 被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく措置

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等により自立して生活を再建する事が困難な者に対し、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援する。

第8章 原子力災害対策計画

第1節 総則

第1項 総則

指揮班

第1項 総則

1 原子力災害重点区域等の範囲等

原子力災害対処重点区域の範囲は、緊急防護措置を準備する区域（UPZ（Urgent Protective action Planning Zone））を踏まえて定められるものであり、福岡県においては、玄海原子力発電所からおおむね半径30kmの円内とし、対象市町村は、この地域を含む糸島市とされている。

ただし、放射線物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けることから、放射線量の実測値を運用上の介入レベル（OIL（Operational Intervention Level）ただし、放出された放射線核種組成が明確になった時点で初期設定値が改定された場合は改定後の値によるものとする。）に照らし合わせ、その他の市町村として県が実施する必要な防護処置に協力するとともに、避難者の受入れを行う場合に備え、市における情報伝達・広報活動、避難者の受入れ等について検討する。

2 その他の市町村として処理すべき事務又は業務の大綱

- (1) 原子力災害に関する知識の普及と啓発
- (2) 教育及び訓練の実施
- (3) 災害状況の把握及び情報提供
- (4) 緊急時モニタリングへの協力
- (5) 糸島市民住民などの避難受入に関する協力
- (6) 住民などへの汚染飲料水・飲食物の摂取制限
- (7) 住民などへの汚染農林水産物などの出荷制限など
- (8) 原子力災害医療への協力
- (9) 放射性物質による汚染の除去
- (10) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (11) 各種制限処置の解除
- (12) 損害賠償の請求などに必要な資料の整備
- (13) 情報が伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減
- (14) 文教対策
- (15) 災害時における避難経路及び輸送経路の確保

第2節 原子力災害事前対策

第1項 効果的な応急対策活動のための 事前対策	□指揮班
第2項 市民などの防災力の向上	

第1項 効果的な応急対策活動のための事前対策

1 即応態勢の整備

原子力災害時に応急活動を効果的に行うため、あらかじめ災害警戒本部や災害対策本部の組織編成等を定めるなど即応態勢の整備を図る。

具体的な計画については、第3節第2項に記載する。

2 情報収集・伝達体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

ア 情報の収集・連絡に当たる要員の指定

迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を図るため、必要により対象地域における情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定するなどの体制の整備を図る。

(2) 通信手段の確保

ア 災害用伝言サービスの活用促進

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地域内の家族・親戚・知人などの安否を確認できる情報通信手段である西日本電信電話株式会社などの通信各社が提供する「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

3 広域防災体制の整備

(1) 広域な応援協力体制の整備

緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、必要により、糸島市と応援協定を締結するなどあらかじめ必要な調整を行う。

4 モニタリング体制の整備

(1) 関係機関との協力体制の整備

原子力事業者及びその他モニタリング関係機関と、合同研修及び訓練などを通して、測定技術の向上に努めるとともに緊密な連携を図る。

5 市民などへの情報提供体制の整備

(1) 情報項目の整理

情報収集事態及び警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて市民などに提供すべき情報の項目について整理しておく。

(2) 住民相談窓口の設置など

住民からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置などについて、事故の状況に応じて必要な対応を考慮しつつ、24時間受付体制をとることも含めてあらかじめその方法、体制などについて定めておく。

(3) 多様なメディアの活用体制の整備

ホームページ、CATVなどの多様な活用体制の整備に努める。

6 緊急輸送活動体制の整備

道路管理緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図る。

7 避難受入れ活動体制の整備

(1) 指定避難所などの整備

学校などの公共的施設を対象に、その管理者の同意を得て、指定避難所などとしてあらかじめ指定する。

(2) 指定避難所などへの避難方法などの周知

避難者を受け入れる指定避難所などへの避難方法について、日頃から住民などへの周知徹底に努める。

8 飲料水、飲食物の摂取制限などに関する体制の整備

(1) 飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民などへの供給体制の確保
県が飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合に備えて、住民などへの飲料水、飲食物の供給体制をあらかじめ定めるよう努める。

9 防災業務関係者への研修

(1) 関係省庁などが実施する原子力防災に関する研修に防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、防災知識の習得、防災技術の習熟を図る。

10 核燃料物質等の運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場所）に対する防災体制の整備

事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の主体的な指導のもと、必要な措置を実施するための体制を整備する。

第2項 市民などの防災力の向上

1 原子力防災に関する知識の普及・啓発

- (1) 平常時から市民などの原子力災害に対する意識の向上を図るため、次に掲げる事項について継続的な広報活動を実施する。
- (2) 防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者や被爆者による健康リスクが高い青少年への普及・啓発が図られるよう努める。
 - ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - イ 原子力施設の概要に関すること
 - ウ 原子力災害とその特性に関すること
 - エ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - オ 緊急時に県や国などが講じる対策の内容に関すること
 - カ 屋内退避や避難等に関すること
 - キ 緊急時にとるべき行動及び留意事項に関すること
 - ク 放射性物質による汚染の除去に関すること
 - ケ 放射性物質により汚染され、又はそのおそれのあるものの処理に関すること

第3節 原子力災害応急対策

第1項 原子力災害応急対策の概要

第2項 活動体制の確立

第3項 応急活動体制の実施

□ 指揮班

第1項 災害応急対策の概要

本章は、玄海原子力発電所において、放射性物質が漏えいした場合において、市民の身体及び生命を保護するため、県等の関係機関と協力し実施することを中心に定めているが、これ以外の場合であっても原子力災害対応上必要と認められるときは本章に定めた対策に準じて対応するものとする。

第2項 活動体制の確立

1 即応体制の確立

原子力災害に際して、速やかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立及び情報の収集・連絡体制の確立など必要な処置をとるとともに、県等との密接な連携を図り、対象地域において避難等のための立ち退きの指示等が出され本市が避難先となる場合の指定避難所などの設置及び避難者の誘導など必要な支援を行うため、災害対策本部などを設置して活動体制を確立する。

2 災害警戒本部又は災害対策本部の設置基準

(1) 災害警戒本部の設置基準

- ア 県から特定事象発生の連絡を受けたとき。
- イ 県が災害警戒本部を設置したとき。
- ウ その他市長が必要と認めるとき。

(2) 災害対策本部の設置基準

- ア 放射性物質が市に及ぶおそれがあるとき。
- イ その他市長が必要と認めるとき。

3 各班の事務分掌

(1) 指揮班

原子力防災に関する知識の普及と啓発
教育及び訓練の実施
状況の把握及び伝達

- (2) 情報連絡班
対象地域及び県緊急モニタリング本部からの情報収集及び情報提供
情報の風評被害による影響の軽減
- (3) 出納経理班
損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (4) 技術班
放射性物質による汚染の除去
- (5) 上下水道班
浄水場等の被害情報調査及び応急措置
汚染飲料水対策
- (6) 衛生救護班
広域避難民等の受け入れに係る協力
避難所の開設（鉄筋コンクリート施設等の活用に留意する。）
市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限
放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (7) 農林商工班
市民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- (8) 教育施設班
文教対策
- (9) 作業班・予備班
指揮班の指示により各班の支援活動を実施
- (10) 消防本部
緊急時のモニタリングの協力
放射性物質の定点、定期観測
避難退域時検査及び簡易検査への協力

第3項 応急対策活動の実施

1 情報収集・伝達

事態発生情報などの連絡

(1) 警戒事態発生の情報連絡

県から警戒事態の発生を覚知したことについて連絡を受けるとともに県民への情報提供を把握する。

(2) 施設敷地緊急事態発生の情報連絡など

県から警戒事態の発生を覚知したことについて連絡を受けるとともに連絡体制の確立などの必要な体制をとる。

2 緊急モニタリング活動

県の作成する「緊急時モニタリング計画」などに基づき実施する。

3 市民などへの的確な情報提供活動

(1) 市民などへの情報提供活動

ア 市民などへの広報

あらゆる手段を用いて、次の事項について情報提供活動を実施する。

(ア) 事故・災害などの概況（モニタリング結果を含む）

(イ) 災害応急対策の実施状況

(ウ) 避難住民を受け入れる場合、避難住民などの受け入れを行う旨及び車両の運転を控えるなど避難を円滑に行うための協力の呼びかけ

(エ) 無用の被爆を避けるための対処方法

イ 広報内容及び要配慮者への配慮

市民などのニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時のモニタリング結果など）、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関に関する情報、県などが講じている施策に関する情報及び交通規制など市民などに役立つ正確かつきめ細かな情報を提供する。

ウ 多様な情報提供手段の活用

安否情報、交通情報及び各種問い合わせ先など市民が随時入手したいという情報を、ホームページなどを活用し、情報提供に努める。

(2) 誤情報の拡散への対処

ホームページなどの情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表するなど誤情報の拡散抑制に努める。

(3) 市民からの問い合わせに対する対応

速やかに市民などからの問い合わせに対応するため、専用回線を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制確立に努める。当該窓口は、事項の状況を考慮し、必要に応じて24時間受付体制等の対応を実施する。

また、市民などのニーズを見極め、情報の収集・整理を行うとともに、状況に応じた質疑応答集を作成し、住民相談窓口に備えおくよう努める。

4 原子力災害医療活動

指定避難所などにおける住民などの健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査などの原子力災害医療に協力する。

安定ヨウ素剤の服用については、原則として国の判断に基づき、医師の関与の下で、県が、住民などに対し安定ヨウ素剤を配布するとともに服用を指示する。

5 屋内退避、避難等の防護措置

避難等及びその指示等の実行を上げるための措置

(1) 避難方法

原子力災害時において迅速に避難等を実施するためには、自動車による避難等が効果的であることから、避難等に当たっては、自家用車を利用することとし、その場合は、努めて乗り合いによる。また、県が確保するバス事業者などの車両を利用して行われる。

(2) 避難誘導など

避難住民などの受入れを行う場合は、主要避難経路から指定避難所などへの進入路に誘導員を配置するなど避難等が円滑に実施されるための協力を行う。

6 飲料水、飲食物の摂取制限など

(1) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限

国の指導・助言、指示若しくは国の指示などに基づく県の指導・助言、指示又は放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染飲料水（水道水を除く）の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限など必要な措置を講じる。

また、水道水については、国の指導・助言、指示若しくは国の指示などに基づく県の指導・助言、指示又は放射線物質による汚染状況調査に基づき、他の水道水源への振替、摂取制限など必要な措置を講じる。

この際、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の出荷制限及び摂取制限などの措置の内容について、市民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

(2) 飲料水、飲食物の汚染状況調査

県及び国から放射性物質による汚染状況調査の要請があった場合、指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準を踏まえ、飲料水の調査・検査を実施する。また、食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況調査に協力する。

(3) 農林水産物などの採取及び出荷制限

農林水産物などの生産者、出荷機関及び市場の責任者などに対し、県からの指示内容について周知するとともに、県が指示する次の措置を講じるよう指示する。

ア 農作物の作付け制限

イ 農林水産物などの収穫、漁獲の禁止

ウ 農林水産物などの出荷制限

エ 肥料・土壌改良資材・培土及び資料の施用・使用・生産・流通制限

オ その他必要な措置

また、指示した措置の内容について、市民などへの周知徹底及び注意喚起に努める。

(4) 飲料水、飲食物の供給

飲料水、飲食物の摂取制限などの措置を指示したときは、必要に応じて中間市地域防災計画に基づいて、住民などへの応急給水などの措置を講じる。

(5) 飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限の解除

〇 I L 及び食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言、指示又は国の指示な

どに基づく県の指導・助言、指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物などの採取及び出荷制限を解除する。

7 文教対策の実施

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校等という。」）は、原子力災害における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努める。

（1）生徒等の安全確保措置

ア 臨時休校などの措置

学校等は、原子力災害が発生したときには、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校などの措置をとるものとする。

イ 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行った上で、地域の見守り隊などとの連携を図り、通学経路の変更、集団登下校などの措置をとるものとする。

ウ 野外活動制限などの措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、必要に応じ、校庭・園庭などでの屋外活動制限などの措置をとるものとする。

（2）学校施設の被害状況の把握、応急復旧

ア 公立の学校等やその通学路などの汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に関係機関と連携し、放射性物質の除去（除染）に努める。

（3）応急教育の実施

本市並びに学校等は、原子力災害により学校施設などが被災した場合、又は指定避難所などに避難者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施する。

避難者を受け入れていても、できるだけ早く授業再開ができるように努める。

ア 応急教育の実施場所

- 第1順位 地域内の小・中学校及び高等学校
- 第2順位 地域内の幼稚園、公民館、集会場等の公共施設
- 第3順位 地域外の学校又は公民館等の公共施設
- 第4順位 応急仮設校舎の建設

イ 応急教育の方法

生徒等、保護者及び教職員の安否を把握するとともに、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

教職員を動員し、できるだけ早く授業再開に努めるとともに応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者等に周知徹底する。また、生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部事業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努めるとともに生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

ウ 教職員の確保

原子力災害による教職員の人的被害が大きく教育の実施に支障がある場合は、学校の教職員の応援を求めるとともに、講師などの任用により教職員の確保に努める。

エ 学用品の調達、給与

(ア) 教科書

災害救助法に基づく教科書の給与は、住家の被害などにより教科書を喪失又ははき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）並びに高等学校生徒（高等医学校（定時制の過程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して行うものであり、生徒等の学習に支障を生じないように迅速に行う。

(イ) 教科書以外の学用品など

災害救助法が適用された地域で、住家の被害などにより学用品を喪失又ははき損し、就学上支障のある小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む）及び中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む）並びに高等学校生徒（高等医学校（定時制の過程及び通信制の課程を含む）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。）に対して、必要な学用品を支給する。

[支給の対象品となる学用品]

a 教材

当該小・中学校において有効適切なものとして使用されている教科書以外の教材（準教科書、一クブックなど）で教育委員会に届出又は承認を受けているものただし、公立小・中学校以外の小・中学校については、公立小・中学校が使用している教材に準じる。

b 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、定規類

c 通学用品

運動靴、体育着、傘、カバン、長靴類

オ 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、本市などと連絡を取り必要な処置を講じる。

学校給食施設が避難者炊き出し用に利用される場合は、調整を円滑に行い給食の実施に努める。

カ 保健衛生の確保

学校等は、本市等と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の浄化、感染症の予防措置などを講じる。

また、必要に応じ、被災者生徒等に対し、健康診断、心の相談を実施し、保健衛生の確保に努める。

(4) 指定避難所となる場合の対応

公立の学校等は、本市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、指定避難所を開設し、学校の防災体制の役割分担により、あらかじめ指定された職員が、避難住民などの受入れをはじめとした指定避難所などの運営を支援するものとする。

指定避難所などを開設した場合は、速やかに開設・受入れなどの状況を本市及び教育委員会へ報告する。

8 核燃料物質などの運搬中の事故（福岡県が管轄する場所で事象が発生した場合）に対する迅速かつ的確な応急対策

事象が管轄区域内に発生した場合は、県と相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難の指示など必要な措置を講じる。

第4節 原子力災害復旧対策

第1項 被災者の生活再建等の支援

□指揮班

第1項 被災者の生活再建等の支援

1 放射性物質による汚染の除去

原子力災害が発生した場合、放射性物質による汚染が生じることもあることから、住民などの被ばく線量を軽減するため、県及び関係機関等と連携して放射性物質の除去（除染）に努める。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、農用地及び森林などの対象の中から、人の健康保護の観点から地域を選別し、優先的に実施する。また、これらの地域の中でも、特に、成人に比べて放射線の影響を受けやすい妊産婦及び子供などの生活環境については、優先的に除染する。

この際、原子力事業者に、除染に必要な防災敷材の貸与及び原子力防災要員の派遣を要請する。

避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染を行うに当たっては、国、県や原子力事業者とも連携の上、国が策定した「除染関係ガイドライン」（平成25年5月 環境省）を参考に実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国、県などの関係機関の指示に基づいて実施する。

2 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

国の指導のもと、県及び関係機関等が連携して行う原子力災害及び除染に伴い発生した放射線物質の付着した廃棄物及び土壌の処理に関して、本市は収集、運搬、一時保管など必要な協力を行う。

放射線物質の付着した廃棄物及び土壌の収集、運搬及び一時的な保管に当たっては、飛散流出防止措置、モニタリングの実施、放射物質の付着した廃棄物及び土壌の量並びに運搬先などの記録、周辺住民の健康保護及び生活環境保全への配慮に関し、必要な措置をとる。

この際、住民、事業者に対して、放射線物質の付着により摂取制限、出荷制限などの対象になった飲食物・農林水産物などの廃棄物や除染により発生した放射性物質の付着した土壌の取り扱いについて周知徹底し、適切に取り扱うように協力を求めるとともに国に対し早期に放射物質の付着した廃棄物及び土壌の処理を行う施設を確保し、一時的な保管場所から搬送するように要請する。

3 各種制限処置の解除

緊急モニタリング等の調査、国の判断・指示、県からの指示等を踏まえて、関係機関に、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を指示するとともに、実施状況を把握する。

4 モニタリングへの協力

原子力緊急事態解除宣言後、県が関係機関等と協力して行うモニタリングに協力する。

5 災害地域住民などに係る記録の作成及び相談窓口の設置など

(1) 影響調査の実施

必要に応じ、庁舎などに相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査する。

(2) 災害対策措置状況の記録

被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び事後対策措置を記録しておく。

6 情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）の影響の軽減

原子力災害が発生した場合、国内外において農林水産業及び観光業などにおける情報伝達不足による混乱や避難先でのいじめ問題などの人権侵害が生じるおそれがあることから、原子力災害による「情報が十分伝わらないことによる混乱（いわゆる風評被害）」の影響を軽減するため、農林水産物、加工品、工業製品などの適正な流通促進、観光地の安全性アピール及び避難先でのいじめなど人権侵害の防止などに関する情報提供・広報活動を実施する。

7 被災中小企業などに対する支援

県等と連携して、必要に応じ、復旧のための資金が金融機関から被災農林水産業者又は被災農林水産業者が組織する団体へ円滑に融資されるよう支援する。

8 心身の健康相談体制の整備

原子力災害が発生した場合に、住民の放射線被ばくに関する不安への対応のため、心身の健康に関する相談体制を整備するとともに県等が実施する住民の被ばく線量の把握及び住民を対象とした長期間の健康調査に協力する。

この際、放射線の影響を受けやすい妊産婦や子供などに十分配慮する。

第5節 複合災害対策

第1項 複合災害事前対策
第2項 複合災害応急対策

□指揮班

第1項 複合災害事前対策

1 複合災害事前対策実施に当たっての基本的考え方

中間市地域防災計画に定めるところによる他、複合災害の発生も考慮に入れた対策（要員及び資器材の不足に備えた広域的な応援体制や民間団体などとの連携・協力関係の整備・充実など）に努めるものとする。

2 複合災害事前対策に係る留意点

県及び関係機関等と連携し、複合災害時に住民などがとるべき行動について普及・啓発活動を行う。この際、要配慮者への普及・啓発が図られるよう努める。

第2項 複合災害応急対策

1 複合災害応急対策実施に当たっての基本的考え方

中間市地域防災計画に定めるところによる他、複合災害時には、一つの災害が収まった後にも別の災害が継続した状況になることも想定されるため、災害対応が可能な施設の確保に努め、複合災害応急対策に当たることを基本とする。

複合災害応急対策の実施に当たっては、発生したそれぞれの災害の程度や被害の度合い、その進展に鑑み、命を守る観点からの対策を優先して行うことを基本的な判断基準とするが、複合災害時には単一の災害時に比べ、より情報と人的資源が不足した状況となり、対応が困難となることが想定されるため、単一の災害時以上に情報収集及び情報共有に努めるものとする。

2 活動体制

複合災害時において、その責務及び処理すべき業務を遂行するため、災害対策本部などを設置し、必要な職員を動員配備することにより迅速に活動体制を整備する。

なお、複合災害における災害対策本部などの設置基準、配備態勢、職員の参集基準及びその際の基本的な事項は、中間市地域防災計画に準じるものとする。

3 複合災害応急対策活動に係る留意点

(1) 情報の収集・連絡

県及び関係機関等から避難経路及び避難施設に係る被災情報などを早急かつ的確に把握するとともに情報共有を図る。

(2) 市民などへの情報提供、相談体制に係る留意点

自然災害による情報提供手段の喪失、広報が伝わりにくくなること、又は広報車の走行に支障をきたすことが予想されるときは、市民などの不安解消や混乱の防止のため、相談窓口の増設やあらゆる媒体を活用した広報の回数増加などにより、被災状況などに関する広報に努める。

(3) 指定避難所における留意点

避難の長期化における衛生環境の維持、愛護動物の保護などについて、対策を実施する。

(4) 防災設備・機材の損壊時の対応に代わる留意点

医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害により、必要な要因又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合には、県内市町村及び関係機関又は応援機関等の協力を得て、その体制の確保を図る。

(5) 緊急輸送活動

収集した情報に基づき、道路の遮断や障害物による道路の減少などが想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替となる輸送経路又は啓開作業による輸送経路の確保に努める。

